



2023年度 第48回

資生堂児童福祉 海外研修報告書

～ニュージーランド児童福祉レポート

第48回 (2023年度)
資生堂児童福祉海外研修報告書
ニュージーランド (ウェリントン、オークランド、ハミルトン)



第 48 回 資生堂児童福祉海外研修結団式 2023 年 9 月 25 日・資生堂本社汐留オフィス

資生堂子ども財団 田中 鈴木美希 山口 田畑 石田 阪本 鈴木聡美 作田 西村 浅野 資生堂子ども財団

子どもの虹情報研修センター
中垣特別講師

国立武蔵野学院
河尻団長

こども家庭庁
霜社会的養護専門官

資生堂子ども財団
塩島理事長

全国児童養護施設協議会
桑原会長

全国社会福祉協議会
吉村児童福祉部長

資生堂子ども財団
白石事務局長(研修時)

CONTENTS

第48回資生堂児童福祉海外研修実施要領	1
あいさつ 第48回資生堂児童福祉海外研修報告書に寄せて 全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修	2
研修スケジュール	3
研修団紹介	4
事務局報告 資生堂子ども財団 常務理事兼事務局長(研修当時) 白岩 哲明	6
訪問国の概況	7

第I章 ニュージーランドの児童福祉

●ニュージーランドの子ども家庭福祉から見てきたもの

第48回研修団長 国立武蔵野学院 院長

河尻 恵

1. はじめに	14
2. ニュージーランドの子ども家庭福祉の背景	
(1) 歴史的背景	14
(2) 政治的背景	15
3. ニュージーランドの子ども家庭福祉の実践と考察	
(1) オランガタマリキ(政府組織)とNGO(非政府組織)の関係	15
(2) 監査機関による成果評価	16
(3) 早期支援、家族支援	17
(4) 少年司法(ユースジャスティス)	17
(5) 子どもアドボカシーとフロントライン・ワーカーのアドボカシー	19
4. ニュージーランドにおけるマオリへの対応から見てきたもの～まとめにかえて～	20

●謙虚に模索を続ける国ニュージーランド ～一人ひとりの気持ちを大切にする制度への挑戦～

第48回研修特別講師 子どもの虹情報研修センター 研修部長

中垣 真通

1. はじめに	21
2. 全国ケア基準(National Care Standards)	
(1) 規定する内容	21
(2) 策定の経緯	21
(3) 子どもたちから見た全国ケア基準の意味	22
(4) ケア内容の基準	22
(5) 用語解釈に見る施策の骨子	24
3. ソーシャルワークの流れ	
(1) 相談記録段階(Contact records phase)	25
(2) 受理段階(Intake phase)	26
(3) 調査段階(Investigation phase)	26
(4) 介入段階(Intervention phase)	28
(5) 所感	28
4. まとめ	29

第Ⅱ章 研修視察報告（視察先の英語表記は割愛）

• オランガタマリキ-子ども省	32
<コラム>マオリ伝統の歓迎～Pōwhiri/Mihi whakatau～ & ホンギ (Hongi)	47
<コラム>マナアキタンガ & つながりを見つける	48
• マナモコプナ-子ども若者コミッション 全ての子どものための監査機関	49
• ヴォイス-ファカロンゴマイ 子どもの声を聴く・つなぐ NGO	53
<コラム>羊より車が多い!?	62
• トウルキヘルスケア ファミリースタートプログラム 保健と福祉の融合	63
<コラム>ニュージーランドの母子手帳	66
• オープンホーム財団 キリスト教系 NGO	67
• エマージ アオテアロア 多機能型 NGO	71
<コラム>「モアナと伝説の海」から読み解くアオテアロア	75
• バーナードスニュージーランド 歴史ある世界的 NGO	76
• キア プアワイ 西洋のアプローチとマオリ文化の融合	82
<コラム>トランジションサポート（移行支援）	88
• グレンモア・ライトハウス キア プアワイ短期入所施設	89
<コラム>伝統の歌がまさかの	91
<コラム>ニュージーランドの働き方	92
• Julie Carter さん 里親として 大きな家族を目指して	93
• チャイルドマターズ 児童保護に関わる研修機関	100
• ブルーライト 青少年の犯罪予防・健全育成機関	105
• ワイラウ・インターミディエイトスクール 中学校	108
<コラム>学校における文化や貧困の影響	111
<コラム> Whakapapa って奥が深い	112
<コラム> mana	113

第Ⅲ章 研修からの学び

• 子育てを社会全体のものとするために 阪本 博美	115
• ルーツ 作田 惇人	116
• 真の伴走者を目指して 鈴木 聡美	117
• 「やりがい」の芽吹く職場を目指して 鈴木 美希	118
• ニュージーランドの里親制度が教えてくれたこと 山口 瞳	119
• 母子生活支援施設の高機能化・多機能化について～視察研修からの手がかかり～ 田畑 淳美	120
• 祈り、願い／ふるさと 石田 三紀子	121
<コラム>反省、そして感謝	122
• 職員にとってのウェルビーイング～安心・安全の観点から～ 西村 岳人	123
<コラム>ファナウ（大家族）のような養護～団長の妄想～	124

マオリ語・サモア語 辞典／索引	125
参考文献／ホームページ（訪問国の概況、訪問地の紹介）	129
第48回（2023年度）資生堂児童福祉海外研修メンバー	130
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧	131
編集後記	135

第48回資生堂児童福祉海外研修実施要領

- 1. 目的** 児童福祉に携わる施設職員に対して、世界各国の児童福祉の最新事情、特に児童保護および社会的養護の仕組みや推進体制、児童福祉施設の形態や機能および児童福祉研究に関する最新の知識を学ぶ機会を提供する。訪問国の人々との専門性を介した対話を通じて研修参加者の視野や見識を広め、活動の質的向上と強化を図ることと併せ、職員同士の連帯感を醸成し、将来、児童福祉分野の中核で活躍できる人材の育成を図る。
- 2. 主催** 公益財団法人 資生堂子ども財団
- 3. 後援** こども家庭庁、社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- 4. 協力** 子どもの虹情報研修センター
- 5. 研修国** ニュージーランド（ウェリントン、オークランド）
- 6. 研修日程と研修形態**
- | | | |
|------|--------------------------------------|--|
| 事前研修 | 9月24日(日)～25日(月) 於：資生堂本社汐留オフィス（東京都港区） | |
| 海外研修 | 渡航研修 | 11月 3日(金) 成田空港近隣ホテル集合
11月 4日(土) 成田発、11月5日(日) ウェリントン着
11月 6日(月)～10日(金) 視察研修
11月11日(土) オークランド発、成田着、解散 |
| | リモート研修 | 11月20日(月) 受講場所：自宅または自身の勤務先 |
| | 事後研修 | 12月2日(土)～3日(日) 於：資生堂本社汐留オフィス（東京都港区） |
| | | |
- 7. 研修テーマ** ニュージーランド（以下、NZ）では、2017年、児童保護の政策策定と実施を担う子ども若者家族サービス局（Child Youth and Family）が官民の機関横断プログラム（Children's Action Plan Directorate）と統合するかたちで子ども省（Oranga Tamariki -Ministry for Children）が設立された。子ども省は、「全ての子どもが、家族（whānau）、一族・サブ部族（hapū）、部族（iwi）によって安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられている」をビジョンとし、早期支援と家族がともに暮らせるための継続的サポートを行い、世代間の負の連鎖からの脱却を目指している。そのため子ども省設立後4年計画で、「子ども中心のシステム」、「マオリの子どもへの積極的な支援の取り組み」、「投資的なアプローチ」、「戦略的なパートナーシップ」、「専門的な実践の枠組み」、「国民の参画」を基軸に、ウェルビーイングに重大な危害を被るおそれがある子どもと、犯罪に関わる子どもを対象にした支援システムを再構築した。研修においては、新たな子ども省のもとで再構築された児童家庭福祉システムとその実践における現状と課題、今後の方向性を学ぶ。特に、①家族と子どもの問題の早期、予防的支援の具体的展開、②児童保護システムと少年司法システムとの関係、③マオリ族の養育文化を基盤に生まれた“ファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）”の現在、④連携パートナー間の情報共有のあり方、⑤当事者の声を政策に反映させる権利擁護の取り組み、⑥子どもと家族への支援を行う専門家の養成と継続的な育成を研修のポイントとする。日本では、2023年4月にこども家庭庁が発足し、2023年秋の閣議決定を目指して今後の子ども施策の基本方針等を定める「こども大綱」の策定が進められている。日本に先んじて省庁再編を行い、戦略的に児童家庭福祉システムとサービスを改革したニュージーランドの動向から日本の将来像を具体的に考え、一人ひとりの子どもとその家庭のニーズに合った支援を実現するために児童福祉施設が担う役割について議論する。
- 8. 研修団メンバー** 10名（団長、特別講師、団員8名）
- 9. 推薦要件**
- (1) 過去に他財団、団体の主催する同種の海外研修に参加していない方
 - (2) 職務経験年数が5年以上の実務者（施設長は対象外）で、2023年4月1日現在の年齢が42歳以下の方
 - (3) 今回の研修テーマについて高い関心を持ち、強い意欲と責任感のある方
 - (4) 長期にわたって児童福祉に貢献する意欲がある方
 - (5) 心身ともに健康で、団体での行動に耐えられる方
 - (6) 研修の全日程に参加でき、当財団が定める感染対策の内容に合意し、順守できる方
- 10. 選考方法** 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国児童家庭支援センター協議会等関連団体の推薦にもとづき、資生堂児童福祉海外研修選考委員会の審査により決定する。
- 11. 研修報告書の作成及び発表**
- (1) 2024年3月末までに報告書を作成する。団員全員が報告書原稿を作成し、団員の中から選任された報告書編集委員が複数回の会議に参加し編集を行う。
 - (2) 研修団全員出席のもと、こども家庭庁において研修報告を行う。
 - (3) それぞれの施設協議会等が主催する研修会等において研修報告を行う。

「公益財団法人資生堂子ども財団」主催の第48回資生堂児童福祉海外研修が本年も開催され、ニュージーランド（ウェリントン、オークランド）を研修国として、我が国の児童福祉施設に従事する職員に貴重な学習の機会を与えていただきました。

ご承知のように本研修は、世界に目を向けて児童福祉の最新情報や児童福祉研究に関する知識等を学ぶ機会を提供することによって、視野や見識を広めるとともに福祉活動の質的向上と強化を図ることを目的として、資生堂子ども財団が長年にわたって実施されているものです。児童福祉施設関係者にとっては、職員誰もが参加を願う研修事業として定着しており、参加者個人だけではなく我が国の児童福祉の発展に多大なる貢献をいただいております。ここに謹んで厚く御礼を申し上げます。

今回研修国となったニュージーランドでは、2017年に児童保護の政策策定と実施を担う子ども若者家族サービス局と官民の機関横断プログラムとが統合するかたちで「子ども省」が設置されました。それによって新たに再構築された児童家庭福祉システムとその実践を踏まえた現状と課題、そして今後の方向性を学ぶことに本研修の主眼はおかれています。我が国では、2016年の改正児童福祉法によって《全ての子どもたち》の最善の利益を目指す方向で2023年に「こども家庭庁」が発足しました。その意味では、時宜を得た研修内容であるとともに、その機会を得た団員各位にとっては貴重な学習の機会になったことと思います。

各国では、その国に生まれ維持されてきた制度・政策も時代とともにそのニーズに沿ったものに姿を変えながら、維持されてきています。時代の変化や状況に対する課題に常に質を求める姿勢（日常的な関心）がなければ、感性を備えた発想や提言など生まれませ

ん。その国の文化を知り尽くした専門家たちによって目指す理念や質は担保されていくものですが、我が国では専門家といわれる方々でさえ、必ずしも児童福祉施設の今に理解があるわけではありません。これまでもそうであったように、現場に携わる私どもこそが確かな気持ちをもって歩んでいくことが肝要かと考えています。

本研修は、他国に学ぶことに意義を求めています。他国の制度や仕組みに関心を持ちながら自国のそれに照らし合わせて考える研修体験は、手短かに個人で獲得できるものではありません。私どもには、その体験を糧として実践者の立場から、制度や仕組みを生きたものにするための役割を与えられているように思うのです。私は、何をやる人なのか。今後に向けて何をやらんとしているのか。実践者として主体性をもって本研修を振り返っていただくことで、本研修はさらに意義あるものになるのではないのでしょうか。

最後になりましたが、公益財団法人資生堂子ども財団塩島義浩理事長様をはじめ財団事務局の皆様には、準備段階から研修終了まで長期間にわたって団員のサポートをお世話になりましたこと深く感謝申し上げます。こうして長年にわたり本研修を主催していただき、多数の研修生の育成と我が国の児童福祉の向上に寄与されておりますことにあらためて御礼を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

研修スケジュール

	場所	日時	研修内容（視察先）
渡航研修	成田	11月3日(金)	15:00-15:45 集合、研修開始（事前課題発表）
		11月4日(土)	8:30-11:00 事前課題発表、研修準備
			18:30 ニュージーランドへ（NZ90 便）
	オークランド	11月5日(日)	9:05 オークランド到着、国内線でウェリントンへ
	夕方 ウェリントン着		
	ウェリントン	11月6日(月)	10:00-14:00 Oranga Tamariki
			15:00-16:30 Barnardos New Zealand
		11月7日(火)	11:00-12:00 Mana Mokopuna(オンライン)
			14:00-15:30 Open Home Foundation
	20:00 国内線でオークランドへ（NZ456 便）		
	21:05 オークランド着		
	オークランド	11月8日(水)	9:00-10:30 Emerge Aotearoa
	ハミルトン		13:00-14:30 Child Matters
	オークランド	11月9日(木)	11:00-12:30 Kia Puāwai
			13:00-13:30 Glenmore Lighthouse
			18:00-20:00 VOYCE – Whakarongo Mai Gabriella Guy 氏・Sydney-Anne Martin 氏
		11月10日(金)	10:00-11:00 Turuki Health Care Turuki Family Start
11:30-12:30 Blue Light			
11:30-12:30 Wairau Intermediate School			
18:00-20:30 里親 Julie Carter さん			
成田	11月11日(土)	9:55 日本へ（NZ99 便）	
	16:50 成田着、解散		
リモート研修	自宅または勤務先	11月20日(月)	10:00-11:30 Oranga Tamariki Ashley Seaford 氏（クライストチャーチ）
		12:30-14:00 Kia Puāwai（オークランド）	

研修団紹介（研修時）



【埼玉】
児童自立支援施設
国立武蔵野学院
院長
河尻 恵



【神奈川】
研究・研修機関
子どもの虹情報
研修センター
研修部長
中垣 真通



【長野】
児童養護施設
つつじが丘学園
自立支援担当職員
阪本 博美



【岡山】
児童養護施設
岡山聖園子供の家
児童指導員
作田 惇人



【静岡】
児童養護施設
わこう
家庭支援専門相談員
鈴木 聡美



【東京】
児童養護施設
希望の家
児童指導員
鈴木 美希



【岩手】
乳児院
白赤岩手乳児院
保育士、
里親支援専門相談員
山口 瞳



【京都】
母子生活支援施設
野菊荘
母子支援員、心理担当
田畑 淳美



【千葉】
児童自立支援施設
千葉県生実学校
児童自立支援専門員
石田 三紀子



【熊本】
児童心理治療施設
こどもL.E.C.センター
統括主任、公認心理師、
臨床心理士
西村 岳人



主催・事務局
【東京】
資生堂子ども財団
常務理事兼事務局長
白岩 哲明



主催・事務局
【東京】
資生堂子ども財団
担当
浅野 悠希



主催・事務局
【東京】
資生堂子ども財団
担当
田中 恵子

事務局報告

公益財団法人 資生堂子ども財団
常務理事兼事務局長 白岩 哲明
(役職は研修当時)

資生堂児童福祉海外研修（以下、本研修）は当財団が設立された1972年以来、50年以上に亘り継続している事業です。昨年度までに研修修了者は722名を数え、多くの方々が社会的養護、子ども家庭福祉領域を牽引するリーダーとして活躍されています。

第48回となる今年度はニュージーランドを研修国とし、2017年に設立された子ども省(Oranga Tamariki -Ministry for Children)のもとで再構築された児童家庭福祉システムとその実践における現状と課題、今後の方向性を中心に学びました。当財団におけるニュージーランド研修の実施は15年ぶりであり、前回研修時と比較して同国における政策や制度が時を経てどう変化したのかを確認する機会にもなりました。加えて、昨年度のオーストラリア研修から2年連続でオセアニア地域における研修となり、両国の制度や実践の比較という意味でも貴重な機会となりました。

しかしながら、私は本研修には単に海外の制度やベストプラクティスを学ぶ以上の意味があると考えています。それは、普段は接点がない他の施設種別のメンバーとともに、日本とは全く異なる他国の児童福祉の制度や現場の状況、そして子どもたちと接する方々の思いなどに触れることで、団員が「カルチャーショック」を経験するということです。普段日本で当たり前と思っていたことが実は当たり前ではないこと、そして違う文化にありながらも根底にある共通した何かに気付くことで、本質的な事柄に対する気づきも多くあるように思います。そして、そこから改めて日本の児童福祉のあり方に思いを馳せることで、高い視座で物事を見ることができるようになると考えます。

11月11日の帰国以降、現場に戻って業務をこなしながら、この報告書と子ども家庭庁向けプレゼンテーションの制作に尽力してきた団員8名は、この報告書が完成した3月末に至るまでの間で、研修参加前とは大きく景色が変わったと感じているように見受けられました。主催者としてのこの研修の最大の醍醐味は団員が成長していく様を目の当たりにすることなのですが、今年も本研修の目的は

十分に達成することができたと強く感じています。

また、今期の団員を見て強く感じたことはチームワークと結束力でした。渡航中から事後研修、そして資料制作過程において、徐々にお互いがフォローしあい、高めあう姿勢が印象的でした。そのようなプロセスを経て完成に至った本報告書は素晴らしいクオリティに仕上がりました。日々の業務で多忙を極めながらも熱意を持ってやり遂げた団員の皆さんには敬意を表します。

なお、今回の団長は国立武蔵野学院院長の河尻恵先生、特別講師は子どもの虹情報研修センター 研修部長の中垣真通先生にお引き受けいただきました。2004年の第30回海外研修(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)の同期であるお2人からの温かく丁寧なご指導・ご助言により、団員たちは学びを深めることができました。心より感謝申し上げます。

今回の研修においても、引き続きグローバルなネットワークを駆使しての訪問先の手配をしていただいた東武トップツアーズ(株)様にも感謝申し上げます。また、連日長時間の視察にもかかわらず完璧な通訳をしていただきましたポール春香様も本当にありがとうございます。長年にわたるニュージーランド在住のご経験から視察だけでは知りえない現地情報をいただき、大変貴重なインプットとなりました。

このほかにも、ご後援をいただきました子ども家庭庁および全国社会福祉協議会、団員選考へのご協力と結団式へのご出席をいただきました子ども家庭庁の霜大輝様、全国児童養護施設協議会の桑原教修会長、全国社会福祉協議会の吉村尚也部長、そして団員を快く送り出し、不在をカバーして下さった各施設長と職員の方々にもこの場を借りて御礼申し上げます。皆様、本当にありがとうございます。



訪問国の概況 ニュージーランド(New Zealand)



ニュージーランドは、オセアニアのポリネシアに位置し、タスマニア海、南太平洋に囲まれた北島と南島の主要な島と多くの小さな島々で構成される自然豊かな国である。

主要産業は第一次産業で、乳製品、肉類、木材・木製品、果実類、水産品、ワイン、羊毛類が輸出品目の6～7割程度を占めている。最近では、水素を含む再生可能エネルギー事業、映画製作等にも力を入れる。

人口は515万人超で、国土面積は27.5万km²(日本のほぼ7割)である。人口密度は1平方キロ当たり約19人(日本は334人)と少ない。首都はウェリントン(人口21万人)で、最大の都市はオークランド(人口150万人)である。

ニュージーランドは、マオリやヨーロッパ系をはじめとした移民からなる国である。表1に、2006年から2018年におけるエスニック(人種、出身)別人口比の推移を示す。近年、中東系、南米、アフリカ系の人口が増えており、総称してMELAA(Middle Eastern, Latin American, Africanの頭文字からなる)と呼ばれる。国の統計局であるStats NZによれば、2018年の国勢調査では、エスニックグループによって年齢の中央値が異なり、ヨーロッパ系が41.1歳と最も高く、マオリが25.4歳、Pasifikaと呼ばれる太平洋諸島系の人々が23.4歳、アジア系が31.1歳、MELAAが30.1歳である。MELAAにおいてはアフリカ系の年齢の中央値が26.5歳と最も低い。参考までにニュージーランドと日本の基本データを表2に示す。



Google マップより

表1. ニュージーランド総人口におけるエスニックグループ別人口比
(2006年、2013年、2018年国勢調査より)(%)

	2006年	2013年	2018年
ヨーロッパ系	67.6	74	70.2
マオリ	14.6	14.9	16.5
太平洋諸島系	6.9	7.4	8.1
アジア系	9.2	11.8	15.1
中東・南米・アフリカ系	0.9	1.2	1.5
その他	11.2	1.7	1.2

複数回答があるため、合計は100%を超える。
出典：Stats NZ Tauranga Aotearoa.2020.

表2. ニュージーランドと日本の基本データ

	ニュージーランド	日本
面積	27万km ²	38万km ²
総人口 (児童人口)	515.7万人(116万) (マオリ89.1万人(31.8万)) (2022.12.31 予測値) Stats New Zealand	1億2,615万人(1,836万) (2020.10.01) 総務省統計局
移民 OECD	130万人：人口の27%(2018) 2008年から39%増 主な出身国：イギリス(21%)、 中国(10%)、 インド(9%)	270万人：人口の2%(2019) 2009年から23%増 主な出身国：中国(36%)、 韓国(21%)、 ベトナム(15%)
首都(人口)	ウェリントン(約21万人)	東京(約1,327万人)

議会 国会に議席を有する政党	一院制 (120 名) 任期 3 年 国民党 48、ACT 党 11、ニュージー ランド・ファースト党 8、緑の党 15、労働党 34、マオリ党 6 ※数字は議席数 (2024 年 1 月現在)	衆議院 (465 名) 任期 4 年 参議院 (248 名) 任期 6 年 自由民主党、立憲民主党、日本維新 の会、公明党、日本共産党、国民 民主党、れいわ新選組、教育無償化を 実現する党、社会民主党、参政党	
宗教	信仰宗教なし 48.2%、キリスト教 (英国国教会、カトリック、長老派 ほか) 36.5%、ヒンドゥー教 2.6%、 イスラム教 1.3% (2018 年国勢調査)	仏教 31%、神道 3%、キリスト 教 1%、その他 1%、信仰宗教なし 62%、無回答 2% (2018 年 NHK 調査。18 歳以上対象)	
合計特殊出生率 (2021) (53 カ国中) OECD	1.64 (20 位)	1.31 (48 位)	
GDP (2022) 10 億 US\$ (47 カ国中) OECD	263 (34 位)	5,702 (3 位)	
GDP (一人当たり) (2022) US \$ (47 カ国中) OECD	51,455 (22 位)	45,638 (31 位)	
国民負担率 (2020) (36 カ国中) 財務省	48.9% (20 位)	47.9% (22 位)	
貧困率 (2018-2021) (39 カ国中) OECD	12.4% (19 位)	15.7% (8 位)	
子どもの貧困率 OECD(2018)	14.8%(2020)(14 位)	14.0% (2018)(15 位)	
医療費の窓口負担	公立病院無料 / 私立病院全額負担 GP : 公的制度登録者 NS\$30-50、 登録なし NS\$60-80 夜間休日割増 専門医院 : NS\$150-400、 検査費用別	3 割負担	
教育	義務教育期間 (6-15 歳) 年間 NS\$200-300	一部負担	
ジェンダーギャップ指数 WEF (2023) (146 カ国中)	0.856 (4 位) (前回 4 位、+ 0.014)	0.647 (125 位) (前回 116 位、- 0.002)	
子どもの幸福度 (ユニセフ・イン チエントイ 38 カ国中)	精神的幸福度 生活満足度・ 自殺率	38 位	37 位
	身体的健康 死亡率・過体重 / 肥満の割合	33 位	1 位
	スキル 数学・読解力・ 社会的スキル	23 位	27 位
	総合順位	35 位	20 位

●ニュージーランドの歴史について

○先史時代 マオリの到来

約3000年前、ニューギニアとソロモン諸島の人が、ニュージーランドの地に移り住むようになった。

約1000年前、南太平洋のポリネシアにあるハワイキ（Hawaiki. 地図には載っていない）から双胴船でやってきた者たちが、マオリの祖先とされる。マオリの言語と文化には、クック諸島、ハワイ、タヒチなどポリネシアの島々と共通点がある。彼らは狩猟と採集をし、土地を開墾した。そして村を守るため武器を使いこなした。

○1800年以前

ヨーロッパ人の到来

1642年、オランダ東インド会社の航海で探検家アベル・タスマンがニュージーランドにたどり着いたが、マオリの襲撃に遭い、上陸せずに去った。ニュージーランドの名前の由来は諸説あるが、タスマンによって目撃されたこの土地をオランダ人の地図製作者が「Nieuw Zeeland」（ラテン語でNova Zeelandia）と名づけ、その後1769年にニュージーランドに足を踏み入れたキャプテン・クックが「New Zealand」としたという説がある。ゼーラントはオランダ西部にある地で、“海の国”を意味する。

○1800年代

入植者「パケハ」の増加

1800年までには10万人のマオリの人々が、部族（イウィ）を単位として、北島を中心に国中に点在して住んでいたとされる。1800年初頭からヨーロッパ人との交易が行われるようになった。1840年以前、ニュージーランドにやってきたヨーロッパ人は主に捕鯨船員、アザラシ漁師、宣教師たちで、沿岸地域でマオリの人々と接触していた。その後、衣類や銃などと引き換えに木材などの天然資源をマオリの人々と取引する商人たちもやってきた。銃は部族間の争いに使われ、多くのマオリが命を落とした。また自らの土地を離れて入植者のもとで働くようになったマオリの人々、マオリに混じって生活していたヨーロッパ人もいた。入植者によって持ち込まれた病気で亡くなった者も多く、マオリ人口が激減した。

マオリの人々は、ヨーロッパ人と自らを区別するため、ポリネシア語で「通常」を意味する「マオリ」という名称を自分たちに使い、ヨーロッパ人たちを「パケハ（Pākehā）」と呼んだ。

ワイタンギ条約の締結

1830年代後半、ニュージーランドには125,000人のマオリの人々と約2,000人のパケハの入植者がいた。定住する入植者が増えるにつれ、土地をめぐるマオリとの取引も公正なものではなくなっていった。フランスが貿易と入植を目的に土地を買い始めると、フランスのような国による乗っ取りと入植者の無法を防ぐためにマオリの首長たちがイギリス君主に庇護を求めた。1835年、イギリスの君主は北島

の34のマオリの首長と独立宣言に署名をした。イギリスの法のもとでニュージーランドが独立を宣言したものであるが、マオリの同意なしにニュージーランドをイギリス領として主張できるものでもあった。

1840年2月6日、北島ワイタンギにおいて、「ワイタンギ条約（英語：Treaty of Waitangi、マオリ語：Te Tiriti o Waitangi）」が締結された。北島の43人のマオリ

の首長とイギリス君主の間で署名がなされ、締結後8ヶ月の間に500以上の首長から署名を得た。

条約締結後、ニュージーランドは正式にイギリス領になったが、マオリが有する土地と文化の継承は約束された。条約は国としての統一を意図したものではあったが、条約に対する解釈の違いや違反によってマオリとパケハ対立の原因となった。1970年代以降、条約とその原則を尊重する意識と取り組みが広がり、ワイタンギ条約は矛盾や意見の相違を含みながらも、建国の協定として現在でもニュージーランドの法律や社会の基盤となっている。



ワイタンギ条約への署名
TEARA(The encyclopedia of New Zealand, Story:Te tiriti o Waitangi- the Treaty of Waitangi)

ワイタンギ条約の内容とその問題点

・英語版とマオリ語版の解釈が異なる条文

ワイタンギ条約は1840年に英語で作られ、マオリ語に翻訳された。条約には3つの条項が含まれている。しかし英語版とマオリ語版との解釈には違いがあり、問題があった。

条約の第1条は主権についてである。英語版では、全ての権力をイギリス君主に譲るとあるが、マオリ語版では権力を共有するとある。

第2条は首長権についてである。マオリ語版ではマオリの首長に対して既存の財産の所有の権利が約束されている。これには言語や文化などの所有や保護の意味も含まれる。英語版では、マオリの土地、森林、水産資源などについて、マオリが管理することを認めている。

第3条はマオリの人々の権利についてである。マオリの伝統、慣習に関する権利を保護しながら、イギリス国民同等の権利が約束されている。

・保障されたはずの権利の侵害

その後、ワイタンギ条約で保障されたはずの権利の多くは無視された。特に土地問題は深刻で、入植者が自分たちに都合よく土地を手に入れた一方で、マオリは多くの土地を失った。これを是正し、ワイタンギ条約の理念を守るために、1975年、ワイタンギ裁判所が設置された。裁判所は部族が提起したいくつかの主張や請求に対して判決を下し、多くのケースで金銭や国有地返還などの補償が認められた。

植民地化の進行

1840～1860年の間に約4万もの入植者があった。多くはイギリス人で、マオリから土地を安く手に入れ、新たな入植者に高く売るといった組織的な植民地化をビジネスとしていたニュージーランド会社から旅費を得てやってきた労働者たちであった。1858年までにマオリの人々とヨーロッパ人の人口はほぼ同程度となった。

1860年から1872年までの間、北島でマオリと入植者の間で土地をめぐるマオリ戦争があった。マオリが屈服して戦争は終結した。戦争終了後の1800年代末、北島の入植者は約8万km²の土地を使って農場や牧畜を営んでいた。マオリの土地は約35万km²まで減っていた。

1870年から1880年代の半ばにかけて羊毛と小麦の輸出が伸び、農場などにおける人手不足が国の課題となった。政府は渡航費を補助して国外から労働者を募った。イギリス、アイルランド、ヨーロッパ諸国から11万人もの人が集まってきた。

○1900年代

イギリスからの独立へ

第一次世界大戦に参加したニュージーランドはイギリスを上回る数の戦死者を出す、戦争への参加で国際的な存在感が高まった。1931年のウェストミンスター憲章によって自治権を持つ国家として独立することを認められたが、ニュージーランド議会が独立を宣言しイギリスとも対等な主権国家となったのは1947年のことである。

生活水準世界2位に

第二次世界大戦はイギリスに深刻な損害をもたらしたが、ニュージーランドはほとんど無傷であった。ニュージーランドはイギリスなどへの生産物の供給に力を入れ始め、輸出市場の安定確保に成功した。1950年代、生活水準が世界で2番目の高さとなり、人にやさしい福祉国家として知られたニュージーランドは多くの移民を引き寄せた。移民は、第二次大戦後から1967年まではイギリスとスコットランドを中心にイタリア、ギリシャ、オランダなどヨーロッパ諸国からが多かった。1970年代になると太平洋諸島からが増え、さらにニュージーランド政府の援助もありイギリスから移民の一大団が渡ってきた。しかしその後2度のオイルショックで経済が落ち込み、高い失業率もあって移民の受け入れ要件が厳しくなった。1990年代になって景気が回復すると、ヨーロッパに限らず移民を受け入れる政策に転換し、現在はアジアからの移民が増加している。

●マオリ語について

1850年代からマオリの人々に関わる法律はマオリ語でも印刷されるようになり、1860年代半ばには請願書と重要な法案も通訳と翻訳がされるべきと議会が命令を出した。しかし教育の現場ではマオリ語が失われていった。

宣教師の学校は、もともとマオリ語で運営されてい

たが、1847年に教育条例が制定され、英語での教育が義務付けられた。学校教育の使命は「文明化」であるとして、マオリの言葉の切り捨てが進められた。

1850年代末にはパケハの人口がマオリの人口を上回った。マオリの人口が減り続けていたこともあり、マオリ以外の人々はマオリ語を学ぶ必要性を感じなくなっていた。一方でマオリの人々は、家庭やマラエ（集会所）などではマオリ語を、公式の場や職場では英語を話していた。

1890年、マオリ語を話す子どもたちが学校を卒業するまでに、彼らの第一言語をマオリ語から英語に置き換えることを目指した政策が採用された。学校でマオリ語を話すことと罰せられることもあった。

1920年から1960年にかけて、マオリ語を話す人の数は著しく減少した。マオリの男性が戦争に行きマオリ人口が減少したことに加え、都市に移り住んだマオリの家族にパケハ主流の社会に溶け込むことが奨励されていたためである。パケハ地域にマオリの家族を住まわせ、パケハの文化や言語を取り入れることを奨励した同化統合政策が採られた。マオリ語に対する社会の否定的な価値観や態度は、教育制度から家庭にも波及していった。マオリの人々が英語を社会的成功の言語とみなすようになり、マオリの家庭でも英語が話されるようになっていった。

マオリ語が失われていったこの間、大学でマオリ研究が始まった。大学はマオリ語を話さないマオリの学生たちが言語や文化を学び、アイデンティティとつながる場となっただけでなく、マオリをめぐる問題に取り組むためのプラットフォームにもなった。

1972年、学校でマオリ語を教えるよう求める請願書が3万人以上の署名とともに議会に提出された。マオリ語は一部の中学校で教えられるようになった。1975年、マオリ語の使用を促進するための戦略的プランが策定された。マオリ語を話す30歳以下の若い人がいなくなっていた部族もあり、このままでは言葉と文化が消滅してしまうという危機感があった。

1984年、ウェリントンのマオリ語委員会がワイタンギ裁判所にマオリ語の正式な地位を求める申し立てを行った。翌年、裁判所はマオリ語をワイタンギ条約第2条に基づく財産として認め、公用語とするように勧告し、1987年、それが実現した。

2013年の国勢調査では、マオリ語を話すマオリの人々はマオリ人口の21.3%で、65歳以上では4割、15歳未満では2割弱であった。マオリ以外の人も含めるとマオリ語を話すのは全人口の3.7%（14.9万人）に過ぎなかった。しかしマオリ語を話す人の割合は増加しており、2018年の国勢調査ではマオリ人口の30%、全人口の7.9%がマオリ語を話すと回答した。

●ニュージーランドの政治について

ニュージーランドは、イギリス国王を国家元首とし、その代理である総督が統治する立憲君主制である。しかしこれは形式的なもので、国王は本国イギリスと同じで実権はなく、総督も儀礼的な職務を務めるだけである。実質的には議院内閣制で、立法府は一院制（定数120）で3年に1度総選挙が実施され

る。単一制国家（連邦制ではない）で、地方自治体は16の地方（region）と53の地区（district）の2層制で展開される。地方は、沿岸水域、河川の管理、地域の危機管理、港湾の管理に、地区は上下水道、道路などの地域インフラ、環境衛生、建物、土地利用などに責任を負う。国が担当する事業のウエイトは高く、福祉や医療・保健のほとんどは国が一貫して行う。

2023年10月の総選挙では、中間所得層への減税、少年犯罪対策、学校での携帯電話使用の禁止、燃料税増税計画の廃止などを公約に掲げた中道右派国民党が第1党となった（投票率78.2%）。同年11月、国民党は、少数右派であるニュージーランド・ファースト党（ナショナリズムを標榜する）とACT党（個人の自由と自己責任をモットーに小さな政府を目指す）との連立政権を樹立した。連立政権では、ワイタング条約を再解釈し、一部の省庁の名称をマオリ語から英語に変更する計画を発表するなどマオリ語の使用を撤回しようとしている。

前政権を担った労働党は、2017年に当時世界最年少の37歳3ヵ月で首相に就任したアーダーン氏のもと支持を伸ばし2020年の選挙で単独過半数を得た。在職中、気候変動や公営住宅、子どもの貧困削減などの対策で功績を上げたアーダーン氏だが、2023年2月、「余力が底をついた」として首相を辞任した。近年、労働党は、物価高騰とCOVID-19のパンデミック下で長く続いたロックダウン、犯罪の増加に国民の多くが不満を抱き、支持を失っていた。

●児童福祉の歴史について

教会と慈善団体による孤児院の登場

1850～60年代、教会や慈善団体が運営する孤児院（orphanage のちに children's home と呼ばれる）が登場し、親を亡くした子どもだけでなく、親から適切な養育を受けられなかったり、ネグレクトや虐待を受けたり、行動に問題があったり、罪を犯したりした子どもを引き取って養育をした。政府も、孤児院や里親家庭、貧困家庭への金銭的援助や物品支給の支援を開始した。

1900年代初頭になると教会運営の孤児院が急増した。1920年半ばには、85の孤児院で4,000人を超える子どもが生活していた。

政府による援助の制度化

1885年、子どもや家庭に対して政府が行っていた支援が「慈善援助」として制度化された。地区に設置された慈善援助委員会が、施設や里親のもとで暮らす子どもたち、自分の家族と暮らす貧しい子どもたちに地方政府や中央政府からの補助金を分配した。1920年になると教育省が地区委員会に代わって直接支援を行うようになった。

政府運営施設の登場

1867年に制定された「ネグレクトされた子どもと犯罪少年に関する法律（Neglected and Criminal Children Act 1867）」を根拠に、政府が入所型の職業

訓練学校（インダストリアル・スクール）を開設した。当初スクールでは、ネグレクトされた子どもと犯罪少年を一括に収容していたが、後にネグレクトされた子どもたちのみを受け入れるようになり、非行少年は更生施設に収容された。

その後、スクール運営には費用がかかること、家庭的環境の方が子どもは適切なケアを受けられるという考えが広がったことから、政府は里親への委託を優先させる政策をとり始めた。1916年以降、施設の閉鎖や再編成が進み、1916年に約1,000人いたスクールと更生施設の子どもの数は、2年後の1918年には500人まで減少した。

里親制度の重要性が増すなかでも政府運営の新しい入所型ホームが開設された。赤ちゃんから年長の子どものみを対象にして次の場所に措置されるまでに短期入所するホーム、監督付きのファミリーホームに移るまでに短期間入所する保護観察ホーム、良き市民としての教育と職業訓練を受けるトレーニング・スクール、インダストリアル・スクールを改造した長期の入所型施設などである。1948年までに17の政府運営の施設ができ、非行少年や罪を犯した子ども、住む場所のない若者、ネグレクトや虐待を受けた子どもなどを受け入れた。入所する女兒には性的違法行為の疑いをかけられた子ども、性的虐待の被害児童、虐待から逃れるために家出をした子どもも含まれていた。

社会的養護の増加

第二次世界大戦後、司法の決断によって国が後見人となる子どもの数、社会福祉サービスの関与がある子どもと家族の数、そして少年犯罪の数が増加した。国が後見人となる子どもの数は、1940年代後半は約3,600人であったが1972年には約5,500人となった。そのうち施設入所となっていた子どもは、1947年290人、1972年718人であった。

1972年には20の政府系入所施設があったが、短期施設がさらに開設され、1980年代初頭には施設数は26となっていた。入所児童のほとんどは男児で、マオリの子どもが圧倒的に多かった。

マオリの子どもたち

1940年代にマオリの家族に対する監視体制が強化されるまで、福祉担当官はマオリの子どもたちをほとんどみてこなかった。支援を必要とするマオリの子どもたちは、家庭で養育されていた。1960年代以降、マオリの子どもたちの施設入所が急増した。

官民施設の閉鎖

施設は多くの子どもや若者が育つ場として最適ではないという考えが広まった。このことと、施設ではマオリの子どもたちのニーズに適切に応えることができていないことが人権委員会の調査から明らかになったことから、1980年代半ば以降、施設はほとんど閉鎖された。社会福祉支援を提供し、子どもたちが家庭や親族・家族が信頼し、親しくしている友人などのファミリーグループを含む大家族のもと

で生活できるようにすることが、より重要視されるようになった。

ニュージーランドの里親ケア

里親ケアは、ヨーロッパ人入植初期から実践されてきた。里親（主に女性）は、ケアが必要な子どもを預かり、政府から補助金を受け取った。（お金のために子どもを預かる里親は「ベビーファーマー（赤ちゃん農家）」と呼ばれ、なかには養育している子どもを殺害した罪で有罪判決を受け処刑された女性もいた）。1880年代以降、赤ちゃん和小さい子どもにとっては特に、孤児院や政府運営の施設よりも里親家庭のほうが健全な環境であり、費用もずっと安く済み、好ましい選択肢であるとされた。

1910年代後半までに里親は社会的養護児童の一般的な措置先となり、1948年から1971年の間、社会的養護児童の4～5割が里親委託となっていた。

実親とのつながり

社会的養護では里親委託が優先されるとともに、可能であれば子どもを家族のもとに帰すことが最終目標とされた。これは福祉当局の基本方針となって実践された。1961年から、実親は分離された子どものケアについてのレビューを受け取ることができるようになった。

1970年代から1980年代にかけては、家族のつながりの維持に重きが置かれるようになった。現場のソーシャルワーカーたちが、マオリの人々や太平洋諸島の人々が親族間のつながりを大事にしていることを知っていたからである。1989年に制定された子ども若者家族法（Children, Young Persons, and Their Families Legislation Act）では、子どもをファミリーグループのなかにとどめるために実家族へのケアが重視された。このアプローチは21世紀の児童福祉にも引き継がれている。（文責：事務局 田中）

参考文献は129ページに記載

福祉国家としてのニュージーランド

義務教育の無償化（1877年）、女性参政権（1893年）、老齢年金法の制定（1898年）、家族手当（1926年）など、多くの世界初の制度導入により、ニュージーランドは19世紀後半から「世界の社会研究所」、「労働者の楽園」などの評判を得ていた。

「全ての人に適正な生活水準を得る権利がある」と訴え大恐慌時代の選挙に勝利した労働党は、無料の医療と包括的な福祉を保障する社会保障法を制定した。これは近代福祉国家の始まりとも言えるもので、ニュージーランドは「南半球の福祉国家」と称された。しかし1970年代になると福祉分野の財政負担が増加し、1980年代、政府は福祉国家から小さな政府への移行を図った。1990年代以降は、市民に対する国の責任と、生活と家族に対する市民自身の責任の新たなバランスという考え方が登場し、福祉の対象はより絞られた。2000年以降の社会福祉は、権利と責任を伴う受給者と国とのパートナーシップによる社会開発という位置づけとなり、就労促進と貧困削減に焦点が当てられるようになった。2012-13年の福祉改革においては、受給の長期化と依存を防ぐために義務と制裁を拡大し、社会開発省のサービス運用に変更が加えられた。



婦人参政権活動家のケイト・シェパードは10ドル紙幣の顔である

ユニオンジャックとアオテアロア

イギリス植民地時代を想起させるユニオンジャックを含む国旗を改めようとする動きがあり、2016年、新国旗案の採用を問う国民投票が実施された。210万人余りが投票をした結果、現行国旗の継続が56.6%、新国旗に変更が43.2%で、変更しないことに決まった。また2021年、国名をマオリ語で白く長い雲（のたなびく地）という意味の「アオテアロア」に変更することを求める署名活動がマオリ党によって行われた。

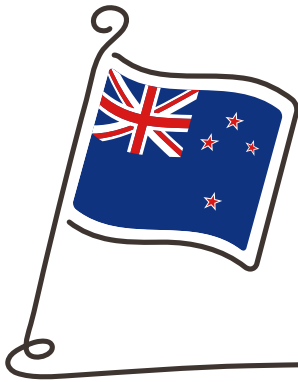


ニュージーランド原産のシルバーフェーンを図案化した新国旗案

議長がベビーシッター!?

2019年、ニュージーランド議会で、議長が議長席で生後1カ月の赤ちゃんにミルクを与えながら議事を進めたというニュースが報じられた。赤ちゃんの親は与党議員コフィー氏で、コフィー氏が審議に参加する間、議長がベビーシッターとなったのであった。赤ちゃんはコフィー議員と同性結婚のパートナーとの子どもで、代理母によって生まれた。

その前年、アーダーン当時首相は、国連総会に生後3カ月の赤ちゃんを連れて参加し、演説を行った。パートナーのゲイフォード氏は、会議室でおむつを換えていた時に居合わせた日本代表団の驚いた顔を写真に撮れば良かったとSNSに投稿した。



第I章

ニュージーランドの児童福祉



ニュージーランドの子ども家庭福祉から 見てきたもの

第48回研修団長 国立武蔵野学院 院長
河尻 恵

1. はじめに

私たち第48回資生堂児童福祉海外研修団のチームは、2023年11月5日にニュージーランドに入国し、同月11日に帰国の途につくまで中5日の間に、訪問11カ所（政府機関4部署を含む）、関係者をお招きしてのミーティング2回、オンラインミーティング1回という濃密かつ充実した内容の研修を経て、多くのものを学び、肌で感じる事ができた。

これらが実現できたのは公益財団法人資生堂子ども財団の白岩哲明事務局長はじめ田中恵子さん、浅野悠希さんによるコーディネートやサポートは言うに及ばず、特別講師の中垣真通さん、通訳のポール春香さん、ツアーコンダクターの四十栄麻美さん、そしてニュージーランドでの政府機関はじめお世話になった全ての方々への支えによるものであり、まずは感謝の意を表したい。

さらに言えば、団員8名は互いの存在を尊重し、それぞれが率直に意見や思いを表し、熱心で、何より明るく、素晴らしいチームワークであった。そのおかげで、時にハードな研修ではあってもそれ以上に楽しく、かけがえのないものとなった。

さて、今回で第48回目となる海外研修であるが、ニュージーランドの研修は第23回（1996年度）、第29回（2003年度）、第34回（2008年度）に続き4回目となる。過去3回のニュージーランド研修に共通して着目した点は、先住民族であるマオリに多く見られる子どもの保護や少年犯罪への対応であり、子どもを親、家族、地域からできる限り引き離さないことを前提とした、コミュニティベースで展開される子ども家庭福祉であった。

その中でも特に注目されたのは、拡大家族（ファナウ）が意思決定プロセスに参加する会議手法であるファミリーグループカンファレンス（Family Group Conference：以下FGC）や、拡大家族（ファナウ）や一族・サブ部族（ハプゥ）や部族（イウイ）による家庭養護を中心とした社会的養護、政府が所管する2つの政策である子どもの保護（Care and Protection）と少年司法（Youth Justice）の取り組みとその成果などを挙げる事ができる。

遡るが2004年、筆者が第30回海外研修でカナダ・ブリティッシュコロンビア州を視察した際に、先住民族のケアは先住民族のコミュニティで展開することを理念とした取り組みを学んだが、研修中に幾度も「私たちはニュージーランドから学んでいる」と

聞いた。当時、ニュージーランドの子ども家庭福祉の取り組みはまさに最先端と言われており、特にFGCは日本を含め世界的に注目を浴びていた。

前回のニュージーランド研修から15年が経過したが、これまでにどのような進化または課題が見られるのか。これらを検証する目的意識を胸に、私たちはニュージーランドの地に降り立った。

2. ニュージーランドの子ども家庭福祉の背景

(1) 歴史的背景

ニュージーランドの子ども家庭福祉について考察するとき、マオリ（先住民族）とパケハ（ヨーロッパ系白人）の関係を中心とした民族間の歴史的経緯を理解せずに進めることはできないであろう。

歴史的経緯の詳細については前項「訪問国の概況」で述べている通りなので詳細は省くが、1840年のワイタング条約の締結により、先住民族であるマオリとパケハの関係は肯定的にみると共存を実現したとも捉えられるが、現実には同条約の解釈の相違や、文化や伝統の異なりなどを背景としたさまざまな争いを生み、結果的にマオリの社会的排除や貧困等を生み出し、子ども虐待や少年犯罪など深刻な問題へとつながっていった。当初、保護されたマオリの子どもや若者に対して提供された社会的養護の多くが白人の里親家庭や施設であり、彼らのアイデンティティの確立に良い影響を与えることは困難であったとされている。

そのようななかで1989年に成立した子ども若者家族法（Children, Young Persons and Their Families Legislation Act）の制定とともにFGCが導入された。FGCの具体については後述の団員報告（参照：38ページニュージーランド子ども省（Oranga Tamariki - Ministry for Children）4. ファミリーグループカンファレンス（西村岳人））に委ねるが、基本的には、マオリの文化を大切にすることを前提として、拡大家族（ファナウ）及び部族（イウイ）に相談をしなければならないこと、また家族やコミュニティの強みを活かした解決策を引き出すことを柱とした、子どものケアと保護、または少年犯罪に対する計画を考えるためのカンファレンスである。

繰り返しになるが、こういった動きの根底には、全ての子どもが拡大家族（ファナウ）や一族・サブ部族（ハプゥ）、部族（イウイ）によって安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられるという基本理念があった。

(2) 政治的背景

ニュージーランドでは本研修の約1ヵ月前に総選挙が行われ、最大野党である中道右派の国民党が第一党を獲得した。

ニュージーランドの政治は、3年に1度の総選挙で労働党と国民党の2大政党による戦いが繰り返されてきたが、私たちのニュージーランド研修時は、中道左派の労働党を中心とする連立政権であった。労働党は2017年から2期6年にわたり政権を握り、就任当時37歳のアーダーン首相は、福祉に力を注ぎ、また閣僚に多数のマオリを任命するなどしてマオリから支持を得ていた。今回訪問した子ども省が設立されたのも労働党が政権を握った2017年で、正式名称をマオリ語のオランガタマリキ (Oranga Tamariki) とし、英語名称の Ministry for Children をサブタイトルとした。先に述べた FGC が導入された根拠法である子ども若者家族法が成立した1989年もまた労働党政権時代のことであり、2017年に政権復活した際に同法の名称もオランガタマリキ法 (Oranga Tamariki Act1989) に変更された。実際、研修中にいただいた公的資料や、さまざまな表記にマオリ語が使用されており、オランガタマリキを視察した際にはマオリの伝統的な歓迎の儀式である Mihi Whakatau (参照：47ページ「マオリ伝統の歓迎～Pōwhiri Mihi whakatau～」(西村岳人)) で厳粛に迎えていただいた。

この研修の目的の一つに2017年に設立されたオランガタマリキによるマオリへの対応を含めた政策実践を学ぶということがあったが、私たちが帰国して1ヵ月経たないうちに労働党政権が退き、国民党を第一党とする連立政権に交代となったのである。

労働党は子ども家庭福祉やマオリ政策に力を入れるマオリ擁護の政党であるのに対し、国民党政権に代わることで、国民の生活への関与は減少し、マオリ政策には消極的でマオリ語の表記や使用を制限する(英語を中心とする)、またはマオリ教育など学校のカリキュラムにも影響する政策をとるのではとの声も聞かれた。また、オランガタマリキという名称と Ministry for Children というサブタイトルが逆転するかもしれないし、少年司法においては、福祉的な考えよりも厳罰や取り締まり強化の方向に傾くのではないかとこのことであった(背景には「ラムレイド」とよばれる少年犯罪(車ごと店舗に突っ込み、商品などを窃取する)が多発しており、国民の被害者感情が厳罰化を支持しているということも影響しているようである)。このようなことから、今回の政権交代はニュージーランドの子ども家庭福祉にとっては厳しい時代の到来を意味していることを感じた。

マオリとパケハの歴史的、民族的問題は政治に大きく影響し、同時に政治から大きな影響を受けているようだ。これまで2大政党による政権交代のたびに国民の生活は大きく変化し、マオリへの対応を中心とした子ども家庭福祉も同様に前進、または停滞を繰り返してきたと思われる。オランガタマリキ訪問時に、政権交代による影響についてスタッフに尋

ねたところ、これまでの理念を大切にすることは変わらず、子どもが安全に家庭で生活できるよう仕事をしていきたい、と答えてくれた。

3. ニュージーランドの子ども家庭福祉の実践と考察

研修で得られた各機関の具体的な取り組みについては、第II章の団員による報告に委ねるとして、ここでは個々の訪問や意見交換、その他から見えてきたニュージーランドの子ども家庭福祉の全体像について、以下5点の切り口で考察し、さらに日本との比較等について所感を述べたい。

(1) オランガタマリキ(政府組織)とNGO(非政府組織)の関係

今回訪問した関係機関は、大きく分けると政府組織であるオランガタマリキと、非政府組織(NGO)である民間機関である。NGOはオランガタマリキからの資金提供や、保健省など他の政府機関からの資金提供、また寄付など自らの資金確保により運営している。政府からの資金提供を受けているという意味ではNGOは国の政策に基づき、さまざまなソーシャルワークを担っている機関という位置づけになるだろう。

今回訪問したNGOはニュージーランドの中でも規模の大きい、または歴史のある団体が多く、さまざまな事業を複合的に行っている。主な訪問先と事業内容は以下の通りである。

○トゥルキヘルスケア

助産師グループが設立した団体：妊産婦から10代に至るまでの手厚い保健・福祉サービスを提供する。(参照：63ページ トゥルキヘルスケア(Turuki Health Care)ファミリースタートプログラム(Turuki Family Start)保健と福祉の融合(鈴木聡美))

○オープンホーム財団

キリスト教の信仰をベースとした団体：家族支援、予防的支援、10代の母支援、ケア解除後支援などを行う。政府と同様の権限(親権と同等の子どもへの監督権限)を持つ。(参照：67ページ オープンホーム財団(Open Home Foundation)キリスト教系NGO(田畑淳美))

○エマージ アオテアロア

中規模NGOが統合しニュージーランド全域で幅広いサービスを提供している団体：オランガタマリキとのパートナーシップをもとにした居住型施設、メンタルヘルス、障がい者支援、ピアサポート、就職支援など多くの支援を行う。(参照：71ページ エマージ アオテアロア(Emerge Aotearoa)多機能型NGO(阪本博美))

○バーナードスニュージーランド

世界各国で展開している歴史ある団体：主に地域社会サービスや里親養育、入所施設(ホーム)、

アドボカシー活動などを行う。(参照：76 ページ
バーナードスニュージーランド (Barnardos New
Zealand) 歴史ある世界的 NGO (鈴木聡美))

○キア プアワイ

主にマオリやパシフィカ (太平洋諸国系の人々)
の子どもと若者を対象にした団体：セラピーサー
ビス、ユースサービス、入所施設 (ホーム)、里
親養育、若者への移行支援などを展開する。(参照：
82 ページ キア プアワイ (Kia Puāwai) 西洋の
アプローチとマオリ文化の融合 (鈴木美希))

これらの NGO は個性とポリシーを持ち、地域や国、
民族等のニーズに応える事業を担っており、民間が
持つ力を活用する意義の大きさを感じた。

また、NGO はオランガタマリキが決定する施設入
所や少年司法 (Youth Justice) による収容に達する
前に何とかしたいという考えを持っているところが
多かった。オランガタマリキの決定は強制的で、そ
の決定によって入所する施設はとても厳しく管理的
であるという印象があり、子どもや親はオランガタ
マリキが関わることを恐れているため、NGO にはそ
ういった子どもや親を対象にした支援を行うニーズ
があるとのことであった。また、上記の NGO への訪
問の中で、オランガタマリキが行う FGC に対する肯
定的な意見は極めて少なく、それぞれの NGO が独自
のプロセスを用いたり、有効なプログラムを活用し
ていたりしていたのが印象的であった。

日本との比較～政府から提供される予算のしくみ～

日本の子ども家庭福祉分野において、民間機関 (社
会福祉法人や NPO 法人など) が国 (または都道府
県等) から委託を受けて行う事業等の仕組みをひと
言で表現するなら「パッケージ型」が主流である。
事業の内容は政府が作成し予算 (補助金など) が付
けられる。そのパッケージを実施する事業者 (都
道府県等を通じて) 決められた予算が支払われる、
というものである。

一方、ニュージーランドの仕組みは「売り込み型」
といえる。まず民間機関が地域などのニーズに応え
る事業をパイロットケースとして実施し、その成果
をエビデンスとして事業内容を立案の上、政府に対
して売り込む。政府はその事業内容に見合った予算
を提供する、というものである。この「売り込み型」
の仕組みは欧米の国でも見られる制度である。

「パッケージ型」は政府が作った事業であることか
ら標準的な取り組みを全国展開できるというメリッ
トがあると考えますが、「売り込み型」は個々のケー
スや地域ならではのニーズに柔軟に対応できるという
点、また民間ならではの発想による新たな組み
組みを生み出せるという点においてメリットがある。

(2) 監査機関による成果評価

滞在中にオンラインによる説明を受ける機会をいた
だいたマナモコプナ (参照：49 ページ マナモコプナ
(Mana Mokopuna - Children and Young People's
Commission) 全ての子どものための監査機関 (山口
瞳)) は、政府機関でありながら独立した位置づけと
なっており、子どもの権利条約に基づき子どもの権
利やウェルビーイングを擁護する活動や、拘禁施設
のモニタリング、子ども・若者へのアドボカシー活動、
チルドレンズコミッションナーによる法律の改正や制
度の改善に関する提言や具申を通して、政府機関で
あるオランガタマリキの政策、制度、施策を監査す
る役割を果たしている。

ニュージーランドには、オランガタマリキ法に基
づくサービス (オランガタマリキ・システム) を監査・
監視するための Oversight of Oranga Tamariki System
Act 2022 という法律があり、この法に基づきマナモ
コプナを含めた 3 機関が監査機能を担っている。他
の 2 機関として、苦情対応・調査を行うオンブズマ
ンと、オランガタマリキが行うソーシャルワーク機
能 (日本の児童相談所に該当する機能) や少年司法
の入所施設、オランガタマリキと契約 (資金提供)
を結んでいる NGO などを含めて幅広いモニタリング
を行い、報告書を公表するアロトゥルキタマリキが
ある。

これらのような監査機関の存在は子どものウェル
ビーイングの観点からとても大きな意義を持つと感
じた。また、政府から資金提供を受けている NGO の
事業を効率的かつ適切に機能させるためにも、この
ような監査・報告のシステムはとても重要となる。
政府と NGO の信頼関係や、オランガタマリキを含
むソーシャルワーク機関と国民 (利用者) との信頼関
係の構築につながることも、各サービスの質の向
上にも資することになる。(参照：79 ページ オラン
ガタマリキのサービスに対する監査機能を持つ機関)

日本との比較～成果評価のしくみ～

日本には児童相談所や施設、その他の民間機関の
ソーシャルワークの実践に特化して監査を行う、独
立した公的監査機関はない。第三者評価のシステム
は制度化されているが、今のところ児童相談所の受
審は努力義務であり、社会的養護関係施設の第三者
評価は 3 年に一度の受審と結果の公表が義務づけ
られているものの、評価の結果がニュージーランド
ほどの大きな影響力を持っているといえるだろう
か。評価機関の質や特徴もさまざまであり、一定の
研修受講などの要件により評価者の質の確保を図
ってはいるものの、子ども家庭福祉に特化した体制や
専門的人材の配置が十分に整備されているとは言い
難く、評価機関の専門性が問われている。

(3) 早期支援、家族支援

オランガタマリキによると、かつてのニュージーランドの子ども家庭福祉はイギリスモデル（児童保護モデル）であり、子どもにリスクが生じれば子どもを分離して安全な場所に保護するという方針であったが、長い間、マオリはそのシステムに反発していた。彼らから見れば、子どもの分離という行為はイギリス植民地時代の継続行為であり、自分たちのアイデンティティを剥奪するプロセスと捉えているからだ。したがって現在はイギリスモデルからいわゆるドイツ・フランスなど欧州型のモデル（家族・児童福祉サービスモデル）にシフトチェンジし、子どもが家庭に留まれるようサポートするという考えをもとにしているという。

このモデルを実現するためには早期による家族支援が必要となる。私たちは研修の中で、

- ・オランガタマリキのアーリースタートプログラム（参照：33 ページ ニュージーランド子ども省（Oranga Tamariki - Ministry for Children））
- 2. アーリースタートプログラム（田畑淳美）、
- ・トゥルキヘルスケアのファミリースタートプログラム（参照：63 ページ トゥルキヘルスケア（Turuki Health Care）ファミリースタートプログラム（Turuki Family Start）保健と福祉の融合（鈴木聡美）、
- ・オープンホーム財団のサインズ・オブ・セーフティやアプリシエイティブ・インクワイアリー（参照：67 ページ オープンホーム財団（Open Home Foundation）キリスト教系 NGO（田畑淳美）、
- ・キア プアワイ（Kia Puāwai）のトリプル P や各セラピー（参照：82 ページ キアプアワイ（Kia Puāwai）西洋のアプローチとマオリ文化の融合（鈴木美希）、

など、それぞれの機関が行う取り組みについて知る機会を得た。

一方、早期支援はまだ課題もあるようで、アーリースタートプログラムはクライストチャーチで実施されたパイロットプログラムを経てオランガタマリキのプログラムとして開始されたが、担当者によれば、教育、司法、保健、それぞれがきちんと相互作用しながらシステムを設計することが大切であり、このプログラムは機能しているものの完璧ではない、と率直な感想を話してくれた。

日本との比較～子ども家庭福祉モデル～

日本の児童相談所は、虐待をはじめとした家庭内リスクをキャッチすると、子どもや家庭の状態を調査しアセスメントを行う。これらのプロセスを経て（緊急の場合はその途中で）、リスクの深刻度によりまずは「保護か否か」の決定を行い、その後の対応や処遇方針の検討に至るといった流れになっている。特に近年の傾向として、重ねて発生した死亡事例ケースの影響が「在宅支援」の決定を消極的にさせているようにも見える。これらの傾向はかつてのイギリスの経過と類似性があり、「児童保護モデル」を基本としていると解することができる。

であれば日本にとって今後必要となるのは、ニュージーランドと同様に予防を目的とする早期支援、家族支援の充実である。令和4年の児童福祉法改正により、政府は市区町村にこども家庭センターの設置を促し、全ての妊産婦や子育て世帯等への包括的な相談支援を行い、訪問家事支援やレスパイト、産前産後ケア、子どもの居場所づくりなど、さまざまな支援メニューにつなげるとともに、要支援家庭を対象にした訪問事業や親子関係の構築に向けた支援を行うこととしている。これらの運用にあたっては都道府県と市区町村の連携や、福祉分野と母子保健分野の協働などの相互作用が今後ますます求められるであろう。

早期支援、家族支援の充実により、虐待防止法施行後増加の一途を辿っている虐待相談対応件数の減少や、社会的養護に保護される子どもの減少につながることを期待したい。

(4) 少年司法（ユースジャスティス）

研修中、少年司法について詳しく説明を受ける機会は得られず、第II章の団員報告にも至っていないため、オランガタマリキのホームページに掲載されている資料や帰国後にオンラインで実施した担当者へのインタビューをもとに、その概略をここで紹介する。

2022年7月～2023年6月までの12ヵ月間で、少年司法（Youth Justice）FGCの実施数は4,446件であり、のべ1,095人が施設等に収容された。2023年6月末時点で少年司法により収容されている子ども・若者は162人であり、施設等への入所期間は比較的短期であることが窺える。収容された子ども・若者のうち81%がマオリであり（Care and Protectionにより保護された子ども・若者のうちマオリの割合は67%）、ニュージーランドにおけるマオリの少年犯罪が大きな課題となっていることがわかる（図1）。

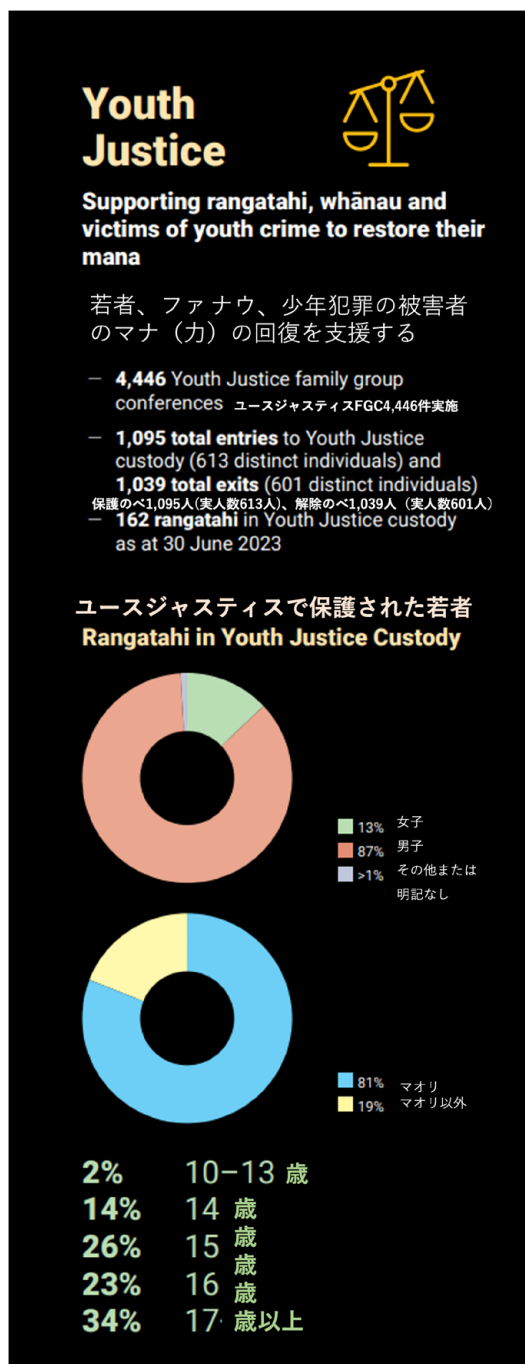


図 1. 少年司法 (Youth Justice) の状況
 ※ 『Pūrongo ā-Tau (Annual Report 2022/23 Oranga Tamariki)』より

オランガタマリキの FGC 担当者は、「労働党政権時代の少年犯罪へのコントロールは成功したとは言えない。特に近年は『ラムレイド』とよばれる犯罪(車ごと店舗に突っ込み、商品などを窃取する)が多発しており、厳罰化を支持する動きも出ている。が、

厳罰と責任の追求のみに偏らず、犯罪を犯した子どもや若者への治療ニーズ(福祉的ニーズ)とのバランスが大事である」と説明した。

少年司法により収容される施設は大きく分けるとレジデンス (Youth Justice Residence) とコミュニティホーム (Youth Justice Community Home) の2つに分類される。レジデンスへの入所は裁判所の決定によることから日本の少年院に該当し、管理的・閉鎖的要素が強い施設と思われる。コミュニティホームは、2015年の専門家諮問委員会で「若者には地域社会の中で制限の少ない適切な場所が提供されることが必要である」との報告を受け、2017年にオランガタマリキが3カ所のコミュニティホームを設置した。さらにオランガタマリキは2018年以降、民間機関 (social service provider) によるコミュニティホームの開設・運営への支援を行ってきた。これらの施設及びホームの概要は以下のとおりである。

○レジデンス (Youth Justice Residence)

設置数: 国内に5カ所

定員: (最少15名~最多46名)

対象: 裁判所に勾留されるまで、または裁判所の決定による、その他(容疑否認段階の入所など)



少年司法レジデンスの1つ「Whakatakapokai」
 (定員15名)

※オランガタマリキ HP

(<https://www.orangatamariki.govt.nz/youth-justice/youth-justice-residences/whakatakapokai-youth-justice-residence/> 2024年2月1日)より

○コミュニティホーム

(Youth Justice Community Home)

設置数：国内に18カ所

- ・オランガタマリキが運営するコミュニティホーム：3カ所
- ・民間機関が運営するコミュニティホーム：12カ所
- ・レガシーホーム（オランガタマリキによる設置以前からあるコミュニティホーム）：3カ所

研修中のいくつかの訪問先の質疑で、少年司法の施設での管理的、高圧的な対応への批判的な声が聞かれた。視察できる機会は得られなかったので実際の状況を確認するには至らなかったが、このような施設への収容はオランガタマリキの関与によるため、子どもも親もオランガタマリキに対する警戒心が強いということであった。

一方、警察が行う事業団体であるブルーライト（参照：105ページ ブルーライト (Blue Light) 青少年の犯罪予防・健全育成機関（石田三紀子））は、警察と子どもや若者とのポジティブな関係づくりとしてユニークなプログラムを数多く実施しており、なかには犯罪防止の取り組みとして、裁判所の判決を受け少年司法の施設に入る手前の段階の子どもに対するプログラムも用意されていた。また、訪問した中学校でもブルーライトによるポジティブなプログラムが行われるなど、警察、教育、福祉が重なり合っただけでなく、子どもや若者を支えている様子が窺えた。

非行ケースの多くは、虐待など劣悪な養育環境に対する支援が十分に行われないうまま、複数の要因も重なって子どもの行動上の問題が悪化し、非行に至る。したがって厳罰化による対応は一時的な抑止になることはあっても根本的な解決策につながるとは言いがたい。ブルーライトのような取り組みや、(3)

日本との比較～児童自立支援施設と少年院の関係～

ケアニーズが非常に高い子ども、または社会的に影響が大きいケース（少年犯罪など）を扱う決定機関や入所機関として、家庭裁判所や少年院、児童自立支援施設などが主に国や都道府県のもとで運営されているという点では日本もニュージーランドに共通しているところがある。

だが日本の場合、非行児童を対象とする児童自立支援施設は子ども家庭福祉分野（こども家庭庁所管）であり、児童相談所により児童福祉法の措置で入所する。一方、少年院は矯正教育分野（法務省所管）となり家庭裁判所の審判により少年法の決定で入院する。この二分化した構造はソーシャルワークにおいて時に弊害を生むことになる。例えば、児童相談所のケースの子どもが審判により少年院に送致された場合、多くの場合、審判決定とともに児童相談所の関与はなくなり、退院（仮退院）後も保護観察という少年法による処遇を受ける。18歳未満でありながら社会的養護と異なるシステムに移行するため、ソーシャルワークの連続性や情報共有、子どものライフストーリーなどの観点から懸念される点は多い。

で述べたような早期支援、また地域の家庭的環境の中で支援を行うなどにより少年犯罪防止につなげることが根本的解決といえるだろう。

(5) 子どもアドボカシーとフロントライン・ワーカーのアドボカシー

日本では令和4年（2022年）の児童福祉法改正により子どもの意見聴取等の仕組みが法定化されるなど、ようやく子どもアドボカシーについて制度化されつつあるが、ニュージーランドは数歩先に進んでいるという印象を持った。

オランガタマリキの内部組織であるヴォイシズチーム（参照：43ページ ニュージーランド子ども省 (Oranga Tamariki - Ministry for Children) 5. ヴォイシズチーム (Voices of children and Young People Team) による子どもの意見調査（石田三紀子））にはケアを受けた経験のあるユースによるアドバイザリーグループが構成されており、子どもの意見を政策に活かすべく、さまざまな活動を行っている。また、子どもとアドボケイト (Whakamana) の1対1の関係の中でアドボカシー活動を行っている NGO のヴォイス・ファカロンゴマイ（参照：53ページ ヴォイス・ファカロンゴマイ (VOYCE-Whakarongo Mai) ~子どもの声を聴く・つなぐNGO~（作田惇人））では、ケアのもとにいる子どもの情報をオランガタマリキから得て活動している。政府と連携を取りつつも、場合によっては子どもから政府に対し異議を唱える援助も行うなど、まさに子どもを中心とした代弁者の機能を果たしている。

一方、私たちに強く印象に残っているのは、子どもらに直接関わるソーシャルワーカー、里親、施設のケアワーカー、アドボケイトなど各現場のフロントラインで支援を行うワーカー（以下、フロントライン・ワーカーという）のケアやレスパイトに対する意識の高さであった。従業員支援プログラム (Employee Assistance Program: EAP) (20ページ) を提供するネットワークの一つである RAISE というプロバイダーは、フロントライン・ワーカーが匿名で直接相談できる機関として、いくつかの訪問先の説明でも挙げられていた。また、フロントライン・ワーカーと同様に NASC (Needs Assessment Service Coordination) という、子育てをする親に対するレスパイトのコーディネートを行うアセスメント機関がある（参照：115ページ「子育てを社会全体のものとするために」(阪本博美)）。

ニュージーランドでは当たり前のように整備されている、子どもとケアラー双方に対するアドボカシーとケアを保障する体制は、子どもの養育に関わる私たちにあって羨ましいものであった。

日本との比較～最前線の職員(フロントライン・ワーカー)のアドボカシーとケア～

ニュージーランドの子ども虐待に対する定義は厳格である。子どもがどのような状況であれ、関わる職員は指一本触れることはできないという。一方、子どもが暴力的な状況になったときなどには、子どもの安全と同様、またはより優先して職員自らの安全を確保することが求められている。子ども中心でありながら、子どもの安全と職員の安全の優先順位は時に同等であると感じた。

日本の児童福祉司や施設職員の離職の実態や過酷な勤務状況は大きな課題となりつつあるが、これらフロントライン・ワーカーの日々の努力と苦悩は「自己犠牲」という言葉に言い換えられることさえある。先の児童福祉法改正により子どものアドボカシーについて制度化されたことは喜ばしいことだが、ならば子どもに最も近いが故にさまざまな苦しみを負っているフロントライン・ワーカーのアドボカシーやケアについても、同等の重みで議論を重ね、体制整備を図ることが急務である。
(参照：118ページ『「やりがい」の芽吹く職場を目指して』(鈴木美希)、123ページ「職員にとってのウェルビーイング～安心・安全の視点から～」(西村岳人)、92ページ「ニュージーランドの働き方」(鈴木美希))。

4. ニュージーランドにおけるマオリへの対応から見てきたもの ～まとめにかえて～

ニュージーランドにおける子ども家庭福祉は、マオリの子ども、若者、そして家庭への対応を中心として、これまで試行錯誤を繰り返してきた。オランガタマリキが掲げる「全ての子どもが拡大家族(ファナウ)や一族・サブ部族(ハプ)、部族(イウイ)によって安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられる」をビジョンとして、子どもをできる限り家庭から引き離さず安全に家庭で生活できるよう家族を支援すること、親による支援が困難なときは、マオリの文化を大切にした拡大家族(ファナウ)や部族(イウイ)による家庭養育を考慮することを原則として政策を進めてきた。今後政変などにより取り組みの積極度に変化はあるとしても、子どものウェルビーイングを中心とした理念の根幹が変わることはないだろう。

ただ一方で、少年司法に関わる子どもや若者の問題は深刻化しており、バーナードスウエリントンでは「マオリであることを恥じる(マオリのトラウマを持つ)若者がいる」と聞いた。また、子どものアドボカシー活動を行うヴォイス・ファカロンゴマイのスタッフは、「子どもとケアギバーは必ずしも同じ文化同士である必要はない、その子どものルーツと民族の文化が大切にされることが重要」と語った。さらに、白人の里親としてマオリの子どもの委託を受けているジュリーさんは、「マオリの家族は文化的に子育てがラフ(手荒)で激しく、家族以外(民族

以外)の里親のもとでうまくいく場合もある」と言い、子どもの親との関係やマオリの文化を大切にしながらジュリーさん自身の養育感でマオリの子どもを養育していた。(参照：93ページ Julie Carter さん 里親として大きな家族を目指して(山口瞳))

マオリとパケハ…。異なる民族間の問題に対峙し、混乱しながらもニュージーランドの子ども家庭福祉は発展を遂げ、進化してきた。現実をみると学校や職場などあらゆるコミュニティで二者は共存しており、それらは時代の流れとともに重なり合い、混ざり合い、子どもや家庭のニーズは多様化、個別化しているのであろう。この多様化の流れに応え、二者が真のパートナーとして認め合い、同じ「ニュージーランド人」として、それぞれの文化を大切にすウェルビーイングを実現し、今後さらに発展していくこと信じていたい。

では日本はどうだろうか。マオリが守ろうとしてきたものは、日本の地域社会で失われつつあるものと重なる。人が交流できる機会、隣近所との助け合い、親族との結びつき、実家機能などずっとそこにある「帰る場所」、そして自己の存在を歴史軸の中で確認できるもの…。孤立した家庭の中で、過去をみても未来をみても肯定的に自分を感じられないまま苦しんでいる親や子どもたちを私たちはどれだけ見てきたか。社会的養護に限らず、人は自らの歴史とともに生きている。子ども、親、家庭の暮らしにとって必要な文化や、先祖や歴史から得られる生きる力<Mana:Mana>(参照:113ページ「mana」(作田惇人))が失われつつあることを、これまで以上に深刻な問題として捉えるべきであろう。

地域社会でも施設でも、文化を創り、はぐくむことは容易ではない。が、人と人とのつながりや、人以外のあらゆるものの存在や、それらが融合し紡がれていく時間とともに創られていくものは、法や制度を超えた大きな力となるはずである。

参考文献 / ホームページ
 ・Oranga Tamariki ホームページ
<https://www.orangatamariki.govt.nz/>
 ・Pūrongo ā-Tau (Annual Report 2022/23 ORANGA TAMARIKI)
 ・子ども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/>
 ・資生堂児童福祉海外研修報告書 第23回(1996年度)、第29回(2003年度)、第34回(2008年度)

EAP (Employee Assistance Program)

従業員メンタルヘルスサポートを組織外の専門機関が提供するプログラム。会社等組織がEAPサービス提供機関と契約をすれば、従業員は組織内の人に知られることなく悩みを専門家に相談できる。またEAPサービスは、従業員のウェルビーイングを守る職場環境作りのサポートを行う。1960年代、アメリカで依存症の従業員をケアするために発展した。EAP Services <https://www.eapservices.co.nz/>



謙虚に模索を続ける国ニュージーランド

～一人ひとりの気持ちを大切に制度への挑戦～

第48 回研修特別講師 子どもの虹情報研修センター 研修部長
中垣 真通

1. はじめに

ここではニュージーランド政府が定めた「全国ケア基準 (National Care Standards)」とオランガタマリキ (子ども省) のソーシャルワークの流れに注目して、ニュージーランドにおける児童福祉の取り組みの特徴を紹介したい。

「全国ケア基準」に注目した理由は児童福祉施策に対するニュージーランド政府の基本姿勢を考察する上で有用な資料と考えたからである。そして、実務を遂行するオランガタマリキの事務所が、具体的にどのような手続きを行っているのか概観しようという意図から、ソーシャルワークの流れの全体図を紹介することとした。

それぞれの資料の内容に進む前に、ニュージーランド児童福祉施策の特徴と言われている事項を、以下に挙げておく。これらの事項が、資料を読み進む上での主要な着眼点となる。

- ・ ファミリーグループカンファレンス (FGC : Family Group Conference) による先駆的な取り組み
- ・ マオリの文化を尊重した当事者参画による協働的な支援
- ・ 里親中心の社会的養護 * 後出の「ケアギバー」は主に里親を指す

2. 全国ケア基準 (National Care Standards)

全国ケア基準は、子どもや若者をケアする職員やケアギバーのための行動基準で、2019年に発効した。子どもや若者を保護する法的責任のある団体も、全国ケア基準を遵守する責任がある。(オランガタマリキ法第396条)

この基準は、ケアの下にある時に必要なことについて、子どもや若者から集めた意見に基づいて策定されている。また、ケアギバー、ケアプロバイダー、ソーシャルワーカーなどとも協議した上で、2018年に政府が承認した。

基準規則は「2018年オランガタマリキ (全国ケア基準と関連事項) 規則 (Oranga Tamariki (National Care Standards and Related Matters) Regulations 2018)」として規定され、2022年オランガタマリキシステム監視法 (Oversight of Oranga Tamariki System Act 2022) の制定に伴い2023年に第6部のみ改定された。

この項は、2021年にオランガタマリキが発行した文書「National Care Standards and Related Matters Regulations V2. Updated October 2021」をもとに記載する。

(1) 規定する内容

全国ケア基準は、ケアの下にある子どもや若者にとって重要なことを幅広く規定している。例えば、彼らが自分の意見を表明しこれからの生活を考えるサポート、家族とのつながりを維持すること、彼らの文化に参加する機会を与えること、教育や健康そしてレクリエーションに関するニーズが満たされるようにすることなどが記載されている。

またこの基準には、ケアの下にある全ての子どもや若者が自分の権利を理解し、意見を述べたり苦情を申し立てたりする方法を知ることができるよう、子ども向けの「権利に関する声明」も含まれている。

全国ケア基準は、以下の6部で構成されている。

- 第1部：子どもや若者に関するニーズの調査、計画、訪問および情報収集
- 第2部：子どもや若者のニーズに対応するための支援
- 第3部：ケアギバーおよびケア委託の評価およびサポート
- 第4部：子どもや若者が自分の意見を表明し、自身のケア体験の改善に活かされるためのサポート
- 第5部：ケアの移行中における子どもや若者のサポート
- 第6部：本規則遵守に関する監視および報告

この基準の構成で注目したいのは、第4部である。子どもたちの意見表明が独立した部となっており、ニュージーランドにおいて子どもたちの意見表明権が重視されていることが見て取れる。また、“自身のケア体験に貢献するためのサポート”と書かれており、主体的に生きる力を持つ存在として子どもを位置づける姿勢が明確に示されている。

(2) 策定の経緯

2015年に当時のケアと保護に関する制度を見直すため、専門家諮問委員会が設置された。専門家諮問委員会は、子どもたちや若者たちから、ケアの下における劣悪な経験や結果について話を聞き、全国ケア基準および規則を策定するよう勧告した。この勧告を受けて、ケアの下にある子どもや若者が必要としていることに基づいてケア基準を策定している。

子どもや若者が必要としていることは、以下の通りの内容である。

- 「私は、自分に関する決定に関与したいです」
 「私は、なぜ自分がケアの下にあるのか、これからどうなるのかを知りたいです」
 「私は、ケアギバーに会う前に、その人のことをよく知るべきです」
 「私は、私の文化を尊重し、それについて知っているケアギバーを探しています」
 「私は、自分の言葉を話せるようになりたいです」
 「私は、私のきょうだいと一緒にいたいです」
 「私は、なりたいたい自分になれるべきです」

政府が発行した公的な文書の中で、当事者の声をセリフの形で記述しているところがユニークである。これは単純な情報伝達ではなく、当事者の気持ちも伝えようとする意図があるものと思われる。ニュージーランドでは政府機関においても、当事者の気持ちを大切にしている方向性を持っていると考えられる。

また、必要としていることの第一番目の項目が、「自分に関する決定に関与したい」である点も興味深い。ソーシャルワークにおいて“当事者のいないところで大事な決定をしない”という考え方があるが、ニュージーランドにおいては自己決定を非常に重視していることが窺われる。

気持ちを受け止められること、自分で決められることが、子どもの権利を考える際に考慮されるべき課題であるのは、日本においても共通する事柄だろう。

(3) 子どもたちから見た全国ケア基準の意味

全国ケア基準の文書には、この基準が子どもたちにとってどんな意味を持つのか、子どものセリフを引用する形で記載されている。日本に置き換えて考えると、児童相談所運営指針や施設運営指針などに、この指針が利用者にとってどんな意味を持つのか、利用者のセリフの形で記載してあるようなものだろう。ニュージーランドと日本の間では、行政文書に関する基本的な考え方や、当事者の意見に対する基本姿勢に大きな違いがあると感じる。日本においても、“こどもまんなか”という理念を推し進めると、いずれ行政文書に変化が生じることがあるのかもしれない。

どのような子どもたちの意見が、全国ケア基準の文書に掲載されているのか、事例を紹介する。

「自分自身の権利を認識している子どもや若者は、自己の内面でより大きな力を感じると思います。それによって、自分たちの利益や財産が守られているという安心感が得られ、ケアの下にある多くの子どもたちがケアの下において自分たちに起こった良いこと、悪いことを話すようになると思います」－エボニー

「この基準によって、子どもに対して彼ら自身の価値を示すことができます。ケアの下に置かれる前に、

子どもたちは、自分には何の価値もないと言われたり、自分に何がふさわしいかについて歪んだ考えを持っていたりすることがよくあります。だからこそ、自分には本質的に価値があり、これらのことを享受する権利があるということを文書で示すことは、力強いことなのです」－インジー

「子どもたちはより安心を感じ、ケアギバーはより責任を負うこととなります。これは、子ども中心のケアシステムにとって極めて重要なことであり、私たちが保持すべき唯一のシステムだと私は信じています」－シャナエ

「子どもたちは、自分がケアの下にある間、どのように扱われるべきかを深く理解できるようになります。子どもは、自分がネグレクトされていることや、不当で劣悪な扱いを受けていることを知らなければ、そのような振る舞いが許されるものだと考えられるように成長してしまいます（そして、そのサイクルが始まります）。ケアの下にある子どもたちがこのケア基準を理解していれば、どんな懸念も安心して口にすることができるようになるはずです」－ケス

(4) ケア内容の基準

具体的なケアの内容や監査の方法に関して、全国ケア基準では先述の通り6部構成で多岐にわたって規定している。紙幅の都合でこれらを詳細に説明することはできないので、基準の冒頭に掲載されている「権利に関する声明」から一部を抜粋して紹介することとする。

この声明は、全国ケア基準の下でケアを受ける子どもたちが、自分たちにどのような権利があるのかを理解し、どのように意見を述べたり苦情を申し立てたりすればよいかを知ることを目的に、基準の一部として掲載されている。原文は“あなた”を主語とした文章で記述されており、子どもたち一人ひとりに語りかけるような文体で書かれており、法令というよりもパンフレットのような印象を受ける。内容としては、子どもが受けられるサポートを具体的に説明しており、“あなた”は何をできるようになるのかという書き方になっている。この書き方には、子どもたちをエンパワーする意図が見て取れる。そして、支援者がこの基準を読めば、自分が何をしなければならないのかを把握でき、自分のかかわりの結果、子どもたちが何を得られるはずなのかを理解できるようになっている。

参考に日本の児童相談所運営指針と比較すると、児童相談所運営指針では多くの文章で主語が「児童相談所は」になっており、「ニーズを的確に把握する」とか「常に子どもの最善の利益を図る」などの抽象的な記述が散見される。また、支援の結果、子どもがどのようなメリットを得られるのかに関して、具体的に記した記述が乏しい。

以下に引用する抜粋は、子どもがケアの下に入った場合の説明である。ニュージーランドにおけるケ

アは、基本的に里親委託であり、文化が共通する里親宅に子どもの生活の場を移すことが第一選択肢になっている。子どもの衣食住は里親が支え、ソーシャルワークはサポートワーカーが担うという体制で支援を進めている。

①ケアの下に置かれた場合

もしあなたが今、家で生活できないためにケアの下にある場合、担当サポートワーカーの仕事は、あなたに対して最善を尽くすことである。あなたが法律に違反した可能性があるためにケアの下にある場合、担当サポートワーカーの仕事は、あなたにとって何が最善かを考えることである。また、彼らは、他の人の安全や、怪我をした人のことも考える必要がある。あなたが法律に違反した場合、担当サポートワーカーは、あなたと一緒に、事態を収拾する手助けをする。

あなたに関する重要な決定がなされる時、担当サポートワーカーは以下のことをしなければならない。

- あなたが言いたいことを言う機会を持てるようにすること
- あなたの言葉に耳を傾けること
- 自分の気持ちや考えていることを人に伝えるのが難しい場合は、その手助けをすること
- あなたについてどのような決定がなされたのか、およびその理由を知らせること

あなたがケアの下に置かれる際、担当サポートワーカーはあなたがケアの下にある理由について話す。また、以下のことも伝える。

- あなたがケアの下にある間に物事がどのように進むのか。
- 担当サポートワーカーがどのくらいの頻度であなたに会いに来るか。
- 何か質問があったり、心配なことがあったりする場合に誰に相談すべきか。

担当サポートワーカーはまた、その他のことについて役立つ情報をたくさん教えてくれる。これには、家族およびファナウ（whānau：拡大家族）という話したり会ったりできるか、あなたに関する重要な決定がいつどのようになされるかなどが含まれる。

彼らは、あなたの理解を助けるために、最善の方法で情報を提供する。あなたが何を必要としているかを把握するために、あなたと担当サポートワーカーは以下について一緒に考える。

- あなたが何を考え、どのように感じているか。
- 自分の人生をどのようなものにしたいのか。
- あなたが得意なこと、もっと得意になる必要のあることは何か。

あなたに必要なことは以下のとおりである。

- 幸せを感じ、うまくやること
- 自分の人生における出来事に満足すること
- 家族（兄弟姉妹を含む）やファナウと仲良くすること
- 自分が何者であるかを知り、自分の存在および出自について誇りに思うこと

また、あなたと担当サポートワーカーは、あなたが以下のことをするにあたって何が助けになるのかを一緒に考えて理解する。

- 知人たちと楽しく過ごすこと
- 安心を感じること
- 健康であること
- 学ぶこと

担当サポートワーカーは、あなたが彼らに話したことをメモに書き留め、書き留めたことをあなたと共有する。担当サポートワーカーは、あなたやあなたの人生における重要な人々と協力して、あなたをサポートするための計画を立てる。その計画は書き留められ、担当サポートワーカーはそれをあなたと共有する。ケアギバーと一緒に生活する場合、そのケアギバーとその家族、その家がチェックされる。これは、あなたがケアギバーと一緒にいて安全であること、そして彼らのケアが十分であることを確認するためである。

②ケアの下にある間

担当サポートワーカーは、あなたの様子を見るために、頻繁にあなたを訪問しなければならない。あなたの計画には、担当サポートワーカーがあなたを訪問する頻度が記載されている。担当サポートワーカーは、あなたと二人だけで話をしようとする。これは、あなたが安心し、心配なことがあれば何でも話せるようにするためである。

あなたがどのように過ごしているかを知るために、担当サポートワーカーは他の重要な人々にも話を聞く。これには、ケアギバー、教師、家族、ファナウなどが含まれる。もしあなたがうまくいっていないことがわかったり、あなたにとって状況が大きく変化したりした場合には、担当サポートワーカーはそのことについてあなたと話し、状況を改善する方法を検討しなければならない。何か重要な変更があれば、それがあなたのプランに反映される。

担当サポートワーカーは、あなたが必要なものを確保する責任がある。ここで、あなたが必要とする可能性のあるいくつかのことと、担当サポートワーカーがそれらをどのようにサポートするかを示す。

- 家族およびファナウとのつながりを保つこと：
 - 担当サポートワーカーは、あなたとあなたの家族（兄弟姉妹を含む）、ファナウ、あなたにとって大切な人たちが、いつまでも仲良く、つながってられるように手助けする。

- 担当サポートワーカーは、家族およびファナウにあなたの様子を伝える。担当サポートワーカーは、あなたの計画について話し、どう思うか尋ねる。

あなたの存在および出自を知ること：

- 担当サポートワーカーは、あなたが自分自身の存在および出自について知ることができるよう、あなたが自分自身の文化、言語および宗教について知り、それに参加できるよう手助けする。

自分自身のものを所有できること：

- 担当サポートワーカーは、あなたが洋服やリュックサックなど自分のものを所有し、それを安全に保管できる場所を確保できるよう手助けする。

良い経験をする機会を得ること：

- 担当サポートワーカーは、あなたがスポーツ、絵画、歌など、新しいことに挑戦できるよう手助けする。
- 担当サポートワーカーは、あなたがあなたのコミュニティ内で、友人たちと楽しいことができるよう手助けする。

健康であること：

- 担当サポートワーカーは、あなたが健康でいられるよう手助けする。これには、医師による健康診断の受診を確認したり、ストレスを感じているときに相談できる相手を探したり、自己の健康管理を手助けすることも含まれる。

学ぶこと：

- あなたが就学前の年齢である場合、担当サポートワーカーは、あなたにとってプリスクールやプレイグループに通うことが良いことであれば、その手助けをする。
- あなたが就学年齢である場合、担当サポートワーカーはあなたが学校に通えるよう手助けし、学校に必要なもの（文房具や制服など）が揃っているようにする。担当サポートワーカーは、あなたが学校行事に参加できるよう手助けし、必要であれば、学校でうまくやっっていけるよう特別な手助けをする。
- あなたが学校を卒業できる年齢に達している場合、担当サポートワーカーは、あなたにとって最善であるならば、あなたが学校に通い続けられるよう手助けする。学校に通うことがあなたにとって最善でないならば、あなたが訓練を受けるか仕事を見つけられるよう手助けをする。
- 担当サポートワーカーは、あなたがうまくやっっていくために何が必要かをオランガタマリキが理解できるように、あなたの担任の先生と連絡を取り合う。

担当サポートワーカーの重要な仕事のひとつは、あなたに関する情報や、あなたが必要としていることをケアギバーと共有することである。これは、ケアギバーがあなたのケアをする最善の方法を知るのに役立つ。オランガタマリキは、ケアギバーがあなたの文化、ファカパパ (whakapapa : 系譜、先祖、親類縁者)、ファナウ、その他知る必要があること、する必要があることについて学ぶ手助けをする。そうすることで、あなたのケアをより良く行うことができる。

担当サポートワーカーは、あなたを含む誰かから、あなたが安全ではないかもしれない、あるいは十分にケアされていないかもしれないと思わせるようなことを聞いた場合、あなたを助ける。彼らは、それについて何かする必要があるかを確認し、その情報が適切な人に届くようにする。

担当サポートワーカーがあなたにとって何が最善かを常に考えているということ覚えておくのがよい。

何か悪いことや間違ったことが起きて、それを正す必要があることを誰かに伝えたい場合、あなたにはそれができる。担当サポートワーカーに、あるいはいつもの担当サポートワーカーが何か悪いことをしたのであれば別のサポートワーカーに伝えるのがよい。担当サポートワーカーは、あなたが何をすべきか、どうすればよいか、その後何が起こるかを理解する手助けをする。

担当サポートワーカーは、あなたの人生における重要な出来事や成果を記録し、あなたが保管できるようにする。これには、誕生日やあなたにとって大切な人の写真、アート作品、学校のレポートなどが含まれる。

(5) 用語解釈に見る施策の骨子

全国ケア基準の用語解釈に取り上げられている項目から、ニュージーランドにおける子どもや若者に対するケアと保護の施策の骨子を把握することができるだろう。

以下の項目の中で特に目を引くのは、ニーズに関連する項目の多彩さである。「行動」「教育」「情緒」「健康」「アイデンティティおよび文化」「家族グループとのつながり」「遊びおよびコミュニティ」「安全」の8つのニーズ関連項目があり、ニーズのアセスメントを多面的に行っていることが分かる。また、子ども本人に関する項目だけでなく、周囲の人間関係に関する項目も複数含まれており、アセスメントの視野の広さも見て取れる。

【用語解釈の項目】

「行動に関するニーズ」とは、子どもや若者に関して、その行動における発達を手助けするために必要なことを意味する。

「ケアまたは保護」とは、子どもや若者に関して、保護命令もしくは単独後見命令またはケア契約の対象となることを意味し、その恩恵を受ける（または

養育者として指名される) 者は、場合に応じて、オランガタマリキのチーフ・エグゼクティブ(長官)、イウィ(iwi:部族)の社会サービス、文化的社会サービス、または子ども家庭支援サービスのチーフ・エグゼクティブである。

「ケアギバー」とは、以下のとおりである。

- (a) 法第 362 条に基づき、チーフ・エグゼクティブによって子どもや若者が委託される者を意味する。
- (b) ファナウの養育者を含む。
- (c) 子どもや若者の両親または保護者を含まない。

「チーフ・エグゼクティブ」とは、以下を意味するものとする。

- (a) オランガタマリキのチーフ・エグゼクティブのケアの下または保護下にある子どもや若者に関しては、オランガタマリキ長官(その代理人を含む)。
- (b) イウィの社会サービス、文化的社会サービス、または子ども家庭支援サービスの責任者のケアの下または保護下にある者に関して、場合に応じて、その社会サービスもしくは文化的サービスの責任者、またはその家庭支援サービスの責任者

「教育に関するニーズ」は、基準規則(2)に示された「11 教育に関するニーズの評価プロセス」に定める意味を有する。

「情緒に関するニーズ」とは、子どもや若者に関して、次のことを手助けするために必要なことをいう。

- (a) 彼らの情緒の発達
- (b) 彼らに不安を与えるような生活状況や出来事(例えば、仲間との関係がうまくいかない、新しい環境になじめない、変化に適応できないなど)に彼ら自身が対処すること

「危害」には、身体的、心理的、情緒的、または性的危害が含まれる。

「健康に関するニーズ」とは、基準規則 13(2)に示された「健康に関するニーズの評価プロセス」に定める意味を有する。

「アイデンティティおよび文化に関するニーズ」とは、子どもや若者に関して、そのアイデンティティの確立および発達を助けるために必要なことを意味し、以下のいずれかを含む。

- (a) 彼らの文化的アイデンティティ
- (b) 彼らのファカパパ
- (c) 彼らの性自認
- (d) 彼らの性的指向
- (e) 彼らに有する障がいに関する彼らのニーズ
- (f) 彼らのスピリチュアリティおよび宗教
- (g) 1 つ以上の言語に関する彼らの知識および実践
- (h) 自分たちの文化やアイデンティティに関連するフェヌア(whenua:場所)との彼らのつながり(例えば彼らのマラエ(marae:集会所)など)

「家族、ファナウ、ハプウ、イウィまたは家族グルー

プとのつながりを維持するニーズ」とは、子どもや若者に関して、基準規則 12 に基づき、チーフ・エグゼクティブによってまたはチーフ・エグゼクティブに代わって実施されたプロセスの結果を考慮し、これらの人々とのつながりを維持するニーズを意味する。

「遊び、レクリエーションおよびコミュニティに関するニーズ」とは、子どもや若者に関して、以下のことを手助けするために必要なものをいう。

- (a) コミュニティや仲間との活動に参加すること
- (b) 以下の事項を考慮し、さまざまなことに挑戦する機会を経験すること
- (i) 彼らの年齢と発達
- (ii) 彼らの有している可能性のある障がい

「安全に関するニーズ」とは、子どもや若者に関して、基準規則 14 に基づき、チーフ・エグゼクティブによってまたはチーフ・エグゼクティブに代わって実施されたプロセスによって決定されるニーズを含む。

「訪問者」とは、チーフ・エグゼクティブに代わって子ども、青少年または養育者を訪問する者をいう。

「ファナウの養育者」とは、以下の条件を満たす者(親または保護者)を意味する。

- (a) 子どもや若者の家族、ファナウ、ハプ、イウィまたは家族グループの一員であること
- (b) チーフ・エグゼクティブがオランガタマリキ法第 362 条に基づき子どもや若者を委託した者であること
- (c) 子どもや若者のケアに第一義的責任を有する者

3. ソーシャルワークの流れ

ここからは、オランガタマリキチーフソーシャルワーカーオフィスの Ashley Seaford 氏にご提供いただいた資料「Oranga Tamariki Evidence Centre. Oranga Tamariki Intakes-Data Perspective (2021)」を基にして、ニュージーランドにおけるソーシャルワークの概要を紹介する。資料を基に作成したチャート(30 ページ図 1)を参照されながらご一読いただきたい。

オランガタマリキのソーシャルワークの流れは、(1) 相談記録段階、(2) 受理段階、(3) 調査段階、(4) 介入段階の 4 段階に区分することができる。それぞれの段階について、具体的な実践内容と資料から垣間見られた実態の一端を以下に記す。

なお、乳幼児の通告など緊急性が高い案件の場合、オランガタマリキが保護者の同意を得ずに子どもを保護する対応も行っているが、今回は FGC に関心があること、Seaford 氏の資料に緊急保護に関する情報があまり記載されていないことなどの理由から、ここでは緊急保護について取り扱わないこととした。

(1) 相談記録段階 (Contact records phase)

相談が入ったところで、まだ受理していない段階であり、相談内容によっては対応不要と判断することもある。相談の大半は警察から紹介される DV ケースである。相談記録の段階では、家族/ファナウへの支援はまだ必要ではない。

相談記録は、家庭内暴力対応機関連絡会 (FVIARS: Family Violence Interagency Response System) もしくは安全性評価ミーティング (SAM: Safety Assessment Meeting) において検討され、その結果、サービスを提供する NGO に紹介されたり、対応不要と判断されたりする。

相談記録 (Contact records) : 受理段階以前の相談の記録であり、通告に切り換えることもできる。相談の履歴は通告や懸念の通報があった時に、判断材料として利用することができる。

(2) 受理段階 (Intake phase)

通告や通報を正式に受理して初期調査を行い、対応方針を決めるまでの段階である。通告手段には電話、メール、対面、ファクシミリがあり、法律に定められた通告 (例えば警察の DV ケース紹介) もある。通告者は、市民だけでなく、専門家、家族/ファナウ、または友人などである。

通告先の主なものは、直接にオランガタマリキの事務所か、全国コンタクトセンター (NCC: National Contact Centre) で、DV の場合は各地の関連協議会である FVIARS や SAM からの通告もある。

通告 (Notifications) : 「子どもと若者に対して、危害、不適切な扱い、虐待 (身体的、精神的、性的虐待を問わない)、ネグレクト、剥奪などが行われた、または行われる可能性があると考える者、あるいは子どもと若者のウェルビーイングに懸念を感じる者は、その問題をオランガタマリキ長官または警察官に報告することができる」に該当するもの全般を言う。

懸念の通報 (ROC: Reports of Concern) : 通告の一部である。そして、ROC に当たる通告は、オランガタマリキ法第 15 条、第 48 条などに該当するものである。

ROC 以外の通告 : 国際的なケースワークによる通告や警察や裁判所から直接 FGC に紹介されるものがある。

初期アセスメントの結果に基づいて、オランガタマリキのソーシャルワーカーが子どもと家族に必要な支援を考える。ケースのニーズに応じて、他のサービスや連携機関に紹介したり、オランガタマリキがさらにアセスメントを進めたりすることになる。

《初期アセスメント》

NCC のインテークソーシャルワーカーが、電話対応とメール対応のチームに分かれて相談を受け付けている。電話相談では聞き取りによって詳細な情報を収集しており、意思決定の前に通告者に電話をかけ直して、より詳細な聞き取りを行うこともある。メールでの案件は、通常は専門家からの紹介である。

紹介元と連絡を取ることもあり、紹介元が警察のソフト勤務者だと電話がつながりにくい。メールの場合、5～10 件の案件を一度に扱うことが多い。

初期アセスメントでは、最初の連絡が入ってから 1～2 時間ほどで意思決定まで行い、次のアクションにつなげている。意思決定には対応決定ツール (DRT) を利用している。

対応決定ツール (DRT Decision Response Tool) : ソーシャルワーカーが根拠に基づいた対応方針を決め、進行管理を的確に進められるようにサポートする体系的なツールである。

対応方針には 3 つの選択肢があり、「FAR (更に必要な対応: Further Action Required)」「NFA (終結: No Further Action)」「各種サービスへの紹介」のいずれかに決定する。

対応を続ける場合、緊急性に応じて対応の期限を区分する。対応期限の区分には、「24 時間以内」「48 時間以内」「10 営業日以内」の 3 種類がある。

24 時間以内 : 最も緊急性が高い。NCC のソーシャルワーカーはオランガタマリキ事務所の当直スーパーバイザーに電話をして、ケースの詳細を説明する。そして懸念の通報 (ROC) に記録を残して対応を引き継ぐ。

48 時間以内 : 緊急性がやや高い。NCC のソーシャルワーカーは詳細な記録を作成し、オランガタマリキ事務所の受付簿に送信してから、当直管理職に電話で懸念の通報を受け付けた旨を知らせる。

10 営業日以内 : 緊急性が低い。記録がオランガタマリキ事務所の受付簿に送信され、オランガタマリキ事務所の当直スーパーバイザーが受付簿から拾い出す。

初期アセスメントの最終判断 (Final outcome) は、「対応方針と根拠」としてまとめられる。“最終”と書いたが、今後も進展する支援やアセスメントの過程の一部であり、確定的なものと考えるべきではない。

対応方針と根拠 (Pathway rationale) : オランガタマリキが作成する援助方針をまとめた文書で、通告内容、子どもの情報、ニーズに関する情報、アセスメントなどを記載してある。

(3) 調査段階 (Investigation phase)

この段階でオランガタマリキは、子ども家族アセスメント (CFA: Child Family Assessment) と事実調査 (Investigation) を実施する。

CFA は、アセスメントとリスクマネジメントを並行的に進める手続きであり、「安全とリスクの評価」「安全プラン」「ファイアファナウ (家族会議) (40 ページ)」「ケアと保護リソース協議会」「トゥイトゥイア報告」の 5 つの要素からなる。家族会議は支援開始の早い段階から開催され、その際に地域社会とのつ

ながりが強い家族調整担当（カイランガ・ア・ファナウ）が関与している。

事実調査は、児童保護標準手続（CPP：Child Protection Protocol）の一環として、警察と連携して実施している。事実調査は「対応方針と根拠」が作成されてから20営業日以内に実施される。新たな懸念の通報があった際に、その情報を既存のCFAに取り込むことがあるが、事実調査は独立した調査活動として続けられる。

安全とリスクの評価（Safety & Risk Assessment）:

調査後緊急対応の期限を守るために、24時間、48時間もしくは10営業日以内に行うこととなっている。安全とリスクの評価中にも、子どもの安全を守るための対処である安全プランは実施されている。子どもがFGCに参加するのであれば、安全に参加するための予防的な準備が必要である。

カイランガアファナウ（Kairaranga ā-whānau：家族調整担当）:

ファカパパ（whakapapa：親類縁者）を探しだし、ファナウの意思決定に参加するようにサポートする役割の人物である。全ての事務所にいるわけではないので、いくつかの地域では地元のイウィやコミュニティと強い絆を持つソーシャルワーカーとのつながりによって、この機能を補っている。

ファイアファナウ（Hui ā-whānau：家族会議）:

マオリ式の儀式によって結びつきを強めながら行うファナウの集まりである。早い段階からファナウへのかかわりを強めもらうために、ファナウの一員またはオランガタマリキ職員がこの集まりを呼びかける。受理段階のどの時点でも実施可能で、ファナウやソーシャルワーカーが必要と思えば何度でも行われる。ファイアファナウの記録用紙はさまざまな民族の家族会議で共通して使用しているが、集まりの進め方は家族の文化によって異なる。

この集まりで、ファナウの結末が強まり、自分たちの問題として受け止め、解決策を導き出せるようになる。そして、オランガタマリキと共に解決の道りを歩むことができるようになる。

ケアと保護リソース協議会（CPRP：Care and Protection Resource Panel）:

オランガタマリキ法に基づいて構成される法定機関である。この協議会は、地域社会の実情を広く把握しており、専門分野にも精通している。家族／ファナウに適切なサービスを提供するために、ソーシャルワーカー、コーディネーター、警察に対して地域社会の情報や利用できるリソースを助言している。ソーシャルワーカーは、アセスメント中にCPRPに相談することが法律に義務付けられている。FGCコーディネーターもFGCの招集中にCPRPに相談しなければならないとされており、他の時点にも相談することが可能である。

地方に行くと都市部ほど頻繁に会議を開かない協議会もあるため、対応の迅速さは地域によって差がある。

トゥイトゥイア（Tuituia：織りなす、という意味）:

子どもを理解するための評価ツールで、理解の枠組み、記録用紙、報告書から構成されている。

コアアセスメントでは、「対応方針と根拠」による方針決定から20営業日以内にトゥイトゥイア報告が作成される。

フルアセスメントでも作成されており、調査段階の判断が確定されてから20営業日以内に、トゥイトゥイア報告とアセスメントの両方を完成されなければならない。

《コアアセスメント》

最終的な緊急性判断がなされると、対応時間の基準（Report of concern response timeframe）によって対応の期限が決まる。定められた期限までに、ソーシャルワーカーは当面の間、子どもが安全かどうかを判断する必要がある。判断に当たっては、考慮すべき重大な出来事、累積的な危害、子どもとファナウを訪問して聞いたことなどを勘案する。さらなるアセスメントを実施している間、リスク要因を減らすための安全プランが実施されることもある。

子どもが危険にさらされていて緊急性が高いと判断された場合、ソーシャルワーカーは緊急措置を開始することができる。まず、ソーシャルワーカーは家庭を訪問して、子どもやファナウの生活環境を把握する。訪問が複数回になることもある。より詳細に子どもとファナウを理解するために、教師や医者など子どもの生活に関わる他の専門家と連絡を取ることもある。また、アセスメントを実施している間、当面の支援策を見つけるために地元のパートナーやNGOと協力することもある。

善意に基づく情報共有は、オランガタマリキ法第66C条のもとで可能であり、ソーシャルワーカーとNGOは相互に情報を共有することができる。例えば、NGOからソーシャルワーカーに情報提供をしてソーシャルワーカーの家族理解が深まると、ソーシャルワーカーがアセスメントを見直してNGOに伝えるというような連携が可能である。

虐待の疑いがある場合、児童保護標準手続（CPP）に従い、警察との連携の下で調査を行うことになる。両者が共同で「初期合同調査計画（IJIP：Initial Joint Investigation Plan）」を作成するが、これは「専門的児童面接（Specialist Child Interview）」が必要な場合に重要なことである。というのも、子どもの証言の証拠性を損なうおそれがあるため、事情聴取の前に事件にまつわる詳細について子どもと話さないよう、警察がソーシャルワーカーに求めることがあるからである。

コアアセスメントの終盤に虐待の事実が新たに出来たり、1人の子どもに複数の虐待が発見されたりした場合、警察は最初の証拠収集を終えたら、事

実調査を続行しないという選択をすることがある。警察にとって関心がないことであっても、オランガタマリキは子ども家庭アセスメントを最後まで遂行することもある。

子どものファナウがマオリであることが分かれば、カイランガアファナウ（家族調整担当）が割り当てられ、ファナウとの信頼関係を築くためにファカパパ（親類縁者）探しに取り掛かる。事務所によってカイランガアファナウの関与の程度はさまざまである。そしてファイアファナウ（家族会議）を開き、ファナウが問題を理解し、自分たちで解決策を作り出す場を設ける。最良の実践は、ファイアファナウとファナウの意見を十分に盛り込んだコアアセスメントができあがることだと言える。

さらなるアセスメントを終え、これ以上の関与は必要ないと判断したら、ケースを終結する。さらなる対応が必要だとソーシャルワーカーが判断したら、FGCに紹介がなされ、フルアセスメントに進む。コアアセスメントの段階は、通告を受けてから20営業日以内に完了しなければならない。トゥイトゥイア報告書が作成され、それが「確定的判断」の根拠となる。さまざまな理由から、コアアセスメントの開始と同時にフルアセスメントが開始されることもある。

(4) 介入段階 (Intervention phase)

ケアと保護のためのアセスメントを行い、改善計画を策定する段階である。原語を生かして“介入”と訳しているが、保護者の意に反する強制介入だけを意味するのではない。ここまでの調査の結果や専門家の意見等に基づき、総合的なアセスメント（フルアセスメント）を行い、FGCを開催して当事者家族と共に改善計画を立てる。

改善計画に対して、家族とオランガタマリキの間で同意に至らなかった場合は、オランガタマリキが裁判所に申し立てを行い、裁判所からの支援命令によってサービスを実施することもある。

ゲートウェイアセスメント (Gateway Assessment) :

ケアに入る全ての子どもたちに必要なアセスメントである。ソーシャルワーカーはフルスケールアセスメントの際に、FGCに意味があると考えた情報を要求できる。その子が受けるべきサービスに関する教育や医療の専門家からの意見もゲートウェイアセスメントでは考慮される。

集中的対応 (Intensive Response) :

現在、連携機関と開発中のサービスで、対象となるのは次のケースである。ケアまたは保護が必要な子ども、FGCに参加している子ども、家庭復帰や在宅支援に移行する方針があるケア中の子ども、一部の犯罪少年、要ケアまたは要保護の子どもの一部。

支援とサービス命令 (Support & Service Orders) :

一定期間の集中的な支援と監視があれば、家族／

ファナウの中で子どもが安全に養育される場合に発令される。オランガタマリキ法第91条、第92条、第86条を根拠とする。

《フルアセスメント》

FGCコーディネーターがFGCを招集している間に、ソーシャルワーカーがフルアセスメントを完了させる。理想的には、FGCの開催よりも先に、子どもの健康と教育のニーズを専門家にアセスメントしてもらうために、ゲートウェイアセスメントを実施していることが望ましい。また、ソーシャルワーカーは調査段階終了後20営業日以内に、トゥイトゥイアアセスメントを完了し、トゥイトゥイア報告を更新しなければならない。ソーシャルワーカーは、フルアセスメントと並行して、FGCの準備のために家族と面談することもある。

FGCの開催はファナウ、専門家、教師などの関係者に呼びかけられ、いつ実施するのかが知らされる。時に、一時的な支援によって当初の懸念が解決されたとして、FGCが開催される前にケースを終結することもある。しかしこれは時間や人員の制約からそうなっているところもあり、アセスメント後に速やかにFGCを開催することが最良の実践である。

FGCは法定の会議だが、ケアと保護の過程において、いつまでに行うべきか定められた法律上の期限はない。FGCを開催する責任はFGCコーディネーターが負っている。しかし最近では、イウイコーディネーターがFGCを行っている事務所もある。コーディネーターは独立したファシリテーターとして行動すべきである。全てのFGCは、会議終了までに当事者が合意している改善計画を立てることを目指している。FGCの後、子どもはケアに入ることもできるし（アセスメントのどの時点でも可能）、家族と一緒にいることもできる。家族と一緒にいる場合、集中的対応サービスを利用したり、改善計画の一部を実施したり、家庭裁判所からの支援命令が適用されたりする。一般的に支援命令は、改善計画に同意が得られない場合に用いられる。改善計画は多くの場合、最初のFGCから3～6ヶ月以内に見直しの期日を設定している。

オランガタマリキのソーシャルワーカーは家族と共に動いて改善計画をサポートするが、NGOのパートナーがサポートすることもある。改善計画が見直しの時期を迎えると、FGCコーディネーターが同じグループを集め、当初の改善計画に対してどのような進展が見られたかを話し合う。見直しの結果ケアに入ることもあるが、改善計画の練り直しに多くの時間を割いて、前進を目指すこともできる。子どもや若者は、見直しのサイクルの中で何回かFGCに参加することになる。オランガタマリキが家族への支援を終えるのは、安全やウェルビーイングの懸念がなくなった時である。この判断は、FGCや家庭裁判所の検証より前に行うことになる。介入と支援は一般的に1年以内に終わるものだが、例外もある。

(5) 所感

相談記録と受理の段階に関しては、体制と手続きが効率的に構築されていると感じた。ニュージーランド全国からの通告をNCCが受け付け、そこで相談歴のデータベースを参照しながら受付担当ソーシャルワーカーが一次的なふるい分けを行っている。相談歴のデータベースの全国的な統合点は、日本でも実現されることが望ましい。そして、初期対応の方針決定に対応決定ツール(DRT)を使い、対応期限を24時間、48時間、10日以内と区分をしていることは注目に値する。日本でもリスクアセスメントシートが児童相談所に普及しているが、これは緊急性を区分する作りになっておらず、多くの自治体では一律に安全確認のため48時間以内の目視をルール化している。その安全確認が全体の業務量を圧迫しているのが現状である。

調査段階においては、児童保護標準手続(CPP)が定められていて、警察と共同して事実調査を行うことができる点は、日本に比べて先進的だと感じた。一方でオランガタマリキと警察の連携が、必ずしも円滑でない旨の記述もあり、捜査機関と福祉機関の連携の難しさはいつでも同じようである。事実調査と並行して、子どもの安全を確保するための対処である「安全プラン」が実行されていたり、家族調整担当が動いて家族会議が開催されたりしている点も興味深い。日本では、関係者と関係機関の意識が子どもの一時保護の一点に集中しがちで、子どもの安全確保のための選択肢を幅広く検討するのが難しい状況があるのかもしれない。

介入段階でFGCが開催され、家族やファナウとオランガタマリキの協働によって、改善計画を策定する。これに先立って、コアアセスメントが完了しており、そこにファナウの意見が十分に反映されていることが、良い実践の鍵になる。FGCは法定手続であり、対象となる家族に一律に実施するもののだが、視察においては、ソーシャルワーカーの技量によっては改善計画の策定が進まないこともあると指摘したNGOがあった。FGCへの取り組みに長い歴史を持つニュージーランドにおいても、日本と同様にファシリテーターの養成に苦勞していることが窺われた。また、支援開始の段階で司法関与があるのは、日本の制度設計と大きく異なる点である。強制的介入の内容が「サービスを受けなさい」という裁判所命令であり、どこか懲罰的な雰囲気や漂う日本の強制的介入とは対極的な位置にある制度を築いていると言える。

4. まとめ

1週間にわたるニュージーランドの視察と、2種類の資料を概覧したことによって得られた考察を述べて、本稿のまとめとしたい。冒頭で掲げた3つの観点が、この考察の出発点となっている。

〔3つの観点〕

- ・ファミリーグループカンファレンス(FGC: Family group conference)による先駆的な取り組み
- ・マオリの文化を尊重した当事者参画による協働的な支援
- ・里親中心の社会的養護

FGCが日本に紹介されたのは、およそ20年前のことである。当時は斬新で画期的な援助技法として、大きな驚きとともに関係者の間で広く認知されていた。しかし、そのインパクトの大きさと現場への普及速度が比例することはなく、時間の経過に伴ってFGCへの関心が徐々に低下していった印象がある。FGCの先進性を認めながらも関心が低下した背景には、複数の家族メンバーが集まる話し合いはファシリテーションが難しいという要因があったのではないかと考えられる。複数の家族メンバーが参加する話し合いでは、意見の対立や感情の衝突が生じることが珍しくなく、個別面接にはないファシリテーションの難しさがある。FGCは先進性が高い半面、ファシリテーターの育成が難しいという側面があると言えそうである。

しかし、現地を訪れてみると、当事者参画と協働関係という発想は、ニュージーランドに深く根差したもので、国民の中に広く共有されている姿勢なのではないかと感じた。ウェリントンの博物館では、植民地化の歴史とマオリ等の権利回復の歴史を扱った展示に、多くのスペースを割いていた。白人層(パケハ)の間には、植民地化への真摯な反省と罪悪感が共有されていることが見て取れた。このような背景の上に、自分と異なる価値観や文化を否定せずに対等に接する態度が涵養されているのではないかと考える。このような対等性が支援実践の中では、当事者参画や協働関係という形で結実したのだろう。

私としては、ケアギバー(care giver)を里親と翻訳して良いものか、ためらいを感じる。敢えてparentという単語を使わないようになったと聞いたからだ。ニュージーランドのフロントワーカーたちは「できるだけ施設を使いたくない」と語り、施設に対する否定的なイメージを言葉ににじませたが、里親養育に切り替えたことで事態がバラ色に転じたとも感じていないようだった。同じ部族のファナウに子どもを委託しても、両親と同じ家族文化を持つファナウの中で乱雑な扱いを受けることがあるという話を聞いた。いわゆるたらい回しが生じているという話もあり、1人の子どもが平均4人のケアギバーを経験しているという統計がある(Experiences of Care in Aotearoa 2022/2023)。委託された子どもを自分の子どものように考えてしまうケアギバーが里親と会いたがる子どもを怒ると漏らす支援者もいた。里親の呼び方が変化するの、望ましい里親像が変遷しているからなのだろう。ニュージーランドでは、12歳未満の子どものほとんどが里親委託になっており、“里親先進国”と呼べる国なのだが、まだ子どもの最善の利益を模索する道のりを歩む途上にあるようである。

引用・参考文献

- Oranga Tamariki. (2021). National Care Standards and Related Matters Regulations V2.Updated October 2021. Oranga Tamariki Evidence Centre. (2021). Oranga Tamariki Intakes-Data Perspective. Aroturuki Tamaiki.(2023).Experiences of Care in Aotearoa 2022/2023

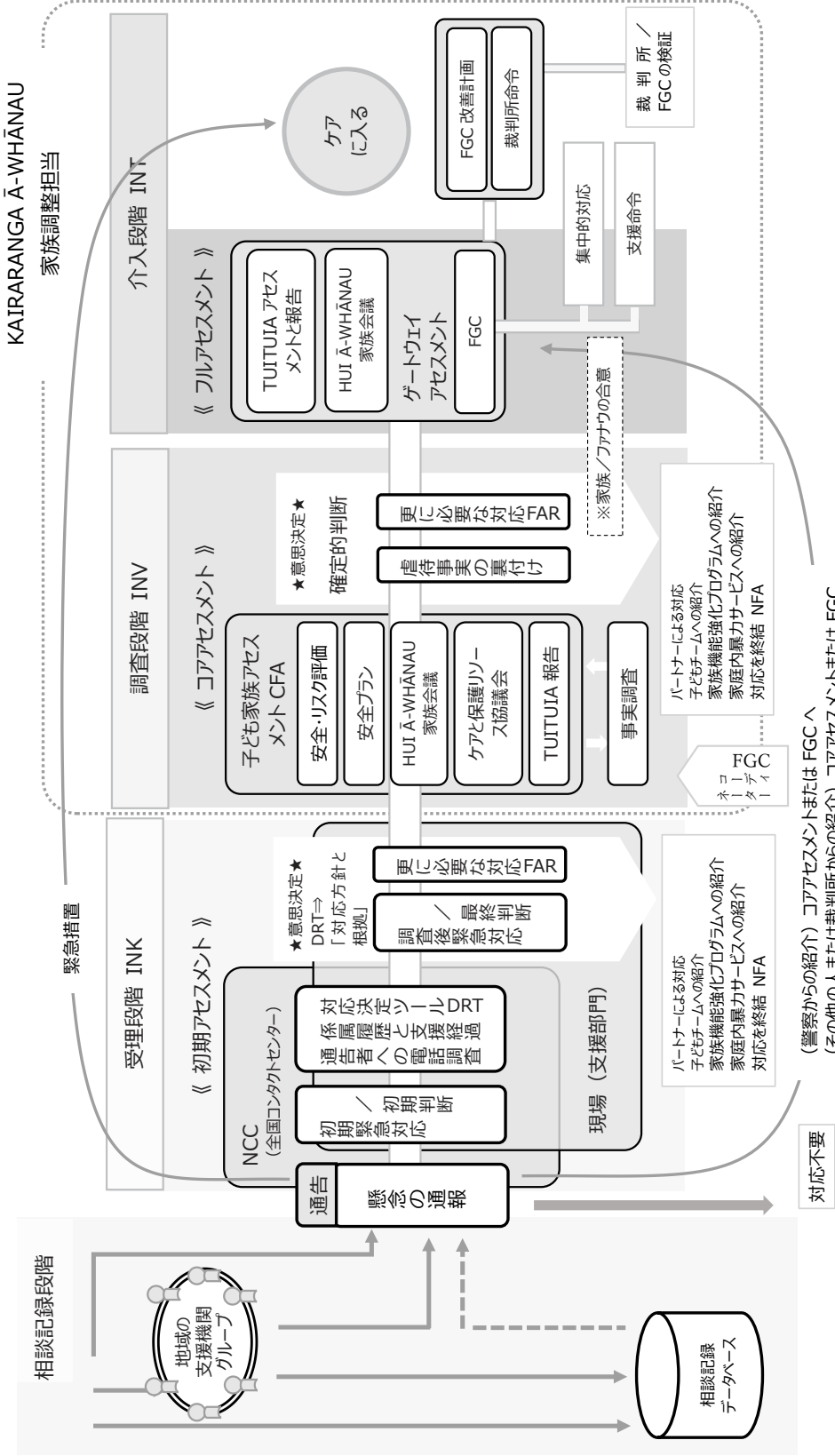
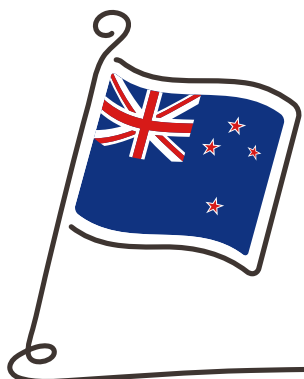


図 1. オランガタマリキにおけるソーシャルワークの全体像
オランガタマリキチーフソーシヤルワーカー オフィス AshleySeaford 氏提供資料
(Oranga TamarikiEvidence Centre.(2021). Oranga Tamariki Intakes-Data Perspective) を基に作成

※図中の「家族/ファナウの合意」は、原図では「確定的判断」の枠に収まっているが、「更新版では介入段階に記載」との註があったので、両段階に跨る配置にしてある。



第II章

研修視察報告

本文には、ニュージーランドの公用語であるマオリ語が多く使われています。それぞれ、視察先の説明や文脈に合わせて意味を表示していますが、巻末の「マオリ語・サモア語辞典/索引」もぜひ合わせてご参照ください。

「ドル」と表記されたものは全てニュージーランドドルです。

訪問地の紹介

●ウェリントン

ニュージーランドの首都で、北島最南端にある。人口は21万人で、国内で3番目に多い。マオリ人口は2万人弱である。1865年、南島に近く、かつ国全体のほぼ中央に位置するウェリントンに、オークランドから首都が移転された。町は港を囲むように広がっており、海からの風が吹き付けることも多いため「ウィンディ・ウェリントン」とも呼ばれる。1999年から映画『ロード・オブ・ザ・リング』三部作の撮影の拠点となり、近年は、映画産業も盛んである。コーヒー文化が根付いており、1人当たりのカフェの数はニューヨークより多い。



ウェリントン空港では『ロード・オブ・ザ・リング』のキャラクターが旅行客を迎える

●オークランド

北島北部に位置するニュージーランド最大の都市で、最大の港でもある。1840～1865年、植民地政府の首都であった。人口は160万人で、全人口の約3割が居住する。マオリ人口は18万人である。太平諸国系人口が約2割で、世界最大のポリネシア人の居住人口を抱える（ほとんどがニュージーランドで生まれ）。海外出身者が人口の4割を占めるグローバル都市で、アジア系の人々が特に増加している（人口の3割近くを占める）。ヨットやボートなどの小型船舶登録数は人口比では世界最大であり、平均すると3軒に1軒が小型船舶を保有する。



「シティ・オブ・セイルズ」という愛称のあるオークランド



オランガタマリキ-子ども省 (Oranga Tamariki - Ministry for Children)

講義日時：2023年11月6日（視察）10:00 - 14:00
 2023年11月20日（オンライン）
 10:00 - 11:30（日本時間）
 14:00 - 15:30（ニュージーランド時間）

視察場所：Devon Street West, 160 4310 New Plymouth

URL：https://www.orangatamariki.govt.nz/

講師：Ashley Seaford

（敬称略）（チーフソーシャルワーカーオフィスプリンシパルアドバイザー）

Loren Saxton（リーガルチーム）

Sharyn Tumataroa（全国FGC実践アドバイザー）

Liz Winfield・Rhiannon Newcombe

（ヴォイシズチーム）



1. オランガタマリキについて

1-1. 概要

オランガタマリキ-子ども省（Oranga Tamariki 以下オランガタマリキ）は、ケアアンドプロテクション（子どもの保護）とユースジャスティス（少年司法）の政策施策の策定、法律の立案、実務の推進を行う行政機関である。2017年に社会開発省下の子ども若者家族サービス局（Child Youth and Family）と官民共同の機関横断プログラムである子ども行動計画総局（Children's Action Plan Directorate）が統合され、設立された。

事務所は全国に55カ所あり、地域人口によって多少の差はあるが各事務所在籍スタッフは40人程度で、うち半数がソーシャルワーカーで、残りは事務や法律関係のスタッフである。

2023年時点で、正規職員の総数は4645人で、そのうちソーシャルワーカーは1,698人である。職員の741%が女性であり、マネージャーの75%が女性である。またヨーロッパ系（61.5%）、マオリ（28.5%）、パシフィカ^{*1}（Pasifika, 16.5%）、アジア系（9.5%）、メラ^{*2}（2.15%）など多様なルーツの職員が在籍している。

オランガタマリキは「全ての子どもが、ファナウ^{*3}（whānau）、ハプウ^{*4}（hapū）、イウィ^{*5}（iwi）によって安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられている」をビジョンとしている。ウェルビーイングに重大な危害を被るおそれがある子どもと、犯罪に関わる子どもを支援の対象として、早期支援と家族がともに暮らせるための継続的サポートを行い、世代間の負の連鎖からの脱却を目指す。

*1 太平洋地域にルーツを持つ人々。

*2 中東系、ラテンアメリカ系、アフリカ系にルーツを持つ人々のこと。

*3 「家族・拡大家族」を意味するマオリ語。

*4 「一部・サブ部族」を意味するマオリ語。

*5 「部族」を意味するマオリ語。

1-2. 事業内容

オランガタマリキではケアアンドプロテクションに係る法定業務（子どもの保護に関する通告の受理、アセスメント、ケアについての意思決定などのプロセスと支援計画の作成）、オランガタマリキが親権を管理する子どもたちのケアの調整・提供と質の保証、リスクのある子どもと家族・ファナウへの集中的なサポート、ユースジャスティスに係る法定業務、大人になるための移行支援（トランジションサポート）、そして法定サービスではないが早期の予防的支援を行っている。

今回の視察では、①アーリースタートプログラム（早期予防支援（33ページ））、②インフォメーションシェアリング（35ページ）、③ファミリーグループカンファレンス（38ページ）、④ヴォイシズチームによる子ども若者の意見調査（43ページ）について話を聞いた。

2. アーリースタートプログラム

2-1. 概要

(1) 概要とプログラム開発の背景

アーリースタートは、クライストチャーチを拠点とする家庭訪問プログラムである。プログラムの対象は深刻な社会的、経済的、精神的課題に直面している乳幼児家庭である。訓練を受けたファミリーサポートワーカーが最長5年間、家庭訪問を継続し家族の問題に対応する。アーリースタートプログラムの目的は、子どもと家族の健康と幸福のため、前向きな変化をもたらすことである。



アーリースタートプログラムは1990年代にオタゴ大学の健康開発研究チームが中心になりハワイ・ヘルシー・スタート・プログラムをアレンジして開発したものである。当時ニュージーランド国内では子どもの心理社会的問題が増加していた。研究チームはニュージーランド国内で破壊的な行動パターン、不登校、若者の薬物使用と乱用、若者の自殺、若者や子どもの精神的健康といった問題が、高リスク家庭で生まれた子どもたちに非常に多いことを明らかにした。そしてアーリースタートプログラムが開発された。

(2) 開発後の経過と現在

1994年にパイロット版が試行され、1998年に政府が試験的な実施のため資金を提供した。プログラムの有意性が調査研究によって示され、現在はオランガタマリキなどと契約を結びサービスが提供されている。プログラムのための資金はオランガタマリキと複数のトラスト（信託）から得ている。また、高リスク家庭の特定方法については、ブランケットナース協会（64ページ）の協力を得ている。2022年7月1日から2023年6月30日までの1年間で4,600人を超えるファナウを支援した。

2-2. ファミリーサポートワーカーについて

プログラムを提供するワーカーは、「ファミリーサポートワーカー」と呼ばれ、家族が日常的に直面する問題に対処できるよう支援する。

ファミリーサポートワーカーに必要な資質と要件として、①アーリースタートプログラムに家族の参加を促すための対人スキル及び能力とサービスへの理解、②ワイタンギ条約への理解、③文化的問題の認識が挙げられる。

また、ファミリーサポートワーカーには定期的にスーパービジョン（SV）とサポートが行われている。その理由は、①高リスク家庭の問題に対処するには非常にストレスがかかり、その負担を軽減するためのSVとサポートが必要であること、②定期的なSVによってサービスが統一された方法で提供され、ワーカー自身が役割の線引きが明確にできるようアドバイスがなされるためである。

なお、マオリのクライアントは、マオリファミリー

サポートワーカーにアクセスする権利がある。マオリファミリーサポートワーカーには、マオリコミュニティや関連組織とつながることを奨励している。

2-3. 支援開始までの流れ

アーリースタートプログラムの支援開始までの流れは以下のとおりである。

- 第1段階…ブランケットナースが高リスク家庭にアーリースタートを紹介する。
- 第2段階…家族を1ヵ月のプログラムに登録し、家族がプログラムを知り、プログラム提供者も家族について知る機会を作る。
- 第3段階…家族の詳細なニーズ評価が行われる。基準を満たした家族は長期プログラムに招待される。

各段階前に、家族から同意を得てプログラムが提供される。

2-4. 実際の支援

アーリースタートプログラムでは、家庭の状況や課題に合わせた支援が行われる。例えば、親に対して、子どもへのアプローチの仕方、子どもが学校へ通うことの重要性、医療サービスに登録することの必要性などを教育する。家計の見直しや債務整理のアドバイス、居宅確保の支援も行われる。

また、家族の危機（夫婦関係、薬物乱用、家庭内暴力、法的な問題など）に対するサポートもある。

高リスク家庭へ適切な家族サポートを提供するには、多大な労力がかかる。また、綿密なサポートを提供する必要があるため、ファミリーサポートワーカーの担当ケース数は1人約15ケースまでとされている。プログラムの支援体系は以下の通りである。

- 支援体系①…対象は全てのクライアント。支援時間は週2時間。家庭訪問は毎週。
- 支援体系②…アーリースタートによって問題への対処が進んでいる家庭が②に移行する。支援時間は週に1時間。家庭訪問は2週に1回。
- 支援体系③…家族の問題への対処が進み、子どものニーズを上手く満たしている家庭も含まれる。支援時間は週に1.5時間。家庭訪問は月に1回。
- 支援体系④…対象は自立している家庭。サポートなしで問題に対処できる。家庭訪問と近況報告を3ヵ月ごとに行う。

このほかに、より深刻な危機や困難に直面している家庭には、週に少なくとも2.5時間、医療従事者との連絡を必要とする追加プログラムが割り当てられる場合がある。

また、週に1回以上の家庭訪問は、家族が初めてプログラムに参加し、子どもたちが虐待やネグレクトの重大なリスクにさらされている危険がある場合に最もよく実施される。

2-5. 効果と課題

プログラムは9年間の追跡研究（ランダム化比較試験）で、統計的に有意な効果と課題が報告されている。

効果については、以下が挙げられる。

- プログラムを受けた家庭は、受けていない家庭と比べて、何か起こった場合の支援者の早期介入が容易になった。
- 偶発的事故での医療機関への受診率が、プログラムを受けた家庭と、受けていない家庭との間で差がみられた。
- プログラムを受けた家庭と一般家庭とでしつづけるために手を上げた数を比較したところ、違いが見られた。

一方で、母親の産後うつ、親の薬物などの使用、家庭の貧困、家族の生活上のストレスについて有意性はなかった。また、プログラムを受けることで、家族がファミリーサポートワーカーに依存するようになるリスクも指摘された。

2-6. 所感 / 考察

ニュージーランドでの児童福祉は、「ケアアンドプロテクションが基本」とアシュレーさんが言われていたことが印象的だった。ケアアンドプロテクションを実践する上で子どもとその家族のために大切にされていると感じたことが3つある。1つめは、早期に支援につながることで、重大な通告から子どもや家族を守ることにつながることだ。2つめは、子どもの生活の連続性を止めない、途絶えさせないことだ。子どもが家族から引き離されないことで、子どもが慣れ親しんだ土地で慣れ親しんだ人たちの中で生活していくことができる。保護される代わりに生活を失うわけではないのだ。3つめは、子どもや保護者を責めないことだ。何か不適切な言動があったとしても、子どもや保護者が悪いのではなく、環境、状況に原因があると考え、支援する。そうすることで、子どもや保護者の支援者への抵抗が少なくなり、支援の受け入れが良くなり、継続が安易になるとともに、問題に目を向ける姿勢を当事者と支援者がともに持つことができるのだ。子どもや家族が地域で生活を続けていける形を日本ではどう実現していけるのか、ニュージーランドの実践を、日本の文化にあった形にアレンジし、取り入れていきたいと感じた。

アーリースタートプログラムが、「早期に」「家庭訪問」することに大きな意味があると私は考える。私の働く施設では、アメリカのヘルシースタートをアレンジしたプログラムを取り入れている。特定妊婦や出産間もない母子を中心に、乳幼児家庭に家庭訪問しているが、実際生活する場を見ることで、面接で話すだけではわからない母親の努力や養育の工夫を見つけ声かけすることができ、生活上の困りごとの具体的な助言や解決策を一緒に考えることにもつながった。子どもとの関係も、家庭で見るとこそ、自然な関係を見ること、実際に職員の目の前で母親

の言う困りごとが起こり、一緒に考えることができた。乳幼児家庭訪問は、第一子妊娠中、もしくは子どもが小さいうちに介入することに、大きな効果があった。第一子は初めての子育てのため、知らないことも多く助言が聞き入れやすいためだ。アーリースタートも同じように、子どもが小さいうちに介入している。また、問題が起こる前、問題の初期段階で介入しており、受け入れる家族にとってもハードルが低く、支援者も関係作りがしやすく、結果、問題の早期発見や深刻化を防ぐことにつながっているのではないだろうか。

支援の各段階で、ワーカーが支援に入る前に家族情報を取得することへの同意が家族に取られていた。事前に家族に了解を得ることは、支援の透明性を保つことにつながるとともに、支援者ベースでなく、家族の希望から支援に入っている、利用者ベースであることが強調され、利用者の意向が大切にされていた。

ワーカーの支援体制も注目すべきである。ファミリーサポートワーカーは、1人で複数の家庭へサービスを提供する。そのため、スーパーバイズの体制があらかじめ定められ、定期的にスーパービジョンを受ける。スーパービジョンを受けることは、自分のサービスを客観的に見ること、ケースの抱え込みやワーカーの孤立化を防ぐ、支援の質の向上につながり、働く上でとても重要だと感じた。（田畑 淳美）

参考文献 / ホームページ

- ・オランガタマリキ年次報告 2022 - 2023
https://www.orangatamariki.govt.nz/assets/Uploads/About-us/Corporate-reports/Annual-Report/Annual-Report2022_23.pdf (2023年12月23日閲覧)
- ・アーリースタート9年間の追跡調査
<https://cdn-earlystart.b-cdn.net/wp-content/uploads/2016/04/evalreport2012.pdf> (2023年12月20日閲覧)
- ・トリプルP
<https://www.earlystart.co.nz/programmes/triple-positive-parenting/> (2024年3月1日閲覧)
<http://triple-japan.org/parents02.html> (2024年3月1日閲覧)
- ・ナショナルケアスタンダード
<https://www.orangatamariki.govt.nz/children-in-our-care/national-care-standards/> (2023年12月23日閲覧)
- ・移行支援
<https://www.orangatamariki.govt.nz/children-in-our-care/transition-support-service/> (2023年12月24日閲覧)

3. インフォメーションシェアリング(情報共有)

3-1. 情報共有についてのビジョン

情報共有とは、子どもと若者のウェルビーイング(後述)と最善の利益を追求する全ての人が、適切な情報を、適切なタイミングで、適切な人々と、適切な方法で共有するための知識と勇気を持つことを可能にするものという考え方をビジョンとしている。



3-2. これまでの経緯

情報共有は、1995年に制定された個人情報保護法に基いて行われていたが、どの法律/規則がいつ適用されるか不明確であった。

2017年にオランガタマリキが設立された後、2019年7月に1989年オランガタマリキ法(Oranga Tamariki Act1989)第66C条および関連規定が施行された。その後2019~2021年にガイダンスとテンプレートが開発され、関連領域で情報共有のための研修が実施されるようになった。その後、2020年に個人情報保護法が改正された。

2022年には、子どもや若者への危害を予防し、ウェルビーイングを促進するため、オランガタマリキ、警察、教育省、社会開発省、保健省、法務省による省庁の横断グループが「オランガタマリキ行動計画」を発表した。これによってオランガタマリキと関連機関が適切な情報共有を行うための基盤ができた。

3-3. 関連する法律とその特徴

(1) 2020年個人情報保護法(Privacy Act2020)

個人情報保護法は、個人の権利とプライバシーを守ること、情報を必要とする人の利益とのバランスを保つことを目的としている。オランガタマリキが取り扱う情報のほとんどは個人情報に関わるため、個人情報保護法が適応される。

個人情報保護法で最も重要なのは、第22条の個人情報の原則である。原則には情報共有の正当な目的、合理的な情報収集源、当事者への事前の確認や同意、情報システムの利用制限、正確な情報であること、情報共有が生じさせる関係者の不利益についてなどが含まれる。

この条項では個人情報の利用と開示には制限があることが定められている一方、本来の目的に直接関連する場合や本人が許可した場合などに使用や開示が認められる場合がある、とされている。例えば法廷手続きで使用するなど、個人の生命または健康に対する重大な脅威を防止または軽減するために必要な場合などである。

(2) オランガタマリキ法第66条

この条項は、警察とオランガタマリキからの強制力を持つ情報提供要請についてである。使用には制限があり、子どもに差し迫った危険があり、ケアや保護の手続きと決定、司法手続きに必要な場合に使用できる。一般市民などの個人、あらゆる組織に対して情報を要請することができる。

(3) オランガタマリキ法第66C条

個人情報保護法で開示が許可されていなくても、オランガタマリキ法における情報開示規程において許可されるものがあれば、オランガタマリキ法が優先される。

オランガタマリキ法第66C条は、目的を限定し、オランガタマリキを含む児童福祉及び児童保護機関に対して、自発的、または要求に応じて、他の機関に情報を開示する権限を認めている。具体的な目的は、次項3-4で述べる。

3-4. 情報共有がなされるとき

(1) 情報共有の目的 ~ウェルビーイングを守る

オランガタマリキ法の規程では、子どものウェルビーイングを守り、できるだけ早く家族の支援をするために、専門家間の情報共有を推奨している。

先述した、オランガタマリキと警察が強制力を持つて要請する第66条に基づく情報共有は安全に限定したものだが、情報共有は子どもの身の安全を守るだけでなく、広範な子どものウェルビーイングを守るためのものである。つまり、安全はウェルビーイングに内包されるという考えである(図1参照)。

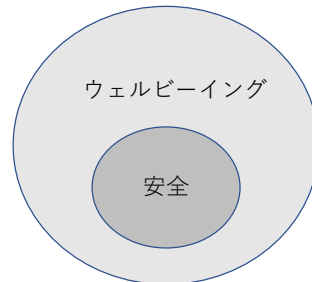


図1. ウェルビーイングと安全の関係性(講義資料をもとに作成)

(2) ウェルビーイングの定義

オランガタマリキのオランガはウェルビーイングという意味だが、情報共有によって守るべきウェルビーイングには明確な定義が無い。しかし第4条(オランガタマリキ法の目的を規定する)や、第5条(オランガタマリキ法に基づく権限行使の原則)はそれを考えるうえでのガイダンスになる。ウェルビーイングには次のようなものが含まれていると考えられる。

強く肯定的なファナウの人間関係、精神的・文化的つながり、発達上のニーズが満たされ・サポートされる、感情的なレジリエンスとそのサポート、思いやりがある社会的グループや仲間、心身の健康、安全など

ウェルビーイングは一人ひとり異なるため、ソーシャルワーカーは家族とコミュニケーションを取るなかで子どもにとってのウェルビーイングが何かを探る。

(3) 情報共有がなされるとき

児童福祉及び児童保護機関は、オランガタマリキ法第 66C 条に基づき、以下のいずれかの目的で情報を使用または開示することができる。

- 子どもや若者の危害、虐待、ネグレクト、または剥奪のリスクを防止または軽減する。
- 子どもや若者のリスクまたはニーズの評価を行う、評価に寄与する。
- 子どもや若者のサポートプランを作成する、プランに寄与する、プランをモニタリングする。
- オランガタマリキが作成した予防プランまたは戦略を準備、実施、見直す。
- 子どもや若者またはその家族のために、オランガタマリキが進めるサービスを手配、提供、見直す。
- ファミリーグループカンファレンスまたは若者のケアまたは保護に関するその他の機能を遂行する。

ニュージーランドにおける情報共有の可能性

ニュージーランドでは、17 歳までの子どもは無料で歯科治療を受けることができる。しかし、そもそも歯科サービスの登録をしていない、転校などによる住所変更の情報が届けられていないなど、さまざまな理由で多くの子どもたちが無料の治療を利用できていない。歯科治療が受けられない子どもたちにはウェルビーイングの課題が生じる。そこで「学校の名簿を歯科医療従事者と共有」し、この課題に対応することが可能かどうかを考えてみたい。

まず、「歯科医療従事者」と「学校」それぞれを情報共有のための条件を満たしているか法律で確認してみよう。「(登録された)学校」は 2014 年児童法により児童福祉および保護機関、「歯科医療従事者」は医療従事能力保障法に基づいて登録され、医療サービスを提供する開業医であるならばオランガタマリキ法に定義されたサービスを提供する独立した個人であると解釈できる。

そのためオランガタマリキ法第 66C 条に従い、「学校は歯科医療従事者と情報を共有」できる。歯科医療提供者にリストに記載された子どもの情報が共有されることで、子どもが無料の歯科治療の権利を行使できる。教育と医療の間の情報共有によって、子どものウェルビーイングを守り促進していくことができるのである。

3-5. 情報共有にあたって必要なこと

(1) 情報開示を求める際に必要な項目

情報はオランガタマリキから次項 3-6 で記す機関に対して求めるだけではなく、オランガタマリキに関係機関が求めることも可能である。情報開示を求める際には、求める情報は誰についてのどんな情報か、目的は何か、なぜ必要か、いつ必要か、誰と共有されるのかを明らかにする。

(2) 当事者との話し合い

また、情報の請求や開示にあたっては、所属する機関の方針に従い、当事者の子どもが情報の開示の目的や内容を理解し、それについての意見を表明し、その後何が起きるかを理解するために子どもと話し合う。話し合いの結果、子どもが情報開示を希望しない場合でも、組織が子どものウェルビーイングのために開示が必要と判断すれば、情報は開示される。実際に運用するなかで、子どもの同意を求めることの困難が見られ、代弁者の同伴もされるようになった。

なお、これは任意ではあるが、安全で適切であれば、ファナウなどとも話し合うことが推奨されている。

(3) 懸念がある場合

情報共有の実施に懸念がある場合は、オランガタマリキ法第 4 条に戻り、目的の確かさを確認する。子どもとの話し合いは行われているか、情報共有の目的などについての記録があることも重要である。

(4) 情報共有前に確認すべきこと

情報の開示・共有を行うにあたり、その情報は本当に子どもの安全やウェルビーイングに関連するか、誰かの意見ではなく事実か（ミスリーディングでなく正確であること）、背景や状況を踏まえた完全な情報か、必要であれば過去からの経緯などを含め最新かどうかを確認する。

3-6. 情報共有の相手機関

情報共有は、児童福祉および保護機関間で行うことができる。具体的にはオランガタマリキ法第 2 条で以下の通り明示されている。

- ・オランガタマリキ
- ・矯正局
- ・保健省
- ・社会開発省
- ・教育省
- ・法務省
- ・ニュージーランド警察
- ・ハウジング・ニュージーランド・コーポレーション
- ・法律に定義されたすべての登録コミュニティ住宅供給者
- ・ニュージーランド保健サービス
- ・法律に定義された教育委員会
- ・法律に定義された幼児サービス
- ・法律で指定された対象のサービスを提供する個

- 人、団体、または組織
- ・法律に基づく規則により児童福祉および保護機関として指定された組織またはその集団
- ・マオリ保健局

また、オランガタマリキ長官が承認したイウィの社会サービス、文化的社会サービス、子どもと家族の支援サービス（オランガタマリキ法第 396 条）とも連携している。

3-7. 当事者の権利

当事者も情報の開示を求めることができる。当事者から情報開示が求められた場合、法律に則った手続きと内容か、情報開示の目的に合うものかが確認できれば情報開示される。

情報開示の請求は、①直接オランガタマリキに行う場合と、②オンブズマンもしくは子どもコミッショナー（マナモコプナ 49 ページ）を通じて申し立てる方法がある。

3-8. 所感 / 考察

情報共有の仕組みは整えられていたが、実際には他機関と連携を取り協働する形よりも、オランガタマリキから関係機関に必要な情報を提供する形が取られ、関係機関からオランガタマリキに情報提供されるケースは少ない様子であった。

ローレンさんは講義の中で、1 人の子どもの意見から、きちんと情報共有について子どもに聞くべきだと学んだと話された。子どもを守るために大人だけで話し合いをしてしまいがちだが、子どもに説明を行い、子ども自身の意見を聞く仕組み作りがなされており、子どもが一個人として尊重され、子どもの声を大切にされていると感じた。また、子どもの状況や年齢から、子どもの代わりに弁護士や家族が話し合うこともあると知り、子ども本人の状況に合わせて柔軟な対応が取られる仕組みが整備されていると感じた。

オランガタマリキ法は個人情報保護法を上回り、子どものウェルビーイングは非常に大切にされていた。そのため、子どもの保護のためであれば、支援機関や支援者は強制力を持って対応することができる。しかし、子ども第一に考えられている一方で、強制力があるからこそ、保護者や関係者とオランガタマリキや支援者が衝突することや、その後円滑な関係構築が難しくなるといった問題も生じているのではないかと感じた。日本でも、行政や支援者と保護者の関係がうまくいっていないケースが見られる。子どもの保護を取り巻く課題は日本と共通するものが、ニュージーランドにもあるのではないかと考えた。

(田畑 淳美)

参考文献 / ホームページ

- ・オランガタマリキ <https://www.orangatamariki.govt.nz/> (2023 年 11 月 28 日閲覧)
- ・プライバシーコミッショナーへの苦情申し立て
- ・ケースノート 292076 [2021] NZPrivCmr 8 <https://www.privacy.org.nz/> (2023 年 12 月 29 日閲覧)
- ・オランガタマリキ制度の監督と児童・青少年委員会法案 <https://disclosure.legislation.govt.nz/> (2023 年 12 月 29 日閲覧)

4. ファミリーグループカンファレンス

1989年、ファミリーグループカンファレンス (Family Group Conference: FGC) が、ケアアンドプロテクション (子どもの保護) とユースジャスティス (少年司法) の法定プロセスとして導入された。



当時の背景としては、以下の2つが挙げられる。

1. 要保護児童におけるマオリの子どもたちの割合が高い一方で、里親委託先の多くがパケハ (非マオリ・ヨーロッパ系ニュージーランド人) の家庭であったこと。
2. マオリ文化には、問題が発生した際に、同じ部族内で話し合い問題を解決するという習慣があったこと。

4-1. 経緯

FGCの導入と実践に至るまでの児童福祉と少年司法に関する道程は以下の通りである。

(1) 戦後から1970年代

～子ども福祉の制度整備

1950年代に警察に少年犯罪予防部署ができ、1960年代に親の権限を規定し、子どもの福祉が最優先されることを明記したガーディアンシップ法が制定された。

1970年代になると、社会福祉局 (社会開発省の前身) ができ、子どもと若者に特化した1974年児童家庭法が制定された。刑事司法制度に関与するマオリの若者の多さを課題と捉え、若者犯罪合同委員会が活動を始めた。1979年の国際児童年にニュージーランド児童委員会、児童虐待予防に関する全国諮問委員会が設置された。

(2) 1980年代前半

～マオリの子どもと家族に目が向けられる

1980年代前半、社会福祉局下の施設におけるマオリの若者に対する処遇に課題があることを指摘し、マオリ代表者と協議すべきと勧告した人権委員会報告書が発表された。その後、マオリの子どもたちを施設委託からファナウやイウィへの措置に転換するための取り組みがマオリ局によって開始された。

(3) 1980年代後半

～マオリの人々の実状が明らかに。FGC導入へ

1985年にマオリ諮問委員会 (Māori Advisory Committee) が、マオリの子どもたちの犯罪が非常に多いことについての対策を検討するため、社会福祉局の政策や施策について調査を始めた。委員会は、65のマラエ (marae: 集会所) で集会を持ち、部族の委員、地域のソーシャルワーカー、若者、判事などから話を聞いた。調査からは、マオリの人々が貧困・

低い社会的経済レベルにあること、生まれ育った土地で生活をしているにも関わらず疎外されていることが判明した。報告書では、社会福祉局には制度的な人種差別が存在し、政策はパケハ支配の社会を反映したもので、マオリの意見はほとんど反映されていないことが指摘された。

1988年には、マオリ諮問委員会報告書「プアオ・テ・アタ・ツ (Puaō - Te - Ata - Tu)」が出され、一般社会、公共サービスにおいてもパケハ・ヨーロッパの文化・価値観がマオリより優位になっていることが示された。また、マオリ社会における子どもの位置づけと、ファナウ、ハプウ、イウィの構造との関係については誤解や無知があり、マオリ文化を反映する取り組みと、部族などとのつながりを深くすることがマオリには必要であると述べられた。

ニュージーランドが国連子どもの権利条約に署名した1989年、子ども若者家族法 (Children, Young Persons, and Their Families Legislation Act) が制定された。この法律で、子どもの保護と少年司法の法定プロセスにおいて家族と家族グループが重要な役割を担っていることが認められ、FGCが導入された。

FGCにおいては、家族、部族、子ども、当事者全員が決定に関わるという原則がある。それは、全ての事柄は家族、子ども、部族、それぞれ当事者に委ねられるべきという考えに基づいている。

2019年に、子ども若者家族法はオランガタマリキ法 (Oranga Tamariki Act 1989) (Children's and Young People's Well-being Act 1989) に名称が変更された。これに伴い、ファナウ、ハプウ、イウィにおける子どもの位置づけが認識され、ファナウの中で子どもを支援する原則が強化された。また、子どもや若者を支援する計画を策定する上で、FGCの開催が最も役立つと考えられる場合には、FGCを利用できることが示された。

プアオ・テ・アタ・ツ (Puaō - Te - Ata - Tu)

1988年に出されたマオリ諮問委員会による報告書「プアオ・テ・アタ・ツ (夜明け)」では、マオリの福祉問題を解決するために13の勧告がなされた。この勧告には特に重要な以下2つの記載がある。

①マオリの子どもへの処遇に関しては、家族および部族に相談しなければならない。部族の意見は、裁判所または適切な管轄区で聞くこと。

②問題解決に取り組むために、マオリの発議を利用し、コミュニティ全体で問題にあたること。そして、公的機関が解決策を決めるようなことは避け、家族とコミュニティから解決策を引き出すようにすること。

この報告書は1989年子ども若者家族法の成立につながった。上記2つの勧告はFGCの誕生に大きな影響を与えた。

4-2. FGCとは

(1) 概要

FGCは、ケアが必要とされる、もしくは罪を犯した子どもや若者の課題や懸念にどう対応するかを家族が主導して計画を立てるための構造化されたミーティングである。子どものファナウ（拡大家族）、専門家、医療や学校などの関係者などが集まって行われる。

昨年度（2022年7月1日～2023年6月30日）にオランガタマリキに寄せられた通告は71,616件あり、このうちFGCが開催されたのは6,590件であった。

(2) FGCの種類

FGCは2つのタイプに分類される。1つはケアが必要とされるケースで実施されるFGC「ケアアンドプロテクションFGC(Care and Protection FGC)」で、もう1つが犯罪に関するケースで実施される「ユースジャスティスFGC (Youth Justice FGC)」である。

FGCは、秘密が保たれた中で子どもが抱える問題にどう取り組むかを話し合うことが目的とされ、全

ての参加者の同意を得て進められる。

ユースジャスティスFGCでは被害者も参加する。被害者の利益が話し合われ、被害者はその犯罪によってどんな影響があったかなどについて発言できる。感情的になるものであるが、被害者加害者双方の回復に大切なプロセスとされている。

(3) FGCで決められる計画について

FGCでは、子どものためのポジティブで持続性があるプランが作成される。プランの決定に際しては、ファナウなどFGC参加者の同意が必要となる。

計画が決定され、解決に向けて家族や関係者・機関が動き始めると、オランガタマリキによる子どもの保護ケースとしての関与は終了となる。しかし問題の解決には何ヶ月もかかる場合もあるため、ソーシャルワーカーによるチェックが継続的に行われる。これには、FGC終了後も専門的な支援の必要性を確認するという側面もある。また、この間に必要があれば保護することもある。

FGCの具体的な流れ

FGCの流れを説明する。(以下、大竹(2010)から引用)

(1) Information giving & Information sharing

- ・コーディネーターからのFGCの説明
- ・ソーシャルワーカーによるケース説明
- ・専門家からこれまでの支援に対する情報提供
この際、FGC開催を通告したソーシャルワーカーは、家族の養育に関する懸念についての情報を提示する。また、家族はどのような提示がなされるかを把握している。

(2) Private Deliberation

- ・家族のみで情報の共有、理解の促進
- ・多様な参画の尊重
- ・家族の意思決定
生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容等、養育計画に関するモニタリングとそのレビュー方法を整理・検討する。
- ・家族のみで養育計画の決定
家族の要請がない限り、専門家は参加せず、あくまでも最終決定は家族で行う。
これらはとても感情的なプロセスに成り得るが、適切に行われると癒しや理解を達成し得る。

(3) Agreement

- ・コーディネーターが、家族によって決定された養育計画をメンバーに提示する。
- ・養育計画案に対する専門家からのコメントやアドバイスも参考にする。
- ・最終的な養育計画案に対する合意をする。
- ・合意が得られない場合は再度FGCが招集されるか、家庭裁判所へ送致される。
- ・ケースレビューやモニタリングの方法を検討する。
コーディネーターは結果とプランのみを記録しし、その全員がコピーを受け取る。



(4) コーディネーター

FGC は、FGC を専門とするコーディネーターによって準備から実施までがなされる。ケアアンドプロテクション FGC とユースジャスティス FGC それぞれに異なるコーディネーターがいる。ソーシャルワーカーである必要性はないが、その資格を持っている人が多い。他の業務とは兼任せず、専任で FGC を担当している。

コーディネーターはおおよそ週に 2～3 件の FGC を取り扱う。事前の準備も含めるためこれが妥当な件数だという。

コーディネーターには 2 つの重要な役割がある。

それはコミュニティに所属し存在感があることと、独立した立場で FGC を結論に導く能力を持っていることである。

FGC のコーディネーターに対する精神的サポートとして、チームリーダーとの定期的な面談がある。直面している困難に話し合い、その関係者や具体的な問題について話し合う。精神的な負荷は大きく、子どもが重篤な危害を受けたケースのケアアンドプロテクション FGC では、特に負担が大きい。そのためコーディネーターは、EAP (20 ページ) のウェルビーイングサービスのサポートを受けることが推奨されている。また、トラウマを抱えた子どものケアなどのほかに、自身のセルフケアについてのトレーニングも受けている。

4-3. 2つの FGC について

(1) ケアアンドプロテクション FGC (Care and Protection FGC)

この FGC では、オランガタマリキのサポートを受けながら、子どもや若者とファナウが、安全やウェルビーイングの問題に対する解決策を自分たちで考えるものである。

この FGC は、1989 年オランガタマリキ法第 14 条 (1) に基づき、1 つ以上の理由で、子どもたちにケアまたは保護が必要であると考えられる場合に開催される。すなわち、子どもが、身体的、精神的、性的虐待、剥奪、虐待、ネグレクトなどの深刻な危害を受けている、または受ける可能性がある場合である。

子どもは、以下の場合を除き、会議に参加すべきとされている。参加についての最終判断はコーディネーターがする。

<参加を考慮する場合>

- ・ 本人たちの利益にならない場合
- ・ 何らかの理由で参加することが望ましくない場合
- ・ 年齢や成熟度によって FGC の目的やプロセスを理解できない場合

(2) ユースジャスティス FGC (Youth Justice FGC)

この FGC は、青少年が罪を犯したか、またはその容疑が立証された時点で開催される。目的は、青少年が犯した罪の責任を取り再犯を防ぐことである。

2019 年 7 月以降、ユースジャスティス FGC では、

FGC プランの実施と少年裁判所による命令に従うために、どのような現実的かつ実際の支援が提供できるかを検討することが求められるようになった。

FGC のファシリテーションはコーディネーターとソーシャルワーカーが行い、どのような支援が、誰から、どのように提供され、どのように実行されるかについて話し合われる。検討された支援や援助が適切で、合意されれば、計画に盛り込まれる。FGC 計画は、子どもが計画をやり遂げることや、コミュニティへの奉仕活動や、弁償の支払いなどといった裁判所命令に従うための最前の機会を与えるためのものである。これは、犯罪の根本的な原因や、犯罪に対する説明責任を確認する一助になる。

ユースジャスティス FGC の計画には、少年裁判所の命令についての提案を盛りこむこともできる。ソーシャルワーカーは、ソーシャルワーク報告書 (第 334 条) および計画書 (第 335 条) を作成する際に提案内容を検討し、FGC で合意された措置や支援を報告書や計画書に含める。

4-4. ファイファナウ

(Hui ā-whānau : 家族会議) と FGC

FGC とは別に、家族に対する直接的なアプローチとして、ファイファナウがある。ファイファナウは、法定の児童保護プロセスではないインフォーマルなミーティングである。例えば児童保護のクライアントが乳児の場合、FGC に先立って行われる (図 4) など、早い段階で実施される。

ファイファナウを行うことによって、ソーシャルワーカーは、早い段階から、家族との関係を作り、話し合い、合意を得て問題解決のためのステップを進め始めることができる。ファナウは、子どもの安全を守り、オランガタマリキのケアから出るための解決策を自分たちで考える。

オランガタマリキのアシュレーさんによれば、ファイファナウは、開催までに時間がかかる FGC をただ待つより良いとして始めた、現場の自発的な取り組みから始まったものであろうとのことだった。しかし、インフォーマルなミーティングであるため、開催するソーシャルワーカーはファシリテートのトレーニングを必ずしも受けているわけではないこと、この会議が児童保護システムに入り込むことで、FGC の位置づけが曖昧となり、必要なプロセスが割愛されてしまう可能性があることをアシュレーさんは指摘していた。

4-5. 会議の運営について

FGC も、ファイファナウも、参加者に提供するスナックやお菓子、旅費交通費などはオランガタマリキが負担する。その人の参加が子どもへの今後に影響するものであれば、例えば海外から参加する人の飛行機代なども支払われる。

開催場所については、家族がもっとも居心地がよいと思う場所で行う。教会や、コミュニティセンター、

学校などが選ばれることが多い。極力避けたいが、オランガタマリキの事務所や警察署で行うこともある。安全面や危険面を考慮し、家族の家で開催することはなく、中立的なコミュニティで、その家族が受け入れ、家族が望むような場所が選定される。

4-6. FGCの課題

実数としてはそれほど多くはないが、FGCが開催できないケースもある。罪を犯した少年や家族がFGCに対して前向きではない、FGCで責任を追及されたり批判されたりすることを恐れているなど、開催の提案が警察経由で来た場合である。警察提案のFGCに当事者（加害者）が来ない場合は、裁判所に処遇の判断を委ねることとなる。FGCの趣旨は、若い犯罪者を極力裁判所に送ることがないようにすることであるが、それが難しい場合もある。

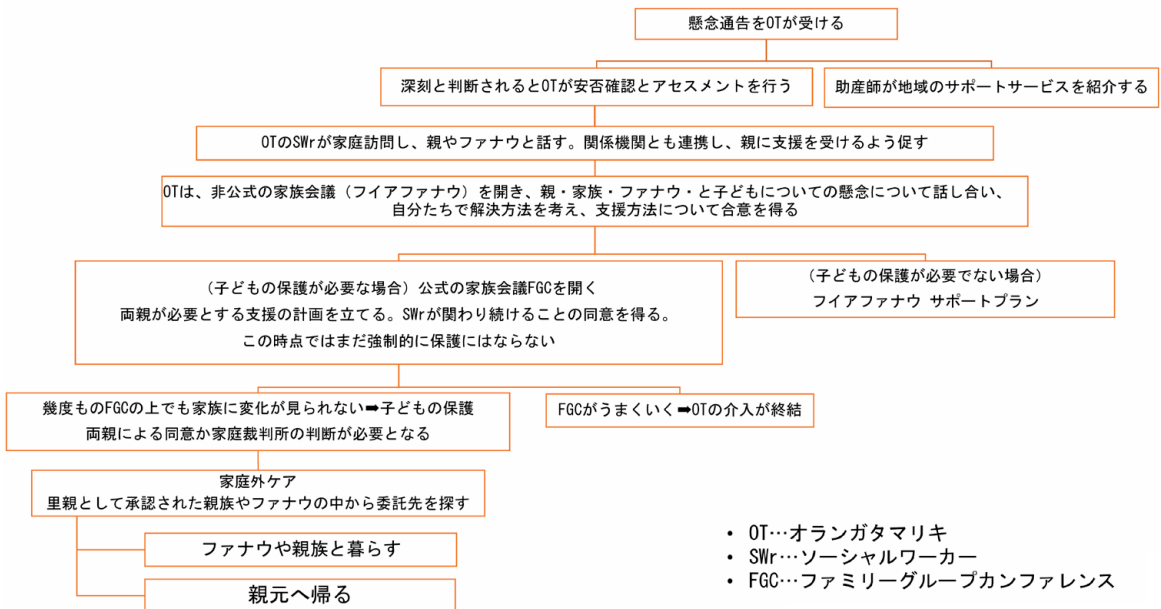
また、アシュレーさんは、FGCの課題への対応について以下のように語った。「まだ初期段階ではあるが、見直しの必要性は自覚しており動き出している。実践的な骨組みやマオリの子どもと文化に対してより集中的なアプローチを行っていくことを焦点としたい。少年犯罪の複雑さも深刻化している。仲間の影響でドラッグやアルコールの問題や学校に通わないことが問題になっており、それらに関しても自覚をして見直しをしている」。

4-7. 所感 / 考察

私が施設で働く中で感じる難しさのひとつに家族の再統合支援が挙げられる。子ども自身は施設での生活を通して安定を取り戻すことが出来ても、家族（家庭）に戻る際に子ども自身の思いや考えと、家族の思いや考えとのすれ違いから家庭復帰後に調子を崩してしまう子どもも少ない。そのため、こうした現状を少しでも改善すべく施設入所前から再統合を検討した支援を行っているが、経過の中で、その主体性が家族ではなく支援機関に偏ることも生じうると感じている。

今回、資生堂子ども財団の募集要綱には、ニュージーランドへの渡航研修にあたってのポイントのひとつに、「マオリ族の養育文化を基盤に生まれた“ファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）”の現在」という点が挙げられており、マオリの養育文化を背景に生まれたFGCの現在について学ぶことは、今回の研修団の主たる目的のひとつであったと考えている。34年前、世界に先駆けて、当事者やその家族が支援方針を検討する場に参加し、自ら決定を行っていくプロセスは今現在においても画期的な取り組みであり、時代を重ねる中でどのような発展を遂げ、どのような課題が浮かび上がってきているのかを直接確かめる機会が得られたことにまず感謝したい。

今回の研修を通して、FGCの成り立ちの背景には、徹底した子どものウェルビーイングの観点と、ニュージーランド特有の文化的背景に基づいた家族ネットワークから切り離すことなく、その中で治癒を目指すしていくという方向性があると強く感じた。このウェ



- OT…オランガタマリキ
- SWr…ソーシャルワーカー
- FGC…ファミリーグループカンファレンス

図 4. 乳児についての通告からの流れの例
オランガタマリキのホームページをもとに筆者作成

ルビーイングの観点はFGCにとどまらず、今回の研修中、あらゆる場面において聞かれたキーワードでもあった。そして、ウェルビーイングとは何を指しているのかを明確に示している点も印象的であった。

FGC成功の可否はコーディネーターの力量に左右されることも大きいと感じ、それはつまりそのままコーディネーターにとっては負担になるのではないかと感じた。その点、ニュージーランドでは、支援者のウェルビーイングも常に意識されており、支援対象者のウェルビーイングと同等、もしくはそれ以上に意識と配慮がなされ、幾重にもセーフティネットが張り巡らされていることが印象的であった。その根底には支援者が安全と安心を感じることができて初めて支援対象者に支援を提供できるという考えがあった。日本においても、配置基準の見直しなど、“人手”に対する見直しが始まっているが、そうした見直しが基準といった数値だけでなく、支援者自身がいかに安心や安全を感じられるか、働き続けられるか、専門性を高められるか、といった視点を包含したシステム構築がなされていく必要性を感じた。

昨今、日本においても、「こどもまんなか」が叫ばれて久しいが、ニュージーランドの場合は「こどもまんなか」にとどまらず、子ども自身が自己決定ができるシステム構築までもが既になされており、それが普遍的なものとして存在していた。一方で、こうしたシステムはマオリの文化的背景をもとに構築されており、太平洋諸国からの移民やアジア系移民が増加している現在のニュージーランドにおいて、齟齬が生じる場面もあるということを知ることができた。こうしたことから、どんなに完成されたシステムであっても常に時代の変化に併せブラッシュアップをし続ける必要性と、そうした完成されたシステムを変えていくことの難しさも学ぶ機会となった。

前回の資生堂海外研修（第34期）の報告書にあったFGCの課題の一つに、決定事項の承認までに時間がかかるという点が挙げられていた。今回の研修でもその課題は聞かれた。しかしそうした中で、ファイアファナウのような取り組みが始まっており、家族

がケアアンドプロテクションにおける早期の段階で集い、問題を解決するために、子どもとファナウが集まって話し合う仕組み作りがなされていた。時間的な短縮や意思決定の速さといったメリットがある反面、FGCとは異なり法的なプロセスではないため、拘束力が限定されるなどのデメリットやそもそもFGCとファイアファナウとの混在などの問題も生じていた。オランガタマリキとしてもFGCの課題を認識しつつ、ブラッシュアップに向けての検討を準備し始めているとのことであり、今後の展開を注視したい。

（西村 岳人）

参考文献 / ホームページ

- ・栗山 直子 (2020), ニュージーランドの親族里親による養育とそれを支える多機関連携—母子保健機関プランケットへの聞き取りから—, オーストラリア・アジア研究紀要, Vol. 5 第5号, 追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所, 2020.
- ・大竹 智 (2010), ニュージーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンスの現状と課題— ソーシャルワーカーへのインタビューから —, 実践女子短期大学紀要 第31号, 2010.
- ・オランガタマリキ (2024年1月11日閲覧)
<https://www.orangatamariki.govt.nz/support-for-families/how-we-support-whanau/families-with-babies/>

子どものために大切にされている価値観 ～ウェルビーイング～

栗山 (2020) によれば、ニュージーランドでは、子どものウェルビーイング (Well-being) を、特に親族ネットワークなどの環境との相互作用において捉える方向性があるという。それは、子どもの生活をその特有の環境 (特に文化的な背景) から切り離すことなく、環境を極力変えずに支援を行う援助の方針にも表れている。子どものウェルビーイングの概念には、子どもへの身体的なケアや教育のほか、精神的な支柱となるアイデンティティ、民族としての mana (プライド、威信) を形成するための親族による子育てネットワークが含まれる。親族の単位としては、親と子のほかに、祖父母、おじ・おばなどの大家族「ファナウ (whānau)」、より広く親族や祖先を同じくする「ハプウ (hapū)」、共通の名祖を有する共同体「イウィ (iwi)」があり、これらを子どもを取り巻く環境として広く捉える。FGCは最終的な解決に至るまで数ヵ月かかる。かつては、カンファレンス実施期間中、子どもを家庭から引き離して生活をさせることがあった。これは、ニュージーランドがイギリスの児童福祉のシステムを参考としてきたためである。しかし現在では、多くのヨーロッパ諸国で行われているように、子どもへの支援計画の決定がなされるまで分離をせずに家庭で生活を続けられるよう支援方法を模索する。この方法は、マオリの文化とも親和性があり、子どものウェルビーイングにも通ずると考えられる。

（西村 岳人）

5. ヴォイスズチーム (Voices of Children and Young People Team) による子どもの意見調査

5-1. 概要

オランガタマリキの一部門であるヴォイスズチームは、オランガタマリキ法を根拠として2017年に立ち上げられた。オランガタマリキのサービス利用経験のある子どもや若者の声に耳を傾け、意見を求め、あらゆるレベルの意思決定に子どもや若者を参加させ、彼らのニーズや経験が意思決定を形成できるようにする義務を負っている。また、子どもたちの意見が規則やシステムなどに反映されているかを確かめる役割も担っている。



ヴォイスズチームのサービス対象には、障がい児やパシフィカの子どもも含まれている。

5-2. 事業内容

ヴォイスズチームの主な事業内容は以下の通りである。

- 調査：ケア経験についての調査「テ・トフ・オ・テ・オラ (Te Tohu o te Ora)」、子どもと若者のウェルビーイング調査、教育や障がいの分野、マオリとパシフィカの子どもや若者、レインボーコミュニティ^{※6}などを対象とした調査の実施。
- サービスの保証：ナショナルケアスタンダード^{※7}、年中無休の情報とサービスの提供、専門的なグループホーム、「My Rights My Voice」^{※8}の制作と管理。
- 参画：オランガタマリキ、ユースアドバイザーグループ、障がいアドバイザーグループへの参画。
- 質の評価：現場レベルの実践チェック、ケアパートナーの質の評価。
- 知見の共有：子どもたちの声、レポート、インフォグラフィックス、政策への提言、得た情報の広報活動。
- アドバイスとサポート：実践の指導、ファシリテーションスキルの開発。

これらの事業を通して、子どもや若者の経験、ニーズや意見から制度やサービスが作られ、実践されるよう努めている。

5-3. 調査・取り組み事例と効果

ヴォイスズチームには、例えば、ケアを受ける施設などの建物がどのような見た目を持っていると良いかという領域で調査を行っているスタッフがあり、

多角的な視点で子どもたちの声を集め、包括的なシステム改善を目指す。ケア経験についての調査「テ・トフ・オ・テ・オラ」によって、スタッフのパフォーマンスをモニタリングでき、サービスの質を保つことが可能となる。障がい児や若者への調査は、スタッフやソーシャルワーカーに対するニーズの把握や、新しい規約・規定を作る際に役立つ。

2018年には、700人の子どもたちの声を集め、それらの声をもとに新たな規約やシステムを作った。

子どもたちの声をもとにして、ケアに入ってくる子どものためのリソース作りも行っている。その一例が「My Rights My Voice」(図1)である。この他、外部組織に向けたリソースもある。



図1. 「My Rights My Voice」(オランガタマリキホームページより)

また、近年、ケアに入ってくる子どもたちの人種・文化の多様化^{※9}を受けて、組織の最高責任者は、障がい者やパシフィカの子どもたちの声を拾い上げ、それぞれのグループの理解を深める取り組みも行った。

2022年にできた障がい児の諮問委員会は、増えつつあるケア対象となる障がい児の数に対応して、彼らの声が正しく反映されるように運営されている。

さらに、ここ数年ケアの中に目立つようになってきたレインボーコミュニティ・LGBTQ+ (タカタプイ^{※10})からも、ケア経験者の声を聴いている。

2019-2020年と、2021-2022年に10歳～17歳の子のケアについての経験に関する調査「テ・トフ・オ・テ・オラ」を行い、「テ・マタタキ (Te Mātātaki) 2021」「テ・マタタキ 2023」でそれぞれの結果を報告している。

なお、以下のケア経験者の声の当事者によるグループの活動のサポートやその他取り組みも行っている。

- ユースアドバイザーグループ
障がいアドバイザーグループ
- VOYCE -Whakarongo Mai (53ページ参照)
- 「Making Ourselves Visible」(LGBTQ+の若者のケア経験についてのレポート) など

※6 異なる性的指向や性自認を持つ人々が、平等や理解を促進しようと共に活動する場

※7 インケアにある子どもや若者のニーズに基づき、必要なケア基準と期待できるサポートを定めたもの。21ページ参照

※8 ソーシャルワーカーが子どもや若者たちの権利について教える際に用いるカードと小冊子などのリソース。図1参照

※9 主はマオリ、次いでパケハ、パシフィカとなっているが、アジア系の子どもたちも入ってきている。

※10 タカタプイ (takatāpui) とは同性の親しい友人、親密な友人、レズビアン、ゲイ、ホモセクシュアル、ゲイの男性と女性を指すマオリ語で、レインボーコミュニティ・LGBTQ+と同義で使われる。

5-4. 主要な取り組み

ここではヴォイシズチームが主導している取り組み（ユースアドバイザリーグループ、テ・トフ・オ・テ・オラとテ・マタタキ）について紹介する。

(1) ユースアドバイザリーグループ

ユースアドバイザリーグループは、ケア下の若者たちの声を反映し、よりよい未来を作ること、子どもやその家族を守ること、子どもの発言力を高め、意見に実効性を持たせることを目的として作られた。

①グループの構成員と選抜方法

2023年11月時点では18～24歳までの8人の若者で構成されている。参加者はケアと保護、少年司法について多様な経験を持っており、マオリ、太平洋、アジア、ニュージーランドのヨーロッパ系民族、障がい者、LGBTQ+のコミュニティを代表している。

基本的には希望者から選抜するが、ソーシャルワーカーやソーシャルネットワークを通じての自薦他薦、オンライン上のリクルートも受け付けている。応募者全員と面談を行い、各分野の代表を決定する。

②活動期間・頻度と給与

2020年の募集要項によれば、任期は2年間で、2カ月に1回のペースでミーティングが行われる。このミーティングは2日間に渡って開催され、ウェリントンまでの往復の交通費や食費、宿泊費が支給される。また、給与として日給230ドル（議長には260ドル）が支払われる。

③活動内容と参加方法

ユースアドバイザリーグループの活動では、子どもたちに意見を聴く以外に、専門的なスキルを身につけることや、マインドフルネス、リラクゼーション、心の成長を促す活動も行っている。またミーティングでは、ファシリテーターと記録者が配置され、過去のトラウマ体験の話し合いも行われる。障がいがある場合は、介助者も一緒に参加することができ、身体的理由で出向くことができない場合はオンラインでの参加も可能である。

④成果および懸念事項

取り組みの成果としては、組織全体のモデル・目標・指標についての知見の提供、子どもや若者との交流やサービスを改善するための知見の獲得、政策やサービスの変更につながった報告書や勧告への貢献が挙げられる。

2023年3月に第1回目の会議を開催し、組織がどうやって子どもたちと関わるべきか、規約に関するアドバイスや提案を話し合った。若者たちの主な関心は、ソーシャルワーカーとより深い関係を築くために、ソーシャルワーカー1人あたりの担当数とその負担をどうしたら減らすことができるのかとい

うことであった。ユースジャスティスレジデンス^{*11}のスタッフが正しい対応をしているかという点も懸念事項として挙げられていた。

(2) テ・トフ・オ・テ・オラとテ・マタタキ

「テ・トフ・オ・テ・オラ」は子どもと若者のケア経験に関する調査であり、「テ・マタタキ」はその報告書の名称である。

(2)-1. テ・トフ・オ・テ・オラ

①調査対象

10歳～17歳で、31日以上継続して家庭外ケアを受けている子どもと若者（少年司法施設入所児童は除く）。障がいのある子どもたちも対象としており、その障害は、ASD、ADHD、認知やコミュニケーションの障がい、緘黙など多岐に渡る。

②調査方法

調査はアンケート方式で行われる。参加の有無は子どもが決定し、同意なしに実施されることはない。ソーシャルワーカーが、定期訪問時に、持参したノートパソコンによる配信で実施する形をとる。

アンケートの言語は英語かマオリ語を選択でき、いくつかの単語にはその意味が文字と音声で表示されるようになっている。

③ソーシャルワーカーの役割と障がいへの配慮

ソーシャルワーカーは、子どもがアンケートに答えるためのサポートを提供し、必要があれば精神的なサポートも行う。またアンケートは、音声による聴覚的な支援、カードや字幕による視覚的な支援、障がいサポートグループの利用などにより、誰もが回答しやすいように配慮されている。

④未回答への対応

未回答に関しては、その理由がシステマ的なものなのでなければ、ソーシャルワーカーがアンケートの案内をしていない、ソーシャルワーカーとの関係の希薄さから実施に至らない、オランガタマリキへのネガティブなイメージから回答を拒んだ、などのケースがある。

子どもたちに案内をしなかったソーシャルワーカーに対してアンケートを実施したところ、「調査時期に子どもが転居した」「子どもたちのストレスが高く調査が実施できない」という回答があった。そのアンケートに答えないソーシャルワーカーもおり、まだ不明瞭な部分もある。

*11 居住型の少年司法入所施設

(2)-2. テ・マタタキ

①結果の公表

アンケートの回答データは、各地域で集められ、結果のフィードバックも各地域に届く（アクションプラン作成には地域に基づいたものが必要なため）。また地域別の結果とは別に、「テ・マタタキ」という全国版の調査報告書が公に発表される。「テ・マタタキ」には、結果だけでなく、各機関がどのようなことを計画し、実施するかが明示されている。

②調査結果から分かったこと

「テ・マタタキ」から、アンケートの調査結果を一部紹介する。

まず回答した子どもと若者の8割が、「一緒に住む大人が自分のことをいつもよく世話をしてくれる」と答えていた。また「自らの祖先（Whakapapa:ファカパパ）を知っている」と答えたのは5割弱であった。

前回の調査（2019-20）と今回の調査（2021-22）の結果の違いにおいては、「今住んでいる場所に落ち着いていると感じる」という質問に前回より肯定的な回答が多く見られた。反面、自分のファカパパを知ることに対する肯定的な反応が少なかった。また、「心配なことをソーシャルワーカーに話せるか」という質問への肯定的な反応が減少した。

また報告書では、年齢層やジェンダーなどのサブグループごとでも結果をまとめている。

<10～12歳（年下）、13～18歳（年上）の比較>

- 年下の子どもたちに比べ、より多くの年上の子どもたちが、「何でも話せる友だちがいる」と感じている。
- 年下の子どもたちに比べ、より多くの年上の子どもたちが「オランガタマリキは自分たちにとっての物事を良くしてくれない」と思っている。

<ジェンダー別の比較>

- 男子は女子に比べて「居場所がある」と感じている。
- 男子が女子に比べて「年齢を重ねたときに良い生活をする」と思っている。

<民族性>

- より多くのマオリのアイデンティティを持つ子どもや若者が自分たちのファカパパについて知っていた。
- マオリのアイデンティティを持つ子どもや若者はその他のアイデンティティを持つ子どもや若者に比べ、文化について学ぶチャンスがより多くあった。
- より多くのマオリの子どもや若者が「オランガタマリキは物事を良くしてくれている」と感じている。

③結果から導き出されたアクションプラン

アクションプランを作成するために優先事項を決める。優先事項を決める観点は、アンケート結果において十分でない分野はどこか、という点である。

前回の調査（2019-20）と、今回の調査（2021-22）の結果から、図2に示された6つの優先事項（ファナウ（拡大家族）とのつながり、意思決定を可能にする、ソーシャルワーカーとのつながり、ファカパパや文化を学ぶ機会の提供、子ども若者が未来に自信を持つた

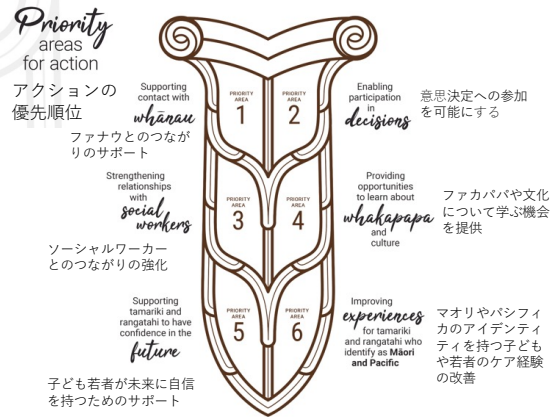


図2. アンケート結果を受けてのアクションの優先順位 (講義資料より)

めのサポート、マオリやパシフィカのアイデンティティを持つ子どもや若者のケア経験の改善）は2度とも同じだった。

「ソーシャルワーカーとのつながり」に関しては、ユースアドバイザーグループからも懸念事項として挙げられており、対応を考える必要がある。

なおチームとしては、子どもたちの声を拾い上げるだけでなく、代弁者としてどのように各機関に伝えていくか、またそれに対して各機関が対応できる仕組み作りにも取り組んでいる。

5-5. 所感 / 考察

まずは「テ・トフ・オ・テ・オラ」について述べたい。英語とマオリ語でのアンケートがあり、オーディオでも再生可能、障がいや子どもの特性に応じてソーシャルワーカーが道具を使ってサポートするなど、対象となる「全ての子どもたち」の声を拾い上げることに注力しているのが印象的であった。

また、アンケートには「VOYCEという組織について見たり聞いたりしたことがありますか?」、「VOYCEへのコンタクト方法を知っていますか?」という項目があった。いずれもアンケートの最後にある質問だったが、この質問からVOYCEにアクセスする（この団体について調べる、コンタクトを取ろうとする）子どもや若者が一定数現れることを期待している面もあるのではないかと感じた。

次に「ユースアドバイザーグループ」について述べたい。これは、オランガタマリキが主体となりケア経験者の声を聴く場を設けているものである。推薦もあるが、オンラインリクルートがあったりケア経験者が自ら応募したりと、これもまた様々な方法でもれなく子どもたちの声を聴こうとしているところが印象的であった。加えて、ユースアドバイザーグループへの応募者全員と面談する、というシステムそれ自身が、子どもたちの声を聴き、拾い上げる取り組みだと感じた。

講義の中では、「テ・トフ・オ・テ・オラ」のアンケー

トに未回答の子どももいる、とあった。未回答の子どもはオランガタマリキへどんな印象を持っているのか、ソーシャルワーカーとの関係性はどうかだったのか、など未回答になった原因を探ることも必要だろう。アンケートの回答率が高いことは、子どもたち自身も積極的に声を上げようとしている（意見表明）ことの表れだろうか。現状は数量的分析が中心だが、今後は質的分析も行っていくという。

未回答だった子どもたちの声なき声をどう扱うか、回答されたアンケートに対する深め方についてなど、質的精密については今後チームとしてどのように取り組んでいくのかが興味深い。

国の省庁が主導しているこれらの取り組みに近いものは、近年日本でも実施されている。そのひとつとして子ども家庭庁が主催する、「子ども・若者意見反映推進事業（子ども若者★いけんぷらす）」が挙げられる。

ニュージーランドと日本の取り組みの両方に共通しているのは「equity（公平性）」を重視していることだ。例えばニュージーランドの「ユースアドバイザリーグループ」では、ミーティングの場に出向くことができないメンバーには、出向かず参加できる方法があったり、障害のあるメンバーはその介助者も参加可能であったりということが挙げられる。一方、日本の「子ども若者★いけんぷらす」では、テーマによって子どもや若者の生活・活動の場である施設や児童館などに、子ども家庭庁の職員が出向いて、ぷらすメンバー以外の子ども・若者からも意見を聴くという。内容は違うものの、それぞれの国で様々な立場や状況下にある子どもや若者が声を発することができる、その点で公平性が保たれた施策であると感じた。

視察を通して、ニュージーランドはもとより、日本で行われている施策にも目を向けることができた。さて、私にできることは何だろうかと考えてみた。目の前にいる子どもたちに向けて、まずできることと言えば、「自分の意見や考えを話せた」という経験を子どもたちがたくさん積んでいけるような支援をすることだと思っている。そうした経験が自信になり、場面が変わっても、誰かに自分の意見が言えるようになるのだと感じる。子どもたちがふと感じたことが拾い上げられ、日本の政策を変えていく、そんな世界線はもうすぐそこに来ていることを信じて、今日も明日も子どもと対話をしていきたいと感じた。

(石田 三紀子)

「子ども若者★いけんぷらす」

「小学生から 20 代の子ども・若者を『ぷらすメンバー』として広く募集し、子ども・若者に関連する様々なテーマに関して、対面やオンラインの会議、SNS での意見交換、Web アンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見を聴き、政策に反映するなど、子ども施策の充実に活用」（子ども家庭庁ホームページより）するものである。

この「子ども若者★いけんぷらす」で扱われているテーマは「食育について」「いじめや不登校など学校に関する悩み事について」といったものから、「令和 4 年改正児童福祉法の改正事項へのアンケート」「一時保護所のルール等について」など、直接政策に関わってくるテーマまで様々である。子どもや若者たちが政府に直接意見や考えを届けられることができる、そしてそれが政策を変えていくかもしれない。そういったことが、「海外にある画期的な取り組み」ではなく、日本でもまさに今行われている。それぞれのテーマで子どもや若者たちがどのような意見を持っているのか、とても興味深い。

(石田 三紀子)

参考文献 / ホームページ

・オランガタマリキ

<https://www.orangatamariki.govt.nz/>

・レインボーコミュニティのサイト（「Making Ourselves Visible」レポートが共有されている）

<https://www.tengakaukahukura.nz/state-care>

・子ども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/>

(全て 2023 年 12 月 31 日閲覧)



オランガタマリキ研修終了後の集合写真。プロジェクトに映る男性がアシュレーさん。アシュレーさんはクライストチャーチにおられたため、オンラインミーティングの形でお話ししてくださった。

マオリ伝統の歓迎

～Pōwhiri / Mihi whakatau～

研修初日、最初の研修先はオランガタマリキ (Oranga Tamariki) であった。オランガタマリキは日本でいうことも家庭庁に近い組織であり、所謂官庁である。日本のそうした組織を視察した経験もない中で、最初の訪問が海外の公官庁ということもあり、緊張度はとても高いものがあった。また、視察に際して、ツアーコンダクターの方から、①まず初めに Whakatau という歓迎の儀式が行われること、②この儀式は厳かな儀式であること、③儀式の間は静寂にしておくこと、という指示があり、緊張が更に高まった。いったい何が始まり、何が行われるのか？そうした戸惑いは緊張を更に加速させていった。そうした緊張感と共に始まった研修については別項にゆずり、このコラムでは、ニュージーランドの歓迎セレモニー Pōwhiri と Mihi Whakatau について紹介したい。

ニュージーランド (マオリ) の歓迎のセレモニーは、「Pōwhiri (ポーフィリ)」と呼ばれ、「Marae (集会場)」にて、スピーチ、舞踊、歌、Hongi などが含まれ、数時間に及ぶ。私たちが今回体験した、「Mihi whakatau」は、「Pōwhiri」の代わりに用いられるものであり、格式としては順に、①「Pōwhiri」②「Mihi whakatau」となる。「Mihi Whakatau」は、通常は「Pōwhiri」と呼ばれる儀式の一部として行われるよりカジュアルな歓迎の方法である。いずれの歓迎の形にも共通するのは、その根底にある Tikanga (価値観と原則) である。その重要な価値観として、(1) Manaakitanga: 他者への敬意、寛大さ、気遣いを示すプロセス、(2) Whakawhanaungatanga: 人間関係を築くプロセス、という2つである。

儀式の流れは大まかに言うと、

1. Manuhiri – visitors or guests (来客がある)
2. Hongi – a personal greeting between two people (おでこをつけた挨拶)
3. Waiata – a song (歌)
Karakia – prayer or blessing (secular) (祈りか祝福)
4. Te Tumu Tauwhiro – Chief Social Worker at Oranga Tamariki (Oranga Tamariki 代表のお言葉)
5. Karakia Kai – blessing of food (食事へのお祈り)
6. Kai - food (食事) と、なる。

研修初日、Mihi Whakatau を受ける際、とても緊張したことを覚えている。当然であるが、Kai までは儀式中笑顔もほとんどない。事前に、厳かな儀式であること、静寂にしておくこと、という話を聞いていたこともあるかもしれないが、私たちがこれまで体験してきた歓迎 (笑顔で挨拶を交わす) とは全く異なる展開にただただ戸惑いを覚えた。しかし、自身が何者であるか (ルーツ) を説明し、歓迎の意を歌や祈りを通して示してもらい、そして食事を介して打ち解けるという体験を重ねる中で、言葉の意味はわからなくとも、“この人たちは私たちを心から敬意を持って歓迎してくれている”という、喜びと安心感、Tiramākā (精神) の確かなつながりが私の中に広がった。研修最終日には、程よい緊張感もありつつも、穏やかな気持ちで Mihi Whakatau に臨む自分がいた。

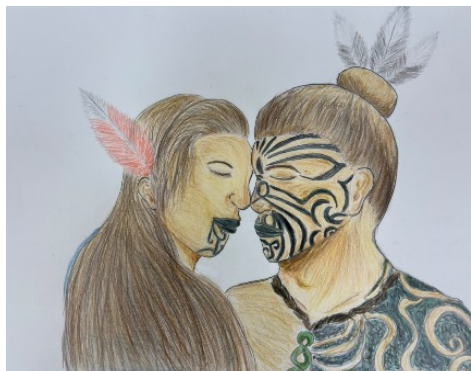
日本でも、来訪者に対して歓迎の意を示し、おもてなしをする文化が存在するが、ニュージーランドもまたそうした文化があり、さらに格式の違いもあった。直線距離にして 9,352 キロ離れた日本とニュージーランドだが、今回の研修を通じて、「どこか似ている」と感じるところがいくつもあり、それはどこから来ているのだろうか？と考えてみたくなった。(西村 岳人)

オークランド大学

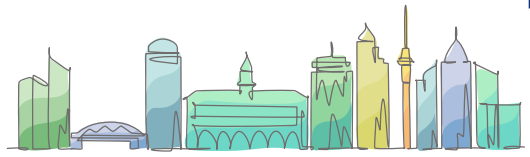
<https://www.auckland.ac.nz/en/students/newstudents/orientation-new-students/mihi-whakatau.html> (2023年12月31日閲覧)

ホンギ (Hongi)

ホンギは、額と鼻をそつと擦り合わせて交わすマオリの伝統的な挨拶である。マラエ (マオリ集落の中枢をなす集会所) での集まりごとや、ポーフィリ (歓迎のセレモニー)、タンギ (Tangi: 葬式) などの儀式では、必ずホンギで挨拶を交わす。その理由は、顔を近づけて同じ空気を吸うことで、客人は訪問先の土地の生命の息吹を共有し、その土地 (部族) の人として迎えられるという、古くから伝わる慣習にある。ホンギの流れは、「キオラ (Kia ora)」と言いながら右手で握手をし、左手はお互いの肩に置き、目を閉じて額と鼻を擦り合わせる。鼻を触るだけの人もいれば、額を触ったり、握手だけの人もいる。(文章: 鈴木 聡美、イラスト: 作田 惇人)



マナアキタンガ



「視察先ではどこに行ってもティータイムが設けられ、温かい歓迎を受けた」。そう教えてくれたのは渡航前の事前研修で第34回ニュージーランド研修の話をしてくださった芳賀氏（現：社会福祉法人同仁会 同仁会子どもホーム・同仁会児童家庭センター 統括施設長）だった。

マナアキタンガ (Manaakitanga) とは、マオリ語で敬意をもって来客を迎え入れ、心づくしのおもてなしをすること。ニュージーランドの人は皆、これを誇りにしている。(ニュージーランド政府観光局公式サイトより引用)

私たちも、今回、どの視察先でも快く迎え入れていただき、案内された先には、色とりどりのフルーツ、可愛らしいカップケーキにマカロン、コーヒー、紅茶、サンドイッチに巻き寿司まで用意されていた。一瞬で目も心も奪われてしまった。

「ニュージーランドでは、おもてなしを受けたら遠慮せずにご飯をいただきよし（講義の合間でも）、全部平らげなくてもよし。それがむしろ歓迎される。残ったものは、来客が帰ったあとにホスト側がみんなで美味しくいただくのだから」と通訳のポール春香さんが教えてくれた。講義の合間に何かものを食べることに慣れていない私たちは日本人らしい遠慮を捨てきれなかったが、講義後には遠慮なくいただくことができた。これほど鮮やかで華やかなご馳走でもてなされたあとの気持ちは、満たされるもの以外なかった。

おもてなしの効果を五感で感じた経験から、今後私たちが迎え入れる子どもや保護者の方々には、温かく迎えられていること、そしておもてなしの工夫により一瞬でも心が満たされるということを味わっていただきたい、そう感じた。

(鈴木 聡美)



つながりを見つける

視察先で共通していたこと…それは、メインのテーブル、サイドテーブルに必ず飲み物（コーヒー、紅茶、水）と軽食が用意されていることだった。軽食は色とりどりで種類も多く、盛り付けも「映える」ものばかりだった。通訳の春香さんに聞くと、ティータイムのケータリングサービスがあるとのこと。テーブルの真ん中に並ぶ軽食を見てふと懐かしい気持ちになった。祖母の家でよく見た光景だ。お茶うけに山盛りの色んなお菓子。隣に漬物や急須。そういえば漬物ばかり食べていたな、と。

マオリの「おもてなし」の精神は、日本の文化にも通ずるものがあると感じた。よく、「異文化を学ぶ」とか「理解する」ということばを聞かすが、「共通する文化を探す」こともまた大切なことであり、異なる民族、人種をつなぐ重要なピースとなることを実感した。(石田 三紀子)





マナモコプナ-子ども若者コミッション (Mana Mokopuna - Children and Young People's Commission) 全ての子どものための監査機関

講義日時：2023年11月7日 11:00 - 12:00

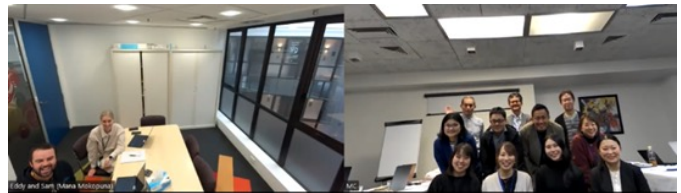
視察場所：オンラインにて実施

講師：Catherine Burrage

(敬称略) (OPCAT 監査マネージャー)

Samantha Casey

(OPCAT 監査実務指導)



1. 概要

マナモコプナ-子ども若者コミッション（以下、マナモコプナ）は、18歳未満の120万人の子どもと、25歳までのケア経験のある若者のアドボケイトの役割を担う独立行政機関である。前身は1989年に設置された子どもコミッショナー（Children's Commissioner）で、2023年に現組織となった。現在、主任子どもコミッショナーのほか4人の子どもコミッショナーがいる。

マナモコプナのマナは「尊敬、獲得された知識、制御、固有の価値、尊厳、影響力」の意味で、モコプナは子どもたちが祖先の青写真であることを意味する。「マナモコプナ」という言葉には、子どもが家族、拡大家族、部族など広い家族グループに存在するユニークな個人であるという含意がある。

(1) 活動

大きく4つの面で活動を展開している。活動内容は全て報告書として公開される。

①権利を守る活動

マナモコプナは、国連の子どもの権利条約とワイタング条約の擁護と促進啓発を通して先住民や障がいを持つ子どもを含む全ての子どもの権利を守り、促進する。

②ウェルビーイングを守る活動

「Kia kuru pounamu te rongō」（すべての子どもが最高の生活を送る）というビジョンを実現するため、政府の子ども若者ウェルビーイング戦略 (Child and Youth Wellbeing Strategy) に参画する。またオタゴ大学などと協力して子どもの貧困に関するモニタリングを行ったり、子どもにとってのウェルビーイングとは何かを子どもから聞く「Mai World」（後述）プロジェクトの活動や「What Makes a Good Life Report」のシリーズ報告書の出版を行う。

③監査機関としての活動

2003年子ども委員法（The Children's Commissioner Act）を根拠法として1989年オランガタマリキ法（Oranga Tamariki Act 1989）に基づいて提供される子どもと子どもへのサービスの監督と、1989年拷問犯罪法（Crimes of Torture Act 1989）に基づいた拘禁施設の監査を行う。

④アドボカシー機関としての活動

子どもの発言権が行使され、その声が政策に反映されるための活動を行う。具体的には、教育カリキュラムの刷新のため、教育省内にユースボイスグループ（多様な背景と経験を持つ15～17歳30人から構成）を設置し、教育省とグループのサポートをする活動がある。

(3) 戦略的優先事項

マナモコプナが掲げる戦略的優先事項は以下の4つである。

- ・教育
全ての子どもがインクルーシブで公平な教育を受けられること
- ・メンタルウェルビーイング
子どもの精神的な健康を優先し、彼らが繁栄できるようにすること
- ・家庭内暴力の撲滅
家庭内暴力をなくし家族の癒しを支援すること
- ・拘禁場所の監視
子どもの自由が制限されている施設を独自かつ定期的に監視し、システムの変更を提唱すること

2. 監査機関としての役割

(1) 拘禁施設のモニタリング

マナモコプナは、OPCATのNPMとして認められており、子どもが拘禁されている場所のモニタリングを行う。子どもが拘禁されている場所が尊厳と敬

意を持って子どもを扱っているかなど OPCAT に照らしてチェックしている。子どもが拘禁されている場所が、可能な限り最高水準のサービスを提供するためにモニタリングされることが重要である。

モニタリングチームが拘禁施設を訪問する際には、子どもやスタッフにこれらの施設の様子について話を聞く。見聞きしたことに基づいて、調査結果に関するレポートを作成し、懸念事項を浮き彫りにすることができる。これは拷問や虐待を特定したり、防止したりできることを意味する。

OPCAT と NPM について

OPCAT は、国連拷問等禁止条約選択議定書 (United Nations Optional Protocol against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) のことで、拷問や虐待等を防止するための国際人権条約である。2002 年に国連で採択され、2006 年に発効された。

OPCAT は、人々の自由が制限されている、または制限されていると考えられる場所 (拘禁施設など) における拷問・虐待を防止するため、批准国に国内防止メカニズム (National Preventative Mechanism : NPM) を設置 / 指定することを求めている。NPM は、拘禁施設を査察し、保護の強化や処遇・条件の改善など拷問・虐待の防止のための勧告をする権限がある。

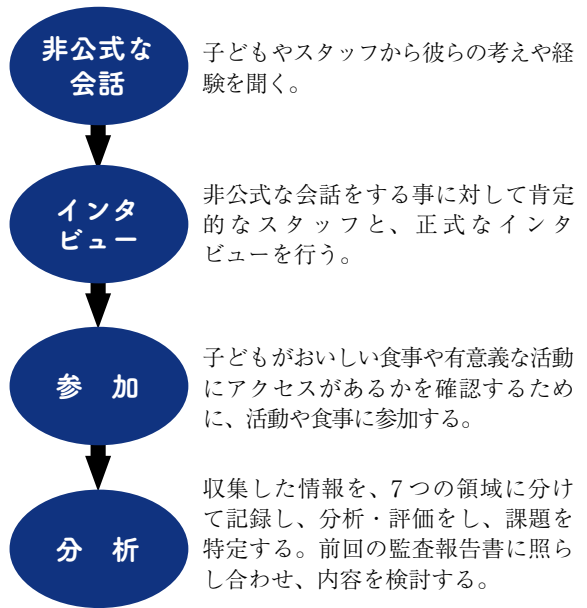
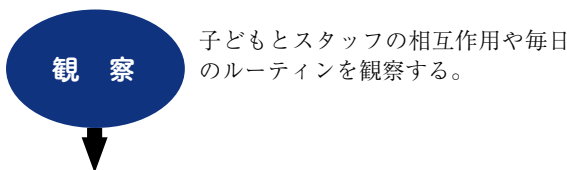
ニュージーランドは拷問犯罪法のもとで OPCAT を履行している。NPM には、オンブズマン、独立警察観察委員会、マナモコプナなどがあるが、子どもとマオリの子どもの施設に特化した監査を行うのはマナモコプナだけである。

(2) モニタリングの対象となる施設

マナモコプナがモニタリングをしているのは、オランガタマリキが運営している、または資金を提供している施設で、以下の通りである。他にオンブズマンとともに女子刑務所 3 ヲ所における母子ユニットの監査も行う。

- ・ユースジャスティスレジデンス…5 ヲ所
 - ・ケアアンドプロテクションのレジデンス…4 ヲ所
 - ・バーナードス青少年心理治療施設
 - ・青少年保護観察施設…11 ヲ所
 - ・子どものメンタルヘルス施設…5 ヲ所
- (このうち 3 ヲ所は入所施設、2 ヲ所は青少年法医学メンタルヘルスユニット)

(3) モニタリング (監査) の流れ



チャートはマナモコプナ HP を参考に筆者作成
※「スタッフ」は施設スタッフのことを指す。

(4) 監査の7領域

監査は表 1 に示す 7 つの領域で評価を行う。領域とその評価のポイントは国際機関である拷問防止協会が出したガイドラインや規則、国内の法律や規則に基づいて設定されているが、これらに限定しているわけではない。

表 1. 監査の 7 つの領域

処遇	拷問や虐待、隔離や拘束の使用、武力行使の申し立ての有無を調べる。また、子どもや若者に提供される治療ケアのモデルを調べ、子どもの治療経験を確認する。
保護システム	入所時に、施設についての情報を子どもがどの程度持っているかを確認する。また苦情手続き・記録システムなどによって権利と尊厳が保護・維持されているかも評価の項目に含める。
物質的条件	安全な施設の生活条件が子どものウェルビーイングと尊厳にどう影響しているか、また食事の質と量、屋外スペースへのアクセス、衛生状態、衣類、寝具、照明、換気などの住環境を評価する。
活動 他者との関わり	子どもの教育や職業訓練などが安全な場所で行われているか、その質や難易度を確認する。友人や家族、親族との接触などが自発的にできるか、どうサポートされているかを評価する。
医療サービス	プライバシー、尊厳が尊重されて医療が提供されているか、身体的及び精神的健康はどうかに焦点を当てる。
人事	スタッフと子どもとの関係、必要な人材の採用、研修、管理職のパフォーマンスに注目する。質の高いケアや安全な環境の提供のため、スタッフへの訓練とサポート、スタッフの経験が十分に評価する。
マオリの子ども	子どものアイデンティティと帰属が尊重されているかに焦点を当てる。マオリ教育の積極的な推進、価値観と文化の尊重、子どもが自らの系譜を探索するサポートのあり方を評価する。

マナモコプナホームページを参考に筆者作成

(5) 監査の頻度

マナモコプナでは、月に1～2回、訪問による監査を行っている。事前に告知して行う監査と、告知しない監査がある。

(6) 監査結果について

監査の結果は報告書にまとめられ、以下の流れで報告がなされる。

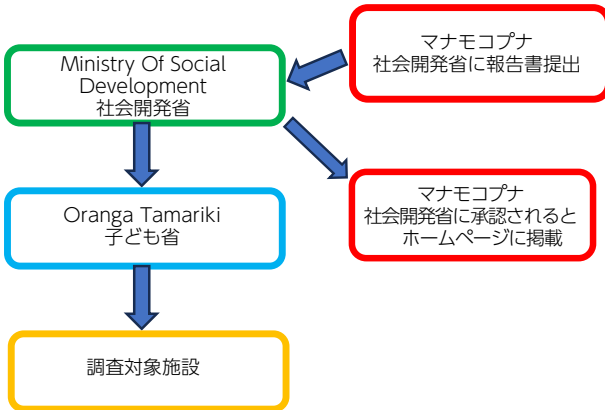


図 1. 監査結果の報告の順序
マナモコプナホームページを参考に筆者作成

(7) 事例

2023年6月、マナモコプナのモニタリングチームが、クライストチャーチの青少年入所施設に抜き打ちによる訪問監査を実施した。その結果、スタッフによる性的なかわり、子ども間の暴力、施設への違法な物品の持ち込み（一部はスタッフによって持ち込まれていた）、度重なる拘束による子どもの心理的傷つき、登校拒否の増加、現場スタッフ間のコミュニケーション不足から一貫性のないソーシャルワークが生じている、マオリの子どもがスタッフから無視されていると感じている、など、子どもの安全や権利が保障されていないことが分かった。この報告書をオランガタマリキ最高責任者に手紙で送り、早急な対応を依頼した。

3. アドボカシー機関としての役割

マイワールド (Mai World: Child and Youth Voices)

子どもがさまざまなトピックについてどう考えているか、教育現場やコミュニティ、オンラインでその声を聴き、集め、声を増幅 (amplify) して社会に理解してもらうためのプロジェクトである。子どもの声が政府やコミュニティの意思決定の指針となることを目指す。またマイワールドへの参加によって、子どもが将来、自らの利益を擁護する力をつけることができると考えている。

マオリと太平洋諸国の言語において、mai は発言の方向性を表す。「マイワールド」という名前は、子どもや若者の声の重要性を強調している。社会は子

どもの世界でもあり、周囲の大人たちに子どもたちの世界に関する知識を伝達する、という意味が含まれる。

①協力機関

子ども、ユース機関、教育関係者、コミュニティグループ NGO、政府機関などと協力している。

②登録者

現在、全国の 41 の学校 (1 つの幼児センターを含む) と多くのコミュニティグループがマイワールドプロジェクトに登録または関与し、25,000 人以上の子どもがマイワールドとつながっている。すなわち 25,000 人以上の子どもにマイワールドを通して意見を求めることができる。

③子どもとの関わり方

アートや運動、ゲームや遊びなどのアクティビティ、オンラインなどによるアンケート調査、フォーカスグループ、遠足などのツアー、対面でのインタビューなど、子どもの年齢や背景、ニーズに合った関わり方を通して関係を作る。

子どもが声を聴いてもらっていると感じ、その声が影響力を発揮できるようにするには、子どもとのかわりについての知見を備えた人やコミュニティからのサポートが必要である。また子どもとのかわりにおいて、活動参加への同意、プライバシーの保護、倫理的配慮、コストとリソースの検討も重要となる。そのためのリソースや指針をマナモコプナは提供する。

④マオリ文化の尊重

マイワールドのスタッフには「マタマオリ」というマオリ文化の観点から、マナモコプナのパフォーマンスがワイタング条約に反していないか、マオリの文化にふさわしいものであるかを評価して提言するスタッフがいる。

⑤事例

学校の歴史でマオリの歴史を学んでこなかったという声が多かったことから、マオリ文化に関する新しいカリキュラム構築の一翼を担った。

また、障がいを持つ子どもも含めた 474 人の子どもへのアンケート調査とかかわりのなかから、差別の現状、サービスへのアクセス、安全、教育、雇用、家族などについての声を報告書「What Makes a Good Life ? (良い生活とは?)」として公開した。この報告書はシリーズになっており、これまで、ケアを受けている子どもと若者、若い親、マオリの子どもと若者、それぞれの声をまとめた報告書が作成されている。

4. 所感 / 考察

政府組織を監査する組織という、日本には存在していない組織であるマナモコプナを今回オンラインという形ではあったが、話を聞くことができたことは大変有意義なものであった。

マナモコプナは、マオリの子どもたちにフォーカスし、良いケアのために組織の監査方法を柔軟に見直し変化を遂げてきた。

政府組織を監査できる強い組織でありながらも、ニュージーランド全土に広がる監査対象の拘禁施設を、実際に足を運んで訪問し、ただ聞き取りだけでなく、その施設の職員や子どもたちと、多様な手段を用いたコミュニケーションを取り、また時には施設で過ごしながら現場の目線で調査し、声を拾い上げていることに驚いた。またこの声は、分析がなされた後、報告までの流れも構築されており、誰もが閲覧できるようなシステムとなっている。自分

自身がケア下にいる子どもの立場になって考えてみると、自分の声が施設や教育のカリキュラムを変えたという経験は、大人だけでなく、ニュージーランドという自分の国に対する信頼や、期待感、未来への希望につながるのではないかと感じた。(山口 瞳)

参考文献 / ホームページ

・拷問防止協会. 拷問等禁止条約選択議定書よくある質問. 2009. https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_4/pdf/o4-1.pdf

・Ministry of Justice. Constitutional Issues & Human Rights <https://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/constitutional-issues-and-human-rights/human-rights/international-human-rights/cat/optional-protocol/>

・Mana Mokopuna. <https://www.manamokopuna.org.nz/> (2024年1月15日閲覧)

・Mana Mokopuna Office of the Children's Commissioner. (2018). Mana Mokopuna Understanding the experiences of children, young people and their whānau to improve the services of Oranga Tamariki

<子どもの声を聴く機関>

ニュージーランドでは「子どもの声を聴く」ことを掲げている次の3つの機関を視察した。

【ヴォイシズチーム (オランガタマリキ)】

オランガタマリキの内部組織である。インケアの若者たちやケア経験者の若者たちの声を政策に反映することが目的である。

特徴的な取り組みは多様な経験とルーツを持つケア経験のある若者を選抜した「ユースアドバイザーグループ」と現在ケアの下にある若者への「テ・トフ・オ・テ・オラ」と呼ばれるアンケート調査がある。ユースアドバイザーグループはオランガタマリキの業務改善にケア経験者の声と経験が活かされるための活動を行う。ヴォイシズチームではその活動のサポートに加え、グループメンバーのスキルや心の成長を促す働きかけもしている。アンケート調査は8割近い回答率があり、その結果からオランガタマリキの政策・サービス改善のためのアクションプランを導き出している。

【マナモコプナ】

独立行政機関である。全ての子どもと若者の安全と権利の保障を目的とし、18歳未満の全ての子どもと25歳までのケア経験のある子どものアドボカシーを行う。具体的には、①子どもの権利条約とワイタング条約に則った子どもの権利を守るための活動、②ウェルビーイングを守る活動、③拘禁施設の監査、④アドボカシー機関としての活動を行う。また少年司法レジデンスに入所する若者にアンケートを取り、その結果をオランガタマリキに伝えている。さらに学校のカリキュラムについての要望を教育省に届けることもしている。

【ヴォイス - ファカロンゴマイ】

ケアの下にある子どもと若者一人ひとりの声を聴くための活動を展開する独立アドボカシー機関である。ケアを経験している子どもと若者同士が知り合い、地域とつながるイベントを企画したり、政治への働きかけもしている。最近では、支援ニーズがある子どもたちのために、議員に約束してほしい6つのことについての請願書を届けた。少数だがケア経験者の採用を行っており、ケア経験者が安心して働くことのできる環境を整備する必要性に着目している。

これら3つの機関のうち、ヴォイシズチームはオランガタマリキが母体であるため、子どもや若者たちの声を政府が直接キャッチできる。ケアの下にある子どもたちのコミュニティづくりを進めるヴォイスは、ホームページで「be on your side」(あなたのとりにいる)と書かれている通り、上記3機関のなかでケアの当事者に一番近い存在であると言える。マナモコプナは独立した機関だが国に直接働きかけを行う。また子どもの権利条約、ワイタング条約に基づいたサービスを提供できているかをモニタリングしている。それぞれの機関で独自の取り組みもあるが、重なる部分もあり、全てではないが層を重ねることで子どもや若者の声それぞれの機関の狭間にとりこぼされることのないようにしていると感じた。(石田 三紀子)

参考 オランガタマリキ <https://www.orangatamariki.govt.nz/> (2024年2月6日閲覧)



ヴォイス-ファカロンゴマイ (VOYCE-Whakarongo Mai) 子どもの声を聴く・つなぐNGO

講義日時：2023年11月9日 18:00 - 20:00

URL：https://voyce.org.nz/

講師：Gabriella Guy

(敬称略) (ヘッド・オブ・インサイトアンドインパクト)
Sydney-Anne Martin
(コミュニケーション・コンテンツスペシャリスト)



ヴォイスの講師2名との座談会で、さまざまな話を聞いた。ここでは、ヴォイスについての紹介を第1部、座談会の内容を第2部として報告する。

<第1部>ヴォイスについて

1. 概要

ヴォイス-ファカロンゴマイ (VOYCE - Whakarongo Mai) は2017年に設立されたNGOである。ケアアンドプロテクション (Care and Protection：子どもの保護) とユースジャスティス (Youth Justice：少年司法) においてケア経験のある子どもたちの声を代弁するアドボカシー活動を行っている。

VOYCEとはVoice Of the Young and Care Experiencedの略称で、Whakarongo Maiはマオリ語で「聴いてください」の意味である。

オランガタマリキ法第7条(2)(bb)および(3)を根拠とし、オランガタマリキのケアにいる子どもをサポートするサービスプロバイダーとして活動する。

現在は特に、子どもに関わるあらゆる機関の規則やポリシーに子どもたちの声を反映させることに力を入れている。オークランドの事務所を拠点とし、図1のように9つの都市・地域 (主に北島) にオフィスを設置している。



図1. ロケーションマップ (2022年次報告より)

2. 予算およびスタッフ体制とケア

2-1. 予算

2022年次報告によれば、年間 (2021年7月1日から2022年6月30日) の収入は530万ドル、支出は500万ドルであった。主には政府との契約による収入だが、民間団体からの支援、寄付、各種助成金などによる収入もあった。政府からは設立の際に120万ドルの出資を得ており、VOYCEの主な資金源であるが、厳しい目を向けて活動をしている。

2-2. スタッフの体制とケア

60名を超えるスタッフがフロントラインで働いており、そのうちの7名がケア経験者である。ケア経験者のスタッフをより増やしていきたい思いはあるが、働くなかでトラウマ体験を再燃させてしまうリスクもあるため (特にフロントラインでは)、現実的に難しい。

スタッフへのケアとしては、EAP (20ページ) を利用している。勤務形態もフレキシブルで、個人に合う働き方を選ぶことができる。従業員が楽しく働けるように、全国のワーカーがオンラインで集結するイベントなども実施されている。個人のウェルビーイングが一番に考えられている。

3. 活動の柱と主な活動内容

VOYCEは、次の5つの価値を大事にして、それらを活動の柱としている。

ファカマナ (1)WHAKAMANA (尊重する)

ケアを受けている子どもや若者の心配ごと、目標や希望を聞き、アドボカシー活動を行う。子どもたちの声には「自分のケアプランの内容が知りたい」というシンプルなものから、「きょうだいと会えるか」「FGCで話を聞いてもらいたい」といったものまである。時として若者たちの声は、人々が聞きたいと思えない、耳の痛いものであることがあるが、実はその声が上がった時こそ大切で、聞かれるべき重要なタイミングなのだということに、活動の中で気付かされることが多いという。

「アドボカシー」は代弁することであり、VOYCEのアドボケイトは何が最善かを決定する立場にはないことを自覚するとともに、他の支援者に伝えることも重視している。

さらに、言葉にできないことを汲み取るという点においては、観察を通して、彼らの世界で何が起こっ

ているかを把握し、あるべき状況と、実際に起きている状況との違いを理解することに特に焦点を置くという。

＜アドボカシーの内容＞

2021年7月1日～2022年6月30日の1年間で、1,064件のアドボカシーについてのリクエストがあり、そのうち目標達成や問題解決が939件、情報提供が32件、キャンセルが56件、目標未達成が37件であった。また、新規のアドボカシーケースは全国で641件(ケースの内容で見ると671件)あり、テーマごとの内訳は図2の通りである。



図2. ケース内容内訳 (2022 年次報告より)

上位テーマ3つは具体的に次の通りである。

- 1位：児童保護プロセス (全体の17.80%)
FGC、フイ (hui：集会)、アセスメント、裁判手続き、警察の対応における意思決定プロセスにおいて声を聞かれ、考慮されること。
- 2位：金銭と所持品 (13.65%)
小遣い、手当、銀行口座、お金の管理、緊急時援助金など、自分のお金や所持品へのアクセス、物品の購入について。個人記録へのアクセスも含む。
- 3位：住居の手配 13.06%
生活環境の変更、一時的または不安定な措置、以前のケアへの復帰やケアからの自立などの移行を含む。

トウーホノ
(2)TŪHONO (結びつく、つながる)

ケアを受けている子どもや若者同士、そして彼らにとって大切な人たちをつなげるため、イベントを企画したり、地域ネットワークを構築したりする。

楽しく挑戦できる機会や経験の提供により、孤立感の軽減やコミュニティへの帰属感の醸成、アイデンティティの確立や自分の価値の実感につなげる。2022年次報告によれば、全国で62イベントを実施している。

＜イベント例＞

- ・体験活動 (キャンプ、乗馬、ボウリングなど)
- ・ケア経験者の青少年対象の自己表現ワークショップ
- ・ユースウィークでのメッセージプリントTシャツ作り
- ・ビーストモード (青年による青年のためのエキスポ/コンサート)でのブース出展やライブプレゼンテーション

ファカタイランガ
(3)WHAKATAIRANGA (促進)

ケアシステムに彼らの声を反映させるため、ケア経験者の声の集まりと高まりを促進する。制度改革が行われる前などに、政治家がケア経験者の声を聞くことができるようサポートする。

＜取り組み例：2022 年次報告より＞

- ・オランガタマリキシステムおよび子どもと若者委員会法案の見直しなどを求めるロビー活動
- ・VOYCEの役割がわかるコミックブックの制作
- ・高等教育委員会 (TEC)の「ケア経験者をサポートするための高等教育ガイド」作成への協力
- ・「ケアからの復帰または残留の権利 (ETRR)」共同研究



2023年総選挙前に行われた「ケアのもとにいる6,000人への6つの約束」の行進のPRビジュアルと当日の様子の写真 (VOYCE提供資料より)。この日、ケア経験者たちがウェリントンに集結し、政治家に請願書を手渡した。請願書では、子どもや若者の保護者としての義務を果たす、措置の安定、教育やキャリアへのサポート、必要な時に医療にアクセスできる、自身に関する決定全てに発言権を持つ、アイデンティティを確立するためファカパパ (祖先)を知り自己意識を高めるサポートをすることを求めた。

(4) WHAI PUKENGA (教育に参加する、学ぶ)

ケアを受けている子どもや若者が将来に向けて力を養うため、またウェルビーイングを促進するために、健康・人間関係・レクリエーション・教育・雇用などのスキルを学ぶ機会を用意する。例えば、若者が移行ケアや教育サービスを受けられるよう手助けするなど、若者が地域社会やサービスと結びつくための、また彼らに教えてくれる人々とつながるためのサポートをする。

<取り組み例：2022 年次報告より>

- ・ Kempe 会議での「世代間トラウマからの解放 青年の声とアドボカシーを通じて」ワークショップ
- ・ 微生物学者 Dr. Siouxsie Wiles とのウイルスについての ZOOM 対話
- ・ VOYCE 奨学金による 10 日間の航海体験

(5) RANGATIRATANGA (リーダーシップ)

ケアを受けている子どもや若者に、リーダーとしての能力を高めるための研修や能力開発を行う。全ての若者がリーダーになることを望んでいるわけではない。しかし、若者自らが、自身のアドボケイトとなることを推奨し、そのサポートをする。

VOYCE では、「子どもたちの声は子どもたちに関する全ての決定の中心に置かれなければならない」と考えている。それを実現するコミュニティのリーダーになることに関心がある若者から構成されるのが、VOYCE National Youth Council (全国ユース評議会) である。

評議会メンバーの任期は 2 年間だが、この間にトレーニングとサポートを提供し、リーダーシップの強化を図る。

また、5 つに分かれた地域ごとに 10 人程度のケア経験者で構成された Regional Youth Council (地域ユース評議会) もそれぞれ設立・運営されている。

全国・地域評議会の活動は、国内外での会議・フォーラム・ワークショップへの参加、法案への意見提出など多岐に及び、VOYCE の認知度向上にもつながっている。

4. 所感 / 考察

アドボカシーとはどうあるべきか。そんな疑問を抱えながら訪れたニュージーランドで、ケア経験のある子どもや若者へのアドボカシーに取り組む VOYCE スタッフであり、ケア経験当事者でもある方から直接お話を聞かせていただくという、またとない機会に恵まれた。

ケア経験のある子どもや若者の声をいかに世間に、ケアに携わる人々に、国に届け、そのシステムや社会を変えていくか。VOYCE の役割と意義の大きさは計り知れない。

設立以来 VOYCE は、オランガタマリキからの資金援助とサービスプロバイダーとして得られる情報を活かし、子どもや若者とつながり、声を大切に聞き集めた。また NGO としての柔軟さで様々な組織(政

党も含む) とつながり、ケア経験者同士やケア経験者とコミュニティをつなげてきた。そして、多様なネットワークの中で子どもや若者の成長にとって有益な取り組みを企画し、彼らの声を届ける仕組み作りへの努力を積み重ねてきた。

その結果の一つが、2023 年 8 月 30 日に行われた「6 つの約束」行進と政府への請願書の提出に表れていると言えるだろう。民間の持つエネルギーと影響力に、正直驚いた。

日本では児童福祉法の改正により、2024 年から社会的養護の子どもを対象とした意見聴取等の制度が本格的に開始される。VOYCE の担当者は、アドボカシーの興味深い点について「簡単そうに見えるケースから始まり、時間の経過と共にサポートへの要望が強くなるということです。彼らが私たちを信頼するにつれて、彼らの心に近づいていく」と語ってくれた。彼らが子どもや若者の真の声を聞くために、その関係構築に時間を惜しむことは決していないのだ。VOYCE が子どもの声を聞いた後、実際にどのように問題解決まで展開しているのかの具体的な事例をもう少し追っていくことができれば、日本での実践の足掛かりを得ることができたように思う。

日本においても、築き上げてきた子どもとの関係性の中からでしか聞き取ることでできない声を丁寧に拾うという取り組みは、これまでも現場の職員が必死に行ってきたことと言える。しかし今後はより確実に、子どもの声を変革へとつなげることが求められる。

あらゆる子どもに対応できる高い専門性を持ったアドボケイトの養成は急務かつ必須である。そして、一人ひとりが持つ権利とアドボカシーへの取り組みの意味を、子どもだけでなく現場にも丁寧に説明し、行政・現場・民間が、それぞれの強みを活かし、子どもたちの声を形にすべく連携協力して取り組むことができるかどうか、日本のアドボカシー制度発展の鍵となってくるのではないだろうか。(作田 惇人)

参考文献 / ホームページ

- ・ Oranga Tamariki Act 1989
Children's and Young People's Well-being Act 1989
[https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/00/Version as at 6 October 2023/24/latest/whole.html](https://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/00/Version%20as%20at%206%20October%202023/24/latest/whole.html) (2023 年 11 月 29 日閲覧)
- ・ VOYCE - Whakarongo Mai (2023 年 11 月 28 日閲覧)
<https://voyce.org.nz/>
- ・ VOYCE - Whakarongo Mai - Frequently Asked Questions (2023 年 11 月 29 日閲覧)
<https://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/newsroom/media-releases/voyce-whakarongo-mai-faqs-26-january-2017.pdf>
- ・ VOYCE 年次報告 2021 (2023 年 11 月 28 日閲覧)
<https://voyce.org.nz/annual-report-2021/>
- ・ VOYCE 年次報告 2022 (2023 年 11 月 28 日閲覧)
<https://voyce.org.nz/annual-report-2022/>
- ・ <https://voyce.org.nz/6-promises-for-6000/> (2023 年 12 月 12 日閲覧)

<第2部>座談会

ガブリエラさん：ガブリエラです。私たち VOYCE は、国のケアのもとにいる子どもたちを対象にしたアドボカシーサービスです。

国のケアには、ケアアンドプロテクションとユースジャスティスの2つがあります。これらのケアに関わる子どもたちが自分に何が起きているのかを理解し、自身のケアと人生に関わることの検討と意思決定に参画できるように活動しています。ニュージーランドの子どものケアに関わる政策と制度の変革を目指しています。今は特に、子どもたちの声を、子どもが関連する全ての分野の規則やポリシーに反映させる活動に取り組んでいます。

シドニーさん：シドニーです。アイルランド出身で、ニュージーランドに来て18年になります。10代の頃、フォスターケアにいました。

VOYCE では、ウェブサイトのデザインと作成、広報のための写真撮影やビデオ制作などを担当しています。VOYCE が発信する情報を若者たちが理解し、人生を変えるための知識をちゃんと得られるように努めています。

<当事者同士のつながり>

作田：当事者同士のつながりを作ることを大切にされていると感じますが、その上での難しさはありますか？

ガブリエラさん：VOYCE のビジョンの1つは、ケア下にいる子どもたちのためのコミュニティを創り上げることです。彼らが何かポジティブなものの一部だと感じられるように。というのは、ケアには、多くの差別・偏見がつきまとうからです。

コミュニケーションには手を尽くして取り組んでいます。寄付でいただいたチケットを使ってラグビーやコンサートを観に行くなど、ただ一緒に楽しいことをしよう、と招待することもあります。こうした場で、子どもたちは他の子どもたちと出会うことができるんです。

シドニーさん：インケア^{*1}の子どもだけではなく、家族の参加を歓迎するイベントも行っています。ケア経験者のコミュニティが一堂に会して互いに知り合うことができるようなイベントも行います。これは、VOYCE がスタートした時、「インケアであっても、独りじゃないってことを知りたいんだ」という子どもの声を聞いたからです。これは活動の柱である、個々へのアドボカシーの代表例です。TŪHONO は、蜘蛛の巣、つながりを意味する言葉なんですけど、若者たちを1人また1人とつなげていくことを大事にしています。

^{*}1 ケア下にある状態を意味する。ニュージーランドにおいては、施設利用者だけでなく、里親利用者もインケアに含む。

VOYCE の最大の課題は、まだ6年目の若い組織で、十分に周知されていないことです。私たちの活動は子どもたちからのコンタクトを待って開始されます。ケアギバーが子どもを紹介してくれたりもしますが、私たちをオランガタマリキの一部門だと思って介入を警戒するケアギバーもいます。10代の若者の場合は、Instagram などを通して連絡してくれます。

作田：子どもたち同士をつなげてきた結果として、最も印象に残っている取り組みを教えてください。

ガブリエラさん：ニュージーランドでは最近選挙がありました。私たちは「6 PROMISES FOR 6000 (国のケア下にいる6,000人の子どもたちへの6つの約束)」のキャンペーン運動をしました。支援ニーズがある子どもたちのために、選挙で選ばれた議員に約束してほしい6つのことについて請願書を作成しました。8月末、私たちはケア経験のある若者たちを連れてウェリントンに行きました。声をかけた外部の協力団体や個人を仲間に加えて皆で行進し、国会議事堂まで行き、請願書を提出したのです。とてもパワフルな経験でした。

ここ1~2年で、私たちが他の組織と協働してさまざまな問題に取り組んできたことで、世間における認知度も高まってきました。現在、ラムレイド^{*2}の取り締まりに関する法案が進行中です。貧困など自分が置かれた環境のせいでラムレイドに手を染める子どもたちがいるのですが、その法案では、こうした子どもたちを保護して支援するより、犯罪者として罰しようとしています。

シドニーさん：何千もの署名を集めた請願書を提出した時、ケアで育った私たちは階段の下で一列に並んで、それを互いに手渡ししていき、全員の手を通してから政治家に渡しました。VOYCE のみんなと仲間たちは、後方からサポートしてくれました。ケア経験者の皆と数名の人が政治家に話しかけました。「私は数字じゃなくて、人間です」「あなたたちは私たちの声に耳を傾けるべきだ」と。

ケアの中にいた時は孤独で、誰も私がコミュニティの一員であることに気づいていないように感じていました。でも国会議事堂でのあの瞬間、私たちは、自分たちがコミュニティであること、一緒に多くのことを達成できることを実感したのです。

<世界の先住民の課題>

シドニーさん：日本のケアは、全体として良いシステムだと言えますか？

河尻氏：法律やお金、人員配置などいろんな意味で、完全に整備されているとは誰も思っていないと思います。

^{*}2 Ram-raiding

デパートや店舗などのドアや窓に車ごと突進して押し入り、物品を略奪する強盗。

シドニーさん：文化的な側面から考えるとどうでしょうか？もしマオリがケアに預けられると、自分がこの部族出身なのかがわからなくなり、文化との断絶が起こり、多くの痛みを引き起こす可能性があります。日本でも同じような問題がありますか？

中垣氏：私たち日本人は自分たちを単一民族のモノカルチャー国家だと自称している人が多いように思います。児童福祉統計でも特に民族は分けられていません。

ガブリエラさん：アメリカやカナダでは、マオリのように、インケアの子どもにおける先住民の子どもの割合が高いです。でも統計で分類されていないということは、そもそも認識されていないということですか。それは不思議ですね。

〈ルーツと文化〉

シドニーさん：ニュージーランドはイギリスが占領していたため、私たちには異なる2つの文化があります。私はこの国の移民一世です。家族はアイルランド出身で、イギリスにおいては先住民の文化を持っています。

河尻氏：ニュージーランドのフォスターケアは、子どもと同じ文化や同じ人種から保護者をマッチングしている形ですが、それは重要だと思いますか？

シドニーさん：同じ文化同士である必要はないと思います。大切なのは、その人がベストなケアを提供してくれるかどうかです。実際、私にとって最高のケアギバーは南アフリカ出身の人たちでした。彼らのもので、私は、普通のティーンエイジャーでいられました。

それと彼らは「アイルランドにはあなたを愛してくれるおじいさんがいる。お父さんもイギリスにいて、あなたを愛している」と、私を愛しているたくさんの人がいることを思い出させてくれました。私が、私自身でいることを大事にしてくれました。文化を維持し、自分がどのような人から生まれたのかを知ることが大切なのです。

誰でも子どもの成長を手助けすることはできるけれど、その子のルーツと文化が大切にされるようにしなければなりません。なぜなら、ケアから出たあと、彼らはもう私のケアギバーではないからです。彼らが私のルーツにつながる人間関係を大切にしてくれなかったら、私は18歳で本当に独りぼっちになっていたでしょう。

河尻氏：それは子どものルーツとアイデンティティみたいなものを守りながら育てていくという、里親さんが持つべき専門性の問題でもありますね。

春香さん：ルーツって大事ですね。日本人は、自分

たちのルーツや文化にあまり関心がなく、理解するのが難しい人もいるように感じます。

シドニーさん：文化の代わりに、父母やおじおばのことを考えることはできますか？

私も若かった頃は、あまり文化に関心がなく、私は自分ひとりで生きていて、誰も必要ないと思っていました。ファカパパ (whakapapa) というマオリのご先祖についての概念を知った時、私は母や父だけからではなくて、祖父、曾祖父母、さらにその先のご先祖から生まれていることに気付かされました。彼らが彼らの人生を生きてきたと考え、私も私の人生を生きることができるよう。もし母や父が、私のことを愛していなかったとしても、それは問題ではないことに気づきました。

私は両親だけでなく、その先のもっと多くの人々に帰属しています。それは、マオリであるとか、日本人であるといった民族的、文化的なことではなく、あるグループに属するのを感じられる帰属感です。

ガブリエラさん：マオリの人々にとっては、トゥランガワエワエ (tūrangawaewae)、つまり、自分のルーツがどこにあるのか、自分の出身地はどこなのかということが、本当に重要なことのように感じます。ファカパパは、肉親だけでなく、あなたがどんなワカ (waka: カヌー) でこの土地までたどり着いて来たかまで遡るんです。彼らは土地や彼らをここに連れてきた人々との結びつきが強いです。とても美しい文化です。

ニュージーランドでは、昔はマオリ語を話すことや学校で教えることは、基本的に禁じられていました。強引に奪われたことは、今、同様に強引に取り戻されようとしています。

シドニーさんが言っていたように、マオリの子どもがマオリのケアギバーによってケアされる必要は必ずしもないというのは、ますます真実味を増していると思います。なぜならマオリ文化は以前よりも再びアクセスしやすいものになってきているからです。

阪本：自分のファカパパを知ることが自己肯定感に結びついているのでしょうか。日本にはそういう考え方がないので、施設に来た子どもたちは、ルーツに焦点を当てずに育てられている。そもそも、ベースが違うと思いました。

シドニーさん：私がケア下にいたとき、私のケアギバーは私の世話をするためにお金をもらっていました。私としては、ケアギバーは、お金のためや、私が良い子だからという理由で私のことを好きでいてくれるのだと考えていました。

両親がいなかったため、長い間、私は家族とのつながりがないと感じていました。学校で他の子どもたちに母親や父親がいるのを見て、誰もが家族のように無条件に愛してくれるわけではないとも感じて

いました。

私は、インケア4代目です。この連鎖を断ち切るために私は何か変えなくてはいけなかった。その何かは、「祖父が私を愛してくれていることを知っている」ことでした。母も祖父も曾祖父も、両親以外の誰かが彼らを愛してくれていることを知らなかったのです。

子どもは、誰かが自分を無条件に愛していることを知る必要があります。

〈親としての国〉

ガブリエラさん：組織の視点からいうと、それが私たちの出発点です。私たちのビジョンは、全ての子どもが愛とマナ (mana：113 ページ参照) のもとで育つということです。そうなる道を探す必要が私たちにはあります。ただのケアシステムではなくて、思いやりのシステムでなくてはなりません。

国が介入をするのであれば、国が親になってその責任を果たさなければいけません。「政府は、4,500 人の子どもと 120 人の里親の面倒をみなくてはいけない。法律や政策が子どもの人生のためになるか、親の立場に立って意思決定しなければならぬ」。こう政府に働きかけています。

シドニーさん：なぜなら、影響を受けるのは子どもたちだから。統計上の数字でもケースファイルでもないのです。

シドニーさん：オランガタマリキが運営するレジデンス^{*3}というケアアンドプロテクションの施設は、子どもの権利や自由が制限されている面があります。学校も施設内にあるので、外部との交流の機会も限られています。親であれば、子どもをこうした制限の多いスクールキャンプのようなところに送ることはしたくないでしょう。だから私たちはレジデンスのあり方の変革と改善をしようとしています。

ガブリエラさん：ユースジャスティスの施設を訪れた同僚の話ですが、研修中だった新人スタッフ 15 人のうち、トラウマのある若者への支援経験があるのはたった 3 人だったそうです。最も傷つきやすく、トラウマケアを必要とする若い人がいるところなのに…。

河尻氏：ユースジャスティスの子どもの数がなかなか減らない原因は、率直に何だとお考えになりますか？

ガブリエラさん：経済、健康、メンタルヘルス…社会的な課題がたくさんあると思います。

シドニーさん：貧困、社会的不平等、世代間トラウマ、依存症、ギャングも大きな問題です。

*3 居住型の入所施設

ガブリエラさん：こうした家族や子どもたちを包み込み、愛を与えるシステムアプローチが必要だと思いますが、食べ物や毛布、衣類など、彼らが必要とする物がまず与えられなければなりません。

シドニーさん：エンターテインメントや教育のサポートも必要です。私はコミュニティによるサポートや援助資金が十分でないと思います。より多くのコミュニティグループが必要です。ユースワーカーやソーシャルワーカーだけではなく、メンターとなる地域の人々が、ドラッグの使用やギャングの関与があるかもしれない子どもたちのために協力すべきです。

オランガタマリキは強制力を持った介入で怖い存在です。なぜなら地域のニーズや期待に合ったサポートを展開できていないからです。だから、オランガタマリキがコミュニティにとってしばしば脅威となってしまうている。

〈子どもたちの情報はオランガタマリキから〉

シドニーさん：VOYCE の活動の主な資金源は政府です。民間からの資金でパートナー組織が政府に対して異議を申し立てる援助をしたり、VOYCE も政府に強く意見を言ったりしますが、オランガタマリキとは情報共有し、協働しています。

ガブリエラさん：オランガタマリキからは、毎週、彼らがガーディアン (後見人 / 保護者) となっている子ども全てのリストが送られてきます。リストには 4,000 人くらいのコンタクト先が載っています。毎週、新たにケアに入った子どもが 20 人くらい含まれているので、その子どもたちの情報を地域マネージャーに伝達します。VOYCE は全国 5 つの地域で分かれて活動しているため、それぞれの地域に毎週 3 ~ 4 人の情報が割り当てられます。子どもには地域のフロントライングループがコンタクトをとります。

シドニーさん：「サポートは必要ありませんか？」というメッセージを送ります。私たちは法律で介入することが義務付けられているからです。例えばレジデンスにいる若者は、弁護士と私たちに連絡をとることが法律で保障されています。

作田：どのくらいのスタッフで対応しているのですか？

ガブリエラさん：カイファカマナ (kaiwhakamana^{*4}) は全国に 32 人います。全ての子どもにコンタクトをとるよう努めますが、情報が正しくないこともあります。子どもたちの居住場所が変わることはよくありますから。

田畑：子どもたちの意見をどんなふう聞いていますか。

*4 カイファカマナ。VOYCE では、ケアにおける個人の決定や権利について、声を聞くサポートをする人のことを指す。

ガブリエラさん：先日、ファカマナが、若者たちと最も関わりやすい場所について話していました。そこで1つ共通していたのは、あてどもないドライブやどこかに行く車の中で、隣に座って会話することが良いということでした。

シドニーさん：私のベストモーメントもケアギバーの車に乗って話することだった。

ファカマナは子どもを学校に迎えに行ったり、コーヒーを飲みに行ったり、家に行ったりもします。

田畑：ファカマナのトレーニングやケアのシステムはありますか？

ガブリエラさん：ファカマナは専門のトレーニングを受けています。また VOYCE では、スタッフに対して外部スーパーバイザーと VOYCE の管理職によるスーパービジョンを行っています。ワークライフバランスを維持するために柔軟な勤務体制をとって、年間を通じてウェルビーイングの取り組みをしています。

シドニーさん：EAP（20 ページ）のカウンセリングサービスもあります。

〈スタッフケアとユースカウンシル〉

河尻氏：スタッフに、ケア経験者はどのくらいいるんでしょうか？

シドニーさん：60 数人いるうちケア経験者は7人くらいです。ケア経験があると、アドボケイトの役割を果たすのは難しいと思います。ケア経験があるとね。

春香さん：トラウマの引き金になるからね。

シドニーさん：いつもいつも思い出してしまうことになるので、とても難しいと思う。もっとケア経験があるスタッフが欲しいけれど、彼らが安全に働けるようにしなければいけない。

私の仕事はナショナルオフィスでの仕事だから、通常は、若い人たちと接点はなくて、それほど彼らの話を聞くことはないです。上司のガビー（ガブリエラさん）も配慮してくれるし、だから仕事ができます。それと、理事会には4～5人ほどのケア経験者がいます。最年少は23歳で、多文化なケア経験を持つ理事もいます。

ガブリエラさん：ケア経験者をフロントラインに増やす取り組みは難しいのですが、当事者グループであるユース評議会（55 ページ）への参画を増やそうとしています。

彼らは今、フロントラインワーカーたちが問題とすること、困っていることなどを提起するシステムを作っています。システム化させたことによって、

よりフロントラインも増やしていけるようになり、ユース評議会は大きく育ってきています。ユース評議会は、彼らが自分たちの人生を自分たちで変えていくための手段でもあります。私たちは若者たちが達成しようとしていることの足場を築くために、最小限のサポートをしています。

春香さん：課題はありませんか？

シドニーさん：ケア経験のある若者たちは、時にケンカしたり、注目や愛情を求めて競争したりします。だって、みんなただ愛がほしいから。10代の若者が一緒にいると、時にはお互いを好きになれないこともある。それが時々問題になります。雰囲気が違うとか、性格が違うとか。でも、そうやって対処法を学んでいくのです。

ガブリエラさん：ユース評議会は、はじめは全国に1つしかなく、構成メンバーの約12人の若者たちは私たちが知っている者だけでしたので、「インケアの若者代表」というわけではありませんでした。それで、全国から応募を募るようにしました。現在では5つの地域でそれぞれ評議会を設立しています。

〈子どもの声を聞くということ〉

石田：子どもたちに施設のことを「息苦しい場所だ」と感じず、生活の場だと思ってほしい。子どもたちのために何ができますか？

シドニーさん：まずは子どもたちの声を聞いて、叶えてあげて。そうすることで「これは私が希望したことだ!」と思って、気持ちが変わると思いますよ。

ガブリエラさん：今取り組んでいるプロジェクトに、レジデンス内にユース評議会を立ち上げるということがあります。各レジデンス利用者が自分たちのユース評議会を持って問題を提起できるようになります。

西村：私たちは支援の中で「お風呂に行きなさい」「寝る時間だよ」と言ってまわらないといけないこともある。それが仕事だとも感じていた。でも、子どもの声を聞くことはすごく大事なんだと改めて思いました。

シドニーさん：毎日同じ時間に食事をしていますか？お腹が空いていないこともありますよね。若い人たちには、ホテルに行く時のように、「朝食は7時から9時までよ」みたいな感じで伝え、選べるようにしています。もし遅れた場合は、仕方ない。そうすることで、責任感を教えることができます。色々なことを言われて、それを学べると思っている、自由になると、やりたくない。それは自分の人生全体がコントロールされてきたからです。若者には、選択肢を与え、彼らの意見に耳を傾け、家にいるように感じさせることが大事なのだと思います。

〈特性への対応と関係構築の重要性〉

作田：愛着障害や発達障害のある子どもたちは、時々彼らの気持ちを表現することが難しいのですが、その気持ちをどうやって汲み取っていますか。

シドニーさん：私たちは、話すことや行動に障がいのある若者を特に支援する10～15人のスタッフのチームを持っています。

ガブリエラさん：VOYCEでは、様々な違いを持つ若者を支援できる人たちをリクルートしています。「障がい」ではなく「ニューロダイバーシティ」^{*5}という言葉を使いますが、VOYCEにはその分野の専門家がたくさんいます。ここでの「専門家」とは、単に専門知識を持った人という意味ではなく、実際にその子どもに近くで働き、その子どものことをよく理解している人のことを指します。

さらにプロのサポートグループも持っていて、月に1度集まってグループスーパービジョンをしています。誰もが苦勞しているかもしれない事例を持ち寄り、課題を共有し互いにアドバイスをします。例えば言語療法士を招いてスーパービジョンをしてもらったり、私たちに専門知識がない場合は関連機関の情報を提供してもらったりします。

作田：深い関係性の中でしか汲み取れないようなものをどう汲み取っていますか？

中垣氏：trust relationshipがベースになっていて、言葉にできないことを汲み取るという関係で聞かないとわからないメッセージをどう扱っているのでしょうか？

シドニーさん：私の同僚は、ノンバーバル、または話すことに限界がある若者を見ていますが、彼女は遊んで楽しむだけのセッションを3回持って、信頼関係を作ると言っていました。彼らが必要とすることをすぐに見つけられるわけではないけれど、ただ一緒にいることや遊ぶことを通して、彼らの世界や、誰が大事かといったことを理解しようとする。そこからコミュニケーションの方法を見つけていきます。そうすることで若者たちからの信頼も得ることができます。

ガブリエラさん：関係性の構築が大事です。時間制限は設けません。知り合ってからあなたを信頼する若者がいるかもしれないし、少しオープンになるまで時間がかかる若者がいるかもしれません。

アドボカシーについて発見した面白さの1つは、「新しい靴が欲しいけれど、どうやったら手に入れられるかわからない」といった簡単そうに見えるケースから始まり、時間が経過するにつれ要望が難しくなるということです。彼らが私たちを信頼するにつ

れて、彼らの心に近づくことができます。だから私たちは、彼らのペースで進むだけです。私たちに求めることは何か、どこで会いたいのか、どう会いたいのか、彼らに話してもらいます。時には絵を描くこともあります。

シドニーさん：CEOのトレイシーに、なぜVOYCEの車にはロゴがないの？と聞いたことがあります。すると彼女は、「若者たちと話したら、自分たちがインケアの子どもだと知られたくないと言っていたから」と答えました。私たちの活動は全て、子どもたちが言うことをベースにしているのです。

ガブリエラさん：最も複雑なケースは、本当に非言語的なものです。だから私たちはトーキングマット^{*6}のトレーニングを受けました。そのためテクニカルな解決方法についてもいくつかは理解しています。

シドニーさん：私は、ディスレクシアや色覚異常の課題を抱えるニューロダイバーシティの人たちに、VOYCEの情報へアクセスしてもらえよう、トレーニングを受けました。資料を作成する時も、読みやすさを念頭に置いています。新しい報告書をウェブサイトアップするとき、アクセシブルバージョンを作り、全てアクセシブルであるようにしています。そして情報の理解に手助けが必要であれば、カイファカマナが、あなたに合うやり方で、理解できるようにサポートするでしょう。

ガブリエラさん：ノンバーバルの人たち、例えば、まだ赤ちゃんで話せないとか障がいなどによりコミュニケーションができない場合には、権利に基づくアプローチでアドボカシーを展開します。彼らの世界で何が起きているかを観察して、起きるべきことと起きていることを理解して、それを確かなものにしていきます。

所感 / 考察

これが座談会の良さだろうか。たくさんの生の声、1人のケア経験者の人生の核となったであろう部分のお話を聞かせていただいた。こうして振り返ってみると、「つなぐ」という言葉が浮かんだ。

VOYCEは、1対1での信頼関係作りに重きを置き、そこから当事者同士や当事者とコミュニティとのつながり作りを丁寧に行っていた。インケアにいる子どもや若者たちに、「独りじゃないよ」というメッセージを込めて。そして彼らの声を集め、ケアシステムの変革へとつなげることにも尽力している。VOYCEのこうした活動の根源には、ケア経験者やそれを支える人たちのたくさんの思いがあった。

VOYCEの出発点は、「すべての子どもが愛とmanaのもとで育つ」こと。彼らは、子どもや若者と

^{*6} スコットランドのスターリング大学研究者が開発した意思決定支援ツール。

^{*5} 神経多様性

信頼の気持ちをつなぎ、人と人との出会いをつなぎ、思いや声をつなぎ、あらゆるつながりを日々紡ぎ続けている。

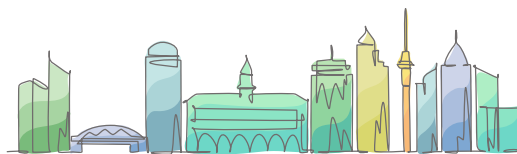
また、ケア経験者の一人であるシドニーさんは、自らの体験も踏まえて、子どもの文化とルーツを守ることが大切だと話してくれた。彼女の「ルーツ」を大切にしてくれたケアギバーとの出会いや、whakapapa について知り、親以外であっても自分のことを愛する人々が存在し、そこに帰属していることを自覚したことが彼女の人生の大きな転機となっていた。

「ルーツ」のとらえ方は、それが家族や先祖、生まれ故郷であったり、大切な仲間や思い出の地であったりと多様であると思う。しかしその根本としては、誰かや何かにつながっている、帰属している感覚のようなものではないだろうか。そしてルーツを知ること、子どもたちの人生は初めて、スタート地点から現在までがしっかりとつながり、揺るがないものとなるのだろう。まるで母親を安全基地として探索に出かける子どものように、自らのルーツや文化を知ったことによる帰属感と安心感が基盤となって、アイデンティティを確立し、人は前に進んでいけるのだと感じた。シドニーさんのケース以外でも、インケアの子どもたちにルーツを伝える際、どんな情報をどこまで、どのようなタイミングと形で伝えているのか、さらに学んでみたいところである。

本来、命がつながってこの世に生まれた私たち一人ひとりの誰しにも、ルーツは存在している。しかし、ケアにいる子どもたちは、このルーツへの気づきがより困難であるということを私たちは知っている。また、その部分への私たちの対応が不十分であることも自覚している。子どもたちの養育に携わる上で、そして、彼らの生い立ちの整理に携わる際の視点として、「ルーツ」を伝えることの重要性を再確認することができたことが大きな収穫であった。たくさんの学びをくれた VOYCE のお二方に、心からの感謝を伝えたい。

(作田 惇人)

羊より車が多い!?



今回私たちの視察先はニュージーランド北島で比較的都心部での視察が多かったこともあり、残念ながら羊に出会う機会はなかった。滞在中、羊に会いたい気持ちが勝り、ついには夢に出てきたのはここだけの話。

さて、ニュージーランドは人の数より羊の数、と聞いていたものの都心部では車、車、車。想像以上に車社会であることに驚いた。車社会であるがゆえ、慢性的に渋滞が発生、さらに駐車場不足や料金の高騰などで市民の悩みの種だった。そんな交通インフラを解消すべく、最大の都市オークランドでは、ニュージーランド初の地下鉄、そして歴史的再開発として、2024年開業を目標に、地下鉄の工事が急ピッチで進められていた。

しかし通訳のポール春香さんから、ニュージーランドではあまり電車は使われていないという話を伺った。なぜなら「時間通りに来ないから」と。ニュージーランドは働く人にとってもウェルビーイングを優先していることから、車掌さんにとってその日の仕事量が自身のキャパシティを超えていると思えば、運行を中止にすることがある、しかも予告もなしに、とのことだった。開いた口が塞がらないとはこのこと。日本ではそんなことはあり得ないからだ。それはその行動が働く人にとってのウェルビーイングと捉えられないのが今の日本の文化だからではないか。この話を聞いて、新しい地下鉄はどれだけ正確に運行され、どれだけ市民の生活の利便性に影響を与えるのだろうか、とふと疑問を感じた。

ともあれ来年には開通されるということで、まだまだ発展途上のオークランドから目が離せないとともに、どんな車掌さんが現れるのか、そんな驚きエピソードに期待したい。
(鈴木 聡美)



ホテルからスカイタワーに向かう道は通行止めであちこち迷路状態



ホテルの窓から見える工事の様子。夜中まで工事の音が響いていた



念願の羊は、お土産のぬいぐるみで満たした



トゥルキヘルスケア(Turuki Health Care) ファミリースタートプログラム(Turuki Family Start) 保健と福祉の融合

講義日時：2023年11月10日10:00 - 11:00
 視察場所：37 Andrew Baxter Drive, Māngere, Auckland 2022
 URL：https://turukihealthcare.org.nz/familystart/
 講師：Anne Ratliff
 (敬称略) (統括 ファミリースタート・人と文化)
 Junipar Vi
 (ファミリースタート実務サポートアドバイザー)



1. 概要

トゥルキヘルスケアは、1995年にマオリの助産師グループが、南オークランドでリスクのある妊産婦とその赤ちゃんに必要なサービスを提供したことを始まりとする保健・福祉サービス提供機関である。マオリによるマオリのためのサービスプロバイダーとしてはオークランドでも最大規模で、毎年約26,500人に包括的なプライマリーヘルスケアと社会サービスを提供する。

主なサービスメニューは下表の通りだが、代表的な保健・医療サービス2つを紹介いただいた。

- マングレクリニック (Mangere Clinic)
 ジェネラルプラクティショナー (General Practitioner：かかりつけ医)、看護師、ヘルスケアアシスタント (医療知識をもっているが看護師資格を持たない人) が常駐する。また地域の学校 (30～35校) を訪問し、学校がハイリスクと認識した子どもに対して、心身の健康維持のためのプログラムを行うスクールベースドヘルスチームがある。プログラム実施のための資金は保健省から出ている。福祉的な課題や子どものファナウ (whānau: 拡大家族) に対応できるソーシャルワーカーも協力してサポートを提供している。
- マヌカウオフィスロンウッド (Manukau Office Ronwood)
 南オークランドのほぼ全域を対象として、主に依存症の治療やメンタルヘルスのカウンセリングを行う。薬草を使用したマオリの伝統的なマッサージやウィーパー (Weaver) と呼ばれるマオ

リの織物など文化的な色彩が強い要素を介在させたセラピーを行っている。

2. ファミリースタート (Family Start)

(1) 概要

健康や福祉、教育における課題や社会的な課題に直面しているファナウを支援する無料の在宅サービスである。運営資金はオランガタマリキから出ている。

1998年、3つの拠点で開始されて以来、40のパートナー組織とともに、国内5,300人のファナウをサポートしてきた

現在、オークランドには6カ所の拠点がある。訪問したオフィスも拠点の1つで、人口78,000人のマングレ地域で、23人のスタッフが活動している。ほとんどのスタッフがソーシャルワーカーの資格を持つ。なかには看護師や財務関連の資格を持つ者もいるが、スタッフの採用においては、資格より人生経験を重視している。23人のスタッフのうち男性は1人で、その男性がスーパービジョンを行っている。

(2) サービスの利用について

妊娠中の母親がいるファナウや、2歳未満の子どもがいるファナウは、アセスメントを経て要件を満たせばサービスを受けることができる。

各拠点には、オランガタマリキとその他政府機関、地域の民間機関、病院、医者、助産師、プランケット、警察などがファナウや親子を紹介してくる (利用は任意)。トゥルキヘルスケア内の紹介や口コミで自ら連絡をとってくるケースもある。

トゥルキヘルスケアの主なサービス

保健・福祉サービス	保健・医療サービス
母乳育児サービス	11,000人の患者を抱える診療所 (マングレ・パンミュレの2カ所)
ママとベビ (赤ちゃん) サービス	マングレクリニック (Mangere Clinic)・薬局
子育てプログラム	マヌカウ郡の20の小中学校における医療サービス
ファミリースタート	ジェネラルプラクティショナー (かかりつけ医) サービス
幼児教育支援サービス	メンタルヘルスサービス
10代の子育てサービス	マヌカウオフィスロンウッド (Manukau Office Ronwood)

ファミリースタートは、子どもの健康や成長を見守るための知識を与えるプログラムでもあり、開始は早ければ早いほど良いと考えている。

(3) サポート内容

- ・ファナウが目標と計画を立て、それらを実現するためのサポート
 - ・就学前教育、予防接種、健康診断、歯科サービス登録（17歳まで無料）の奨励
 - ・子育て、子どもと親の相互作用、人間関係の重要性に焦点を当てたプログラムの提供
 - ・コミュニティの既存サービスへのアクセスを促し、ファナウの強みを見つけ強化するサポート
 - ・子どもが最良の人生のスタートを切れるよう、ファナウを取りまく環境や状況を改善するサポート
- 予防に重点を置いた包括的な支援サービスであり、ソーシャルワーカーは、以下の分野におけるガイダンスとアドバイスをファナウに提供している。

<分野>住宅・金銭管理・子育てスキル・地域サポートへのアクセス・人間関係の葛藤・ファナウにとって重要なその他の事項など

(4) 成果

ファミリースタートプログラムの主な成果は以下の通りである（2019年サービス報告より）。

- ・1歳未満の死亡率の減少
- ・ケガが原因となる子どもの死亡率の減少
- ・予期しない突然死の減少
- ・子どもの安全に対する家族の認識の強化
- ・医者や保健機関への登録数の増加
- ・各種サポートにアクセスする権利があると知ったことにより、助けを求めることができるようになったこと

これらの良い評価によって信頼度が上がり、提供資金の増額と契約の増加につながった。

プログラムについての評価は、利用者による評価

の他に、オランガタマリキとオランガタマリキが委託契約する審査機関による評価（年2回）がある。

3. 課題

家庭内暴力、貧困、犯罪とギャング、不法滞在の家庭（親が滞在ビザを持っていない）など家族の困難はさまざまだが、なかでも多い問題は家庭内暴力（夫から妻が一番多い）である。ファナウを紹介してくる機関で最も多いのが警察、次いでプランケットである。

家庭内暴力の被害家庭への支援としては、家からすぐに逃げられない時のためのセーフティープランの作成、裁判所命令の要請、警察を呼ぶための緊急ボタンの設置などがある。状況によってはオランガタマリキにケースを引き継ぐが、ケアを引き継ぐプロセスも大切にし、寄り添ってサポートを行っている。

4. 今後の展望

- ①家庭内暴力に対して専門的な知識をもった職員を育成すること
- ②地域とのつながりを深めること
- ③働き手のウェルビーイングを向上させること
- ④0～2歳を対象とするモデルオブケア (Model of Care) の年齢制限の緩和などをはじめとする柔軟なプログラムの見直し
- ⑤0～5歳のサービス「カフタウリマ (Kahu Taurima)」の拡充。

5. 所感 / 考察

トゥルキヘルスケアは助産師グループが設立したNGOで、医療機関との連携を行うことで妊娠期からのサポートを手厚く行っていた。多様なサービスのなかで今回はマンゲレ地域で行うファミリースタートのお話を伺った。サービスの焦点は予防。妊娠中から出産、出産後から子育てまで永続的なケアを行

ニュージーランドで妊娠すると～LMCとプランケット

かかりつけ医（GP）で妊娠が確認されると、妊娠・出産を通してケアしてもらうマタニティケア担当者となるLMC（Lead Maternity Carer）を自分で選ぶ。LMCは、ニュージーランドのマタニティケア制度において、妊娠から出産、産後6週間まで、継続的に母子のケアを提供する助産師、産科医、GPなどのことである。LMCは、妊娠期の健診やアドバイスの提供、出産時の立会い、出産後の家庭訪問（毎日の訪問も可）による健診などを行う。相性の合う、話しやすいLMCを選ぶことが大事であるが、妊婦の9割以上は助産師をLMCとして選び、登録している。

→ 妊娠経過が順調であれば、出産まで助産師だけでケアが完結する。

出産後6週間を過ぎると、母子へのサポートは地域のヘルスケアサービスに引き継がれる。多くの親はプランケットのサービスを利用する。プランケット（Plunket）は、育児支援をしてくれる慈善団体「Royal New Zealand Plunket Society」の略称で、就学前（5才まで）まで利用できる無料のサービスである。看護師による24時間対応の育児相談電話プランケットラインも利用でき、各都市にあるプランケットセンターでは健康診断、ワークショップ、自宅訪問など多くのサービスを提供している。プランケットに登録していない人もファミリースタートを利用でき、かかりつけ医や助産師につなげていくことができる。保健師による定期健診を未受診の親子も、ファミリースタートがサポートすることができる。

うことで母親自身が健康で十分なサポートを受けること、そして赤ちゃんが健康で元気に成長していくことを目標に活動を行っていた。

ニュージーランドで妊娠した場合の一連の流れを聞き、助産師のサポートからプランケットへ、そしてまた次の NGO へ、と妊娠期から切れ目のない支援を NGO 同士で連携している仕組みがあり、そもそもニュージーランドでは保健は地方自治体ではなく、国の所管であることを知った。日本では妊娠時から市区町村が関わり、母子手帳の交付、出産後の定期健診、特定妊婦から 18 歳になるまでの要保護、要支援児童は要保護児童対策地域協議会で進行管理されている。つまり日本では市区町村が主となり妊娠期から支援をしていくのに対し、ニュージーランドはオランガタマリキから委託された NGO が早期発見、早期介入、永続的なサポートまですべてを担っていた。この点で日本とは大きな違いがあった。さらに NGO によって張り巡らされたセーフティネットからこぼれ落ちてしまったケースをファミリースタートプログラムで救い出す仕組みは、我々が目指す本当の意味での切れ目のない支援ではないかと感じた。

ニュージーランドでは時代とともに求められる支援の変化をキャッチし、母子保健サービスや幼児教育などに携わる NGO との協働で、親に対する質の高い教育が行われている。それこそがこれから生きる子どもたちのウェルビーイングにつながっていく最大の予防になるのではないか。しかしここまで支援の幅を広げる中でも NGO につながらない、つながろうとしない母親に対してはどのような手立てがあるのか、新たな疑問が沸いた。

日本でもこども家庭総合支援拠点を設置することで妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を目指している。市区町村が中心となる支援拠点に民間の児童養護施設としてどのように連携し、要保護児童の在宅支援や入所児童・退所児童、そしてその保護者に対する支援にどのように携わることができるのだろうか。またファミリースタートのように予防に焦点を置いた包括的な支援という点では、日本の施設で行っている入所児童に対する生教育の取り組みや職員の日々の丁寧な関わりが子どもたちの自立のための予防的な支援となるだろう。そう考えると当たり前に行っている支援こそが社会的養護に携わる我々に課せられている重要な役割なのだ改めて感じた。子どもが人生の最高のスタートを切れるように、そして保護者自身も自分の価値を見いだしながら活き活きと生きていけるように、具体的かつ継続性のある支援の開拓を目指したい。(鈴木 聡美)

参考文献 / ホームページ

・ Turuki Health Care

<https://turukihealthcare.org.nz/familystart/>

・ Plunket

<https://www.plunket.org.nz/plunket/what-we-offer/>

・ LMC

<https://mamanone.jp/aboutlmc/>

(全て 2024 年 3 月 1 日閲覧)



左の写真は、グリーントーン(翡翠)のヘイマタウ(Hei-Matau: 釣り針)で、「安全にうちに帰る」という意味がある。我々団員が無事に日本に帰れるように、とアンネさんがプレゼントしてくださった。



トゥルキファミリースタートチームと資生堂子ども財団第48期チームでスマイル写真!

トゥルキの歌

トゥルキヘルスケアを訪問した際、歓迎の儀式でマオリ語の歌を歌っていただいた。トゥルキヘルスケアのスタッフ皆さんが、時に手の振りをつけながら軽快なリズムに合わせて歌っている姿に魅了され、目が離せなかった。

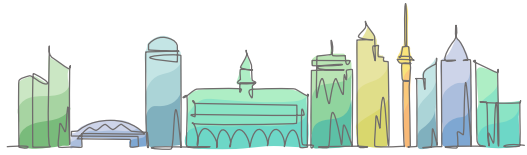
これは日本でいう学校の校歌のようなものであろうか。当団体の理念が込められた歌詞は、組織を運営するうえでの土台となるもの。それをこんなにも明るく楽しく歌っている姿に、自身の組織に対する誇りや愛情を感じた。(鈴木 聡美)

トゥルキの歌の歌詞(いただいた英語訳の和訳)

Te Kopu Oranga は子宮に宿った赤ちゃんのウェルビーイングにまなざしを向ける
次の世代の系譜を見守ることを任されている
私たちは、ひとつのファナウであり
その仕事を支えている トゥルキ

健やかなファナウを築く女性に力を与える
この時代に、強く立ち上がる
健やかなファナウを築く女性を鼓舞する
それがトゥルキの仕事

ニュージーランドの母子手帳



「瞳さん、ニュージーランドの母子手帳見てみる？」と母子手帳を差し出してくれたのは、研修で通訳をして下さったポール春香さんだった。ニュージーランドの母子手帳は、日本のものよりひと回り大きくて、少し厚みがある。保育士として乳児院に転職して間もない新人の頃、「母子手帳は命の次に大切なもの」と繰り返し指導された私にとっては、大きさや厚みなど物理的なものだけでない重みを感じた。

1942年、日本には、妊産婦の健康管理を基本にした“妊産婦手帳”と、子どもの健康記録である“乳幼児体力手帳”の2冊の母子手帳が存在していた。1948年に、これら2つの手帳を1つにまとめた現在の“母子手帳”が交付された。母親と子どもの健康を、一緒に見ることのできる手帳は世界初の試みであった。この母子手帳は海を渡り、今では世界50カ所以上に広まっている。

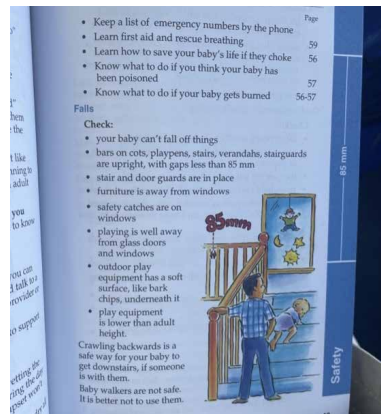
海外の母子手帳を見るチャンスなんて、またと無い機会だ！と少し緊張してページをめくって驚く。子育てに奮闘中の、世の中のお父さんお母さんが必ず直面する、子どもにまつわる“不安！”“大変！”になんと寄り添った内容なのだろうか。

妊娠期の状態を含めた出生児の状況、発達曲線、予防接種状況など赤ちゃんとお母さんの情報が記載されているのは日本と同じだが、ニュージーランドはそれだけではない。母子手帳の前半部分は、月齢や年齢ごとに対応に悩むであろう授乳や寝かしつけの仕方、赤ちゃんが泣き止まない時の対応方法、感染症に対する具体的な看病の仕方から心肺蘇生まで、イラスト付きで分かりやすく記載されている。言わば、育児書の役割も担っているのだ。この母子手帳が、私の心に響いたのは、分かりやすさだけではない。どの発達段階のページにも「一人で困っていませんか？」「誰かと会ってコミュニケーションをとりましょう」「十分な休息が取れていますか？」と、心がほぐれる言葉が散りばめられていたからだ。子育てはいつだって大変なもの。子育てを必死に頑張っている日本のお父さん、お母さんたちは、誰かにこんな言葉をかけてもらっているのかな・・・そんな疑問が頭をよぎる。その瞬間、里親さんの子育てに伴走する里親支援専門相談員としてやるべきことが次々と浮かんで来て、胸がいっぱいになった。

ニュージーランドの母子手帳は、これからの「私」に沢山のヒントと大きな力をくれたのだった。
(山口 瞳)



ニュージーランドの母子手帳の表紙



育児をする際の安全面のチェック項目が書かれている



オープンホーム財団 (Open Home Foundation) キリスト教系NGO

講義日時：2023年11月7日 14:00 - 15:30
 視察場所：Level 1, 46 - 50 Railway Avenue PO Box 31
 036 Lower Hutt 5040
 U R L : <http://ohf.org.nz/>
 講師：Don Irwin (最高責任者)
 (敬称略) Sarah Lewis
 (セラピューティックケア プリンシパル
 アドバイザー)



1. 概要

オープンホーム財団は、1989年オランガタマリキ法 (Oranga Tamariki act 1989) に則った子ども・家族支援サービスを提供する国内最大規模のキリスト教系社会福祉 NGO である。民間団体でケアと保護に関する法定機能を有しているのは、ここオーストラリアニュージーランド (76 ページ) だけで、視察時点で、オープンホーム財団責任者が親権者となっていた子どもと若者は 69 人いた。

提供サービスには、オランガタマリキから紹介されたケースへのソーシャルワーク、フォスタリング (里親ケア・支援)、障がい児を預かるレスパイトケア、10代の母親と子どものためのホームなどがある (詳細は次ページ)。

約 400 人の里親と、240 人のソーシャルワーカーを主とするスタッフがいる。スタッフやボランティアはキリスト教徒だが宗派はさまざまで、信条や民族の多様性を尊重している。

オープンホーム財団の運営資金はオランガタマリキや保健省からの資金の他、寄付からも賄われている。

(1) 沿革

1977年にユエン・ローレンス (Ewen Laurenson) とジリアン (Gillian) 夫妻が自宅でファミリーホームを開設したのをきっかけに、キリスト教コミュニティの里親ネットワークが広がり、1986年にオープンホーム財団として全国組織となった。1995年には、ローレンス夫妻のニュージーランドでの里親養育への奉仕が認められ、エリザベス女王から従軍記章を授与された。

1991年、インドからの貧困児童支援の要請を受けたことがオープンホーム財団インターナショナルという国際組織の設立につながり、現在、インド、ルーマニア、ウガンダ、ルワンダ、ザンビア、その他諸国で子どもと家族への支援プロジェクトに取り組んでいる。

(2) 理念

オープンホーム財団は「質の高い、子ども/タマイティ (tamaiti) 中心の、家族/ファナウ (whānau) に焦点を当てた、キリスト教社会福祉の提供」を使命としている。(オープンホーム財団ホームページより)。

また、子ども/タマイティと親が家族/ファナウと文化的遺産を誇りに思うことを奨励している。特に、マオリに敬意を表し、ワイタンギ条約を反映した方法で仕事をするを約束している。

(3) 業務の指針

ソーシャルワーク・カウパパ (Social Work Kaupapa)

子どもの安全を最優先に、家族のウェルビーイングを促進するために、業務の指針となる「ソーシャルワーク・カウパパ」を掲げている。これはキリスト教的社会奉仕の精神に、「サインズ・オブ・セーフティ」、「ストレングス」、「ソリューション・フォーカス」、「ナラティブ」、「エコシステム」という5つの枠組みを実践のための要素として取り入れたものである。

以下は、ソーシャルワーク・カウパパの柱となる具体的アプローチである。

① テ・アホ・タキトル (Te Aho Takitoru)

ファナウが、問題解決を図る過程で、自らの力を見つめられるようサポートするアプローチである。マオリの知識と世界観に基づき、文化に配慮しながら進められる。

② サインズ・オブ・セーフティ (Signs of Safety)

2006年から実践的アプローチとして活用している。国内外でこのアプローチを訓練できる資格を持つスタッフが2名いる。

③アプリシエイティブ・インクワイアリー (Appreciative Inquiry)

サインズ・オブ・セーフティと組み合わせて使用される。子どもや家族と一緒に「何がうまくいったのか」を探り、特定することで肯定的な協力関係を構築することができる。このアプローチは、里親へのスーパービジョンや支援業務にも活用されている。

④トラウマインフォームド・ケア (Trauma-Informed Care)

子どもと家族、里親などに対してトラウマをよく知って働きかけるように努める。このアプローチの目標は、家族、ソーシャルワーカー、教師、セラピスト、その他専門家がニーズに適切に応えられるよう、子どもの評価、主要な問題や強みの特定、および介入(教育、強化、治療)の適用を構造化することである。

2. 母子入所施設

ティーンペアレントホーム・ロトルア

オープンホーム財団が提供するサービスには、ソーシャルワーク、フォスターリングケア、レスパイトケア、母子が入所できるホームなどがある(70ページ表1参照)。

今回の視察では母子が入所できる「ティーンペアレントホーム・ロトルア」について話を伺うことができたため、ここで紹介したい。

(1) 概要

10代の母親と子どもたちが里親のサポートを受けて生活する定員5世帯のホームである。母親は、オープンホーム財団独自の母子サポートプログラムに沿って、子育てや、赤ちゃんと安全に生活する方法を学ぶ。第一子が親子分離となってしまうと、第二子もそうなる確率が高くなるため、それを防ぐための予防的取り組みである。利用者は全国各地から来るが、オランダタマリキのケアを受けている母親の入所もある。ホームの利用は無料である。

<入所期間>

ホームには、出産予定日の6週間前から入ることができる。入所期間は6～12ヵ月だが、コミュニティとのつながりをつくるため2年いたケースもある。

<ホームのスタッフ>

ホームには住み込みの「ハウス・ペアレント」と呼ばれる里親と、里親をサポートするサポートワーカー、ボランティアワーカーがいる。サポートワーカーが巡回し、ボランティアワーカーが利用者と一緒にお菓子作りなどのアクティビティをする。

オープンホーム財団では、里親もソーシャルワーカーも、家族のように接することを心掛けている。

(2) 入所中に学べること

入所中に親が学べることは以下のとおりである。

- 赤ちゃんの世話をする安全な方法
- 赤ちゃんが安全に感じるために何が必要か
- 赤ちゃんを良い睡眠パターンに導く方法
- 赤ちゃんがたくさんのことを学べるようにする方法
- 家計支援
- 良好な人間関係を築き方
- 就職・就労支援
- 子どもとの将来について計画を立てること

(3) 入所から退所まで

<入所について>

入所前に母子のアセスメントを行う。入所の必要性があれば、入所中の母子との相性をみて、本人にも希望を聞く。

入所理由としては、学生である母親が学業と母子生活の両立を計るため、初めて自立する母親が子どもとの生活を学ぶため、などがある。

<入所中>

入所後は、オープンホーム財団のソーシャルワーカーがホームに訪問し、母と面談を行ってアセスメントをする。半年に1回のアセスメントが基本だが、場合によっては3ヵ月ごと、または毎月実施することもある。

また、オープンホーム財団のアセスメントとは別に、本人たちによるセルフアセスメントもある。

母親は、オープンホーム財団独自の母子サポートプログラムに沿って、子育てや、赤ちゃんと安全に生活する方法を学び、コミュニティとのかかわりを作るための支援を受ける。

<退所について>

退所についてはアセスメントで決定される。退所時にサポートが必要ない状態まで到達できていることが理想だが、退所後もサポートが必要な場合は、地域のコミュニティにつなぐ。退所後も希望があればオープンホーム財団のソーシャルワーカーが継続して面談を行う。

(4) ハウス・ペアレントへのサポート

ハウス・ペアレントは、登録までにケアや文化的、環境的なことを学ぶ。また、支援する母親から危害を受けそうになった時に、身体拘束や身体に触れての制止が許されていないため、暴力を受けたときの対処方法を学ぶ。

またハウス・ペアレントのセラピーなどの費用はオープンホーム財団が負担すると同時に監督もしている。

3. その他の特徴的な取り組み

(1) 予防的取り組みを重視したソーシャルワーク

オープンホーム財団は、オランガタマリキが受けた通告のなかでも、虐待調査の必要はないが支援ニーズがあると判断されたケースに対してソーシャルワークを行う。オランガタマリキから紹介されて対応するが、これらのケースに対しては、再び児童保護システムの関与を受けないよう予防的支援を提供する。

また、学校が出席率の低い子どもについて、あるいは親が子どもの行動について支援を求めて相談してきた場合、オープンホーム財団は必ずしも通告をしない。子どもがオランガタマリキのシステムに関与しないで済むことを目標に、予防的支援が提供できるケースには対応する。

また在宅支援においては、子育てサポートだけではなく、親の行動マネジメント、家計管理、公的扶助へのアクセス、教育、法律相談など生活に関わる全てに対して、親が親として機能できるように支援する。

(2) ファミリーグループカンファレンスへの関与

オープンホーム財団は、オランガタマリキからの依頼を受けて、ファミリーグループカンファレンスにおける安全プランの作成やサポートを行うこともある。

また、自分たちが支援している子どもにファミリーグループカンファレンスの必要性があれば、オランガタマリキに提案をする。ケースはオランガタマリキに移管されるが、支援が必要ないと判断するまでは子どもと家族／ファナウとつながりを持ち続ける。

(3) 安全プラン作成のガイダンス

オープンホーム財団では、里親委託された子どもが家庭復帰をする際、虐待などの状況が過去になぜ起きたかを深く分析し、再発防止のための具体的な安全プランを家族と関係者で考え、作成するためのガイダンスと、プラン実施後の進捗のモニタリングを行う。

安全プランの作成は、サインズ・オブ・セーフティの枠組みに含まれるものである。親だけではなく、親族、近所やコミュニティなどまでサポート体制を広げ、子どもがコミュニティの中で生活できるよう安全プランを立てる。安全プランの進捗は、1週間に2～3回の頻度でモニタリングするため、家族に関わる頻度は高い。

(4) 同意形成の重要性

オープンホーム財団では、支援についての同意を得ることを重視している。

オランガタマリキからの紹介ケースは、子どもや家族が支援サービスを受けることについて決定がされており、その決定には強制力がある。オープンホーム財団では、たとえ強制力があっても、当事

者の同意が得られなければケースをオランガタマリキに戻し、サービスを提供することはしない。

同意を求めたとき、攻撃的になる親に対しては、司法命令の申し立てを行うこともある。しかし、国が個人の生活に介入することを嫌う、マスコミで批判を受けることの多いオランガタマリキに良いイメージがない、などの理由で、結果として、親がオランガタマリキでなくオープンホーム財団の関与を選ぶことも多い。

(5) ケアから出た若者への継続的なかわり

2019年、15～21歳が措置解除になった後、その若者が25歳になるまで、「成人期への移行期(Transition to Adulthood)サービス」の一環としてトランジションワーカーがつながりを維持し助言や援助を続けることが法律で義務付けられた。

オープンホーム財団では、以前から子どもがケアを出る前には「いつでも戻って来て良い」と伝え対応してきた。しかし、ソーシャルワークサービスとのつながりを望まない若者がいることも事実である。

(6) 意思をくみ取るのが難しい子どもに対して

支援が必要な子どもの中には、自分の意見形成が難しい、十分な表現ができない、意見を言えないといった子どもがいる。オープンホーム財団では、子どもが意思を言えない、言わない要因は、子ども自身というよりも環境など外部要因にあると考えて対応している。

子どもの願いや意思がくみ取れないことを理由に、ケースをオランガタマリキに戻すことは避けたいと考えている。しかし、支援を受けることへの同意や意欲を重視しているため、やむを得ないケースもあり、課題である。

4. 所感 / 考察

ニュージーランドでは、1つの団体が多様なサービスを提供していることが多く、オープンホーム財団でも複数のサービスが提供されていた。多様なサービスは、ニーズがあって生まれたものから、政府の公募に手を上げて始めたものまでさまざまだったが、お話をしてくださったドーンさんは、子どもや若者が家族や地域と離れる前に支援につなげたいとおっしゃっており、子どもや若者の幸せな成長を願う強い思いが感じられた。

ティーンペアレントホームは、若年母子が6ヵ月～2年入所し、安全な養育と生活をできるよう里親から支援を受けることが目的とされていた。日本の母子生活支援施設でも若年母子であることが入所の理由になることはあるが、若年母子を対象を絞り支援をしているところはおそらくないと思われる。

日本の母子生活支援施設は、高機能化、多機能化が求められており、その中には特定妊婦への支援も挙げられている。ティーンペアレントホーム・ロトルアでの集中的な支援は、日本の特定妊婦への支援

にも活用できるのではないだろうか。また、オープンホーム財団をはじめとしたニュージーランドの支援機関の多様な支援と、支援を維持する体制、職員のバックアップの体制は重要なポイントであると感じた。日本でも利用者のニーズに柔軟に対応し、生活が分断されない、切れ目ない支援を考えるとともに、職員が安心して働くことができる体制、支援の質を高めパフォーマンスに活かしていける方法を考えていく必要があると考えた。(田畑 淳美)

参考文献 / ホームページ

- ・ Oranga Tamariki. 2022/23 Quarter 3 performance Report. 2023.
- ・ Open Home Foundation <http://ohf.org.nz/> (2023年11月27日閲覧)

表1. オープンホーム財団のサービス

サービス	内容
ソーシャルワークサービス	オランガタマリキから紹介された家族を対象に、子どもが家庭外ケアとなることを防ぐための安全プランの作成や家庭外ケアとなった子どものファナウへの再統合支援、親族を含む里親支援を行う。オランガタマリキと家庭裁判所の要請に応じて、親子面会のスーパービジョンを行う。
ケアサービス	オランガタマリキや保健省とオープンホーム財団のもとで家庭外ケアを受けている子どもや若者に、一時的または長期、永続的な里親養育を提供する。
オアシス・レスパイト・ケア	NASC (Needs Assessment Service Coordination: ニーズ評価サービス調整機関) から紹介された、自閉症スペクトラム障がいまたは知的障がいをもつ子どもを里親が定期的に預かる親のレスパイト (休み) のためのサービス。定期的な利用計画が作られる。利用は無料。
集中的ラップアラウンドサービス	家族が子どもや若者が成人になるまでの養育を継続できるよう、ハイリスク家庭の状況とニーズに応じて、資金提供と在宅サポートを行う。サービスの紹介はNASCから保健省に行われる。
ティーンペアレントホーム・ロトルア	10代の母親と子どもたちが、里親から子育ての仕方や生活全般のサポートを受けて生活する。利用料は無料。

「フォスターファミリーメリーゴーランド」

ドーンさんが、里親ケアについて話す中で里親への措置変更について、遊園地にあるあの楽しい乗り物を引き合いに出して「フォスターファミリーメリーゴーランド」と表現をされたので、私は衝撃を受けた。

オランガタマリキの2022/23第3四半期報告(2023年3月)によれば、3ヵ月間のスパンで見ると、家族/ファナウに委託された子どもの95%には措置の変更がない。つまり、オランガタマリキでは、子どもにとって安定した安全な居場所として、可能な限り子どもたちを家族/ファナウのもとに保とうと努めている。

しかし、別の結果を示す報告もある。アロトゥルキ タマリキ (Aroturuki Tamariki Independent Children's Monitor) の報告書によれば、2022年7月1日から2023年6月30日の間に里親に委託されていた子どもがともに暮らした里親数は平均4人で、5歳未満の51%が2人以上の里親のもとに措置されたことがわかっている。なお同時期、ケア保護命令のもとで措置となった子どもたちの措置期間は、1年未満が14%、1～5年未満が38%、5年以上が48%で、全体の平均措置期間は5年であった。

また視察では、マオリの人々の生活や養育環境の改善を目指した努力がなされていることを見聞した。しかしアロトゥルキ タマリキの報告書によれば、マオリにルーツを持つ者は子ども人口の27%だが、ケア下にあるマオリの子どもはケア下の子ども全体の69%にも上る。

こうした数字からは、ニュージーランドの抱える問題が垣間見えるような気がした。今回の視察では、委託措置の現状と課題について話を聞く機会はなかったが、次回視察に行く機会があれば、ぜひ話を聞いてみたいと思った。

ドーンさんの辛辣でもある表現については、理想を掲げ支援する立場からすると子どもの措置変更が多く「皮肉でも言っていないとやっていられないよ」という本音からこぼれた言葉のようにも思えた。支援に関わり続けても問題は山積で、終わりのないメリーゴーランドのようだとの思いもあったかも、と思うのはうがった見方だろうか。

(田畑 淳美)

参考文献

- Aroturuki Tamaiki. Experiences of Care in Aotearoa 2022/2023 Agency Compliance with the National Care Standards and Related Matters Regulations. 2023.



エマージ アオテアロア (Emerge Aotearoa) 多機能型NGO

講義日時：2023年11月8日9:00 - 10:30

視察場所：6a Pacific Rise, Mount Wellington, Auckland

URL：https://emergeaotearoa.org.nz/

講師：John Cook（チーフエグゼクティブ）

（敬称略）Theodora Despotaki

（コミュニケーション・マーケティング全国マネージャー）

Jenna Wee

（コミュニケーション・マーケティングスペシャリスト）

Ashleigh Clarke（ワイテマタ地区マネージャー）

Charlie Tuhua（イウイ渉外担当）

Latu Pasa（パシフィカサービスマネージャー）



1. 組織の概要

(1) 組織体制

エマージ アオテアロア (Emerge Aotearoa) は、ニュージーランド全域でメンタルヘルス、依存症、障害者支援、ピアサポート、雇用、リハビリテーション、住宅、IT サービスを提供する NGO のグループである。

2015年に2つの中規模NGOが統合し、数年かけてグループの基盤となる理念を確立し、現在に至る。

5つの組織で成り立っており、「Emerge Aotearoa Trust」という慈善信託が母体である。そのもとに「Emerge Aotearoa Housing Trust」という住宅提供支援組織、「Ignite Aotearoa」というデジタルサービス組織、「Mind & Body」というメンタルヘルスについてのピアサポート組織、そして治療とリハビリの各種サービスを提供する「EMERGE Aotearoa Limited」がある。「EMERGE Aotearoa Limited」が組織の中で最も大きい組織である。

(2) 理念

① 3つの柱

「マオリがマオリとして成功する」「経験を活かして多様性が尊重される社会」「パシフィックの人を繁栄させる」という3つの柱を掲げ、マオリやパシフィカ (Pasifika)¹の人々やその文化、社会に存在する多くの多様性を尊重した事業展開とサービスの提供を目指す。

② 4つの価値観

「目的とつながること “Whakawhanaunga”」「敬意をもって従事すること “Manaaki”」「一緒に働

き学ぶこと “Ako”」「誠実に行動すること “Whakamana”」という4つの価値観をスタッフの仕事と活動の指針としている。

③ 6つの戦略的重点分野

「ワイタング条約にかかわる人々のこと」「自分たちの提供するサービス」「マオリとのつながり」「自分たちのやっていることを定期的に振り返って評価する」「従業員のこと」「環境保護」に、重点的に取り組んでいる。

(3) スタッフ

エマージ アオテアロアグループには、約1,400人のスタッフがニュージーランド全土で働いている。中心となるスタッフの年齢は25～64歳で、バランスよい構成となっている（24歳以下、65歳以上のスタッフもいる）。ヨーロッパ系ニュージーランド人が35%を占めるが、65%はその他の民族が偏りなく所属し、人種も多様である。

(4) サービスを受ける人々

グループ全体で1年間（2021年7月1日-2022年6月30日）で13,086人に対してサービスを提供した。その年齢や人種の内訳については図1に記載する。図1については、左側（青）がスタッフの内訳で、右（オレンジ）がサービスを受けた人の内訳となっている。エマージ アオテアロアは、将来的にはスタッフとサービスを受けた人の人種内訳が同じ割合になることを目標としている。

また、次項2に示すユースサービスについては、同年間の利用者数は2,567人であった。そのうち新規利用者は1,328人、平均サービス提供日数は40日であった。

¹ 太平洋諸国系の人々

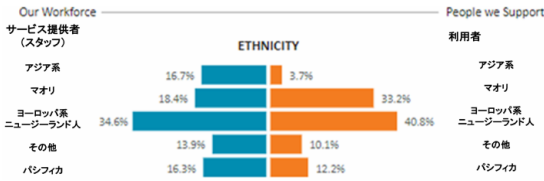


図1. サービス提供者と利用者の人種内訳(視察資料より抜粋)

2. ユースサービス

エマージ アオテアロアグループによるサービスは、多岐にわたるが、今回の視察では若者に対するサービス(ユースサービス)の話聞いた。

(1) サービスの種類

エマージ アオテアロアグループが提供するユースサービスは、全部で28種類ある。その中の一部を以下に示す。

- ・デイプログラム
- ・聴覚障害者のメンタルヘルスサービス
- ・障がい者支援
- ・就職支援
- ・マルチシステムミックセラピー (MST)
- ・ピアサポート
- ・レジデンシャルサポート
- (3) で詳細を紹介する
- ・ファナウサポート
- ・イーズアップ(モバイルコミュニティサービス)

これらのサービスの多くは、イウィ(iwi)²や学校や地域の人々のニーズを汲み、エマージ アオテアロアトラストと調整して資金を確保し、自分たちでサービスモデルを組み立てて始めた。その後、効果をあげたことを示すエビデンスをベースにサービスモデルを政府に提案し、契約するに至った。現在では、(2)に示す3つの政府系組織と提携し、上記ユースサービスを提供している。

(2) 資金提供機関

エマージ アオテアロアのユースサービスに資金を提供している政府組織・機関は以下の通りである。

- テファトゥオラ(Te Whatu Ora)：病院や専門サービス、プライマリーケア、コミュニティケアなど、すべての国民保健サービスを一元的に管理している組織
資金⇒地域サービス、レスパイト・入所サービス
- オランガタマリキ(Oranga Tamariki-Ministry for Children)
資金⇒児童保護やユースジャスティスの関与がある子どもと若者へのケアサービス、ハイニーズ・複雑なニーズの子どもと若者へのケアサービス
- 保健省(Manatū Hauora- Ministry of Health)
資金⇒アウトリーチの地域サービス

2 部族

(3) 居住型施設(レジデンシャルサポート)

エマージ アオテアロアは、障がい児の親や里親が休息をとるためのレスパイト施設、若者が自発的に来たいと思った時に来られる施設など、多様な居住型サービスを用意している。

①サービス開始までの流れ

エマージ アオテアロアは、児童保護手続きで家庭外ケアとなった児童と、ユースジャスティスの関与で保護となった児童それぞれを対象とした居住型施設を運営している。

入所児童については、オランガタマリキから施設へ打診があり、施設がそのケースについて提供出来るサービスについてオランガタマリキへ返答する。その返答をもってオランガタマリキが該当ケースをどこの組織に委託するのかを決定し、初めてサービスが開始される。(図2)

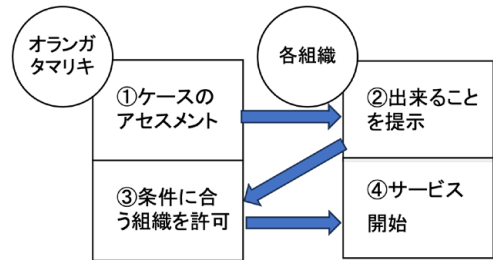


図2. ケース受け入れの流れ(視察当日の説明をもとに筆者作成)

②オランガタマリキとのパートナーシップ

エマージ アオテアロアが提供している居住型施設サービスは、オランガタマリキとのパートナーシップの上に成立しており、以下の観点を念頭においている。

- ・安全
- ・安定性
- ・セキュリティ
- ・ウェルネス
- ・発展
- ・自立

一方で、オランガタマリキを含めた全ての政府系機関は、ケースの対応件数が非常に多いために、民間機関と同じ感覚では並走できないことが多いことが話にあげられた。エマージ アオテアロアのスタッフは自分たちの信じる価値観に沿って動きたいが、オランガタマリキとの間に価値観の違いやひずみが生じることがあるという。

③委託契約の内容

サービス提供についての責任は基本的にオランガタマリキにある。しかしサービスの中身については、エマージ アオテアロアのように委託された民間機関に対しても一定の説明責任が課されている。家庭裁判所の命令で入所するケース以外は、オランガタマリキとの契約に支援期間や目標の設定はない。任意の入所の場合、入所期間中の目標設定は、子ども自

身が行い、大人はそれをサポートする。エマージ アオテアロアのスタッフは、子どもには、「こうなるべき」ではなく、「どうなりたいか」を聞いている。その過程を経ることが互いに信頼関係を構築することに一役買っている。

子どもたちが自然にファナウに帰れる流れや環境を作るため、自組織の体制や許容範囲を大切にしている。オランガタマリキからの条件と施設側が求めているものが一致しなければ、委託は受けない。

④施設の種類の

エマージ アオテアロアには4つの居住型施設がある。いずれもオランガタマリキと連携しており、オランガタマリキから資金提供を受けている施設である。その種類を表1に示す。

⑤生活

各ホーム内で子どもたちは教育を受ける。ニュージーランドは通信教育が発展している。ニュージーランドの教育カリキュラムに沿った「タイムズ」というオランガタマリキが提供しているプログラムを終了すると、NZQA（学校終了資格）を取得できる。

日課の中でも話し合い（Meeting）が重視されており、皆が集まり、目標設定や計画を共有する。振り返りも実施する。お互いの成功を讃えたり、幼い子どもは自分の心配事を話したりする。寝る前に集まり皆でカラキア（折り）を行う。「皆で行う」ということを大事にしている。また、子どもと家族とのつながりも大切に扱っている。決まった時間に家族に電話をしたいという子どもがいれば、スタッフはそれをサポートする。

図3に、トウアフアレタエオの生活日課を示す。

⑥課題

4つの居住型施設で働くユースワーカー（生活支援スタッフ）の離職率が非常に高い。2022年から2023年までの4つのホームのスタッフ平均離職率は62%であった。

エマージ アオテアロアでは、専門性の向上や能力開発の機会、有給休暇、フレキシブルな勤務体系、提携店舗での買い物の割引、イグナイト・システム^{*3}への無料アクセスなどの福利厚生を提供しているが、ワーカーの確保はニュージーランド全体での課題でもある。現在、スタッフのサポートのためにイグナイトアオテアロアのデジタル技術を活用した方法も試している。

(3) 組織の展望

今後強化していきたいサービスにイーズアップ（Ease Up）がある。イーズアップは、メンタルヘルスや依存症の課題を抱える12～24歳の若者に対して行うモバイルコミュニティサービスである。過去に当事者だった若者がサポートプログラムを終了した後にピアサポートワーカーとしてサービス提供を担うしくみである。依存症やメンタルの専門家である臨床医と連携をしている。

以下が、エマージ アオテアロアが掲げる、イーズアップの展望である。

- ・家庭裁判所からの依頼で、ビデオコールを介し、若者が裁判に出向くためのサポートやファナウと交流するためのサポート
- ・医療機関に行きながら若者やかかりつけ医と離れてしまった若者をオンラインで医師と繋げるサポート
- ・電子タバコを止めるためのVA（バーチャルア

表 1. 居住型施設の種類（当日の資料をもとに筆者作成）

	トウアフアレタエオ (Toe Afua Le Taeao)	マクローリンユース (MacLaurin Youth)	アフルモアイ (Ahuru Mowai)	テワレワイオランガ (Te Whare Whai Oranga)
対象者の年齢・性別	12歳～18歳の男子	13歳～18歳の女子	12歳～18歳の男女	12歳～18歳の男子
対象者の規準	・罪を犯し、家庭裁判所から差し戻し命令が出た者 ・パシフィカ(太平洋諸国系)	・ケアと保護が必要とみなされた者	・ケアと保護が必要とみなされた者	・性的な犯罪の加害者
床数	5床	3床	3床	5床
設立年	2019年	2019年	2020年	2006年
その他	・入所期間は24時間～6ヵ月間の短期 ・少年院のような監視はされていないが、勝手に出ることは許されない。 ・受け入れた児童の民族の割合は、マオリ65%、パシフィカ22% ・年々受入れ人数が増しており、2023年は約140人 ・ラムレイドという犯罪(車を盗み店に突っ込み窃盗する)をする者が増えており、その年代の受入れ人数が15歳をピークに多い。	・家庭背景に重大な問題があり、精神疾患を抱える児童もいる。 ・受け入れた児童の民族の割合は、マオリ50%、パシフィカ21% ・入所期間が長期となるケースが多く、新規受入れ人数は増えていない。	・トラウマ、ASDまたはFASDによる複雑な行動のため、他の場所で何度も不調となっている。	・STOPという矯正プログラムを受ける。

*3 エマージ アオテアロアのデジタルサービスで、カウンセラー、栄養士、美容院、タクシーなど、さまざまなサービスの検索と予約ができる。

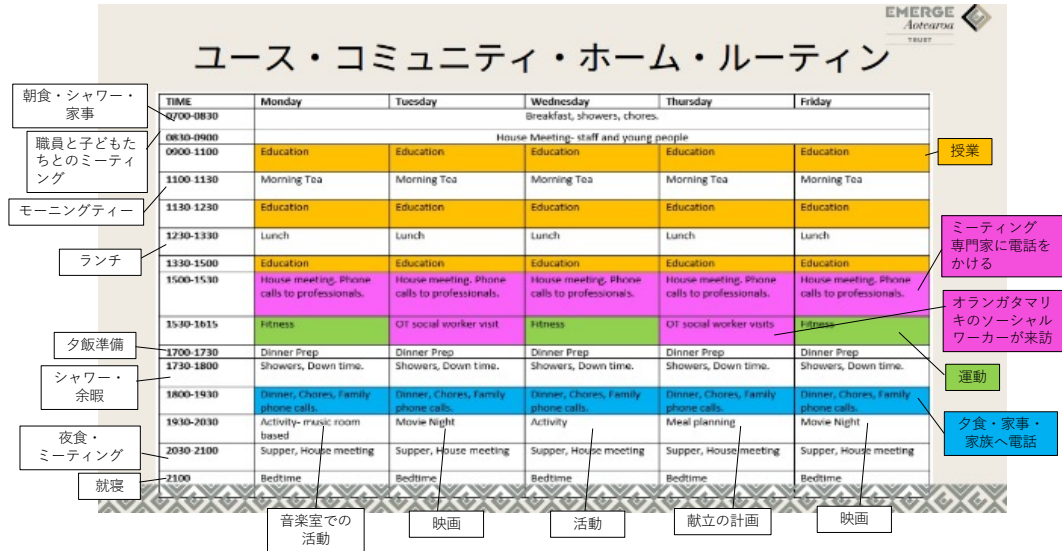


図3. トウ アフア レタエオの生活日課(視察資料より抜粋)

- シスタント) を用いたプログラムや、トラウマをリカバリーするためのプログラム
- ・ AI 搭載ロボットを用いたペットセラピー

3. 所感 / 考察

多くのサービスを提供している組織だが、そのサービスの起原が地域のニーズからボトムアップされて作られてきたものというところに価値を感じた。日本ではどちらかと言うと、政府からトップダウンでの資金提供システムが主流である。エマージアオテアロアの実践からは、組織が主体的にサービスを作り、政府がそれに応じて資金を提供する準備があることに、ここまでサービスの種類が広がった所以を感じられる。

エマージアオテアロアが運営する居住型施設のうちオランガタマリキと提携している施設は、ユース・ジャスティス対応の施設とケアアンドプロテクション対応の施設とがある。施設の設立年代とその特徴を見ると、それぞれの施設は年代を追うごとに複雑な特性をもつ子どもたちの社会的ニーズを捉えて設立の経過を辿っているようにも思われる。また、イーズアップを筆頭に、一般的な福祉領域では当てはまらなかったような他分野の専門的なサービスをも開発している点に大きな特徴がある。より社会の流れやニーズに沿ったサービスを提供することで、政府や社会から受け入れてもらいやすくなるための戦略が窺える。これらの経過や手法は経営戦略に特化しており、企業的であるとも言える。

一方で、居住型施設に勤めるスタッフの離職率が非常に高い現状も気がかった。これだけ大きな組織であるのでスタッフの補充には事欠かないのかもしれないが、62%の離職率であればスタッフの入れ替わりは激しいに違いない。スタッフのメンタルケ

アなどについては、潤沢な資産の中で施していることがあった。しかしその実情については、実際にフロントラインで働いているユースワーカーに聞いてみないことには分からないだろう。

日本の児童福祉施設には多機能化が求められているが、施設側がどれだけ地域のニーズを把握し、必要なサービスを生み出そうとしているだろうか。また政府や自治体は、施設が生み出そうとするサービスをどれだけ同じ目線で検討することができているだろうか。エマージアオテアロアの実践から、これらの課題に向き合うべく姿勢を教えられた思いがした。

(阪本 博美)

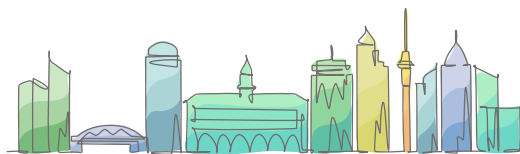
参考文献 / ホームページ

- ・ Emerge Aotearoa. <https://emergeaotearoa.org.nz/> (2023年12月29日閲覧)
- ・ Emerge Aotearoa 講義資料



集合写真

「モアナと伝説の海」から読み解くアオテアロア



2016年に公開されたディズニー映画「モアナと伝説の海」。私も大好きな映画であったが、ニュージーランドのマオリをモチーフに描かれていたことを、私はこの研修を機に初めて知った。監督や声優陣の何名かはニュージーランド人であるという。

島の伝統を守り、島の中だけで生きていくことを父から厳しく教えられてきた主人公のモアナ（マオリ語で海という意味）は、大海原へ出てみたいという想いを抱き、島の危機を救うために部族の反対を押し切って船を出した。私は、映画の中の挿入歌がマオリを象徴するものとして実に興味深いと感じたので、歌に沿って物語を読み解いてみようと思う。

モアナの父がモアナの意識を村の中に向けさせようと歌う歌では、「伝統を守ろう」「新しい歌はいらない」と歌っている。しかしモアナの祖母は、「心の声に気が付いたならすぐ従いなさい ささやく声は 本当の自分よ」と、村の外に気持ちを向けるモアナに対して歌う。そして最も有名な主題歌の中でモアナは、村で暮らす良さを認めつつ、遠い海の先を見てみたい、海が自分を呼んでいると歌う。島を離れる決意をしたモアナは、村の伝統の象徴の石積山で、「ふるさとの島を離れようとも進もう 祖先の物語をけして忘れず 語り伝えてゆこう」と歌う。ここまでの挿入歌の流れにモアナの気持ちの経緯と、村のみんなの幸せを守るために自分は村の掟を破るけれども、そこには部族としての誇りを持ち続けたいとする強い意志が感じ取れる。悪役として現れるカニのタマトアが、英雄マウイに対して歌う歌の中身はこうだ。昔は冴えない茶色のカニだったが、今はゴージャスになれて幸せだ。本当の自分になれと言うヤツもいるが、そんなのは信じるな。物語の終盤、マオリに伝わるグリーンストーンという魂の象徴を奪われ怒り狂う命の女神テフィティに対して、モアナは「見つめ直してほしいの 本当の自分を 決められるのは あなただけよ」と歌う。

お気づきだろうか。「本当の自分」というフレーズが何度も歌われていることを。それぞれのキャラクターがそれぞれの立場で「本当の自分」について歌う。それは、マオリとしてあるべきとされてきた自分であり、外の世界を見てみたいと願う自分であり、何を大切にすべきかを決断すべき自分であるのだ。自分たちで島を開拓し伝統を育んだマオリはパケハから迫害され、新たな文化に触れると同時に、部族としての誇りの持ち方に迷い、そして今。マオリは、「本当の自分」をどのように見つめるのだろうか。

（阪本 博美）



お土産でいただいた釣り針型のグリーンストーン



バーナードスニュージーランド (Barnardos New Zealand) 歴史ある世界的NGO

講義日時：2023年11月6日 15:00 - 16:30

視察場所：100 Tory Street, Wellington

URL：https://barnardos.org.nz/

講師：Jo Harrison

(敬称略) (子ども・家族サービスジェネラル
マネージャー、ソーシャルワーカー)
Sonia Hogan (アドボカシーマネージャー)



1. バーナードスについて

(1) 世界的なチャリティ「バーナードス (Barnardo's)」の概要

バーバードスは、ドクター・トーマス・バーナードス (Dr.Thomas Barnardos : 1845-1905) が、教育を受けることもできずに劣悪な環境で暮らす子どもたちの姿 (物乞い、遺棄、不道徳な養育者、浮浪児など) を目にして衝撃を受けたことをきっかけにして始まったイギリスを代表するチャリティ団体である。児童虐待、非行問題、障がい児問題への対応や、家庭支援などの地域ケアを中心に総合的な福祉活動を行う。カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカなどでも活動を展開し、Dr. バーナードスホーム (Dr. Barnardo's Home) として世界的に知られる。

ニュージーランドでは、1972年、南オークランドのマンガレ地域にて、未就学児をサポートする幼稚園の施設で最初のバーナードス (Barnardos) のサービスが始まった。

現在、バーナードスニュージーランドでは、700人以上のスタッフで3つのカテゴリーのサービスを行っている。1つ目は就学児サポート：アーリーラーニングサービス (Early Learning Services : BEL^{*1})、2つ目は児童家庭サービス (Child And Family Services: CAFS)、3つ目はアドボカシーである。ソーシャルワークとして携わる問題としては、家庭内暴力、児童虐待、貧困などに介入することが多い。

研修ではウェリントンにあるナショナルオフィスを訪れた。

(2) バーナードスニュージーランドの運営状況

①運営資金

年次報告書によると、2022-23年の収入は総額約5,800万ドルで、内訳は政府から約4,600万ドル、ファンディングによる資金が680万ドル、その他寄

付が39万ドル、サービス利用料325万ドル、その他であった。また支部ごとに地域基金や助成金による資金調達も図られている。

質の高いサービスをニュージーランド全土で展開するにはお金がかかり、公費だけでは全てを賄えない。そのため自分たちでファンディングをし、企業や財団からの寄付、災害の際には赤十字などからの資金提供を受け、活動をしている。

子どもと家族のソーシャルワーク部門の支出は2,700万ドルであった。

②サービス利用状況

年次報告書によれば、2022-23年、BELとCAFSの2つのサービスにおいて、27,229人の子どもと若者、養育者の支援を行った。

そのうち、CAF利用者については、97%がサービスに満足をしていた。利用者の42%がマオリ、8%がパシフィカ^{*2} (Pasifika) であった。

またBEL27,239人の利用者については、785人が利用料金の免除を受けた。その22%がマオリ、19%がパシフィカであった。

ジョーさんの言葉

マオリの人々からは、植民地化され、文化、土地、言語を奪われた過去の歴史が、現在の子どもの言動、親のしつけや子育てのあり方に影響を及ぼしているとの声がよく聞かれている。ニュージーランドでは人種間の不平等、不均衡が存在し、なかでもマオリやパシフィカの子どもが虐待や貧困の問題に直面している。実際、サービス利用者の割合もマオリやパシフィカが多い。*マオリ人口は全人口の約17%、パシフィカ人口は約8%である。人口における割合を考えるとマオリやパシフィカの利用は多い (編者注)。

*1 BEL: Barnardos Early Learning

*2 パシフィカ: 太平洋諸国系の人々

(3) サービスの中核となるソーシャルワーカーについて

ニュージーランドのソーシャルワーカーは、登録制で毎年更新が必要である（登録も更新も有料）。登録されるためには認定プログラムのある大学または大学院を卒業している必要があるが、ソーシャルワーカーがカバーする領域は広いと、実践に当たっては各分野に特化したプログラムやトレーニングが必要である。

バーナードスでは、5年以上の実務経験がある者を採用し、特に、トラウマインフォームドケアのトレーニングを継続的に行っている。上級ソーシャルワーカーになると、月収は12万ドル（日本円約108万円）ほどで、最近、待遇の改善がなされたことで平均勤続年数が上がっている。

ソーシャルワーカーになる人は、社会的地位を求め、社会貢献をしたいという思いを持って働く人が多い。

(4) 地域における連携の重要性

バーナードスのサービスの利用については、子どもの親などが自ら問い合わせをしてくる場合と、オランガタマリキや、地域の支援サービス機関、マオリやパシフィカの団体などから紹介されてくる場合もある。

それぞれの地域における官民さまざまな支援機関とのパートナーシップとコラボレーションは、「全ての子どもが明るく輝く」という当団体のミッションを達成するためにも不可欠だと考えている。

2. サービスについて

今回の視察では、主に、児童家庭サービスとアドボカシーについて話を聞いた。

2-1. 児童家庭サービス (CAFS)

児童家庭サービスには、地域をベースにした社会サービスと、家庭外ケアのケアサービスがある。

CAFSのサービスを行う現場職員は全てトラウマに対する知識をもち、「Dyadic Developmental Psychotherapy」に基づき、ペース (PACE: 遊び・受容・好奇心・共感) のアプローチを使ってサービスを提供している。

また支援アプローチには、世代間トラウマの理論が強く反映されている。子どもの親も、過去に虐待を受けて育ったケースが多いからである。バーナードスでは、さほど重篤なケースは扱わないが、親の背景も含めた子育ての見直しができるように支援をする。（虐待の連鎖がある深刻なケースにはオランガタマリキが対応する）。

(1) 地域社会サービス

全国規模のヘルプラインからメンタルヘルスサポート、集中的な家族支援まで幅広いソーシャルワークを行う。具体的なサービスについては、表1「バーナードスニュージーランドの主なサービス」を参照されたい。

(2) ケアサービス (Care services)

① フォスターケア (Foster care)

南オークランドで15人の里親を擁し、0～12歳のあまり手のかからない子どもを対象としてサービスを展開している。

里親登録の流れは、里親になりたい人が申請し、里親希望者に対してバーナードスのソーシャルワーカーが健康面や養育能力の有無などのアセスメントを実施する。その人物や家庭が安全かどうかの調査を行い、アセスメントを経て外部の審査委員会による審査を受け、里親として承認される。

里親に対しては、子どもの養育のために必要な費用、手当が公費から出る。また里親に対する集中的なトレーニング（ナショナルケアスタンダード、子どもの安全、子どもの家族を知る、子どもの特性に特化した支援方法などのトレーニング項目がある）やサポートを提供している。

ニュージーランドでは、子どもは家族やファナウに養育されるべきという意見が多く、第三者への里親委託は縮小される方向にある。今後は、実親が子どもをみられなくなった場合、里親委託の選択肢を探るより、より身近な家族・親族（祖父母、おじおばなど）が子どもの面倒をみられるようにサポートしていくことにソーシャルワークの重点が移っていくだろう。

② 地域密着型入所施設

(Staffed community-based homes)

スタッフが常駐する地域密着型入所施設で、対象年齢は12～18歳の子どもとなる。

かつての法律では、入所年齢が18歳になるまでだったが、2019年のオランガタマリキ法改正により入所年齢が21歳まで拡大され、なおかつ18歳以降の退所後にうまくいかなければ本人が再入所を選ぶことができるようになった。また21～24歳のケアリーパーは、退所後もサポートを要求することができることが法制化された。

施設における目標は、子どもの家庭復帰であり、入所中も家族とのつながりを絶やさないためにもできる限り連絡を取り続ける。

③ 治療的入所施設

(Therapeutic residential service)

ハイリスクな12～17歳の男子を対象に包括的な治療プログラムを提供する入所施設である。

日々のかかわり、教育、治療的支援を通して、子ども自身が自らの行動の理由や背景を理解し、安全に過ごし、生活スキルを身に付けられるように援助する。拘禁施設としてマナモコブナの監査を受ける（49ページ）。

専門的グループホームである②③の種類は、次ページのAからEの通りである。

専門的グループホームの種類

●地域密着型入所施設

A. ハームフルセクシャルビヘイバー (Four homes for young men with harmful sexual behaviour : HSB)

対象児童	入所期間	施設の特徴
性加害の問題がある男子 定員：5名 4ホーム	6～12ヵ月 ※セラピーを終了しなければ退所できない	入所児童は共同生活をするうえでのリスクアセスメントをされて入所となる。入所後、地元の学校に通いながらセラピーを受ける。 各ホームに、入所児童の生活支援を行うユースワーカー2名、マネージャー、ソーシャルワーカー、トランジション（移行支援）サポートワーカーが配置されている。ソーシャルワーカーは計画作成や外部組織、家族などとの窓口を担う。 裁判所命令による措置であっても、本人と家族の同意を得て入所することが望ましい。自発的に入所する形であれば、本人と家族が入所前に施設見学に来てそこから安心感や信頼関係を築くことができる。またセラピーも自らの意思で参加することで効果につながる。 子どもの親や家庭への支援対応についてはオランガタマリキに権限があり、バーナードスは関与できない。帰る家の準備が整わず、親が子どもを拒否したり、きょうだいに危害を加える可能性があったりという理由から、長期間入所となるケースもある。セラピー終了後も施設に長く留まることで再び問題が起き、子どもの状態が悪化する傾向がある。

B. 移行期ホーム (Transitions home)

対象児童	入所期間	施設の特徴
8～12才の男女混合	6～8ヵ月	クラストチャーチにある短期入所施設。退所後は家族やファナウに戻っていくことが多い。

C. ガールズホーム (Girl's home)

対象児童	入所期間	施設の特徴
10代の女子	6～8ヵ月	短期入所施設で、オランガタマリキからの要請で入所となる。10代男子は外に危害を加えることが多いことに対して、10代女子は自傷や鬱など内に向く傾向がある。残念ながら他国と比較してニュージーランドは若者の自殺率が高い。ハイリスクではあるが、こうした特別なニーズがある彼女たちに対して個別でケアをする必要があると判断し、オランガタマリキからの要請を受け、このホームを作った。

D. 移民の背景を持つきょうだいのための特別ホーム (Specialised home for a sibling group)

対象児童	入所期間	施設の特徴
移民や難民の背景を持つ男子のきょうだい		ニュージーランドに難民として移住してきた子どもたちは、母国にいたときからニュージーランドにたどり着くまでの間でさまざまなトラウマ経験をしている。移住後も両親と住むことができない子どもたちが、自身の力で生きていけるようになるまで支援する。

●治療的入所施設

E. テプータマアラヒランガタヒ (Te Poutama Ārahi Rangatahi)

対象児童	入所期間	施設の特徴
12歳以上の性的な問題 (HSB含む) を起こした男子 定員：8名	1～2年	ハイリスクな青少年が入所する心理治療施設。施設周辺はフェンスで囲まれ、心理治療や学校教育は施設内で行われる。施設スタッフは、調理や生活支援担当なども含め45名が働いている。この施設では親のセラピーも実施している。マナモコプナによるモニタリング対象施設。

2-2. アドボカシー

バーナードスのアドボカシーチームは、個人、組織、制度の3つのレベルにおけるアドボカシーを関連させながら活動を展開している。子どもとファナウの権利とニーズを尊重し、関係者と協力しながら児童福祉のあり方に変化を与えていくことを目指す。

①個人レベルのアドボカシー

利用する権利があるサービスへのアクセスを子どもとファナウに保障するために活動する。

②組織レベルのアドボカシー

例えばソーシャルワーカーにおける男女の賃金格

差などの是正、教師の同一労働同一賃金の実現などを進めてきた。バーナードスで働く人々の権利を守り、正当なサービス提供ができるように取り組む。

③制度レベルのアドボカシー

子どもやファナウの最善の利益を守ることを妨げている制度、政策、状況の改善に取り組む。

3. 課題と展望

(1) 課題

- ① 質の高いサービスの提供には費用がかかる。資金は常に不足している。

アドボカシーチーム ソニアさんのお話

〈アドボカシーチーム〉 ケアを受けている子ども一人ひとりの声をすくい上げ、政府に届ける役割を担っている。

〈事例紹介〉 ハイリスクな子どもの施設に入所していた 17 歳の男子児童がセラピーを全て終え、クリスマスには家に帰りたいという意向を示していた。しかし、年末でもあり仕事が忙しく、家庭復帰後のケース管理ができないためにクリスマスに返すことは難しいというオランガタマリキからの返答に、男子児童が怒ってしまった。彼は、アドボカシー機関 VOYCE (53 ページ) に申し立てを行った。かねてから週 1 回施設を訪問し、入所児童と信頼関係を築いていた VOYCE スタッフは、本人が苦情委員会に申し立てを行うのに同行した。苦情委員会が申し立てを受理し、当時、個々の子どもの声を代弁する機能があったマナモコプナ (49 ページ) に苦情が送られた。マナモコプナが苦情を正当な主張であると判断し、オランガタマリキの最高責任者に書面でその旨を通知した。オランガタマリキはその対応として、オランガタマリキのクリスマス休暇中は、家庭復帰後のケアをバーナードスに依頼し、バーナードスが定期的な電話や訪問を行うようにすることで、児童はクリスマスまでに家に帰ることができた。苦情が外部組織に送られてから 36 時間で解決が図られた。これは、男子児童の声をもとにバーナードスがアドボカシー機関としてオランガタマリキを動かした 1 つの事例である。

- ②マオリの異なる各部族に特化した知識を持つスタッフを育成し、子どもがマオリであることを誇りに思ってもらえるようサポートをしていきたいが、マオリ文化に対する特別なサポートのための資金は政府から出ない。
- ③ケアサービスの職種の社会的地位は高くなく、関連資格やトレーニングがない。キャリアパスが描きにくく、賃金も低い。
- ④民間機関は児童保護ケースの介入に関しては制限があり、子どもと家族に対して一貫した関与ができない。組織の官民を問わず、子ども本人、家族、関係者と関わり、問題に対して早期から介入していくことが重要である。
- ⑤オランガタマリキとの情報共有については、法律は整備されているが、経験の浅いソーシャルワーカーにとっては具体的な手続きなどは難しい。

さらにジョーさんからは、児童保護手続きで実施されているファミリーグループカンファレンス (FGC) は、理論としては素晴らしいが実施には時間もお金もかかること、またコーディネーターの力量にも大きく依存しており常に一定の成果をあげているとは言えないという指摘があった。

(2) 展望

①ケアの前後を含めた切れ目のない支援 (pre and post care)

民間組織としては権限がないため、介入はなかなかできないが、児童保護の関与前や関与となってからも、子どもがそこから早く抜けられるために何ができるかを考える必要がある。早期介入には地域の支援組織に権限を委譲させることが必要であると政府に依頼している。

② ナショナルケアスタンダード (National Care Standards)

ニュージーランドでは 2019 年にケア下の子どもたちの権利 (教育、健康、家族とのつながりなど) の指針ともなるナショナルケアスタンダード (21 ページ) ができた。そこで示されている基準を満た

しているか、独立したモニタリング機関「アロトゥルキタマリキ (Aroturuki Tamariki - Independent Children's Monitor)」がモニタリングを行う。結果は子ども大臣に報告書として提出され、公開もされる。今後、モニタリング機関を通して、子どもの権利の保障やニーズへの対応がどれだけ遂行できているか確認していく。

オランガタマリキのサービスに対する監査機能を持つ機関

オランガタマリキ法のもとで提供される子どもと若者、ファナウへのサービスと支援 (「オランガタマリキ・システム」と呼ばれる) を監査する機能を持つ機関には、①アロトゥルキタマリキ、②マナモコプナ、③オンブズマンの 3 つがある。これら 3 つの機関がそれぞれ異なる役割を果たして法律や規則および基準のコンプライアンス、提供サービスの効果、サービスが子どもと若者に与えた影響と成果などを監査する。監査するサービスと支援は、児童保護の介入、緊急対応、ケア、ユースジャスティス、トランジション (移行) ケアで、監査対象はオランガタマリキ、警察、保健や教育に関わる行政機関、及びウィヤハプゥ、マオリの支援機関を含む地域の NGO である。3 つの機関の役割内容は下表の通りである。

機関名<役割>	オランガタマリキ・システムの監査・監視機能における役割内容
オンブズマン <苦情対応・調査>	オランガタマリキとそのサービスへの苦情について調査を行う。調査後、問題解決のための対策を提示したり、勧告を行う。またシステムについて深刻な課題などがあれば調査を行う。
マナモコプナ <アドボカシー>	オランガタマリキのサービス、保健、教育、障がい者、その他支援サービスを受けている子どもを含む、全ての子どもの利益、権利、ウェルビーイングを擁護する。アドボカシーの成果について報告書を公開する。
アロトゥルキタマリキ <モニタリング>	オランガタマリキ・システムについて、ナショナルケアスタンダードの順守と実践の質をモニタリングし、サービスと支援の成果と改善点の特定を行う。全国を 10 のエリアに分けて 3 年周期で全エリアを訪問してモニタリングを行う。その結果は報告書として子ども大臣に提出するとともに、公開する。

4. 所感 / 考察

ソーシャルワーカー兼ジェネラルマネージャーのジョーさんより、マオリにとって植民地化された時のトラウマが今でも残っており、若い世代のマオリにとっては、マオリであることを恥じる傾向にある、というお話を伺った。多種多様なサービスを行うバーナードスにとって、資金不足や早期介入の難しさが大きな課題となっているが、それでも資金調達の先には、マオリの歴史や文化、さらにはそれぞれの部族に特化したスタッフ育成を目指していた。スタッフが各部族に入り込み、自らが部族の歴史や文化に触れ、学ぶことでその部族の人々のサポートにつなげていきたいという壮大な挑戦が、政府組織ではなく NGO の目標であることに正直驚いた。

ニュージーランドではナショナルケアスタンダードをベースに、政府組織と非政府組織は表裏一体の関係性を保ちながらどこまで実情に合った優れたケアを行い、そしてその相互のケアにより人々のウェルビーイングを守るための成果に結びついていくのだろうか。若い世代の人たちが自分たちの出生や文化にプライドを持てるように、支援者が正しい知識を持ち、自信を持ってアプローチをしていく、と胸を張っておっしゃっていたジョーさんたちの言葉には、常に子ども視点であり、なおかつ子どものルーツ、家族の文化を大切にサポートを提供しようとするこだわり抜いたバーナードスの特色を感じた。

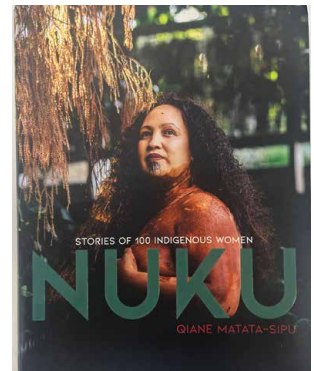
日本の児童福祉施設も地域に根付いた高機能化・多機能化を求められ、少しずつ開拓されてきているが、資金面の課題だけではなく、人材確保、人材育成や地域の需要、その地域で子育てする家庭が抱える課題など現状にあった資源開発が求められている。そしてそれは、民間の児童福祉施設と市区町村の協働体制は不可欠であるということではないだろうか。こども基本法に基づき、まずは施設と市区町村とがタッグを組んで子どもと親、そして地域で子育てをするための環境作り、必要なサービスの抽出をし、児童福祉施設の特徴、強みを活かしたサービス提供の実現を目指したい。

「支援」という言葉は支える側と支えられる側に分けられてしまうが、バーナードスが目指しているものは常に「共に伴走する一つのチーム」としてあり続けようとしているのではないかと感じた。

(鈴木 聡美)



ジョーさん (左)、ソニアさん (左奥) より、お土産を受け取る河尻団長 (右)



本の中身は、マオリ 100 人の女性の歴史が写真とともに紹介されていました

参考文献 / ホームページ

- ・ドクター・バーナード・ホームの慈善事業による子どものケアに関する研究. 三上邦彦. 2012.
- ・Barnardos NZ. URL : <https://barnardos.org.nz/> (2024年3月1日閲覧)
- ・Barnardos NZ. 2023 Annual report Pūrongo ā-tāu.
- ・Social Worker Registration Board. <https://swrb.govt.nz/registration/2024年3月1日閲覧>

表 1. バーナードスニュージーランドの主なサービス

	サービス名	活動内容
BEL	早期学習センター (Barnardos Centre Based Early Learning)	子どもの将来を豊かにするための早期教育とケアを提供。屋外と屋内のペースが子どもの想像力を刺激し、資格のある教師が早期学習、健康、安全を大切にしている。
	在宅早期学習 (Barnardos Home Based Early Learning)	教師が毎月訪問し、子ども 4 人以下で行う在宅早期学習。家庭で行うことができ、育児のニーズに合わせた利用ができる。
CAFS 地域社会 サービス	全国ヘルプライン (0800 What's Up)	電話やチャットによる無料の相談窓口。特定のカウンセラー（性別や民族）を指名することも可能で、継続的なカウンセリングを受けることもできる。
	ソーシャルワーク支援リープ (Leap)	複数の課題に直面している子どもや家族のための集中的な支援サービス。個々の子どもや家族の総合的なニーズに応じてサービスが提供される。
	ファミリー・ ブレイクダウン・ アセスメント (FBA : Family Breakdown Assessment)	社会開発省 (MSD) に代わって運営されているサービス。ファミリーブレイクダウン（家庭崩壊）を経験し、両親や保護者と一緒に暮らすことができないう 19 歳未満を対象にする。家庭の状況をアセスメントし、就職支援を行う社会扶助サービスに紹介する。そこで児童手当や青少年手当、若い親手当などの給付の適否が決定される。
	子どもの安全プログラム (Children's Safety Programme)	家庭内暴力を目撃した、または経験した 3～17 歳が対象。子どもと親双方に安全計画を立て、最低 6～8 週間でプログラムを実施する。
	女性の安全プログラム (Women's Safety Programmes)	女性安全サービスは、保護命令で守られている、または保護命令を申し立てた女性のレジリエンスと強さを養うための支援である。
	別れた親の子育て (Parenting through separation)	離婚などにより別れた保護者のための無料のプログラムコース。子どもの養育に責任がある祖父母やその他の家族やファンウへの支援にもつながる。資金源は法務省と家庭裁判所。親の別れが子どもに及ぼす影響、子どもをパートナー間のいざこざから守る方法を学び、親が子どもの養育をどう分担するか継続的な子育てのための計画を立てるのを支援する。
	親のモニタリングサービス (Parent Monitoring Service)	6 週間の集中的な親への在宅支援サービス。オランガタマリキの関与がある家族とファンウを対象に、40 時間を上限としてポジティブペアレンティング、しつけ、家の管理、子どもの発達に関する学習、ライフスキル、アドボカシー、地域支援サービスへの紹介、オランガタマリキの安全計画の一環としての子どもの安全の見守りなどのラップアラウンドサービスを提供する。
	アクティブなお父さん (Active Dads)	地域を基盤としたプログラムで、父親と 10 歳未満の子どもの絆を強くすることを目標にする。公園での風揚げ、宝探し、海辺への遠足、ポーリングなどの子どもとのアクティビティや、父親だけの会などがある。月に 1～2 回イベントが実施される。参加は無料。
	学校ソーシャルワーカー (Social Workers in Schools : SWiS)	ニュージーランド全土の学校にソーシャルワーカーを配置し、子どもの学習と発達を支援し、家族を地域の保健や住宅サービスを含む支援ネットワークにつなげる。無料サービス。
	CAFS 施設	オランガタマリキから措置されたリスクのある行動をとる 12～17 歳や移行期の若者のための専門的グループホーム。地域密着型と治療的施設がある (78 ページ参照)。



キア プアワイ (Kia Puāwai)

西洋のアプローチとマオリ文化の融合

講義日時：現地視察：2023年11月9日 11:00 - 12:30
 オンライン：2023年11月20日 12:30 - 14:00(日本)・
 16:30 - 18:00 (ニュージーランド)

視察場所：(42Vestey Drive, Mt Wellington, Auckland 1060)
 URL：https://www.kiapuawai.nz/

講師：Natasha Tamiano (実務リーダー、ソーシャルワーカー)
 (敬称略) Chaze Tulafono (入所施設オペレーションマネージャー)
 Louisa Webster (クリニカルディレクター)
 Greg Thompson (IT マネージャー)
 Juliet Erihe (統括マネージャー)
 Pita Te Ngaru (Kaumatua：長老)



1. 概要

キア プアワイ (Kia Puāwai) は、1997年に設立された NGO である。当初は障がいのある若者への治療サービスを展開していた。2006年にマオリの長老でもあるビタ氏をオーガナイザーとして迎えてから、治療という西洋の知識と技術をマオリの価値観や文化のもとで展開するフレームワークを構築した。「成長し、実を結び、繁栄する」を理念に、「愛・思いやり・親族関係・精神性」を活動の指針に掲げ、ファナウ (whānau: 拡大家族) のウェルビーイング、マナ (mana)^{*1}、ワイルア (wairua: 精神) の強化を目指す。

子どもや若者、家族、ファナウへさまざまなサービスを展開する。主な資金源はオランガタマリキで、そのほか社会開発省やニュージーランド警察などのからも資金提供を受ける。年間約 2,100 万ドル (日本円で約 20 億円) の資金が政府から提供されている。

2. サービス対象

ニュージーランド全土にセラピスト、プラクティショナー、コーチ、ケアワーカーなど約 200 人のスタッフがおり、年間 2,000 人以上のマオリ・パシフィカの子どもと若者、そのファナウを支援している。

サービス利用者の内訳は表 1 の通りである。ケアサービスの利用者はマオリの子どもが多く、利用者全体の 6 割を占めている。

表 1. 利用者内訳 (講義資料より)

	マオリ	パケハ・その他	パシフィカ
ケアサービス	61%	36%	3%
在宅サービス	43%	49%	8%

パケハ：欧州系ニュージーランド人

3. サービス内容

キア プアワイが提供しているサービスはセラピーサービス、ユースサービス、ケアサービスの 3 領域に分けられる。

3-1. セラピーサービス

家族を対象としたセラピーサービスは、下の通りである。

- ・機能的家族療法 (FFT)：スタンダード FFT、FFT-Child Welfare、FFT- Cross Generations がある。
- ・マルチシステムミックセラピー (MST)
- ・認知行動療法 (CBT)
- ・ファーストケアサービス (ペアレンティングプログラム)：トリプル P、CBT、インクレディブルイヤーズが含まれる。

セラピーは、心理士、セラピーコースを修了した者、ソーシャルワーカーが行う。多くは子どもの家で行われるが、子どもが希望すれば学校やマラエ (マオリの集会所) などで実施される。主なセラピーの概要を表 2 に示す。

3-2. ユースサービス

若者を対象にしたサービスには、以下のサービスがある。

- ・トランジションサービス (移行期支援)

【KA AWATEA (夜明け) - 大人への移行】

オランガタマリキのケアから社会に出ていく、家族からの支援がない 15～21 歳 (延長も可能) の若者を対象にした移行期支援で、彼らのメンターにもなるユースワーカーが主な支援を行う。若者のアイデンティティの理解や重要なコミュニティにつながることで、教育や職業訓練へのアクセス、金銭面、健康面、住宅面など、若者が自ら受けたいサポートを選ぶ。期間は 3～6 ヶ月。ユースワーカー 1 人当たりの担当件数は 40 ケース

*1 ここでは先祖代々伝わってきた潜在能力、可能性を意味する。

表 2. ケア プアワイの主なセラピー

セラピー	対象	内容と目的
Positive Parenting Programme (Triple P)	親	子育てプログラム。セラピストが親やケアギバーと週 1 回程度面会を実施。期間は 8 ～ 10 週間。追加のサポートが必要な場合は、セラピストによる協議が行われる。
FFT (Functional Family Therapy)	11 ～ 18 歳とそのファナウ	若者の感情や心理的課題に対処するため、ファナウの強みに焦点を当てる
FFT-Child Welfare	0 ～ 18 歳とそのファナウ (10 代は家族全員が参加)	家族関係に焦点を置き、主に犯罪や学校での問題への対応を目的とし、対人関係や問題行動の改善を目指す。期間は 13 ～ 16 回 / 3 ～ 5 ヶ月程度行う。
FFT-Cross Generations "PAE WHAKATUPURANGE"	10 ～ 24 歳とそのファナウ	犯罪とのかかわりの世代関連を打ち切るため、オランガタマリキが、2019 年からケア プアワイ、警察、矯正局、米国の FFT 団体の協力を得て試験的に行っている FFT。マオリヤパシフィカの文化的枠組みを織り交ぜている。
Multi-Systemic Therapy (MST)	高リスクの 11 ～ 18 歳とそのファナウ	ファナウが、若者の難しい行動の原因に対処し、ともに安全に過ごせることを目的とした集中的な行動療法。週 2 回 / 4 ～ 6 ヶ月程度行う。時間外にはオンコールセラピストが 24 時間体制で対応する。学校や教会といった宗教的な集まりなどのコミュニティがどう支援できるかも理解できる。
Cognitive Behavioural Therapy (CBT)	6 ～ 18 歳	子どもの過去のトラウマや現在の葛藤に対処するための個別セラピー。子どもの思考や行動パターンをベースに 1 対 1 で実施する。トラウマインフォームドケアを用いる。他者とどう過ごすかに焦点を置く。セッションは週 1 ～ 2 回で 6 ～ 16 回実施。緊急性が高い場合には時間外の対応も行う。

緑：親対象、黄：子ども対象・親 / 家族も参加、橙：子ども対象
講義内容とホームページの情報から作成

までとしている。年間 40 人ほどの利用者がいる。

• **NEET (Not in Employment, Education or Training) サービス**

教育や雇用を受けていない 16 ～ 17 歳の若者に対し、進学や就労のサポートをする。教育や雇用を難しくしている事柄に対処し、例えば就労については、仕事探し、履歴書の作成、面接練習、コミュニケーションスキルの訓練、資格取得への申請サポート、ストレスコーピングや時間管理の指導なども行う。

• **若者と、若くして親になった若者へのサポート**

親からの支援がなく教育か訓練を受けている 16 ～ 17 歳と、16 ～ 19 歳の若い親が、それぞれユースペイメント、ヤングペアレントペイメントという公的手当へのアクセスをサポートする。また、家計管理や子育て、さらなる進学や就職に向けたサポートを提供する。

• **雇用プログラム**

就職に苦勞している若者に、職場で即戦力になるためのコースを準備している。若者が就職した後も、仕事を継続できるようにサポートする。

3-3. ケアサービス

ケアサービスには、「フォスターケアホーム」(里親ケア)と「レジデンシャルホーム」(施設ケア)がある。

里親や施設のユースワーカーがティーチングファミリーモデルなどのトレーニングを受け、日常的なかわりのなかで治療的なケアを行う。(ケア プアワイのスタッフトレーニングについては 87 ページ参照)。

※ 2 Teaching Family Model: トラウマインフォームドアプローチを使ったアメリカで開発されたメンタリングプログラム。子どもから高齢者まで、広く治療やケアに使われる。
<https://www.teaching-family.org/>

(1) レジデンシャルホーム

短期入所施設が 2 ヶ所と、中長期入所施設が 1 ヶ所あり、365 日 24 時間体制で運営されている

• **短期入所施設「ライトハウス」**

ライトハウスは、短期間、安全な宿泊先を必要とする若者や、罪を犯した若者の緊急措置などのための施設である。3 週間以内の入所が基本だが、数週間の入所となるケースもある。

女子児童 2 ～ 3 人の施設 Glenmore Lighthouse と、男子児童 3 ～ 4 人の施設 Hillsborough Lighthouse の 2 ヶ所がある。入所の際、LGBTQ+ のトランスジェンダーやクエスチョニングに該当する若者は、自ら男子施設か女子施設かを選ぶことができる。

今回の視察では女兒の施設 Glenmore Lighthouse を見学した (89 ページ)。

• **セラピューティックグループホーム**

行動に問題のある男児のための中長期入所の施設で、入所中にコミュニティで暮らすための必要なスキルを学ぶ。定員は 5 人である。

入所児の支援をするユースワーカーは、トラウマや課題を抱えた子どもたちをケアするトレーニングを受けている。入所に前向きな子どもばかりではないため、グループホームで過ごすことでメリットがあると子どもが感じられるような工夫をしている。

子どもたちは 2 週間に一度振り返りを行い、課題を設定してこれに取り組む、これを繰り返していく。必要なスキルをみんなで学びながら個々の目標の達成を目指す。

退所後は、もといたコミュニティに戻るが、これは自宅とは限らない。12 ～ 18 ヶ月の予定で入所した子どもが、安全に居住場所が確保できずに 7 年間入所したケースもある。

(2) フォスターケアホーム

里親宅で行うケアである。治療専門の里親サービスとレスパイトケアサービスを提供しており、そのための里親のリクルート・アセスメント・トレーニング、里親家庭へのサポートを提供する。9チームで、42人までの子どもに対応する。

乳児を受け入れる場合、以前は母子をともに里親に委託していたが、現在は乳児を里親に委託し、その間に親のトレーニングをするようにしている。

視察では、フォスターケアの話をもっと聞けることができなかったが、提供資料 Caregiver Recruitment Policy and Procedures.(2020).Kia Puāwai. から、一部報告をする。なおニュージーランドでは里親は「ケアギバー」と呼ばれる。以下、里親を「ケアギバー」と表記する。

①キア プアワイの里親（ケアギバー）

キア プアワイでは、2タイプのケアギバーによる専門的な治療的フォスターケアを提供している。

ケアギバーのリクルート、アセスメント、承認はキア プアワイが行う。オランガタマリキは、その監査を行っている。承認されたケアギバーはキア プアワイと契約を結び、子どもを委託すると手当とレスパイト休暇を受け取る。一連のサービス提供のための資金は、オランガタマリキや地区保健委員会から提供される。

<ケアギバーのタイプ>

●スペシャリスト・ケアギバー/トリートメント・ケアギバー

キア プアワイのサービススタッフとレスパイト・ケアギバーのサポートを受けながら子どもをケアし、自宅で治療プログラムを提供する。

●レスパイト・ケアギバー

0～18歳までの子どもを一時的に預かる。ハイニーズでない子どもの短期預かりのほか、治療的ケアギバーのもとで治療プログラムを受けている子どもの短期預かりも行う。後者の場合、レスパイト先でも家庭内での治療プログラムは継続される。

②委託についての法的要件

子どもをどのようなケアギバーに委託するかについては、法律で以下の優先事項が示されている。

- ・子どもと同じか似た文化的／民族的背景を持つ。
- ・可能なら、子どもになじみのある地域に住む。
- ・子どものニーズに対応できるスキルがある。
- ・子どもの措置によって危害を受ける危険性が高い乳幼児や子ども、社会的弱者が家庭内にいない。

これらに加えて、キア プアワイ基本的要件として、ケアギバーの家がキア プアワイの定める基準を満たしている、委託する子どもの個室・衣類や所持品を収納するスペースがある、実子の年齢・人数・居住場所に懸念事項がない、スタッフサポートにアクセスできる近接性、子どもの送迎が安心安全にできるなどがある。

キア プアワイでは、ケアを行う潜在的な子どものニーズを踏まえて上記要件を満たせるケアギバーをリクルートする。そのほか、実子でない子どもの養育についての前向きな姿勢、子どもの困難な行動に予防的に対処できる力、子どものニーズや実践モデルに自分のやり方を適応させる意欲があることなどを考慮する。

③ケアギバーのリクルートから研修まで<リクルート>

ケアギバーの役割を周知するためのプロモーションは継続的に行っている。ケアギバーの欠員が生じたときのために潜在的な応募者を確保するためである。

ケアギバーに欠員があれば、実務のリーダーとサービスマネージャーが、地域別にリクルートの必要性をアドバイスする。募集を行うことが決まれば、リクルート担当が、キア プアワイとケアギバーの職務を伝える宣伝広告を考える。

キア プアワイのウェブサイトやチラシなどのほか Instagram や Facebook などの SNS なども利用して募集する。謝礼付きでケアギバーの紹介を募る方法もとる。この場合は、子どもを受け入れて6ヵ月後に紹介料を支払う。

<応募にあたって必要となるチェック>

子どもの日常的ケアに適しているかを確認するため、以下のチェックの実施が法律で定められている。

- ・応募時：医療評価
- ・応募から3ヵ月以内：顔写真付きの身分証明書、運転免許証、行政・警察による身元チェック、紹介状2通、家の衛生・安全アセスメント、医師からの医療許可書

なお、家庭内に住む17歳以上と家庭内の成人した子ども、家族と親しい親族や友人など、委託する子どもの世話をする可能性のある大人にも警察のチェックが必要となる。

応募者は、上記の法定チェック関連書類や各種同意書など、多数の書面の提出を求められる。書類の不備は採用の遅れにつながる可能性があるため、リクルート担当は面接や面会の機会を活用して書類を揃えていく。

<応募受付から承認まで> (図1参照)

応募についての問い合わせは電話で受ける。ケアギバーの役割や要件などについて伝え、応募の意思があれば、必要書類などの案内をする。その後、面接などの日時を調整し、審査の過程に入る。

審査の過程は次の項目から構成される。最初の面接と家のアセスメントを1回で行うなど、臨機応変に審査の項目を進めていく。

a. 最初の面接

面接前に応募者の履歴などを確認しておく。初回面接フォームが用意されている。

b. 家庭訪問による家のアセスメント

1回目の家庭訪問は、ケアギバーの家族やファナウとの関係構築のため特に重要である。家の雰囲気留意し、子どもが住むことになったらどうなるかをイメージする。専用アセスメント・フォームとベットのアセスメント・フォームに記入する。

c. 家庭内に住むメンバーとの面会

ケアギバーになりたいという応募者の希望を家族がどう感じているのか確認する。

d. 現役ケアギバーとの話し合い

応募者とその家族/ファナウは、子どもたちをケアするうえで直面するだろう困難について理解する必要がある。そのため、現役ケアギバーと率直に話し合える機会を設定する。そして、ケアギバーになることについて、あらためて考えてもらう。

e. 応募者との詳細な面接

応募者にパートナーがいれば、同席してもらう。リラックスした雰囲気ですべて話をしてもらえるように、面接者は1~2人にする。インタビューフォームがある。

f. リクルート委員会面接

最後にフォーマルな面接を行う。これまでその応募者に一番かかわりが深かったスタッフが同席し、

応募者のサポートをする。応募者から面接員に質問することもできる。

g. 承認

サービス提供責任者が、全書類の提出とチェックの完了、リスクアセスメント、必要に応じた管理計画、そして任命についての推薦書を確認し、承認をする。

リクルート責任者が応募者に電話をし、結果を伝えるとともに、ケアギバー/レスパイト・ケアギバーのポジションのオファーをする。応募者が受け入れれば、確認書とケアギバー・スターターパックを送る。

④ケアギバーの再評価

ケアギバーは原則的に2年ごとに再評価を受ける。そのプロセスはおおむね、以下の通りである。(提供資料 Caregiver Reassessment of Approval Status. Kia Puāwai. より)。

○再評価期限2ヵ月前

リクルート特別担当が身元調査と照会を行う。その後ケアギバーに再評価実施の通知をする。

○再評価の通知から7日以内

リクルート特別担当がリクルート委員会に連絡し、評価者を決める。

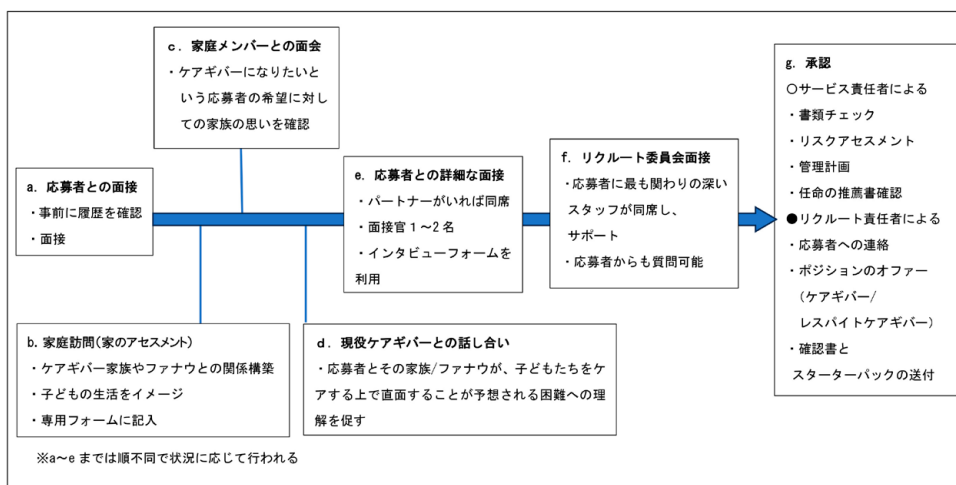


図1. ケアギバー応募者が承認されるまで (編集委員作成)

●ケアギバー審査過程におけるシチュエーションル・クエスチョン

ケアギバーの審査過程の面接では、ある状況を想定して対応を尋ねるシチュエーションル・クエスチョンを行う。質問をする前に、答えには正解も不正解もないこと、これはキアプアワイと応募者の育児に関する哲学が調和できるものかどうかをみるための質問であることなどを伝える。面接者は、応募者の答えに対して、予め用意されている内容のフィードバックをする。面接者は、応募者がフィードバックをどう受けとめたかにも注目する。質問のテーマには、若者とのかかわり、アドボカシー、常識と成熟度、フィードバックの許容、若者の問題行動に感情的に受け止めて対応することがないか、家族との協働、難しい子どもを支援することに前向きかどうか、などがある。

例えば、「若者とのかかわり」というテーマについては、以下のようなシナリオが用意されている。「夕食後、あなたがケアをしている若者が宿題と家事を終えました。その後、アクティビティに行く予定でしたが、直前になってそのアクティビティがキャンセルになり、若者はとてもがっかりして退屈しています。あなたならどうしますか?」

予め用意されているフィードバックの内容：関与と監督、意思決定への若者の参加などについてがポイントになることを話す

○評価者決定から15日以内

評価者が、関連書類の再確認、ケアギバーとの面接、内部関係者への聞き取りを通し、再評価を行う。

○再評価完了

再評価結果が委員会に提出される。

○再評価結果受領後10日以内

委員会が、ケアギバー契約についての勧告を提出する。

⇒契約維持の勧告の場合は、勧告提出後3日以内にケアギバーに結果を通知する。条件付きの契約継続の勧告もある。

⇒契約打ち切りの勧告の場合は、勧告後10日以内にサービス提供責任者が内容を承認し、結果をケアギバーに通知する。

4. 所感 / 考察

近年、日本でも児童養護施設の高機能化・多機能化が進んでいるが、キア プアワイの支援内容の豊富さに驚いた。マオリ文化を尊重しつつ西洋知識のエビデンスに基づいた心理治療を提供しており、その知識を活かしてセラピーサービス、ユースサービス、グループホーム運営、フォスターケアホームなどを展開していた。

なかでも、フォスターケアホームで行っている里親の育成のプログラムが印象的だった。里親の応募受付から承認に至るまで、応募者には3度の面接が課せられているが、その同居家族に対しても、思いを確認する面会が実施されている。また、里親になってからも、2年ごとに再評価が行われている。こうした家族の思いや環境にまで配慮した慎重な審査と、切れ目のない里親育成のサポートが、質の高い里親の担保につながるのではないだろうか。

今回私たちにお話をしてくれたマネージャーのチェズさんとナターシャさんのお二人は、マオリの方々であった。そんなお2人にこの仕事のやりがいを聞くと、キア プアワイで働き出し、子どもを通して文化に触れる機会が多くあったことで、これまでの人生の中で一番マオリ文化について知ることができたとのことだった。

またチェズさんは、入所児童をマオリの集会所に連れていけた時のことを、目を細めて懐かしみながら「家族が家族として一緒になる場面に立ち会えた」と語ってくれた。ナターシャさんは、落ち着きのない男児が、長く会えていなかった母親に面会に来てもらうことに成功し、その後生活に順応し始めたことを教えてくれた。面会実現に向けて、母親の特徴に合わせ、面会についての細かい規則を設けなかったことがポイントだそうで、子どもや親の意向を踏まえて柔軟に対応していることに感銘を受けた。

マオリの文化を尊重した取り組み、丁寧な里親育成とフォロー体制、子どもや親の思いを大切にされた対応、どれも当たり前のことのように、到底一朝一夕にできるのではなく、多くの対話と試行錯誤を積み重ねてきた結果であろう。子ども・親・里親、

それぞれの声に、思いに寄り添い、ウェルビーイングを追求した支援の形がここにはあった。

(鈴木 美希)



長老のピタさんを囲んで

参考文献 / ホームページ

- ・ Kia Puāwai. Kia Puawai Annual Report 2022. 2022.
- ・ Kia Puāwai 講義資料
- ・ Kia Puāwai <https://www.kiapuawai.nz/> (2024年1月15日閲覧)

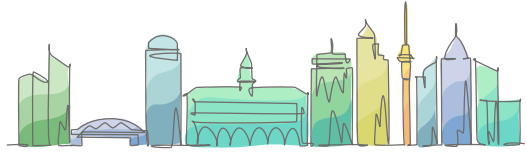
キア プアワイにおける ケアギバーや施設スタッフへ向けたトレーニング〔2021〕の概要

項目	トレーニングの内容	対象者			
		全ケア ギバー	全フロン トライン 全入所施設 スタッフ	実務 リーダー	マネー ジャー
自殺	子どもの自殺リスクに影響する要因や、子どもの多くが抱える自殺のリスクについて理解し、対応することを学ぶ。	○	○	○	○
リスクマネジメントと事故報告	子どもに対するリスクマネジメント方法や、リスクマネジメントの計画と報告の手順についてのワークショップ。	○	○	○	○
投薬管理	子どもの医薬品の保管、管理、記録に関する方針要件。	○	○	○	
自傷行為のマネジメント	子どもの自傷行為の理由、その対処法、より健康的な対処法を採用するためのサポート方法について学ぶ。	○	○		
虐待とネグレクト	様々なタイプの虐待について、注意すべきことや虐待発見時の対応プロセスについて学ぶ。	○	○	○	○
トラウマインフォームド・ケア (TIC)	トラウマと、トラウマが脳の発達や行動に与える影響について紹介。TIC サポートと通常の支援との主な違いを探る。	○	○	○	○
行動の理解	応用行動分析学に関する入門編。行動の理解が子どもとのより良い相互作用をどうサポートするかを学ぶ。	○	○		○
若者の権利	子どもの権利と、それが実践においてどう示せるかについて考察する短いワークショップ。	○		○	○
ティンカンガ (マオリの慣習)	マオリのティンカンガ (tikanga) とティンカンガの実践の概念について学ぶ (Powhiri と Mihi whakatau、キア プアワイでの実践)。		○	○	○
カラキア (祈り、儀式で唱える言葉)	カラキアのティンカンガと、キア プアワイにおける実践を学ぶ。カラキアを遂行できるようになるための初級ワークショップ。		○	○	○
カラキア - 上級	カラキアワークショップを土台とし、カラキアの様々な側面の形式と機能を学ぶ。		初級修了者		
ペペハ	ペペハ (マオリ語での正式な自己紹介) の作成と実践について学ぶ初級ワークショップ。		○	○	○
ペペハ - 上級	スタッフのペペハを開発する実践的なワークショップ。		初級修了者		
私たちの価値観 (ケアギバー)	ケアギバーと足並みを一致させ、家庭の中でキア プアワイの価値観に基づいて生活し、働く必要があることを認識させる。	○		○	

上記に加え、新規スタッフに向けた研修が用意されている他、TFM(Teaching Family Model) を子どもや家族に対して行うスタッフやケアギバーを対象に、その概要と手法などについてのトレーニングが用意されている。

また、暴力などの攻撃的リスクのアセスメントやリスク回避と対応方法などについてのプログラム Maybo を全スタッフと全ケアギバーが学び、レジデンス職員は身体的介入におけるホールディング技術もさらに学ぶ。

トランジションサポート(移行支援)



私は、自立支援担当職員という肩書のもと、児童養護施設で働いている。ニュージーランドで自己紹介をする際に、自分の肩書を「Transition support worker」と説明していた。しかしどうやら、日本での自立支援は社会に出て自立をするためのリビングケアとアフターケアを指すのに対し、ニュージーランドにおける「Transition support」は、保護下からの自立に加え、家庭や次の保護先へ行く際の移行期の支援（移行支援）を指すということに、遅ればせながら気が付いたのだ。

2019年7月1日、ニュージーランドではオランガタマリキ法により、移行支援サービスの内容に大きな改訂が加わった。

- 保護下にいた経験のある若者は、18歳～21歳までの間、里親や施設に留まるか、一旦出てもまた戻る権利がある
- オランガタマリキ（または委託受託者）は、保護下にいた経験のある15歳～21歳の若者に対して連絡を取り続けなければならない。
- 保護下にいた経験のある若者は、オランガタマリキ（または委託受託者）に対して、25歳まで継続的な支援と助言を求めることができる。

上記における若者には、ケアアンドプロテクションとユースジャスティスの両者ともに含まれるが、継続して3カ月以上保護下にいた者とされている。

これらの移行支援を行うのは、オランガタマリキと契約をしている全国各地の様々なNGO及び部族(iwi: イウイ)組織のトランジションワーカーである。しかし農村部などの契約組織が見つからない場合には、オランガタマリキのスタッフが担うこともある。今回の視察先では、オープンホーム財団とキアプワアイにおいて、トランジションサポートについての取り組みが聞けた。また、バーナードスウェリントンでは、移行支援を目的としたトランジションホームという入所施設があると聞いた。また、ケアリーバーへの支援として、VOYCEでもピアサポートなどを行っている。

法制化された2019年に、当時のオランガタマリキ長官グラニーニア・モス(Gráinne Moss)氏は、「私たちは、全てのケアリーバーに対して、自分を気遣ってくれる人、つまり大人への第一歩を一緒に歩んでくれる人を確保したいと考えています」と述べた。

近年の日本における自立支援の重点化も、ニュージーランドにおける移行支援に通ずるものがあると理解ができる。しかし、ニュージーランドの移行支援はケアリーバーをなるべく一人も漏らさないよう、細やかなサポートが敷かれているようにも感じた。それは法的強制力の影響も大きいですが、全国各地に移行支援を含む多機能型NGOが存在していることも大きな要因であると考えます。(阪本 博美)

参考文献 / ホームページ
オランガタマリキ

- ・ <https://www.orangatamariki.govt.nz/about-us/news/new-transitions-service/> (2024年3月1日閲覧)
- ・ <https://www.orangatamariki.govt.nz/about-us/research/our-research/transitions-service-synthesis-report/> (2024年3月1日閲覧)



グレンモア・ライトハウス (Glenmore Lighthouse) キア プアワイ短期入所施設

講義日時：2023年11月9日 13:00 - 13:30

視察場所：住所非公開

URL：https://www.kiapuawai.nz/

講師：Natasha Tamiano（実務リーダー、ソーシャルワーカー）

（敬称略）

1. 概要

グレンモア・ライトハウスは、11～17歳の女子児童を対象にした短期の入所施設である。安全に宿泊できる場所がない、あるいは罪を犯した若者が警察の留置所で拘留されないように措置される緊急ケースなどで利用される。若者たちはオランガタマリキからの措置で入所する。緊急ケースに対応できるよう、地域のオランガタマリキ措置チームが利用状況を管理・モニタリングしている。

入所期間は3週間以内をめどとしているが、実際はニーズや状況に応じて数日から数週間である。

(1) サポート内容

トレーニングを受けたユースプラクティショナーと呼ばれるユースのケアワーカーが、生活を通して治療的にかかわり、集中的なケアサポートを提供する。またCBT（Cognitive Behavioral Therapy：認知行動療法）を行うこともある。

スキニシップをしない関わり方をとっている（(3)参照）。スタッフは、不安を抱えながらやってくる入所児たちに、お茶を淹れたりご飯を作ったりという、親切な思いやりの心をもって日常生活を積み重ねるという形で関係性を築いている。

子どもは家族と連絡（電話やテレビ電話）をとることを認められている。家族関係が長い間絶たれている入所児の場合は、司法機関との連携を取り、関係を再構築できるように働きかけも行う。

(2) スタッフの勤務形態と待遇

10年以上働くスタッフが多く在籍している。

①勤務体系

平日勤務のマネージャーと、シフト勤務（3交代）と1週間連続勤務のワーカーがいる。

・シフト制ワーカーの人員体制

7～15時：1人 15時～22時：2人

22～7時：1人

②待遇

スタッフの休暇は充実しており、休暇数で数えれば実質週休3日制となっている。

③スタッフのメンタルヘルス

組織内外のリソースを利用してスタッフの心理ケアに当たっている。外部のものとしては、EPA（20ページ）のカウンセリングサービス RAISE があり、スタッフは匿名で仕事やプライベートな悩みなどを相談することができる。

(3) 入所児間のトラブル予防とスタッフの安全確保

ニュージーランドでは非行少年などに対するケアの場における子どもへの危害を防ぐため、身体拘束や身体接触が厳しく制限されている。ライトハウスにおいても、入所児同士のトラブル予防や入所児の暴力による危険性といった観点から、同様の対応を取っている。暴力などのトラブル発生時には、スタッフの安全への配慮から、身体拘束などは行わず、安全が確認でき、危険がないと判断された場合のみ介入する。トラブル発生の説明責任については、事前に然るべき措置や適切な働きかけがなされていたかどうか問われることになる。

2. 課題

- ・特にオークランドでは入所理由や入所児の抱える問題が複雑化している。入所児の入れ替わりも激しい。その結果、入所児童の暴言や暴力、それによるスタッフの疲弊や不足が起きている。また人手不足によって、スタッフのトレーニングや回復のための時間を十分取ることが難しくなっている。
- ・道路の渋滞や、施設が本体オフィスと離れていることで、トラブルが起きた際、本体オフィスから駆け付けるのに時間がかかり、対応が遅れてしまうことがある。
- ・日常においては、「入所児の服が届かない」「薬が十分に提供されない」といった問題により、時間外も対応に追われることがある。

3. 施設見学の様子

近隣の様子と外観



グレンモア・ライトハウスは、住宅街にある一軒家。入口の門は緊急時にはロックできるようにになっている。建物はオランガタマリキが所有している。

玄関を入ると、入所者からの感謝の手紙や、健康と安全に関するチラシが掲示されていた。中には VOYCE のポスターもあった。



リビングとウッドデッキ



リビングは広々としたくつろぎのスペースになっている。庭への窓は開放されていた。庭とウッドデッキへは、自由に入出りできるようになっている。

キッチン



窓が大きく明るいキッチン。パントリーには鍵がかけられ、食料や刃物が収納されている。キッチン横のダイニングでは、訪問時、1人の入所児がオランガタマリキから派遣されている教員と学習中だった。

入所児用の居室



入所児の居室の壁はバイカラー。上半分は黒板で、落書きを許容できるスペースとなっていた。居室スペースから共有スペースへ続く廊下のドアは日中閉められており、学習への気持ちの切り替えができるよう配慮されていた。

洗濯室とトイレ・シャワールーム



バス・トイレもとても清潔に保たれていた。

スタッフルームには、健康や安全に関する事項や役割分担などが掲示されていた。また、入所児の医薬品や個人の所持品は施錠管理となっていた。スタッフルームは、子どもからの暴力など危険な際の避難場所としても使われる。



4. 所感 / 考察

訪問させていただいたライトハウスでは、実際の施設を見る事ができた。ユースプラクティショナー（ユースのケアワーカー）が日々の生活を通して治療的に関わり、集中的なケアサポートが提供され、学習面ではオランガタマリキから派遣された先生が指導にあたっていた。夜間緊急時にはエマージェンシーコールで人を呼ぶことができ、スタッフが孤立しないような仕組みもあった。また子どもが興奮状態にあり暴力が予想される際は、まずスタッフ自身の安全を確保することが許されていたことは、日本との違いの1つと言えるだろう。現場にいるケアワーカーの働きやすさとスタッフ同士の連携について考える機会となった。

入所児の居室の壁の上半分が黒板で、落書きを許容できるスペースとなっていた点も印象的であった。落書きは、特性による影響が出ている時や心が荒れた時などに、子どもたちが気持ちを吐き出す手段の一つなのであろう。「落書きしないで」ではなく、落書きをしても大丈夫なスペースを確保する。ポジティブな解決策である。

また、家族関係が長い間絶たれている入所児に対しては、司法機関との連携のもと、関係を再構築できるように働きかけも行っており、子どもだけでなく家族も含めて支援にあたっていることが窺えた。

入所児の抱える背景・課題の複雑化や本体施設との距離的な問題など、日本と同じような課題は見られた。しかし、子どもへのポジティブなアプローチや、家族

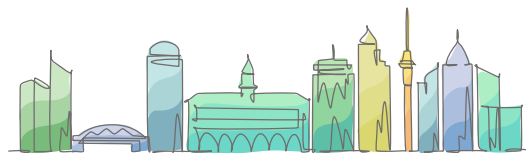
を含めた支援には学ぶべき点がある。そして、我が国ではまだ十分とはいえない、スタッフがいきいきと、安心安全に働くための休暇制度や相談・連携体制が確立されている点は、ニュージーランドにおいてスタッフのウェルビーイングを大切にしている視点がしっかりと根付いているからであろう。こうした保障された休暇、相談先のある安心感が、スタッフの心と体の健康維持やライフスタイルの充実につながり、子どもたちと向き合う毎日の活力となっているのではないだろうか。

（鈴木 美希）

参考文献

- ・ Kia Puāwai 講義資料
- ・ Oranaga Tamariki. 2023. Physical restraint and de-escalation Best international practice as applicable to secure youth justice residences Summary report.

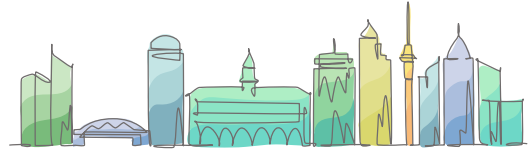
伝統の歌がまさかの…



視察先のキア プアワイ (Kia Puāwai) での儀式の中で、ピタさんより部族の中で受け継がれる伝統の歌を披露していただいた。それまでマオリ語で厳かに儀式が進んでいたため、歌もメロディーも代々受け継がれている伝統あるものだと思っていた。ところが、歌詞はマオリ語だがメロディーが「長崎は今日も雨だった」だった。気付いた中垣先生が、河尻先生と一緒に日本語が話せるスタッフの方にお話を聞いてくださった。すると、現在の上皇ご夫妻がニュージーランドを訪問された際に歓迎の歌として披露されたこと、歌詞はファカパパ (whakapapa) をベースにしてピタさんのお父さんが作ったこと、日本のメロディーだとは知らずに受け継がれていたことが分かった。私は、まさかの選曲と、アットホームな制作秘話に、ほっこりした気持ちになり、緊張でこわばっていた肩の力が少し抜けた気がした。

（田畑 淳美）

ニュージーランドの働き方



ニュージーランドは車社会だ。オークランド滞在中、たくさんの日本車とすれ違いながら、バスに揺られ視察先へ向かった。今日は私の担当の視察先。移動中もその準備として調べたこと、気になることを緊張しながら団員に伝えていた。講義が終わり幸運にも施設見学もすることができ、高い満足感の中、それぞれに感想を言い合いながらバスに乗り込んだ。日本との違い、日本と同じように抱えている課題…。どこの国でも虐待はあるが、それを解決しようとする大人もちゃんといるんだと、国を超えたユースワーカーに親近感を覚えた。

ただ日本と違っているのは働き方と休み方にある。勤務2年目から年間4週間の有給休暇が取得でき、使いきれない休みは現金化できる(日数上限あり)。さらに10日間のシックリブがある。シックリブとは体調不良時に使える有給の病気休暇である。有給休暇については制度があるだけでなく、職場でも休みはしっかり取ろうという雰囲気があるという。研修機関であるチャイルドマターズでは、年末年始は研修がないため長期休暇のシーズンだからであろうか、担当者はクリスマス前から翌年1月半ばまでお休みをして旅行に行くと言っていた。それを聞いた時には我々の口から思わず「いいな～」「すご～い」、日本語が漏れ出る。日本語はわからずとも、私たちの反応に何かを察したのか、ニュージーランドの講師陣からは笑い声上がる。休みが多い以外にもEAP(従業員支援プログラム)(20ページ)のRAISEという外部組織に職場での悩みを打ち明けられるという。個人的な悩みから職場の中にあるストレスまで匿名で相談できる。家族の問題や薬物・アルコールの問題、キャリアプランニングと相談内容は多岐に渡りアドバイザーやカウンセラーが対応してくれる。その休みの多さと相談先のある安心感が、働く者にとって自分の心と体の健康を守りながらも、子どもたちのケアをする大事な基盤となっているのではないかな。

我が国にもEAPを導入している事業所や、有給休暇を取得できるように、超過勤務を減らせるように努力している事業所があるが、標準化されているとは言い難い。通訳のポール春香さんによると、ニュージーランドでは、金曜の昼過ぎにはラッシュアワーが起きるという。仕事を切り上げて帰宅する人や休暇に向かう人の車が列をなすようだ。休暇を大切にしようとするこの国の人々は、自分自身の心と体をケアすることがとても得意な人々なのかもしれない。

(鈴木 美希)



Julie Carterさん

里親として 大きな家族を目指して

日 時：2023 年 11 月 10 日 18:00 - 20:30

講 師：JULIE CARTER

(敬称略) (里親、One Big Family 創設者)

Heather Juno (ボランティア 太平洋諸島支援担当)

現在、3人のきょうだいの里親であるジュリーさんと対談し、ニュージーランドの里親制度や支援の実態について生の声をお聞きすることができた。里親として、母親として、また NGO の運営者として様々な表情を持つジュリーさんに対し、団員からも積極的に質問が投げかけられ、活発な意見交換ができた。

ここでは里親に関する対談内容を報告する。ジュリーさんが代表を務める NGO 「ワンビッグファミリー」の活動については 99 ページを参照されたい。



ジュリーさんに聞いたニュージーランドの里親事情

文章において、里親は「ケアギバー」と表記する。

<「移行期ケア」のケアギバー>

ジュリーさん：私は、11歳と10歳の女子、8歳の男子3人のきょうだいのケアギバーをしています。最初にニュージーランドのフォスターケアについてお話しすると、ケアギバーは措置期間やその目的によって、4つのタイプに分けることができます。

1つめは緊急対応のケアギバーです。夜間でも子どもを受け入れます。

2つめはレスパイトケア^{*1}のケアギバーです。親やケアギバーなどの養育者が休みたいときに子どもの面倒をみます。

3つめはトランジショナルケア（移行期ケア）のケアギバーです。子どもの家族が安全であることが確認されて子どもが親元に戻るまで、または子どもを安全に養育できる親族が見つかって子どもが親族のもとに移るまで、子どもの面倒をみます。ケア期間は2日間ということもあります。

4つめは、親が長期的に子どものニーズにこたえられない場合の永続的な「ホームフォーライフ（終生）」の措置です。

私自身は、3つめの移行期ケアのケアギバーです。ケアギバーになったばかりの頃は私自身が子育て中でしたから移行期ケアを選びました。これまで赤ちゃん2人とティーンエイジャー1人を預かり、現在の子どもたち3人の受託に至ります。

^{*}1 respite は休息、一休み、休息期間などの意味。レスパイトケアのケアギバーは、養育者が休息できるよう、短期間、地域の子どもを預かって世話をします。

山口：今のお子さんたちの養育期間はどれくらいですか？

ジュリーさん：一番上の子どもは私のところに来てもう8年半になります。最初に、子どもの受け入れについてオランガタマリキから連絡を受けたとき、私は「2日間でもいいですか？」と言いました。でも、あれからもう8年が経ちました。子どもたちの親は、子どもの面倒を長期的に見ることが難しい状態で、親族にも彼らの養育ができる人がいません。委託されてから、子どもたちに特別なニーズがあることが分かってきましたが、彼らが私の家庭環境でうまくやっているの、慣れていて私がケアを継続するのが最善だと考えています。

<実親との関係>

西村：今日は、誰が子どもをみているのですか？

ジュリーさん：子どもたちの母親です。母親は2週間おきに、週末に、自宅で子どもの面倒を見ることを許されるようになりました。

子どもが私のところに来た時、両親はまだとても若く問題も抱えていましたが、私は彼らが人間として成長するのを見てきました。彼らを批判したりせず、子どもたちの親であることに敬意を払ってきました。そして今、私と子どもたちの両親とはとても良い友だちです。

ただケアギバーと実親がかかわりを持つのは珍しいことです。オランガタマリキは、ケアギバーと実親が知り合うことを勧めていません。オランガタマリキのオフィスで子どもと実親が面会する際も、ケアギバーはオフィスの裏口まで子どもを送り、実親はオフィスの正面から来るという具合です。通常は、

里親が誰で、どこに住んでいるかは、里親の安全を守るために実親には知らせません。私も電話番号は知らせていますが、住所は知らせていません。そこはプライバシーとして一線を画しています。

西村：ジュリーさんはどうして実親とコンタクトを取ろうと思ったのですか？

ジュリーさん：実親と話さないのは自然ではないと感じたからです。両親に、どんな人間が子どもの面倒をみているのかを知ってほしかった。ですから子どもを受け入れたとき、オランガタマリキには両親に会いたいと伝えました。

両親は私のことを知り、悪い人間でないことが分かってほっとしたようでした。それにもう長い間子どもたちのケアをしていますから、私にとっても、親にとっても、こうすることがより健康的で自然です。実は2～3年前、オランガタマリキから永続的なホームフォーライフの措置に移行しないかと相談されましたが、受け入れませんでした。子どもに特別なニーズがあるので、オランガタマリキから資金と支援の援助が継続的にあるケアギバーでいる選択をしたのです。良好な関係にある両親に子どもの成長や生活にもっと関わって欲しいという思いもありました。実際、その思いは現実になっています。

春香さん（通訳）：ご自身の安全については心配しなかったのですか？

ジュリーさん：しませんでした。彼らは、よい人たちです。ただ、「選択を誤っただけ」と考えています。

また子どもたちの家族にもケア経験者がいます。母親は、厳しい環境で育ってきました。私とのかかわりは彼女の癒しのプロセスとなって、母親が2週間ごとに子どもに会えるようになったのは、私からのサポートも貢献していたものと考えています。先月も、母親が子どもの課題について理解する研修に参加するためのサポートをしました。

山口：ニュージーランドでは、一般的に、ケアギバーのもとで暮らす子どもと実親との面会はどれくらい実施されているのですか？

ジュリーさん：子どもがケアギバーのもとにいても、実親には子どもと会う法的権利があります。面会の回数や頻度は、弁護士調停の元で決定されます。面会のときに実親が子どもを連れ去ってしまう懸念があれば、面会はソーシャルワーカーのオフィスで行われます。

<文化について>

西村：お子さんたちはマオリの子どもたちですね。ジュリーさんご自身が、子どもたちにマオリの文化を教えるのですか？

ジュリーさん：いいえ、私が教えるのではありません。子どもたちは学校で学びます。今、子どもは母親ともつながりがありますね。

1年ほど前ですが、子どもたちの親族が他界しました。私は、子どもたちと彼らの母親を連れて、タンギハンガ（マオリのお葬式）に行きました。子どもと母親の文化的学びのサポートをすることが、私の役目です。

西村：文化の重要性は研修中もよく耳にしました。

ジュリーさん：マオリの人々は、子どもは自らの文化圏内にいるべきだと信じています。大きな村で育てるような感覚です。子どもを、きょうだい、おじさんやおばさん、そして家族の友だちなどに預けることを好みます。彼らの文化とアイデンティティを維持するためです。

西村：では家族に問題がある際、家族以外に預けることはできますか？

ジュリーさん：預けることはできますし、家族以外のケアギバーのもとで子どもがケアされて、非常にうまくいくこともあります。

例えばマオリはどちらかというラフ（手荒）なやり方の子育てをします。いま養育している一番下の子どもはケガをして私のもとにきましたし。

私たちヨーロッパ系ニュージーランド人は、やさしく、ソフトな子育て方法を使います。そういった意味では違う文化圏のやり方で育てて、子どもの行動が改善することもあります。

それでもその後、家族が警察のチェックを経て安全だと判断されれば、子どもは家族のもとに戻ります。ソーシャルワーカーは、できるだけ子どもを家族のもとに戻すように努めなければならないのです。そして子どもが家族のもとに戻った後は、養育を許されていない者が子どもの養育者となっていないかなども含めて状況や支援ニーズを定期的に確認し、地域と協力し、家庭を強化しなければなりません。

西村：家庭外ケアの経験がある家庭では、子どもが家庭外ケアとなる傾向があるという話をオランガタマリキでも聞きました。ケアが次の世代のケアに連鎖しているというのは、どういうことなのかと思います。

ジュリーさん：家族に何代もケア経験者がいることが分かると、オランガタマリキは、子どもをファナウではなく、つながりのないケアギバーに委託する決定をすることもあります。なぜなら、関係がない家庭での生活で子どもが変わり、世代間の連鎖をとめられる可能性があるからです。そもそも子どもたちは、家族や生活環境に問題があってケアとなったのであり、改善の努力をしていない家族のもとに戻

せば同じことの繰り返しです。家族のもとに戻せない場合、親族や友人のなかから子どもの世話ができる人を探しますが、親とあまり変わらない養育レベルであることがあります。ファナウ（拡大家族）とのつながりは非常に大事ですが、子どもの将来を犠牲にしてはならないのです。

中垣氏：さきほど「マオリはラフなやり方で子育てする」と仰っていましたが、例えば体罰は文化なのでしょうか。私はそうではないと思うのですが。

ジュリーさん：子どもたちに手をあげるのは、文化ではなく、しつけの一部で、その家族が何世代も続けてきたやり方なのだと思います。

<ニュージーランドの施設、

フォスターケアと養子縁組の制度>

ジュリーさん：日本では、家庭外ケアの赤ちゃんや子どもを施設で世話することが多い印象がありますが、そうですか？

山口：施設入所の方が多くですね。家庭に戻ることができない子どもは、なるべく里親のもとで生活できるよう支援します。里親委託でない場合は乳児院で生活し、大体3～4歳をめどに、児童養護施設に行きます。

ジュリーさん：ニュージーランドには、日本の乳児院や児童養護施設に相当する施設はもう存在していません。施設は、主に問題行動のあるティーンエイジャーを対象にしています。それに、ずっと施設で育っていくということはありません。

日本には46,000人の子どもが施設にいますと聞きました。それだけの数の子どもを養育するケアギバーが準備できないから、効率的な施設養育中心になっているのでしょうか。

ニュージーランドで施設養育が中心になったら、多くの子どもが自分の文化に反した養育をされることになると思います。日本で施設養育を中心に展開できるのは、多くの日本人が共通の文化を持っているからかもしれませんね。施設でも、ケアギバーでも、子ども自身が愛され、面倒をみてもらえると感じられるのならば、どんな状況でもいいんですけどね。

日本の場合、長く施設で育つと、そこから出てくることがその子にとってはストレスになって、行った先の家族で問題行動を起こしてしまう。そんな循環が生じてしまうようにも思いますが、どうですか。

山口：施設で育つ子どもは、母親との分離、乳児院の担当との別れ、と、主たる養育者が変わることを何度も体験しなければなりません。児童養護施設に行けばその経験は更に増えます。日本の里親には、これから受け入れる子どもにはそういった経験があること、こういった経験が及ぼす子どもへの影響を

理解してもらえるよう助言し、ケアへの支援もしていかなければなりません。

ところで日本では、養子縁組を目的に里親になる方も少なくありませんが、ニュージーランドではどうですか？

ジュリーさん：少ないと思います。ニュージーランドではフォスターケアと養子縁組は別のものです。

例えば、ご自身に子どもができないからケアギバーとなる人もあるかもしれませんが、子どものためを思えば、そのケアギバーは、自分に子どもができないことで心理的に深く傷ついていることがないようにしなければいけないと思います。

またニュージーランドのフォスターケアは、子どもが自分の家に戻ることを主目的とした制度です。子どもが欲しいという理由でケアギバーになると、いつまでも子どもを自分のところにとどめておきたいという思いも強くなってしまいます。



ジュリーさんの柔らかくも芯がしっかりした語りぶりに、団員も夢中になり身を乗り出して聞き入り、質問を重ねた。

山口：日本では、里親委託が推進される中、発達特性のある子どもや、医療的ケア児の受け入れのニーズも増えていますが、ニュージーランドではいかがですか？

ジュリーさん：ニーズは増えています。

例えば癌があって抗がん剤治療をしている子どものケアギバーは、病院で子どもの状況や必要なケアについて学びます。子どもが癌を発症したからといって経験や専門的知識があるケアギバーのもとに移すより、そのとき一緒に生活しているケアギバーをトレーニングして、同じ家庭にいられるようにしています。子どもが癌になっても親は変わったりしませんからね。ケアギバーも同じです。

子どもに障がいや病気があれば、通院、医療ニーズへの対応なども必要です。通院についてはソーシャルワーカーに同行をお願いできますが、長く子どもをみていると、我が子同様です。他人に頼るのも抵抗があるし、子どもも人が変わると行きたがりませんし、大変です。

<ケアギバーへのサポートと手当>

鈴木（聡）：ケアギバーや子どもからの相談に応じるサポートはありますか？

ジュリーさん：子ども、実親、ケアギバーそれぞれにソーシャルワーカーがいます。7週間に1回、みな、それぞれのソーシャルワーカーと会うことになっています。ソーシャルワーカー同士も連携しています。また VOYCE（53 ページ）からのサポートはとても助かっています。

また、ケアギバーへの正式なトレーニングプログラムというものはありませんが、ケアギバーのサポートとしてトレーニングコースを提供している団体もあり、子どものさまざまな行動、子どもとのアタッチメントなどについて学ぶことができます。

通訳（春香さん）：今のサポートについて望むことができるとしたら、どんなことですか？

ジュリーさん：ADHD などの子どもの言動に関するサポートです。今、私は一人で子どもたちの行動のマネジメントに奮闘しています。自宅の2階を借りて住んでいる方が、平日の朝と夜に子どもの世話をサポートしてくれます。でも、日中や週末は私ひとりです。この8年半、自分の時間はほとんどありませんでした。

鈴木（聡）：ご自身のメンタルヘルスのマネジメントはどうされているのですか？

ジュリーさん：ケアギバーは1年間に2週間のレスパイト休暇を取る権利があります。休暇中は他のケアギバーが子どものケアをし、手当なども支払われます。

ただ、子どもたちが良く知らないケアギバーの家に泊まるのが心配で、私は長い間、休暇を取ったことはありませんでした。しかし最近、自分の娘に子どもたちを預けて、レスパイト休暇をとり、海外に行きました。

通訳（春香）さん：ケアギバーへの報酬や手当はどの程度のものでしょうか？

ジュリーさん：ケアギバーの基本手当は子ども1人あたり週250ドルあまり^{*2}です。オランガタマリキは、里親の存在や仕事の重要さを評価していても、手当等を高く設定するわけにはいきません。本来とは違う、営利目的でケアギバーになろうとする人が出てくるからです。

その他の必要経費はオランガタマリキが負担しますが、週250ドル程度の基本手当だけではとても生活していきません。かといって仕事を持ちながらケアギバーの役割を果たすのも大変です。また単身者のケアギバーで、仕事がない場合は、子どもを3～4

人受け入れてようやく生活していけるレベルになりますが、1人でみるには3～4人は多すぎます。

私も3人の子どもをみていますが、一番上と下の子どもは行動の問題もあって、なかなか大変な状況です。ソーシャルワーカーからはサポート提供の申し出がありました。また先に述べた、家の2階に住んで朝晩子どもの世話を手伝ってくれる方へのサポート費用はオランガタマリキ（32 ページ）が負担しています。

<オランガタマリキに望むこと>

鈴木（聡）：オランガタマリキに望むことはありますか？

ジュリーさん：改善して欲しいのは私たちケアギバーとのコミュニケーションです。ケアギバーへの情報共有が最後になることがあります。数週間前から措置変更のための手続きをしていたにも関わらず、私がそれを知らされたのは2日前だった事がありました。手続きには、裁判所なども関わるため大変なことは理解できますが、子どもの面倒を一番近くで見ている人たちのことを忘れてしまうことがあるのです。

山口：措置の変更や解除に関する通知は、通常、どのタイミングでなされますか？また、ケアギバーの喪失感が心配される場合のケアやサポートはありますか？

ジュリーさん：通常は、子どもがケアから出る準備をしっかりとできるよう配慮して通知されます。ケアギバーの経験が少ない人には早めに通知することもあります。その逆もあります。

喪失感への対応は、子どもがケアから出た後、ちょっと悲しむ時間、立ち直る時間を取ってから次の子どもの委託の依頼がなされたり、カウンセラーを紹介されたりもします。

山口：フォスターケアがうまくいかない場合はどうしますか？

ジュリーさん：オランガタマリキにすぐに伝えることですね。私がケアギバーになったばかりの時、「あなたと子どもがうまくつながらないとき、無理に面倒を見続けたり、隠したりせずに、正直に話してほしい。こうしたことは起きるものだから。子どもにも、相性が悪いだけで、あなたが厄介者なのではないという説明をする。子どもが自身もここではダメだと思ったら出ていけるというのは大事なこと」とよく言われました。

山口：難しい局面に直面したことはありますか？

ジュリーさん：1番上の子どもが10歳になった時、攻撃的になって、8ヶ月間、レジデンシャルホームに措置されました。その子は精神的にはまだ幼いので

*2 オランガタマリキのホームページによれば、子どもの年齢により、1人あたりおおそ275～315ドル/週の手当がある。そのほか、子どものお小遣い、誕生日やクリスマス手当、衣料費などが支給されるほか、新任ケアギバーへの準備金や追加の支援金がある。

すが、急に、問題行動があるティーンエイジャーと生活をする事になりました。当初、私は、彼女が施設で行動を変えるためのプログラムと適切な援助を受けて戻ってくるだろうと信じていました。しかし施設は、入所後1ヵ月近く、彼女と私たちとの接触を断つことを最善と判断しました。つながりを絶たれて、彼女は感情的になり、怒り、子どもっぽくなって、何度か逃げ帰ろうとしました。彼女の暴言は悪い行動だと捉えられましたが、私たちがいる家に帰りたくないと伝えようとする彼女なりの方法だったのです。その後、面会や外出が許されるようになって、私から、在宅プログラムのサポートをつけて彼女を我が家に戻すよう頼みました。この出来事は、私たちにとって大変な経験となりました。

施設は子どもたちの年齢に相応しいものでなければならぬと思います。彼女はあの施設に入所すべきではなかったけれど、他にケアする場所がなかったのです。そして施設は世話をしてきた家族と子どもとの接触を断つべきではありません。むしろオープンなコミュニケーションと近況報告を行い、可能ならもとの家庭に子どもを戻す計画を考えるべきです。また子どもの問題が深刻化してこのような事態を生じさせないよう、ケアギバーにとっても在宅支援がどれほど大事かに気付かされました。

山口：その他にも何か課題を感じていることはありませんか。

ジュリーさん：学校の授業中に子どもを訪ねて、それを定期訪問にするソーシャルワーカーがたまにいることです。忙し過ぎるからなのでしょうが、訪ねられた方としても恥ずかしい思いをします。子どもは、自分が里親家庭で暮らしていることは知られたくない、他の子たちと同じようにいたいのです。だから私は担当のソーシャルワーカーには、子どもに学校で会いたいのなら、校内の一室に呼び出して会うようにと伝えています。

日本でも、子どもが里親委託されていることを、恥ずかしいこととして隠すといったことはありますか？

山口：あります。昔は特に、隠すケースが多くありました。それと、子どもに対して里親に育てられていることを伝えない傾向がありました。今は、子どもがなるべく小さいうちに、子どもの実親が他に存在することを伝える真実告知を里親に推奨しています。子どもが事実を知らないうちに、親族や近所など、周りから知らされる事がないよう、里親か子どもかどちらかの名字に合わせて呼ぶこともあります。

ジュリーさん：ニュージーランドでは、ケアギバーは、子どもに、なぜここにいるのか説明をします。「ママ」と呼ばせるのを決めるのも私たちです。私は、生みの母のことは「タミー マミー」（お腹のお母さん）と呼び、私は、「タミーマミーとは違う別のママだよ」と伝えています。

<ケアギバーの役割>

山口：ケアギバーとしての役割は他にどんなことがあると感じていますか？

ジュリーさん：ケアギバーには、子どもを保護する中で、アドボケイトとしての役割が期待されています。でも、ケアギバーが子どもを自分の子どものように大切に思っていないと、本当の意味でアドボケイトとなるのは難しい。ケアギバー次第で、子どもたちの旅路が改善されることもあると思います。

鈴木（聡）：ジュリーさんの子どもたちとの最もハッピーだったエピソードを教えてください。

ジュリーさん：良い思い出は沢山あります。その中で本当にハッピーだったのは、子どもたちが週末に親と過ごすことを許されたとき、母親と子どもたちの幸せな姿を見たことです。

ケアギバーのもとで暮らす子どもの家族のなかには何世代にわたってケア経験があるメンバーがいる家族がいます。オランガタマリキが“ケアの世代間連鎖”を断ち切ろうと家族を支援しているように、私も家族が強くなるのを助けています。

日本の里親家庭の姓について

日本では、里子の姓は原則として住民登録は戸籍の内容に基づくものであるため、住民票において里子は実親の苗字で記載される。また、病院での診察を受ける際、児童相談所から発行される受診券の記載も同様である。

自分が里子であることをまだ知らずにいる、複雑な事情から実親に居場所を知られてはいけぬ、自分の生い立ちから実親の姓を隠して暮らしたいと希望しているなど、里子の背景は様々である。委託後、子どもが保護された背景や委託の状況、子どもの意思、子どもの利益、実親の意向を十分に考慮しながら、児童相談所や関係機関とともに里親か里子のどちらかの姓に合わせて呼ぶかについて協議が行われる。

そして実際に里親家庭での生活が始まると、地域や学校などで「なぜ姓が違うの？」と尋ねられる現実にはぶつかることとなる。そのため、児童相談所や関係機関は、里子が所属する園や学校、かかりつけの病院などを訪問し、事前に丁寧な説明を行っている。

(山口 瞳)

参考：子ども支援協会 ONE LOVE <https://one-love.jp/index.html> (2024年2月6日閲覧)

所感 / 考察

ワンビックファミリーの活動（次ページ参照）は、ニュージーランドに存在する様々なチャリティを十分に活用しながら、本場に必要なものを用意している人に届ける、というニーズをしっかりと捉えた支援であった。さらに物資の余剰分は、南太平洋諸国に送るなど国を超えて支援の輪を広げていた。ジュリーさんご自身も大家族で育ったとして、「人種、宗教、信条に関わりなく、私たちは大きな家族だと信じている。家族がもう一つの家族を助けるということ」という信念を行動に移されていることがお話しからもわかった。母子の支援をしたいという強い思いを持つジュリーさんだからこそその視点を持った活動だと感じた。

またジュリーさんとの対話では、互いの国の里親制度や社会的養護下にある子どもたちについて活発な意見交換ができた。

ジュリーさんは子どもの背景にあるマオリの文化も理解しながら養育を行っている。マオリの子育てはラフ（手荒）であると知りながら、それを否定するのではなく、自分たちの文化の子育てには違う方法があることを伝え、実親とも良好な関係を保っている。お互いに文化に大きな違いはあっても、良い部分を共有する、そのために信頼関係がある、これこそが本当の意味での“文化を理解する”という事ではないか。

ニュージーランドでは、我が国同様、里親と実親との交流は原則的に認められていないが、ジュリーさんは自身でオランガタマリキに理解を求め、実親も含めたケアも行っている。障がいを抱えた子どもとの日々の生活は、レスパイトなどの制度を利用して、きっとお話以上に大変な事は容易に想像できる。そんな日々の中でも、ケアギバーとして子どもを中心に、自分のケアギバーとしての役割は何なのかを追求し、実働しているジュリーさんの姿に、ニュージーランドも日本も、里親制度はこういった里親さんの思いに支えられていることを改めて感じた。

（山口 瞳）

子どもが次の養育者のもとに移る際の支援について

子どもが、現在いるケアギバーのもとから、家族や異なるケアギバーのもとへ移る際の支援について、帰国後にジュリーさんからメールでお聞きしたので、ここで紹介する。

ケアギバーのもとからファナウに戻る子どものための移行計画は、子どもの担当のソーシャルワーカー（SWr）と子どものファナウによって立てられる。計画立案にあたりケアギバーは、子どもの日常生活の様子や食べ物の好き嫌い、好きなことなどについて、書面や電話で情報を提供する。子どもがファナウに戻った後にファナウから質問があれば、SWr が代理でケアギバーに質問をする。

子どもが永続的なホームフォーライフの措置に移行する場合は、子どものSWr、現在のケアギバーのSWr、これから子どもを受け入れるケアギバーのSWr、これら3人のSWrによって計画が立てられる。なかでもこれまで子どもの身近にいた現在のケアギバーの意見は重視される。現在子どもと暮らしているケアギバーが、子どもや新たな家庭について懸念があると感じた時には、子どもやケアギバーの言葉に耳を傾け、柔軟に計画を変更する。

またジュリーさんは、「子どもを手放すケアギバーにとって、移行期間は非常にづらい時でもあるため、特に配慮が必要である。ソーシャルワーカーが、子どもについてどんな計画を立てているかを日頃からケアギバーに伝えておくことも重要である。事前に情報を共有しておくことで、子どもが家庭に戻ることが急に決まった場合でも、ケアギバーのショックを和らげることができるだろう。移行の準備期間は、子どもとケアギバー双方の愛着を壊すことなくお別れをするための時間であり、ケアギバーにとっては子どもを手放すための心の準備期間であることに留意すべきである」と指摘していた。

参考文献 / ホームページ

・オランガタマリキ

<https://www.orangatamariki.govt.nz/caregiving/financial-help/caregiver-allowance/> (2024年2月16日閲覧)

ワンビッグファミリー（One Big Family） ～大きな家族を目指して

ジュリーさんは NGO「ワンビッグファミリー」の創始者・代表で、ヘザーさんは法律事務所に勤務する傍らワンビッグファミリーのボランティアとして活動を行っている。ワンビッグファミリーは、オークランドを拠点に、衣類や靴、寝具、家具、生活用品、おもちゃなどの物品の寄付を全国から募って集め、それを必要とする個人、家族、グループやコミュニティ組織に再分配する NGO である。寄付品に余剰があれば、トンガやサモア、フィジー、バヌアツなど南太平洋諸国の人々にも支援物資を送っている。活動資金は、ジュリーさんの個人資金、寄付金、助成金である。

「人種、宗教、信条に関わりなく、私たちは大きな家族だと信じている。家族がもう一つの家族を助ける」という信念のもと活動を行っている。

NGO 創設の理由と支援の対象

かつてジュリーさんは赤ちゃんに対する支援を提供する組織で働いていた。しかし、支援対象とならない母親たちの窮状から、困っている母親にも広く支援を届けたいという思いでワンビッグファミリーを立ち上げた。そのため再分配先となる支援の対象は、ひとり親、ケアギバーとして認められるまで手当てがなく金銭的負担を余儀なくされているファナウなどの養育者、孫を育てている祖父母、里親のもとから自立しようとしている若者、シェルターにいる家族、障がい者、刑務所から出所した人など幅広い。

例えばケアギバーのもとから自立しても親からの仕送りが望めないケアリーバーは、家具や衣類など生活に必要なものが買えなくても、自ら寄付が欲しいと申し込んでくることは少ない。支援の対象者は、行政サービスや NGO のソーシャルワーカーなどから紹介される。

ボランティアと Facebook による活動

正規のスタッフはジュリーさんのみで、活動は 5 人のメインボランティアを中心としたボランティア（組織と個人）に支えられている。他のボランティア組織からは寄付品が多い時には手伝いが来たり、互いに物品の置き場所の手配や、その地域で支援が必要な人への配達などで協力し合っている。

ワンビッグファミリーは大規模組織ではない。Facebook を使って、効率的に寄付の収集と再分配をすると同時に広報活動を行っている。例えば、求めているものの寄付を募る。また大量の寄付が寄せられた場合には Facebook でボランティアを募る。「配布先の近くに住んでいるから配達を手伝うよ」とコメントし、手伝ってくれる人もいる。



（左から）通訳のポール春香さん、里親でありワンビッグファミリーの創設者であり代表であるジュリーさん、ワンビッグファミリーのボランティアのヘザーさん、河尻団長。



チャイルドマターズ (Child Matters)

児童保護に関わる研修機関

講義日時：2023年11月8日13:00 - 14:30
 視察場所：422 Te Rapa Road, Hamilton
 U R L：https://www.childmatters.org.nz/
 講師：Jane Searle (チーフエグゼクティブ)
 (敬称略) Yvonne Milroy (エグゼクティブアシスタント)



1. 概要

(1) 理念

チャイルドマターズは、児童保護に関する研修機関である。1994年に2歳の女児が虐待の末、亡くなってしまった事件をきっかけとして、「虐待とネグレクトを防止するために変化をもたらすこと」を理念に掲げて設立された。

ニュージーランドでは、子どもや若者に関わる専門家やボランティアに児童保護のトレーニングが義務付けられていない。チャイルドマターズでは、子どもや若者、ファナウ (whānau: 拡大家族) と関わりを持つ人々が虐待のリスクを発見し、適切な行動を取ることができるよう研修を開発し、専門家、地域機関、家族やファナウに対して、研修、児童保護方針^{*1}や対応へのアドバイス、コンサルテーションや情報提供などのサービスを行う。児童保護研修が国の児童虐待対応の基準となり、法制化されることを目標に活動を行っている。

設立後30年間で、約800の組織と約5,000組の人へ研修を実施してきた。近年、国内外の機関とも連携を図り、東南アジアで人身売買の被害者支援なども行っている。

(2) 戦略上の4つの柱

チャイルドマターズは、以下の4つの柱に基づいた戦略を持って活動を行っている。

①コミュニティとファナウとのつながり

ソーシャルワーカーが、子どもたちと関わる家族やファナウ、地域の人々と日常生活の中でどうつながるか、つながるための支援には何が求められるかを常に検討する。

②支援者を増やす

教育、ソーシャルワーク、警察、保健医療の領域において、危険にさらされている家族やファナウのために働く専門家をどのように増やし、その支援者たちの能力をどう高めていけるかを考える。

③政府との関係性

政府の児童虐待対応の介入に不信や懸念を持つ人たちが直接コンタクトを取ってくる。こうしたコミュニティからの声が研修ニーズにつながってくるので大事にしている。こうした声を、政府職員を対象にしたトレーニングで届けることもある。

またチャイルドマターズとして、法律や規定などに関して意見を述べ、影響力を発揮していくことがこれからますます重要だと考えている。そしてこうした活動は、政府から独立しているからこそできることである。

④メディア

影響力の行使については、メディアの利用が重要で、政府批判だけでなく、建設的な提案をするときにも活用する。またメディアに頻繁に出る政治家など発信力がある人たちの教育もしている。一方で、情報が必要以上にドラマチックに脚色されないことがないように、メディアを通して情報が出る際は事前に必ずチェックをする。

メディアを使った例として、ニュージーランドでは5週間に1人子どもが亡くなっているという状況についてコメントを出し、メディアを介して政府や政治家にメッセージを届けたケースがある。チャイルドマターズが取り扱う話題は決して明るい内容のものではないが、世論を動かすためには、課題解決の先にある希望を伝えることが効果的だと考えている。

^{*}1 2014年子ども法 (Children's Act 2014) で教育省、保健省、司法省、社会開発省下の機関は、職員が児童虐待を発見し通告できるようガイドラインを持つことが義務付けられた。

チャイルドマターズが影響力を持つわけ ～サールさんの言葉から

チャイルドマターズは、現在、児童虐待問題に対して一定の信頼と影響力を得るようになってきているが、ここにくるまで10年かかった。設立当初、まずメディアへの露出のあり方やメディアとのかかわり方についてPR会社からトレーニングを受けて学んだ。そしてメディアを効果的に使う、1つの政党に偏らない、政府から経済的に独立するといった方針をとり、10年かけて今の地位を確立していった。

敵を作らず、与党・野党に関わらずつながりを持つことで、政権交代が起きても動じる必要はない。経済的独立は、政府に忖度することなく発言できることを可能にする。慈善組織にとって重要なことは、良い財務管理と良い弁護士であるとよく言われるが、チャイルドマターズにはそのいずれもある、とサールさんは胸を張っていた。

(3) 収入と実績

2022年のチャイルドマターズの収入は、133.5万ドル（約1億2,000万円）、収支差額はマイナス2万ドル（約176万円）であった。この損失は、COVID-19の環境下でサービス提供を継続するためのオンラインコースの開発や実施に伴うスタッフトレーニング費用の増加によるものであった。

収入源は複数ある（表1）。かつて政府資金に頼っていた時は、監査や指導などがあり独立した活動ができなかった。そのため理事会で専門家の知識を組織に提供するビジネスモデルを構築し、資金を集めた。こうしたビジネスの側面を持ち合わせて、研修活動を継続している。

表1. 2022年収入先一覧

Student Fees 授業料	317,052 ドル (約 2,840 万円)	24%
Grants and Scholarships 助成金と奨学金	184,023 ドル (約 1,650 万円)	14%
Government Funding 政府資金	220,836 ドル (約 2,000 万円)	17%
Fee for Service サービス料金	417,347 ドル (約 3740 万円)	35%
Other その他	141,774 ドル (約 1,270 万円)	10%
Total 合計	1,335,032 ドル (約 1 億 2,000 万円)	100%

ホームページをもとに筆者作成（参考までに視察当日 2023年11月8日のレート1ドル=89円で計算し、円換算をつけた）

(4) 組織体系

チャイルドマターズには、子ども、若者、家族、オランガタマリキ、更生保護、警察、司法の領域での職務経験と知識がある職員6人が、チャイルドプロテクションコンサルタント（Child Protection Consultants）として、全国で実施する研修の提供に携わる。

(5) サービスの対象

サービスは、児童保護、コミュニティ、家族とファナウの各層を対象に提供される。

児童保護の層には、児童保護に従事するフロントラインワーカーの能力開発のための研修、児童保護方針の導入・見直しのサポートサービスを提供する。

コミュニティの層には、子どもに関わるNGO、スポーツ団体、ボランティア団体が含まれる。組織の児童保護方針についてのサポートや、フロントライ

ンワーカーが子どもの安全を守る実践のための支援を行う。

なおここで言うフロントラインワーカーとは、ソーシャルワーカー、医師、教師、検眼医、看護師、学校スタッフ、スポーツ・コーチ、心理学者、ボランティア、里親、ユースワーカーなど、子どもと直接接する全ての人を指す。

家族とファナウについては、子どもにとって安全な環境を作るため、また家族とファナウを支援する地域社会との連携にも取り組む。

(6) 研修の構築と提供に係る要素

研修内容の構築に大事なものは、オランガタマリキ、警察、障がいなどでサポートが必要な子どもに関する組織、LGBTQ+の当事者やマオリの人々のグループなどからの協力である。図1は研修に影響を与える要素を示した図だが、協力機関は赤い丸の外部要素に含まれる。

また、もう一つの重要な要素が研修結果の分析である。結果分析は、トレーニングの質の向上に役立つだけでなく、政府に対するアドボカシーを行う際に活用できる。研修半年後に、参加者が研修によってどのような影響を受け、変化があったかについて研修参加者と参加者が所属する機関から話を聞く（図2）。

理事会は他の研修機関とも情報交換しながら、必要とされていることが研修で提供されているかの確認を行う。



図1. 研修内容に影響する外部要素と内部要素 (研修スライドより)

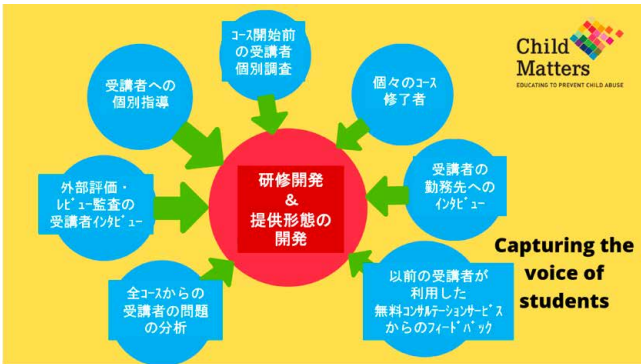


図 2. 研修参加者の声を捉える（研修スライドより）

2. 研修の内容

(1) 研修の種類

チャイルドマターズでは、主に、以下の4つの研修が用意されている。（表2）

- ① New Zealand Diploma in Child Protection
- ② 5 Day Child Protection Studies Programme
- ③ 1 Day Child Protection Workshops
- ④ In-house Training（組織内研修）

このほか、オンラインコースやオランガタマリキが資金を出して実施するセミナーもある。

このうち①と②の研修は、NZQA（New Zealand Qualifications Authority）という政府機関からコース認定を受けている研修である。国が定める研修の枠組み（ナショナルフレームワーク）に該当するため、国の監査もある。④の組織内研修では、フロントラインワーカー対象の研修と、マネージャーレベルを対象にした研修を行う。後者においては、現場の負荷を理解するためのトレーニングもしている。

チャイルドマターズの研修の特徴は、虐待の発見と兆候を検知するため、知識だけではなく、家族と関わる際の実践的なスキルを提供できることである。

表 2. チャイルドマターズにおけるトレーニングメニュー

名称	New Zealand Diploma in Child Protection	5 Day Child Protection Studies Programme	1 Day Child Protection Workshops	In-house Training（組織内研修）
認定資格	NZQA 認定レベル 5	NZQA 認定レベル 3	なし	なし
期間	年間 18 日間（3 日間× 6 回）	1 週間（5 日間）	1 日	要相談
費用	1,100NZD + GST 含まれるもの：ワークブック、毎日のモーニングティー	750NZD + GST 含まれるもの：ワークブック、毎日のモーニングティー	185NZD + GST 含まれるもの：モーニングティー	要相談
内容	子ども中心の実践とアドボカシー、子どもの権利についての理解を深め、子どもの虐待やネグレクトの防止に貢献することを目的とする。プログラム修了者は、自身が勤務する組織において、他スタッフに指導や支援を与えることができるようなキーパーソンとなる。	プログラムの目的は、子どもが虐待を受けた際に保護的な行動をとるためのスキルや、子どもが危険にさらされている際に早期に介入するためのスキルの幅広い基盤を提供し、そのスキルを高めることである。ディプロマを取得した修了生は、多くの場合、地域社会における児童保護のリーダーとなり、地域社会全体のスキルと意識を高める役割を担う。	児童保護に関連する特定のテーマについて、入門レベルの情報を提供することを目的とした短期コースである。児童虐待の様々なカテゴリーについて話し合わせ、参加者は危険にさらされている可能性のある児童を特定し、対応するための基本的なスキル、知識、自信を得ることができる。	最大 30 名までの 1 日ワークショップ、または最大 22 名までの 5 日間の児童保護学習プログラムを開催することができる。チャイルドマターズの研修コンサルタントが研修先のスタッフを研修し、組織のニーズに合わせてカスタマイズすることが可能。

チャイルドマターズホームページをもとに筆者作成

そのために専門家によるレクチャーの受講のほか、受講者がそれぞれの課題を持ち寄り、ロールプレイをして学ぶ機会を設けている。

フロントラインワーカーへの研修項目には、セルフケアも含まれている。世界的な傾向だが、児童保護のフロントラインワーカーへは社会から厳しい目が向けられ、プレッシャーも大きくなっている。支援の継続のためにも、セルフケアは必要である。

また、被虐児が自身に無力感を有している場合、フロントラインワーカーは子どもの気持ちを聞いて代弁できる存在であることも伝えている。

(2) 研修対象者への配慮

研修対象者であるフロントラインワーカーの状況やニーズに沿った研修の構築と実施に努めている。以下にその具体例を挙げる。

- ・ COVID-19 以降、フロントラインワーカーの負担が増している。研修参加にあたっては、実務に支障をきたさないよう、地方在住のワーカーが都市部に来ることなくトレーニングが受けられる仕組みを作っている。
- ・ 一方的でなく参加型研修にしているのは、フロントラインワーカーが抱える孤独感を共有し学びを深めるためでもある。学校関係者、医療関係者に対しては、凝り固まった考え方を壊すことにも挑戦している。
- ・ 組織内研修を行う場合には、まずチャイルドマターズがフロントラインワーカーのニーズの調査をし、現場で何が求められているのか検討する。地域によっても受け入れられるものが違うため、地域性も確認して研修を提供する。チャイルドマターズが必要と考える内容は一貫しているため、各組織にあわせてアレンジしながら、受け入れてもらいやすい方法を考える。

(3) 研修講師について

研修講師であるチャイルドプロテクションコンサルタントは、前述の通り、児童保護の現場の知識と経験が豊富にある人が就いている。虐待調査の専門家、家庭裁判所の就労経験がある法律の専門家、教師などの専門職や経験者が講師であることが、研修の信頼性につながっている。

チャイルドプロテクションコンサルタントは外部の専門家からのスーパービジョン・セッションを受ける。チャイルドマターズは、コンサルタントに小児期のトラウマ、子どもとの面接（インタビュー）、脳の発達理解、自殺防止など、専門分野に関連する研修への参加を勧めている。特定の分野の知識を深めるため、パートタイムで大学に通う者もいる。彼らなしには組織が成り立たないので、働き続けてもらえるようサポートをしている。ちなみにチャイルドプロテクションコンサルタントの勤続年数は2～15年である。

(4) トラウマについての研修

トラウマが脳にどのような影響を及ぼすかという研修は、児童保護ワーカーだけではなく、地域の民間組織などのフロントラインワーカーの研修項目に必ず入っている。チャイルドマターズは、トラウマや脳のダメージについての理解が、リスクがある子どもへの理解と効果的な対応につながることを伝えている。アメリカの研究では、身体的なダメージも情動に影響するとわかっているが、新たな知見を取り入れていくことも大事だ。

また、知識としてトラウマの影響を教えるだけではなく、フロントラインワーカーが子どもからトラウマ体験を聞く中で、そこから生じる行動化についても知ることができるような研修を構築している。参加者のキャパシティや能力が異なる点も考慮して研修を行う。

専門家もそれぞれにトラウマを思い出すトリガーがあり、そうした専門家が直面する危険についても研修で取り上げる。

4. 所感 / 考察

チャイルドマターズは、ニュージーランド唯一の民間のスタッフ研修施設として1994年に設置された機関である。事前の下調べの段階では、日本でいう「子どもの虹情報研修センター」や「西日本子ども研修センター・あかし」といった研修機関に近いイメージを抱いていた。実際に訪問し、研修を受ける中で、①国内における虐待の発生状況の把握や検証を行っていること、②フロントラインワーカーに対して専門的知識を提供すること、③フロントラインワーカー同士が経験を持ち寄り高めあう機会の提供、といった点では、日本における上記研修センターと似た側面も感じる事ができた。

一方で、メディアを活用した情報発信や政治家に対するロビー活動など、日本では考えられないような活動も含まれており、そこまでの取り組みをしな

ければならないのかという疑問とそこまでの取り組みをする必要性が本来は存在しているのではないかという私自身への問いが浮かんできた。チャイルドマターズは、児童虐待というネガティブな話題を取り扱うことへの自覚を持ちつつも、だからこそ正しい情報を発信し、国民の注意や関心を引くこと、それが延いては「虐待やネグレクトを防止するための変革」というチャイルドマターズの理念の達成へとつながるという信念のもとでそれらの活動を行っていた。目標とそれを達成するための手段と方法を持ち、取り組む姿勢からは学ぶことが多かった。また、これはチャイルドマターズに限った話ではないが、ニュージーランドの多くの機関が政府からの資金提供だけでなく、民間からのファンドを受けて活動を行っているため、目に見える形での「実績」や「数字」が必要だからなのではないかと考えた。そこには、より良いものを提供できる機関に事業を委ねることで利用者（チャイルドマターズの場合は、研修を受けるスタッフのみならず、サービスを受ける子どもやその家族も）の最善の利益が得られるというシステムのメリットと、そうした「実績」や「数字」につながりにくい、支援が必要とされる人々を取りこぼす恐れがあるというデメリットとが混在しているようにも感じた。

日本の支援者に対する教育システムでは、ニュージーランドと同様に基本的に民間が主導であり、施設種別や施設個々の方針にも多少左右されるが、児童福祉領域全体において研修の必要性とその機会の提供に関して最低限の保証がなされている。一方で、研修で得た知見を日々の臨床で活かし、所謂実績や数字といった結果が求められることは少なく、質的な向上についてはスタッフ個々の意欲に委ねられている部分も大きいと感じている。そうした面では、日本とニュージーランドのスタッフトレーニングにおけるメリットとデメリットとの対比は印象的であった。

もう一点、ニュージーランドのように福祉先進国と呼ばれる国においても、スタッフトレーニングに関しては、国の直轄事業ではなく民間が行っていることの意味について検討すべき必要があると感じた。チャイルドマターズでは彼らのトレーニングメソッドを義務化・法制化したいとの意向が語られていたが、なぜニュージーランドでは義務化・法制化がなされていないのか。それは、①予算や法律上の問題といったハード面の問題なのか、②ハード面はクリアしたものの意見や提供すべきメソッドの不一致等とん挫してしまったのか、③まだそうした議論がそもそも成熟していないのか、と仮説を立ててみたものの非常に気になった。なぜなら、これは今後我が国でも同様の議論が生じてもおかしくないと感じたからである。日本でも、子どもに関わる領域において、子どもやその周囲が抱える問題の複雑化が顕著になる中で支援者に求められる専門性はより広範囲かつ高度なものになっている。そうした時に、そ

の専門性を担保するためにどこが教育を施し、どこがその専門性を証明するのかは曖昧なままであり、それを国が認めるということは資格化という流れにもなるであろう。また民間が担うとなるとその専門性の担保や他機関との兼ね合いが出かねない。そう考えると、議論の着地点をどこに置くかという議論が生じよう。

ニュージーランドでの研修を通して、ニュージーランドの児童福祉領域全体としてまずスタッフが安心して働ける環境・組織作りがなされていたことが印象として残っている。そのひとつとして、スタッフが正しい知識を持ち、適切な対応を身につけることは重要な要素であると考えている。それらをどこが担

うことが私達自身にとって安心につながるのか、こうした議論が日本で生じた際は当事者の一人として意見をしっかりと述べたいと思う。

(西村 岳人)

参考文献 / ホームページ

・チャイルドマターズ

<https://www.childmatters.org.nz/>

(2023年12月26日閲覧)

チャイルドマターズの介入例

チャイルドマターズがニュージーランドの各地を見て回った結果、ニュージーランドでは、孤立した地域もあるが、そこには必ず地域の代表や代弁者がいることもわかった。チャイルドマターズは、そうした人々に対し、孤立した状態が継続してしまうのを避けるため、声のあげ方（代弁の方法）を教えている。具体例として、「ピトケアン諸島少女性的暴行事件」として知られる、少女との性行為が慣習のように行われていた島への介入について話を聞いた。

この件については、チャイルドマターズが調査を行った。イギリス政府は、島民がイギリス本土の人々と同じ文化的背景を持っていると考えていたが、実際は中世ポリネシア文化が背景としてあった。チャイルドマターズでは、他機関とも協働しながら、少女との性行為はポリネシアの伝統と考える島に根付いていた「虐待文化」の中で生きてきた人たちへのサポートを15年間にわたって行った。その結果、ニュージーランドともあまり変わらない社会的、文化的環境となっていた。チャイルドマターズは現在もイギリス政府からの要請を受け、2年に1度スタッフが子どもの安全を確認しに島へ行っている。性的虐待が受け入れられていた「文化」をすぐに変えることはできないが、虐待が何であるかを教えることはできると考えており、この例においては、コミュニティの女性が中心となって、そうした動きがみられたという。

(西村 岳人)

ピトケアン諸島少女性的暴行事件

この事件は、南太平洋に位置するイギリスの海外領土ピトケアン諸島における集団的な性犯罪事件である。ピトケアン諸島には、1789年のバウンティ号の反乱者たちが1790年に上陸し、自給自足の生活を始めた。現在、島では主にこの子孫たちが生活を営んでいる。1999年、島司を含む7人の男性（人口の12%かつ島の成人男性の大半）が、少女に対する性犯罪に関する55件の容疑で裁判にかけられた。結果、6人が有罪判決を受けた。しかしピトケアン諸島の島民たちは、「被害者」とされた少女たちも含めて、イギリス警察の捜査は島を潰すための弾圧であり有罪は不当と訴えた。

参考文献：ピトケアン諸島少女性的暴行事件 <https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%83%94%E3%83%88%E3%82%B1%E3%82%A2%E3%83%B3%E8%AB%B8%E5%B3%B6%E5%B0%91%E5%A5%B3%E6%80%A7%E7%9A%84%E6%9A%B4%E8%A1%8C%E4%BA%8B%E4%BB%B6> (2023年11月25日閲覧)



お土産の贈呈式。「Japanese traditional ornament (今回は来年の干支の置物をお渡ししました)」と説明している河尻団長。日本からのお土産はどこの訪問先でも好評でした。



最後の集合写真は「ハイ！ニュージー」の掛け声で。



ブルーライト (Blue Light) 青少年の犯罪予防・健全育成機関

講義日時：2023年11月10日11:30 - 12:30
視察場所：159 Dominion Road Redhill, Papakura

Blue Light Youth Centre

URL：https://bluelight.co.nz/

講師：Brendon Crompton

(敬称略) (チーフエグゼクティブオフィサー)

Joe Graham

(ナショナルマネージャー・マオリアンド
リレーションシップス)

Henry Langi

(ダイレクターオブコミュニティプログラムズ)



1. 概要

(1) ブルーライトについて

ブルーライトは警察と連携して、幅広い青少年プログラムや活動の提供を通して若者の成長を促すチャリティ団体である。事業資本は政府、企業、トラスト(信託)、ファミリートラスト^{*1}である。政府や市役所に対してブルーライトから資金の提供を求めることもある。

ブルーライトは40年前のスクールディスコ^{*2}がその始まりで、若者が警察とのポジティブな経験を持つことがそもそもの目的であった。現在はさらに、若者が犯罪の被害者や加害者となることを防ぐこと、警察、若者、その親とのコミュニティとのより良い関係性を促進することも目的としている。

ブルーライトの後援者の筆頭は警察のトップであり、目的達成のため、警察官が職務としてプログラムを行っている。またプログラムは学校や教会などと協力して実施されている。

(2) ブルーライトの指針

ブルーライトは、「質の高い経験を通して、若者がより良いニュージーランド人になれるようエンパワーすること」をビジョンとし、目的として以下を掲げている。

- ・予防策を講じて青少年犯罪を減らすこと
- ・若者が自分の可能性を最大限に発揮できるよう支援すること
- ・政府に代わってコミュニティに貢献すること
- ・地域社会の安全を強化すること

^{*}1 家族の財産や亡くなった人の遺産を特定の目的のために使うしくみ

^{*}2 ニュージーランドの学校ではポピュラーな、子どもたちが参加する夜のお祭り。基本的にはPTAが主催し、収益金は学校の運営費に充てられる。

- ・警察、若者、その家族、地域社会との間に前向きな関係を築くこと

ブルーライトはこれらのビジョンや目的から、若者たちが自身に関わるものとのつながりを感じ、自分らしさを持ち、地域に貢献し、そして未来に前向きな気持ちを持つことを目指している。

(3) 犯罪予防に関して

ブルーライトは、犯罪歴や家族は変えられないが、教育を受けていないこと、ジョブスキルがないこと、警察への尊敬、依存症、ホームレスなどについては、解決のためのサポートがあれば変えられる犯罪のリスク因子として捉えている。

(4) ブルーライトの取り組み

ブルーライトは幅広い分野に渡って数多くの取り組みを行っている。プログラムによって対象が異なり、不登校の子ども、罪を犯した子ども、そういった問題のない子どもなど範囲が広い。また政府との契約で実施しているもの、地域からの要請によるものなど、資金源や背景もさまざまである。

例えば裁判所の判決として参加するプログラムの対象となる子どもの中には、親に問題がある場合もある。家庭のサポートもしたいと考えているが、それを望まない家族もあり、今後検討が必要である。

ブルーライトの主な取り組みについては、107ページの表1を参照されたい。

(5) 地域とのつながり

ニュージーランドでは、警察は、地域に根差した組織であることを目指している。警察側からも住民にコンタクトを取るようになるなど、住民との距離は近い。また福祉と警察は相互にコンタクトを取っている。

ブルーライトは国内に78支部ある。その地域のことを良く知っているのが支部であり、各支部が、地域に合ったつながり方を選んでいく。

(6) 国内の現状とニーズ

ニュージーランドではCOVID-19以降、不登校の問題が多くなっている。不登校の状態としては、教育を重視しない親がいる、親の引っ越しが多い、メンタルヘルスの問題、学校で失敗して進学をあきらめる、ということが挙げられる。

不登校になると、犯罪に手を染めたり薬物に走ったり、依存症になってしまうこと子どもが多くなる傾向がある。

また、2023年11月、ニュージーランドでは総選挙の結果、政権が交代した。新政権は、前政権とは違い、子どもを学校に行かせない親に対して、厳しい態度で臨もうとしている。

これらを背景としてブルーライトでは学校訪問プログラムのニーズが増えている。

2. 所感 / 考察

私は児童福祉施設で働いている。子どもたちは施設に入所する時点で大小さまざまな傷つきを背負っていたり、おとなへの不信感を持っていたり、自分の居場所から「排除された」と感じている子どももいる。いわゆる「自己肯定感が低い」子どもも多い。不登校の子どもの家庭にブルーライトが訪問すると聞き、それを自分の施設で置き換えてみた。例えば休日。私は敢えて子どもの部屋をノックし、遊びに誘っていた。子どもたちは、毎回遊ぶとは限らないが、おとなから誘われて(声をかけられて)一緒に遊ぶ(時間を過ごす)。これら一連の流れが子どもの自己肯定感の向上につながるのではないかと感じている。子どもと関係性を築きたいと思うならおとなが大きな一歩を踏み出すのが良いのでは、そのように私は考えている。

ブルーライトのような組織が子どもたちに歩み寄ることが社会の中からこぼれそうな子どもを社会に留めて育てていくことになるのでは、と感じた。それがひいては子どもが犯罪者になることを防ぐことにつながるのだと感じた。

犯罪防止の観点で言えば、運転免許取得プログラムはとても画期的であると感じる。そもそも運転免許を持っていればそれだけで無免許運転の人も減り、犯罪も減る。また、就職への道も拓け、まっとうな方法で生活費を稼ぐことができる。それもまた犯罪を減らすことにつながると感じる。犯罪防止のために惜しみなく資本やサービスを提供することは福祉的であり、ニュージーランドの子どもたちのニーズに沿った取り組みであると感じる。

講義のはじめに、スライドでボクサーの写真があった。「警察のボクシングジムから成長した人もいる」とブレンドンさんが紹介した。ブレンドンさんが紹介しなかったのは、警察のボクシングジムのすごさ

や立派さではなく、多様なアプローチを通して子どもたちをエンパワーしたい、ということだと感じる。

また、「ブルーライトのような組織は特別ではない」、「(プログラムの中では)日本で実施できるものもある」という話が講義では聞かれた。確かにブルーライトはメンター組織や教師、ソーシャルワーカー、防衛軍とタイアップして、学校などでプログラムを行っている。国内にある資源を十分に活用し、協働し、質の高いサービスを提供することで子どもたちをエンパワーしているのだと感じた。

では、日本ではどんな取り組みができるだろうか。国内にある施設や資源を使い、時には他機関と連携し、何ができるのか、私にもできることはあるか、考えるとわくわくしてきた。

視察を通して、子どもたちに歩み寄り、わくわくするようなプログラムを提供することで子どもたちをエンパワーし、社会の中で生きていけるようなサポートをすることの重要性を実感した。

(石田 三紀子)



敷地内でパチリ。「はい、ニュージー♪」の笑顔。



講義資料より。警察と子どもたちとの関係性づくりのためのレクリエーション。

参考文献 / ホームページ

- ・渡辺かよ子 (2014), ニュージーランドの青少年支援に向けたメンタリング運動に関する考察, 愛知淑徳大学論集-文学部・文学研究科篇-第39号, 2014. 3, 47-60
- ・ブルーライト
<https://bluelight.co.nz/>
 (2023年12月31日閲覧)
- ・ニュージーランドにおける運転免許取得について
<https://www.nzta.govt.nz/driver-licences/getting-a-licence/>
 (2023年12月31日閲覧)

表1. ブルーライトの取り組み

不登校の子どもたちへの支援	内容実績	教育省から届いた不登校になった子どもたちのリストをもとに警察とユースワーカーが家庭訪問をし、虐待などがなければ確認する。1日500件の訪問をすることもある。それぞれの不登校の背景を見つけ出し、どこの省庁とつながるべきかを見定めて、アドボケイトとして声を届ける。
	背景目的 特長	不登校の背景は家庭内暴力、大家族で混とんとしている、家なくなった家族が転居して学校へ行く手段がないなどさまざまである。国内における不登校の問題は大きい。教育省とユースワーカーと協力して対応している。家庭によっては親が居住場所を転々とすることもあるが、その時の居住地を警察としても把握出来る。
運転免許取得プログラム	内容実績	3つの段階がある運転免許取得のためのプログラムであり、1年で25,000人のサポートをした。
	背景目的 特長	免許取得のための費用が払えない、免許取得者に同乗してもらって練習をする段階があるが家族が免許を持っていない、などを理由に無免許運転の子どもが車などを乗り回している。免許を持っていないと職に就きにくい。参加した若者の79%が、このプログラムで免許を取得したおかげで、他の家族が免許を取得するようになった。「職に就く」という観点では長期的なサポートにもなる。
オランガタマリキを通じて来た子(裁判所の判決)のためのプログラム	内容実績	ライフスキル、ガーデニング(農業)、運動・心身の健康について学んだり、大工のように手に職をつける。
	背景目的 特長	少年院に入ると大人になって犯罪を起こす傾向があるので、子どもたちを少年院に入れられないようにすることを目的としている。仕事を不得稼げるようになると犯罪の傾向も減る。
リーダーシッププログラム	内容実績	自信の醸成、チームワーク、コミュニケーション、身体活動など、リーダーシップトレーニングの側面をカバーするキャンプを行う。全国で78の警察署がこのプログラムを実施している。
	背景目的 特長	それぞれの支部がこのプログラムに参加する子を推薦という形で送る。中にはいい子だが貧しい家庭の子ども、普段の善い行いが報われてほしいという願いのもとと推薦される子どももいる。プログラムにはスポンサーがついており、参加費用はかからない。教師、地域のボランティア、警察官、ソーシャルワーカーが関わっている。
アドベンチャープログラム	内容実績	3日間、トランピング(山歩き)をする。最後にご褒美が出る。ご褒美が金銀銅の3つに分かれており、金メダルは国の最も偉い位であるイギリスの国王の代弁者となるニュージーランドの最高責任者から授与される。
	背景目的 特長	アドベンチャーを通して地域への社会貢献活動や運動を学ぶプログラムであり、世界中で実施されている。携帯電話の使用は禁止であり、現代の子どもたちには大きな経験となる。このプログラムに参加したことは履歴書にも書くことができる。警察の救急専門の部署が運営している。
サポートヤングペアレンツ	内容実績	ユースコーチをつけて、お金の計算の仕方や子育ての仕方を学ぶ。
	背景目的 特長	ニュージーランドの成人年齢は18歳であるため、生活保護の対象とはならない16~17歳の親をサポートするプログラムを開発した。社会開発省と提携した16~17歳の親が対象のプログラム。
ライフスキルプログラム	内容	調理などを学ぶ。
	特長	ニュージーランドは防衛軍を保持しており、ライフスキルを学べる部門がある。防衛軍に基地には教えるための設備と人材が揃っている。
ブラスト	内容	1学期の10週間、朝2時間早く学校に来て朝食を食べたり運動をしたりその日の目標設定をする。最後に修了証が与えられる。
	背景目的 特長	学校に対してマイナスなイメージを持つ子どもたちが学校につながることができるように、学校に来ると良いことがあるというような有益感を得てほしいという学校からのニーズがあった。朝運動してご飯を食べると勉強に集中できる。食べ物があ、楽しいプログラムなので子どもが参加する。修了証をもらうことで子どもたちが有益感を得られる。
リコネクティングウィズカルチャー	内容目的	言語や芸術など、色々な方法で文化を学ぶ。
	特長	さまざまな自分の文化との断絶が起きている子どもが多いため。自分のファカパパ(whakapapa:先祖からのつながり)を知ることができる。
プログラムインスクール	内容	(例) すれ違いざまにパンチをする子どもが多い学校で、それに適したプログラムを行った。(FONE PUNCH TOO MUCH!)
	背景目的 特長	その学校のニーズをくみ取った上でプログラム内容や、教える内容を決める。ブルーライトのスタッフの中には教師やソーシャルワーカーがいるため、それぞれの分野に沿ったプログラムが実施できる。
インターナショナルユースエクスチェンジ	内容	スコットランド警察や香港の「ジュニアポリス」など世界の警察から選ばれてニュージーランドに来た子どもたちと交流する。
	背景目的 特長	良い行いをして頑張っている子どもに向けたり、ご褒美として行うことが多い。ニュージーランドから各国に子どもたちを送り出すこともする。

<その他の取り組み>

ユースメンタリング	ビッグブラザービッグシスターというメンター派遣組織とタイアップし、学校にメンターを派遣する
ファミリーエクスぺリエンスウィズポリス	貧困世帯を招いてテーマパークへ連れて行く(スポンサーはブルーライト)。その他、警察がバーベキューをして5,000本のソーセージを焼いたり、1,000人を招いて魚釣りをしたりする。
スポーツアンドレクリエーション	(例) 警察の採用試験と同じ体力テストを子どもたちと一緒にする。それぞれの学校に担当の警察があり、関係性構築の手段としてレクリエーションを行う。
短編映画コンペティション	学生が、テレビ広告/ソーシャルメディアクリップを制作する。優勝すると賞金が出る。コンペティションのテーマは年によって異なるが、飲酒運転、いじめ防止など現在の問題となっていることに若者が取り組む。

この他にもウェブサイトには興味深い取り組みが掲載されている。



ワイラウ・インターミディエイトスクール (Wairau Intermediate School) 中学校

講義日時：2023年11月10日 15:00 - 16:00
 視察場所：Becroft Drive, North Shore City, 0620
 U R L : <https://www.wairau.school.nz/home>
 講師：Tricia Orr (教師)
 (敬称略)



1. ワイラウ中学校の概要

1980年設立のオークランド (Auckland) のノースショア (North Shore) に位置するインターミディエイトスクール (Intermediate school) である。総生徒数は200人。クラスは縦割りで6クラスあり、3クラスあたり8名の教師が担当し、それに補助職員も加わる。生徒は2年間同じ担任の教師のもとで学び、小学校から高校への移行を効果的にサポートされている。学校職員はサポートスタッフを含み27名である。

この学校がある地域は、富裕層 (高級車に子どもを乗せて学校の送迎をするような家庭) と、そうではない層 (ガソリン代が工面できず子どもの登校を週4日にせざるを得ないような家庭) が、半々に分布している特徴がある。

2. 活動内容と特徴

(1) 学習環境

各クラスが学年関係なく同じ空間で学んでいる (写真右)。1つの教科のテーマについて、それぞれの生徒のニーズやスキルに合わせた学習の方法を提供したり選択させたりしている。例えば英語の授業の時間には、子どもたちが好きな場所に座り、スベリングを教える担当の教師はスベリングを学習している生徒たちの間へ行き、他の教師は、映画や広告を教材にして生徒に教えるなどしている。

(2) 資金

学校には、生徒数に対する学校職員の割合を鑑みた大枠の資金が、数年に1回という頻度で政府から各学校へ支給される。この学校を含む公立学校は、政府からの資金提供を受けるが、学校ごとに資金提供の割合が異なる。裕福な層が多い地域の学校に対しては政府からの資金提供額は少ない。低所得者層の多い地域の学校の方が政府からの資金提供額は多い。

この学校には上記の政府資金に加え、3つの補助金

が提供されている。1つ目はORS (Ongoing Resourcing Scheme) という障がい児のための補助金、2つ目はACC (Accident Compensation Corporation) という、怪我や事故にあっつてしまい生活をきたす生徒のための補助金である。これらは公的提供資金であるが、3つ目に、特別なニーズがあり補助を必要とする生徒へのサポートをするための学校独自の資金繰りシステムもある。そのシステムには、イウィ (iwi: 部族) とのつながりからの補助金も含まれるが、これは特にマオリの人たちが多く住む地域の学校に見られる。

このほか、チャリティ団体による生徒への食事の提供や、チャリタブルトラスト (慈善信託) からの資金提供による生徒の衣類等の購入、家庭に持ち帰る食料の提供など福祉的な援助がある。(5) 参照。

<課題>

生徒へのサポートをしたい状況にあったとしても、補助金や援助の要件や対象に該当せず、既存の援助ではサポートできないケースは必ずある。

ニュージーランドでは、7歳までは成長の早さにバラつきがあることを理由として、学校教育の中での個別アセスメントは基本的に行わない。その結果、その



大きな空間を3クラスで共有している。
 同じ作りの建物3つある。

間にサポートが必要な生徒であっても補助金の対象にならず、必要なサポートを受けられなくなっている。中には親が日本円にして約20万円もの費用を支払ってでも独自でアセスメントを受けさせることもある。一方でそれができない家庭の子どもも存在する。

(3) マオリ文化と教育

1867年から1963年までは、学校でマオリ語を話すことも教えることも許されていなかった。1972年頃から状況が緩和され、1990年代からようやく教育システムが改革されて、マオリ語やマオリ文化が法定の教育カリキュラムに加わった。具体的には、マオリ語でのあいさつができるように学ぶことや、マオリ文化（草を編む、伝統料理をする）に触れ、マオリ正月（2年前から国民の祝日となった）をお祝いするなどの体験学習が含まれる。また、小学校では週2時間以上、マオリ語またはマオリに関する教育を行うと、政府から追加予算をもらえる仕組みとなっている。

一方で、2023年の11月に労働党政権が国民党を中心とする3党連立政権となったことから、マオリ政策については後退の懸念も出始めている（当校理事でもある通訳の春香ポール氏）。マオリを優遇する積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）の見直しや、マオリ語使用範囲縮小の方向性が出ている中で、今後の教育カリキュラムについても見直しがなされようとしている。

<課題>

トリアさんによれば、マオリは約100年間抑圧されてきたため、ネイティブスピーカーはその間にほぼいなくなってしまったという。学校の教員たちも1からマオリについて学んでいる。

(4) 特別支援の配慮

1つの大きな空間で3クラスが授業をしている（108ページ写真）が、1区画だけ区切られた部屋が用意されている。そこは全面3重のガラスで覆われており、ドアを閉めると部屋の外の音はほとんど聞こえない造りになっている。音の刺激に敏感な生徒は、自らこの部屋に入って勉強するなど、学習しやすい環境設定を行っている。壁はガラス張りで視覚的に遮るものはない。視覚刺激に敏感な生徒にとって学習しやすい環境設定は実現できていないことは、学校側も認めつつ、この空間の中で生徒と教師が対一になることで生じ得るリスクの回避を優先させているということであった。



音が遮断されている全面ガラス張りの部屋

(5) 家庭への福祉的なサポート

ニュージーランドには、キッズキャン（KidsCan）というチャリタブルトラスト（慈善信託）があり、学校や児童センターに通う子どもたちに対する食料や衣類の提供に、そこからの寄付金を活用している。ワイラウ中学校もキッズキャンを活用している。

また、学校独自の資金で、朝食を準備するブレックファストクラブを開催したり、昼食を持参できない生徒のためにランチを提供したりしている。

ニュージーランドの教育システム

ニュージーランドの教育課程は、国が全国共通のカリキュラムを定めている。第1学年から第13学年に至るこのカリキュラムには、8つの達成段階が示されている。このため、日本の学習指導要領よりも柔軟な構造になっている。また、その指導方法や教科書は指定されていない。カリキュラムを網羅すれば、指導方法の自由度は高く、学校によって様々である。4学期制をとり、就学は1月下旬から2月上旬に始まり12月中旬に終了する。各学期の間には最低2週間の休暇が組み込まれている。義務教育は6歳（1年生）から16歳（11年生）までである。日本の6-3-3制に対して、ニュージーランドでは大きく3つのパターンの教育システムが存在し、6-2-5制（Primary - Intermediate - Secondary）、8-5制（Full Primary - Secondary）、6-7制（Primary - Form school）などが混在している。（表）

<初等教育課程>

小学校は、プライマリスクール（Primary school）またはコントリビューティングスクール（Contributing school）と呼ばれる。対象年齢は6歳（1年生）から11歳（6年生）までだが、5歳（0年生）の誕生日を迎えれば入学することが可能なシステムとなっている。入学式は存在しない。

<中等教育課程>

日本の中学校に当たるインターミディエイトスクール（Intermediate school）は、12歳（7年生）から13歳（8年生）が就学対象である。セカンダリースクール（Secondary school）は、14歳（9年生）から18歳（13年生）が就学対象である。

<ニュージーランドの教育システム>

年齢	学年	8-5制	6-2-5制	6-7制	教育課程
18	13	セカンダリースクール (Secondary school)	インターミディエイト・スクール (Intermediate school)	フォームスクール (Form school)	中等教育 課程
17	12				
16	11				
15	10				
14	9				
13	8	フルプライマリ (Full Primary)	プライマリスクール (Primary school) または コントリビューティングスクール (Contributing school)		初等教育 課程
12	7				
11	6				
10	5				
9	4				
8	3				
7	2				
6	1				
5	0				

第34回 2008年度資生堂児童福祉海外研修報告書より

<課題>

サウスオークランドのような貧困家庭の多い地域では、ブラックファストクラブが根付いている。この学校が位置するノースショアは裕福な家庭と貧困家庭が混在した地域であることから、子どもの中にはブラックファストクラブに参加することを恥ずかしく感じ、躊躇ってしまう子どももいる。潜在的な対象児童の確認や適切な働きかけなどが求められる。

サポートの必要性は、貧困家庭に留まらない。2023年1月、オークランドでは記録的豪雨による洪水が発生した。ワイラウ中学校でも多くの生徒の家庭が被害にあった。自宅に住めず、ホテルや親戚の家に身を寄せながら学校に通っている生徒がおり、そのような家庭の経済的負担は非常に大きなものになっている。

(6) ブルーライト (Blue Light) とのかかわり

ブルーライト (105 ページ) を招いた試みは、ワイラウ中学校では2023年度に初めて行った。きっかけは、COVID-19の感染拡大によりニュージーランドがロックダウンし、子どもたちが学校で遊ぶ機会がなくなったことからであった。ロックダウンが解除され、何か楽しいことをと考えた時に、ブルーライトに学校側からアプローチをしてスクールディスコ^{*1}を開催してもらった。準備から全て警察が取り仕切り、生徒たちを楽しませてくれたという。

ブルーライトにアプローチをした背景には、学校で生徒について警察が介入した案件が数件発生したことも影響している。

その後もプログラムを利用しているが、警察学校における訓練のようなことを楽しく行うことなどを通して、生徒が警察に対してポジティブな印象を持てるようになってきている。最近では、生徒が映画を作成するプロジェクトに参加し、その作品が賞を受賞したというビッグニュースもあった。

(7) オランガタマリキとの関係性

生徒や家族がオランガタマリキの関与を受ける一例に、学習に困難さを抱える生徒の親が疲弊し、レスパイトが必要となるケースが聞かれた。一方で、生徒の問題ではなく、その家庭にもともと深刻な問題があるケースの方が多くということであった。学校は、その時点でオランガタマリキの対応や意思決定に関与したり、影響力を及ぼしたりすることはない。学校は、生徒や家庭に対して出来る限りのサポートと、オランガタマリキに対して学校からレポートを届ける必要がある。

しかしニュージーランドには虐待の通告義務はなく、学校側が、虐待を疑うような生徒の問題を発見した際には、必ずしもオランガタマリキに連絡しなければならないわけではない。深刻な児童虐待など

があれば、基準に則り、オランガタマリキに通告をすることもあるが、オランガタマリキではなく別の相談先の方が妥当だと判断すれば、その組織へ連絡をするということもできる。

もしも学校側からオランガタマリキへ不満や要望がある場合には、弁護士に相談をする。オランガタマリキ管轄のケースになった時点で子どもにはユースローヤー (弁護士) が必ず付くため、子ども側からオランガタマリキやその他外部組織へ不満や要望がある場合には、ユースローヤーが代弁者となる。

3. 所感 / 考察

私はワイラウ中学校の視察から、ニュージーランドの教育現場が教育・福祉・司法の分野を超え、時代の流れにも並走した実践をしていることを知り、大きな学びを得た。

教育は、国の文化や民族性を顕著に反映するものである。ニュージーランドの教育を支える背景として、キッズキャン (KidsCan) のようなチャリタブルトラストの存在や、地域のつながりや組織と肩を組み運営していることに、多様性や独自性を受け入れる国民性の色が表れていると感じた。学校教育に警察が考案したプログラムを導入する実践にも、教育と法執行機関の分野を超えた実践が息づいている。その上で学校の教室を見た時に、開かれた空間と必要最低限の構造的配慮から、まさにインクルーシブ教育の実践の在り様が顕著に見て取れた。これらを背景として考えると、学校現場でありながら貧困家庭や被災家庭への支援について福祉的視点をもったサポートが充実している実態に頷けるものがある。

また、政権が変わるごとに教育カリキュラムも大きく変動することがニュージーランドの特徴だ。ニュージーランドの教育カリキュラムは現在改定段階にあるが、2025年より新カリキュラムが全面实施されるにあたり、今回の政権交代によりマオリ教育についての改訂も予期されている。具体的には、マオリ語、マオリ文化を正式に教育カリキュラムに入れる予定であったが、そこに変更が生じるかもしれない。教育における普遍的価値とはいったい何なのだろうか。この渦中に飲み込まれる子どもたちと教員のみに限らず、学校が育む文化や社会への影響は計り知れないはずである。 (阪本 博美)

^{*1} ニュージーランドの学校ではポピュラーな、子どもたちが参加する夜のお祭り。基本的にはPTAが主催し、収益金は学校の運営費に充てられる。



←ハンギというマオリの伝統料理の調理に使う道具
視察に伺った日の授業で使用した後とのことでした。

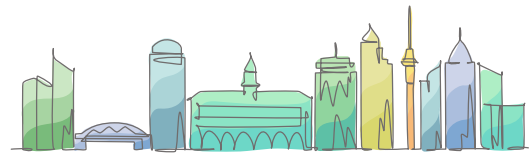


卒業生が描いた絵の壁の前で

参考文献 / ホームページ

- ・資生堂社会福祉事業財団 (2009) 第 34 回 (2008 年度) 資生堂児童福祉海外研修報告書～ニュージーランド児童福祉レポート～ 2009
- ・石原 敏秀 (2003) ニュージーランドの教育制度—初等、中等学校を中心として— 2003
- ・Wairau Intermediate School
<https://www.wairau.school.nz/home>
(2023 年 11 月 25 日閲覧)
- ・Ministry of Education
<https://www.education.govt.nz/>
(2023 年 11 月 25 日閲覧)
- ・キッズキャン
<https://www.kidscan.org.nz/> (2024 年 1 月 11 日閲覧)

学校における文化や貧困の影響

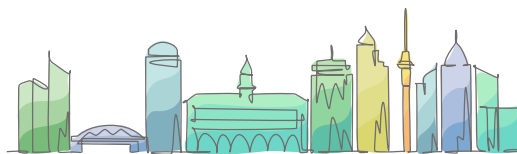


今回のニュージーランド視察に現地で同行していただいた、通訳のポール春香さんは娘さんをこの学校に通わせており、ご自身もこの学校の理事を務めておられる。春香さんからお聞きしたお話を参考に、学校の内情を書き留めたい。

ワイラウ・インターミディエイトスクールの校内には「いじめ禁止！」と書かれたポスターが掲示してあった。子どもたちの関係性の特徴として、部族ごとに結託しがちな部分があるという。背景には、その親同士がそのような状況であるからだそう。しかし話を聞き進めると無理もない。マオリやパシフィカの家は貧困率が高い。制服が買えない、靴が買えない、ランチを持っていけないという理由で学校を休む生徒がいる。生理用品を買えないがために生理中は学校へ行けないという生徒も多かったようだ。またマオリやパシフィカには、子どもが年長者を養う文化があり、高校生になると働きに出されてしまうという。働き疲れて学校に行けない、就学時間の就労は違法ではあるが、それでも親は子どもを働かせる。そのような文化を背景とした現状もある。政府は栄養バランスの整った給食を提供したが、低所得者層の家ではヘルシーでバランスの整った食事を子どもに普段から食べさせていないため、給食も残食が多く失敗に終わったという。生理用品は3年前から政府が高校で無料配布を始め、今や小中学校やショッピングモールでも無料で置かれているという。

学校という皆が平等に教育を受け、物事の価値観を自分のものさしで構築し得る場所に、今までのマオリやパシフィカたちの文化や低所得が故の教養の低さの歴史を捉えなおす役割は、如何程に課されているのだろうか。
(阪本 博美)

Whakapapaって奥が深い…



ニュージーランドの視察先の多くで、「ミヒ・ファカタウ (Mihi Whakatau)」というマオリの歓迎の儀式をしていただいた。儀式の中では、「ミヒ (mihi)」と呼ばれるマオリ語の自己紹介があった。ミヒは、「ファカパバ (whakapapa)」という、マオリの中心概念をベースにして作られる。

ファカパバは、系図を意味し、伝統的なマオリの知識の中核をなしている。地上と精神世界のすべての生物と無生物、既知および未知の現象を結びつける分類学的枠組みとされている。そのため、ファカパバは、神話、伝説、歴史、知識、習慣、哲学、精神性が組織化され、保存され、世代から世代へと伝わるように、関係を位置づける。自分の祖先や育んできた自然、家族や部族とのつながりが層をなし、自分という個人が存在していると考えられる。マオリの人々のアイデンティティを形成している重要な概念である。

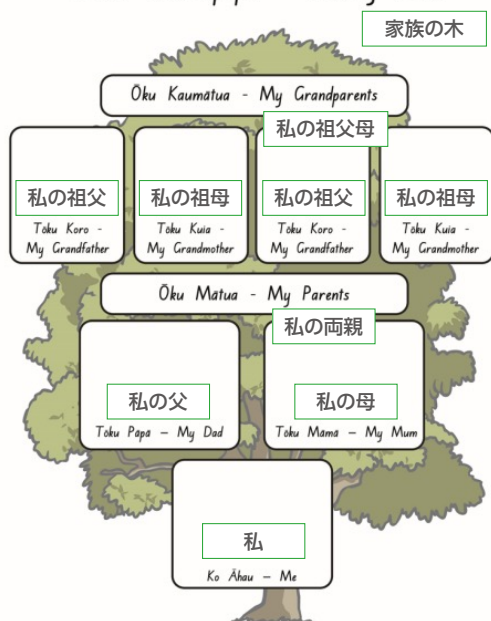
いくつかの視察先でミヒを見せていただいた。ミヒでは、ファカパバに基づいて、自分の祖先がどの海から、どんな船で、どの方向から来たか、自分の住む場所にはどんな山、川があるか、自分の部族や家族についてマオリ語で話す。近年は、ビジネスシーンや教育現場でもミヒが行われ、学校では新年度にペペハ (pepeha) と呼ばれる自己紹介文を家庭で作っていきクラスで発表するのだそう。今回私たちが見せていただいたのは簡易なミヒだったが、正式な儀式ではどんなに人数が多くても参加者全員がミヒを行うという。それほどに、ルーツはマオリの人々から大切にされていた。

ミヒでは、話し手は、誰もが胸を張ってルーツを話していた。その様子からは、言葉にはしないが話し手が自分のルーツに誇りを持ち、大切にしていることが感じられた。一方、聞き手は、厳かに静かにそれを聞いていた。厳かな雰囲気からは、言葉にはしないが話し手を尊重しているという聞き手の思いが感じられた。そういった話し手と聞き手の確かな気持ちも、ファカパバがルーツとなっているのだろう。

ファカパバは、文化であり、情報であり、概念であり…言葉で言い表せないくらいにたくさんの層をなし、マオリの人たちを形作っている。とても奥が深い、もしかしたら見えなくらい奥が深いのかも感じました。

(田畑 淳美)

Rakau Whakapapa - Family Tree



参考文献

オランガタマリキ「インフォメーションシェアリング」
(講義資料)

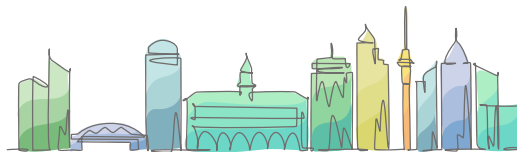
参考ホームページ

- ・ミヒやペペハについて
<https://aotearoanz.net/maori-pepeha/>
(2023年12月4日閲覧)
- <https://www.otago.ac.nz/maori/world/te-reo-maori/mihi-introductions> (2024年1月8日閲覧)
- ・ファカパバについて
<https://en.wikipedia.org/wiki/Whakapapa>
(2024年1月7日閲覧)
- <https://practice.orangatamariki.govt.nz/core-practice/working-with-maori/how-to-work-effectively-with-maori/whakapapa-research/>
(2024年1月7日閲覧)
- <https://www.otago.ac.nz/maori/world/tikanga/whakapapa> (2024年1月8日閲覧)
- <https://www.waipalibraries.org.nz/assets/Family-History-for-Children-2021-3.pdf>
(2024年1月8日閲覧)



子ども向けのファカパバを学ぶワークシート。部族や家族は、1本の木で表され、木が育つように長い時間をかけて祖先から自分へとファカパバが続いていることが表現されている。

mana



マオリの文化に触れる中で、しばしば「mana」という言葉を耳にした。キア プアワイでは、manaについて、「先祖代々伝わってきた潜在能力、可能性を意味するもの」と学んだ。マナモコプナでは、団体の名前の中に「mana」が掲げられており、ホームページにはRose Pere博士によって定義された「尊敬、獲得された知識、制御、固有の価値、尊厳、影響力」といった意味があることが記されていた。またいくつかの文献では、共通して「威信」と訳されていた。

同様の意味で「mana」という言葉が使われているハワイでは、身分の高い人には「mana」が宿り、その人の死後は遺骨に宿るとされている。そのためカメハメハ大王の遺骨は、その力を得ようとする人々からの盗掘を避けるため、秘密の場所に葬られたそうだ。また、イースター島のモアイ像に目がないのは、「モアイの目はmanaを発する」という言い伝えによるもので、本来はあった像の目が、部族間の争いが起きる度に破壊されてきたためであるという。

調べてみると「mana」は、オセアニア（ポリネシア・メラネシア・ミクロネシア）に起源をもつ言葉であった。元々マオリはポリネシア（タヒチ島・クック諸島・ハワイ諸島・イースター島など多くの島々）からニュージーランドに移り住んだ人々であるため、これらの島々の間で「mana」の解釈に共通性が見られるのだろう。

マオリの人々は、この「mana」をととても大切にしており、「mana」には、以下の4つの要素があるとされている。

- ① マナ・アトウア：神々の聖なる力・権威で、特別な人に受け継がれるもの
- ② マナ・トゥプナ：首長たちの威信・権威で、先祖から受け継がれるもの
- ③ マナ・フェヌア：土地や資源など地球からの聖なる自然の賜りものとの関係
- ④ マナ・タンガタ：一人ひとりの努力によって得られる威信・権威

「mana」はマオリの人々の行動の源である。例えば、来客時には、提供できる最善の食べ物でもてなすことや、部族間の戦いに勝利すること、部族の伝統的な土地や、そこから得られる資源との結びつきなどを通して、「mana」を守り高めることを重視しているのである。また、マナ・フェヌアについては、部族やファーナウの歴史が刻まれた土地とのつながりであるとして、現在でもマオリの人々の精神的な支えとなっており、価値あるものとされている。山や川、木や水、土地などのあらゆる自然のものに、「mauri（生命力）」をもつ「tapu（聖なるもの）」として敬意を払うと共に、先祖とのつながりを大切にす。マオリの人々は、そうした暮らしの中で「mana」を磨くことに重きを置いてきたのだろう。そう理解した時、なんだか懐かしさを覚えた。

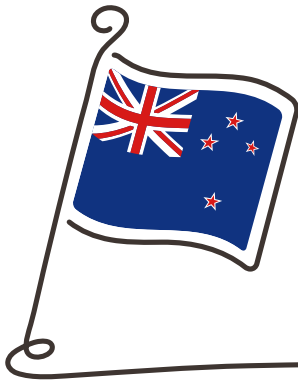
日本には、「八百万の神」という言葉がある。これは神道において祀られている神を指すが、あらゆるものに神や魂が宿ると考えるアミニズムや、太陽や山、岩などのあらゆる自然を信仰する自然崇拜といった原始信仰の考え方からくるものである。また日本では、亡くなった人の命日や春秋のお彼岸、お盆といった時期には、墓参りに出向く習慣が今でも残っており、家庭内で受け継がれている。文明化や宗教の広まりの中で、多様な価値観が生まれ、少しずつ薄れたり形を変えたりはしているが、古くから日本人は、自然や先祖を敬い大切にしてきた。そうした生活の中で、日本人として持って生まれた感性や力が磨かれてきたのかもしれない。その文化と心が、今もきっと私たちの魂には根付いており、これが私の感じた「懐かしさ」の正体でもあったのだろう。

私の故郷である奄美大島には、「とうとがなし（尊々加那志）」という言葉がある。幼い頃からよく耳にしてきた、「ありがとう」の意味をもつ言葉だが、根底にあるのは神への敬いであり、島の人々は自然や先祖への祈りの言葉としてこの言葉を使っている。人は自然と先祖があって生まれ、生かされている。そんな教えと文化の中で私は育った。「mana」について考えることを通して、マオリと古き日本の文化の共通点に気づくと共に、自分のルーツを改めて振り返ることができたように思う。

（作田 惇人）

マオリに関する用語などについては、以下の書籍を参考にさせていただいた。

- 〈参考文献〉 ・ 原田敏治（2016）先住民族社会の形成と存続 -ニュージーランド南島ナイ・タフ族の伝統と社会
・ 平松紘、申恵丰、ジェラルド・P・マクリン（2000）ニュージーランド先住民 マオリの人権と文化
〈ホームページ〉 ・ <https://www.aloha-program.com/curriculum/lecture/detail/98>（2023年12月31日閲覧）
・ <https://rekisiru.com/10608>（2023年12月31日閲覧）



第Ⅲ章

研修からの学び

子育てを社会全体のものとするために

阪本 博美

私には5歳と2歳の息子がいる。自分自身が子育ての大変さを肌で感じ、そこにあって欲しかったサポートを自分の仕事に置き換えて考えていきたいと思ったことが、この研修への応募動機であった。

昨今日本で叫ばれている「子育てにおける切れ目のない支援」は、妊娠以前から育児期に渡る縦の支援と、多機関がつながり協働し合う横の支援の重なり合いを意味する。ニュージーランドにおける子育てサポートには、縦横両方について、生きた取り組みが根付いていた。

縦の軸は、ツールキヘルスケアでの説明にもあったように、妊娠発覚時から伴走型の助産師が産後までサポートに付くことだ。また、その後も各地域のプランケットが手厚い支援を5歳まで続けていく(64ページ参照)。さらにそれらのシステムから漏れ出たケースについてもツールキヘルスケアのようなNGOが救うシステムも整っており、横のサポートとしても機能している。しかしどんなに切れ目のないサポートシステムが整えられていても、サポートを必要とする人がサポートにつながり利用するに至らなければ意味がない。ニュージーランドの入口支援におけるひとつのケースを紹介する。

発達障害の傾向がみられる3歳児をもつ母親が、たまたま我が子の体調不良でかかった小児科において、医師から「あなたのお子さんは一一般的な3歳児よりもお世話が大変でしょう。従ってあなたにはレスパイトが必要です」と言われた。その後、NASC(Needs Assessment Service Coordination)というアセスメントサービスのチームがこの母親のもとに赴き、子どもや母親とその家族の生活についての聞き取り(アセスメント)を行った。それをもとに母親に対して必要なレスパイトを含めた細やかなサポートについての提案がなされたのである。サポート内容の幅は広く、例えば、子どもがNetflixを観ている間の母親の休息を目的に、その視聴料受給がレスパイトとして認められる。また、サポートが必要な子どもを連れて旅行に行く場合のベビーシッター同行費用も然り。さらには子どもの実年齢よりも発達年齢が低い場合に、子に合った玩具を購入する場合の費用も必要なサポートとして支給される。

このケースにおいて特徴的なのは、まず小児科の医師が母親に語りかけた言葉である。日本であれば「おせっかいが過ぎる」と捉えられてしまうかもしれない。ニュージーランドでは、医者などの子どもに関わるフロントラインワーカーが

虐待に関するリスクを理解し、適切な行動を取るための知識を持つことが求められており、チャイルドマターズでもそれを目的として社会の中で教育機会の提供や啓発活動が行われている。そのため、この医師の言葉は当然であり自然であるのだ。

また、ニュージーランドでのレスパイトの内容には、親がサポートを受け入れやすくするヒントがありそうだ。日本では、特別なサポートを受けることに対して、引け目や負い目を感じる人が多いのではないか。また、そのようなサポートを受けている人に対して周囲が「特別視」をする風潮もある。ニュージーランドでのレスパイトは、一方的に施すような支援ではなく、母親や子どもといった当人たちにとって必要なものが届くような仕組みであることが、受け入れやすさにつながっているのであろう。

ニュージーランドでは、母親が自分のリフレッシュのために子どもを預けて美容院やジムへ行くことは、周囲から褒められるに値することだという。そのような社会の風潮が醸成された背景には、これまでに述べたような、幅広いフロントワーカーへの教育活動や、レスパイトの内容を当人たちのニーズに沿ったものに焦点を当てた取り組みが物を言っているのであろう。

日本人の特性や日本文化に、ニュージーランドの実践をそのまま当てはめることはもちろん難しい。しかし、ニュージーランドのこれまでの実践から、日本が学び、少しずつ文化を醸成していくことは可能であると信じており、私はそこに希望を見出したい。そしてその先に、子育ては母親だけのものではなく、社会全体で行うものだという気風が、日本にもより拡がることを願ってやまない。

最後になったが、本稿を作成するにあたり、通訳のポール春香さんからのお話を多分に参考にさせていただいた。春香さんには、ニュージーランドでのご自身の生活経験を踏まえたお話をたくさん聞かせていただいた。お仕事においても、母としても、そして一人の女性としても輝く春香さんを見てみると、「こうありたい」と思う自分に気が付いた。多大なる尊敬と感謝の思いを込めて。

「彼ら（ケアギバー）が私のルーツにつながる人間関係を大切にしてくれなかったら、私は18歳で本当に独りぼっちになっていたでしょう」。

VOYCEのスタッフで、ケア経験者でもあるシドニーさんのこの言葉が、今も心に残っている。「誰でも子どもの成長を手助けすることはできるけれど、その子のルーツと文化が大切にされるようにしなければなりません」。そう彼女は教えてくれた。

これまで施設から送り出してきた子どもたちの顔が浮かんだ。私たちは、どれだけ子どもたちのルーツを大切に、養育にあたってきたのだろうか。

「ルーツ」には、「根源」「祖先」「民族的・文化的・社会的な起源」という意味だけでなく、「精神的な故郷」という意味がある。研修を終えた今、この意味がようやく理解できたように思う。

研修中、度々体験することができたマオリ伝統の歓迎セレモニーであるファカタウ（whakatau）では、毎回必ず自己紹介として、自分が何者なのか、その方のルーツが語られる時間があつた。

19世紀にキリスト教の宣教師たちがニュージーランドにやってくるまで、マオリの文化は文字のない無文字文化であつた。そのため、歴史や伝説、詩や歌、しきたりなど、あらゆる情報の伝達は主に口頭伝承によって行われていた。ゆえに、声の大きさや声色による表現、身振り手振り、歌を使うこと、細部まで説明することを通して、相手に自分の思いや情報が伝わるようにしていたという。

この無文字文化の影響はマオリの地名にも表れており、地名の中には、部族が生活する環境や場所が分かるようにつけられたものがある。マオリの人々は、部族の伝統的な土地や、そこから得られる資源との結びつきを大切に、あらゆる自然のものと先祖に敬意を払う。それらは精神的な支え且つ価値あるものであり、地名は、マオリや部族・先祖のあらゆる歴史や伝説が表された「アイデンティティの重要な土台の一つ」となっていた。そして、「マオリの地名は、彼らの歴史や文化の舞台としての自然環境を識別し、それらを口承で代々伝えていくための重要な記憶の手がかり」となっていたのである。

文字を持たず、記録に残す手段が限られていた当時のマオリの人々にとって、マオリの地名や巧みな口頭伝承は、生まれ育った土地、部族や先祖といった、自分のルーツを大切に、自分の思いから生まれた工夫でありスキルだったのでないだろうか。

「ルーツ」のとらえ方は、人それぞれであると思うが、根本としては、誰かや何かにつながっている、帰属している感覚のようなものであり、それが精神的な故郷、心の故郷となるのだと考える。故郷とは、生まれ育った場所や縁の深い場所であるが、それが場所であっても人であっても構わないのだ。家族や祖先、生まれ故郷であっても、大切な仲間や思い出の地であってもいい。その人が帰属感と安心感を得られる存在こそが故郷なのだろう。心の故郷を見つけることが、アイデンティティの確立へとつながり、揺らがない基盤が築かれ、未来に目を向けて歩き始めることができるのだ。

そして故郷は、いつでもその人を癒してくれる。その存在を思うだけで、自信や困難に立ち向かう力を得ることができる。決して孤独ではないことに気づかせてくれる。これが「ルーツ」を知る人の強みなのではないだろうか。施設を出た後、社会の中で孤立し、潰れてしまう子どもも少なくない。すべての子どもたちに、そんな「精神的な故郷」を持たせることができたならと強く思う。

インケアの子どもたちにとって施設は、彼らの人生の多感な時期を過ごす場所である。子どもたちに寄り添う私たちは、彼らの声やサインをしっかりと受け取り、ルーツを知る権利を尊重し、彼らの心に「精神的な故郷」を築くことができるよう、子どもや家族、関係機関と共に取り組んでいく必要があるのではないだろうか。そしてまた、私たちの存在や施設そのものも、子どもたちのルーツの一部になりうるのだということを決して忘れてはならないと感じた。

参考資料

- ・レスリー・シュトゥラドヴィク=著、斉藤慎子=訳
写真で知る世界の少数民族・先住民族 マオリ 汐文社
- ・ <https://kotobank.jp/word/ルーツ-660449>

引用文献

- ・原田敏治 (2016) 先住民族社会の形成と存続 - ニュージーランド南島ナイ・タフ族の伝統と社会 p 110 日本経済評論社

真の伴走者を目指して

鈴木 聡美

ニュージーランドを訪れ、日本の児童福祉における家庭支援をどう捉えいくか、そして今の自分にできることは何かを改めて考える機会となった。

ニュージーランドでは、虐待が発覚しても「まずは分離して一時保護所で保護」という手段を取らない(そもそも日本でいうような“一時保護所”はない)。子どものウェルビーイングを優先するためできるだけ家族やファナウ(whānau: 拡大家族)で子どもを見続ける方法を見つける。

日本では要保護児童に対し、在宅での支援継続または親子分離かの二者択一になりがちである。施設に入所してきたある児童が「親からされたこと(虐待)を児童相談所に相談しに行ったの。気付いたらいつの間にか一時保護所において。そういうつもり(保護)ではなくてただ相談しただけだった。自分のものは何も持っていない。友だちにも何も言えずにここ(施設)に来た」と話してくれたことを思い出した。自分が生活していたもの全てを手放して知らない場所と知らない人との生活が始まる不安はどれほどのものだっただろうか。ニュージーランドで優先されるべきは子どもが在宅のまま家族とともに暮らすことであるのに対し、日本では児童虐待が発見されると、まずは子どもの安全を優先する。状況によっては早急に親子分離をし、一時保護する傾向がある。しかしそこには子どもの安全はあっても安心がないのでは、とニュージーランドの文化に触れ気付かされた。なぜなら、子どもがこれまで育ってきた環境や文化的背景を半ば無視する形で家族や親族、友人からも引き離し、社会的養護の場にたどり着くことになるからだ。それは子どものアイデンティティをも揺るがし、これまで歩んだもの全てを失ってくる子どもたちの喪失感は計り知れない。そしてこれは分離経験をした子どもたちにしか分からない大きな損失である。

一方、子どもと分離した家族に対する支援はどうか。ニュージーランドのとある施設では、施設に入所後もできるだけ親子のかかわりが途絶えないよう毎日電話をする時間があると聞いた。また多機能型 NGO が数多く存在し、子育てで何か困り事があれば、親にとって必要なサービスが紹介される仕組みになっていた。私は家庭支援専門相談員として、施設入所後の保護者と関わる中で、時折児童相談所に子どもを取られた、という強い憤りや、自分の子どもを施設に入れることへの罪悪感をもつ保護者に会う。理由があるからこそその施設入所ではあるが、保護者にとってもこれまでの子どもへの想い、今までの親子

の経過を突然知らない人に分断され、引き離される気持ちに、誰か寄り添ってきただろうか。

親子分離せずに在宅で家庭支援を行うためには、地域支援の重なり、厚みが必要となる。そこに施設としての強みを活かすことで、地域社会全体の養育力が向上していくのではないだろうか。日本の児童福祉を支える1つの機関として、施設の強みをどう活かすか、これは当面の課題である。

では、国の違いはあれども親子分離を経験した子どもと家族を受け入れる児童養護施設職員として、今の自分にできる家庭支援とは何だろうと考え頭に浮かんだのは、自立支援計画という存在であった。ニュージーランドのファミリーグループカンファレンス、家族会議の意図として、子どものウェルビーイングを中心に、当事者抜きに話し合いを進めないこと、当事者の自己選択自己決定を尊重することが挙げられる。私はこれまで、最も重要視しなければいけない自立支援計画を関係機関とだけで立ててきた。それは支援者側が設定したゴールに向かわせていただけで、その当事者不在の支援計画は、支援者側の自己満足にすぎなかったのかもしれない、と振り返った。自立支援計画の中には、「本人の意向」「保護者の意向」という欄がある。しかしそこにどれだけ当事者の意向が書かれてきただろうか。入所後の親子交流、また家庭引き取りに向けて、家庭引き取り後といったあらゆる家族再統合に向けた場面で、親子の声を聴き、彼らの想いをしっかりと反映させてきただろうか。

現在、私の施設では子どもと一緒に立てた支援計画を児童相談所に伝え、自立支援計画を作成している。しかしこの計画には保護者が参画できていないことが現状にある。家族再統合を目指す上でも子ども・保護者の当事者が感じている真の課題、本当に望んでいる支援に近づかなければ意味がない。自立支援計画に子どもや家族が参画していくことで、子どもが自分の人生を自分で選択して生きていく、そして家族が必要と思える支援に自ら気づき、その支援を受けることで彼ら家族の形を見つけていく、これが当事者を真ん中にした支援計画ではないだろうか。子どもも親も活き活きと幸福を感じ生きていける社会を目指し、当事者の声に耳を傾け、家族に寄り添う真の伴走者になるために、この研修を経て見つけた新たな課題に挑戦していきたい。

「やりがい」の芽吹く職場を目指して

鈴木 美希

グループホームの中で、今日も子どもが「抱っこ」とせがみ、私はその子の願いを受け止め抱き上げる。本を読んでもと言われたら隣に座り、時には膝に乗せて一緒に本を読む。夕方には外遊びに行き、鬼ごっこをしたり縄跳びやサッカーをしたりして遊ぶ。小学生も高学年になると一緒に遊ぶというより子どもの好きなテレビ番組を一緒に観て同じタイミングで笑う。同じ部屋で子どものおすすめの漫画を読む。学習の分からないところに付き合い、学校行事にも欠かさず顔を出す。遠方に出かけて新しい体験と一緒にしたり、落ち込んでいるときは話を聞いて一緒に温かいココアを飲んだりする。そういう日常の連続の中で関係性を育んでいくことを通して、子どもからポロッと本当の気持ちが言葉となって漏れ出ることがある。その言葉を拾い、子どもの気持ちに寄り添っていく。これがきっとケアワーカーの仕事のやりがいだろう。日常の丁寧な積み重ねを繰り返していくこと、健全な頼れる大人としてそこにいること、そこで出てきた感情を受け止めること、そういった細やかで丁寧なかかわりを現場のケアワーカーは実践していることだろう。しかしこういった丁寧な支援は入職していきなりできるわけではなく、知識と経験を積み重ねることでできていく。ただ、その経験を積む前に離職してしまうケアワーカーが少なくない。それほど被虐待児童の支援というものには難しさがあるのだ。一方で、ケアワーカーが育っていかない、続けられないということは丁寧な支援の担保が難しいということにつながるのではない。

私はニュージーランドの視察を通して、ケアワーカーが長く仕事を続けられるためのヒントになり得るものを見つけることができた。まず人材育成として研修機関のチャイルドマターズは、子どもと関わる大人たちにトラウマの仕組みなどについて知識を与えていた。キア プアワイでもケアワーカーに向けた研修が充実していた。エマージ アオテアロアでは専門性の向上や能力開発の機会を設けていた。またEAPという外部組織に職場の悩みなどを相談ができるようになっていたり、有給休暇をとりやすいような工夫が多機関に設けられていた。バーナードスニュージーランドではケアワーカーの賃金を引き上げる動きがあり成功したことを聞いた。キア プアワイの入所施設では、子ども同士が取っ組み合いを始め、攻撃性をケアワーカーに向けてきた際、ケアワーカーはスタッフルームでまず自分の身の安全を確保し、ヘルプを呼ぶと聞

いた。知識を与えられる機会が多くあることや、心と体の安心・安全を守る環境があることはフロントラインで働くケアワーカーにとって大きな安心材料になるのではないかな。

一人のケアワーカーの勤続年数が延びるということは、きっと子どものためにもなることだろう。なぜなら前述したように子どもたちとの関係性を築く日々の丁寧なかかわりと子どもの気持ちを汲み取り、声を聴き受け止めるということにはケアワーカーの知識と経験値が必要不可欠であるからだ。関係性が築けるケアワーカーが身近にいるということは、子どもたちにとって安心できる環境であるだろう。子どもたちにとっては、ケアワーカーが退職することは少なからず喪失感が生まれるだろう。また新しいケアワーカーが入職して一から関係性を築くには時間を要し、子どもたちにとってそれはどれ程の不安・不信感であるだろうと、私は懸念する。ケアワーカーの心と体の健康や働くなかでの安心・安全を確保することで、長く働くケアワーカーが増える。すなわち養育者の交代を防ぐことができ、子どもたちへの専門的で丁寧なかかわりにもつながるだろう。

私はグループホームを任されるリーダーとして、ニュージーランドで見てきたケアワーカーの人材育成とケアワーカーが働く上での安心・安全について、日々の業務の中で共に働くケアワーカーたちと考えていきたいと感じた。具体的には、残業を減らし、有給休暇を含めた休みを確保すること、自分自身が今まで学んできた知識と経験を後輩ケアワーカーに分かりやすく伝え教えていくことがまず私に取り組めることであろう。またケアワーカーが組織内外で相談できる環境作りも進めていきたい。さらに職場での安全基地があれば気持ちにゆとりができ、ケアワーカーとしての喜びややりがいに気付けるかもしれない。またそれに知識や経験が伴い、さらにこの仕事に対する楽しみを感じ、長く働き続けることが可能になるかもしれない。そのような人材育成や働く環境改善がこれからの子どもたちの養育に還元されるよう、ニュージーランドが教えてくれたヒントを活かしていきたい。

ニュージーランドの里親制度が教えてくれたこと

山口 瞳

今回の研修で、里親として実際に子どもの養育をしているジュリーさんと、ニュージーランドの里親制度や児童福祉について意見交換ができたことは、私に多くの気づきをもたらした。

ジュリーさんからの「施設に入所させて子どもたちの面倒をみるのは、十分な数の里親を準備できないからでしょうか」という質問に関しては帰国後も答えを思いめぐらせた。ここで自分なりの考えをまとめてみる。

日本では、里親登録者数が増加傾向にあるのに対し、里親委託率は伸び悩んでおり、その背景に未委託里親が多く存在している状況がある。

ニュージーランドでは、家庭外ケアの主な受け皿は里親である。(未委託里親がどの程度いるかは不明だが、里親はオランガマタリキ認可里親かフォスターリングサービスを提供する民間機関との契約里親となるため、未委託里親が多くいるとは考えにくい)。こうしたなかで、子どもや実親の多様なニーズに合わせて子どもを受け入れる里親の制度が確立されてきたようだ。例えば産後うつ母親のケア中や、実親が出産後、養子縁組に出すかを考える期間、養子縁組されるまでの間、里親が一時的に子どもを預かる「レスパイト」の里親がいると聞いた。日本の場合、施設のサービス利用となるケースであるが、こういったケースや、保護者の病気や育児疲れ、仕事の都合や冠婚葬祭など、一時的に子どもの養育が困難な場合に、子どもの養育を未委託里親が担っても良いのではないか。

そのためには、各市区町村が自分の地域の里親について、その数だけではなく、里親の強みや特徴などを十分に把握し、地域の里親を普く活用していくことが必要となってくるだろう。しかしながら、里親制度の理解と運用には地域差があるのが実情であるため、市区町村職員への里親制度の理解を広めるための活動が求められる。この点については乳児院の里親支援専門相談員として、児童相談所や里親支援センターとともに普及のためにさらに協働していきたいと思う。

今回の視察先の1つであったオープンホーム財団では、若年出産した母親とその子どもに対し、里親が子育ての仕方や生活全般の支援を行っていた。日本では、乳児院に入所する際に母子分離を伴い、担当職員や施設の仲間との別れを経験した先に、里親委託となるケースが多い。結果として子どもは大きなストレスを何度も乗り越えながら新しい家族や環境に慣れていかなければならない。子どものパーマ

ネンシーを保障していくことも里親制度の目的の1つであるのならば、子どもを家庭に迎え入れて養育するだけでなく、社会的養護下にある子どもたちが自分の家族とともに地域で育っていけるよう、里親が寄り添っていくことも、今後の里親の大きな役割ではないかと考える。

またニュージーランドでは、日本で言う特別養子縁組と養育里親の制度がそれぞれ分けられ、整備されていた。実子として子どもを迎え入れたい場合は、里親にならず、養子縁組を申し込む。その理由についてジュリーさんは、「養子縁組を希望する方は、子どもと里親、両者にとって感情が入りすぎてしまい、良い結果を生まないという配慮から養育里親への登録は認められていない」と話していた。

日本では特別養子縁組と養育里親の両方の登録が認められており、特別養子縁組を希望している里親に対しても養育里親として里子を委託するケースがある。その場合、実子のように思い、子どもとも愛着関係が形成されていく中で、いずれは実親の元へ戻すという客観性も持ち合わせて養育を行わなければならない。事実を隠してこのまま実の親子のように平穩に暮らしていきたいという思いに、時に里親支援専門相談員がブレーキをかけながら真実告知への理解と告知後の里親のメンタル面のフォローを行っている。今後は、国や各自治体が里親に求める基本の知識やスキルに加え、プロとしての専門性を高めるための力を伸ばすための研修や、里親が必要だと感じているプログラムの情報を提供するなどしながら、里親の育成に尽力したい。

我が国では、子どもや里親を取り巻く制度が大きく改正される中、里親委託率の目標値が掲げられ、それを達成するために大きく動き出している。私のような施設の里親支援専門相談員が1人でできることは限られている。しかし子どもの最善の利益と幸せのために、そして子どものために何ができるのか日々葛藤している里親の皆さんのために、子どもと里親の一番近くで支援する者として今できることから一歩を踏み出し、足元を固めつつ、確実に進んで行きたい。

母子生活支援施設の高機能化・多機能化について ～視察研修からの手ごかり～

田畑 淳美

母子生活支援施設では、今、その他の児童福祉施設と同様に、高機能化・多機能化が求められている。地域や関係機関と連携し、独自の取り組みをしている施設もあるが、人員不足や資金などの課題があり、取り組むに至っていない施設も多いのではないだろうか。今回ニュージーランドでの視察を通して、多種多様な民間組織が活躍している様子を知り学んだ。日本での取り組みのヒントになればとの思いから、ニュージーランドで学んだことを以下に記す。

＜多様な支援＞

ニュージーランドで視察させていただいた団体は、1つの団体が在宅支援やレスパイトケア、アドボカシーなどさまざまなサービスを提供していた。日本の母子生活支援施設は、入所者支援という意味では1つの支援を行っているが、支援の内容は画一的ではなく、入所する母子に合わせて様々な支援を行っている。そのため、母子への支援から培ってきた専門性を活かし、ニュージーランドの民間団体のように多種多様な支援が展開していけるのではないかと考える。

＜資金調達と施設運営＞

運営資金に関して、政府から資金（日本で言う補助金も含む）も出ているが、ファンディングも盛んに行われていた。そのため、各団体は、SNSを利用するなど自分たちのサービスをうまく宣伝していた。団体が独自に使える資金が多いことは、充実したサービスの提供につながる。日本の母子生活支援施設も SNS を上手く活用し、ファンディングが盛んになれば良いと考える。

国からの資金提供の形にも注目したい。視察先の1つで、入所施設を見学させていただいた。施設運営についてのお話も聞かせていただいたところ、措置1件に対してではなく、施設を運営していることに対して、国から資金提供されているところもあることが分かった。日本の母子生活支援施設では、措置1件ごとに国や自治体から措置費が支払われるため、民営の施設が潤沢な資金を得ようとするときできるだけたくさんの入所が必要となる。しかし、一概に定員を埋めたとしても、ハイリスクなケースの支援に人手がいるなど人員の問題も発生し、支援の質が担保できないこともある。その点施設運営していることに対して資金が出ることは定員に煩わされることなく、支援に集中することができ、施設運営の悩みが1つ解消されるのではないだろうか。

＜在宅支援＞

支援において、在宅支援が主流となっていることも、ニュージーランドの大きな特徴だろう。在宅支援がベースとなっていることで、支援が必要な子どもや若者、母子が、住み慣れた地域を離れることなく支援を受けることができていた。

＜母子の入所支援＞

今回の視察では、日本の母子生活支援施設のような施設の存在はわからなかった。しかし、若年母子を対象とした母子ホームがあり、住み込みの里親が母子と一緒に生活しながら、短期の集中的な支援を行っているとわかった。日本では、特定妊婦への支援に、母子生活支援施設の活用が挙げられている。ニュージーランドのホームの、母親が安全な子育てについて実践的に学べる仕組みを参考にし、特定妊婦への支援の充実を図っていけると良いと考える。

＜母子生活支援施設の高機能化・多機能化に向けて＞

ここまで、ニュージーランドで見聞きし、私が活かせるのではないかと考えたことを書いてきたが、高機能・多機能化は母子生活支援施設だけでできることではない。多種多様な人々や組織と協力し合うことが大切だ。協力し合うことで足りないところを補い、専門性を発揮した支援が展開できる。また、専門的な人材やノウハウを持たない企業や団体も、資金提供という形で協力することができる。国や自治体も、支援を行う団体に対して補助金を出すことも協力だろう。在宅支援においても、家族や親族、地域住民と協力することで、支援者以外の見守りの目ができる。私は、こうした様々な「協力」によって、母子生活支援施設の高機能化・多機能化が促進されるのではないかと考える。国や自治体、さまざまな団体や地域とも協力し合い、母子のために切れ目ない支援を整えていきたい。ニュージーランドに研修に行かせていただき、母子生活支援施設のこれからの、たくさんの人たちと「協力」して作っていききたいと強く思った。

参考資料

・中板育美 子育て世代包括支援センターの取り組み
・鈴木秀洋

まちづくりとしての子ども家庭総合選挙展の制度設計

・井上登生 地域全体のシステム作り

(すべて こころの科学 第206号 より)

・畠山由佳子/福井充

パーマナンスーをめざす子ども家庭支援―共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割

岩崎学術出版社 2023年

祈り、願い / ふるさと

石田 三紀子

この研修で私はニュージーランドの児童福祉に関する制度や関係機関について学んだ。組織の中核で働く方、ケア経験の当事者の方やケアギバーと呼ばれる里親の方の話を間近で聞いた。また、ともに学ぶ団員の存在から、自分が知らないことが多すぎることを痛感した。そして、これからの日本が取り入れる必要があることがらについても分かった。

ここでは、この研修で学んだことから、私たちが子どもたちへ向けて「今ここから」できることを記したい。

「祈り、願い」

オープンホーム財団では、民間組織として対象範囲を広げて国のサービスをカバーする、きめこまかい支援を展開されていた。組織は夫婦が自宅で立ち上げ、キリスト教系の団体ということでさまざまなキリスト教の宗派から来たスタッフで構成されていた。宗教的信念が組織では心のよりどころ、と聞いたときは、信仰がこのようなきめ細かい実践や、同じビジョンや使命感を持って働くことを可能にしているのだと考えていた。

事後研修で振り返りをしていく中で、では、特定の宗教が無い施設ではどうか考えたとき、それでも、「子どもたちへの願い」はどの施設のスタッフも共通して抱いているのでは、と感じたのである。それは信仰に近いものだとは私は思った。子どもと関わる仕事をしていれば、自然と子どもの成長や幸せを願って、祈るような思いで毎日を過ごしている職員も少なくないのでは、と感じるのだ。

福祉の現場では、意志を持って入職しても、子どもたちの支援に悩み、苦しんで、離職を考える状況になる職員も少なくないように思える。苦しい時こそ、職員同士が「子どもへの祈りや願い」を共有することで、皆で心のよりどころを作っていけたら、と思った。

もうひとつ、「子どもへの祈り、願い」を実践の場で生かすにはどのような方法があるだろうか。私が働いている児童自立支援施設は、もとは「感化院」という名称だった。「感化」ということばにどんなイメージを持つだろうか。「感化」の意味を調べると、「考え方や行動に影響を与えて、自然にそれを変えさせること」とある。感化は悪い意味にも使われるが、良い意味としてとらえると、「相手に強制することなく良い考えや行いに導いていくこと」ではないだろうか。もちろん、職員が丁寧なことばで子どもに伝え続けることで自然と子どもを導いていくことはできる

だろう。けれど、ことばにならない「祈りや願い」で伝え続けて子どもを導くこともできるのではないかと感じる。児童自立支援施設には「目に見えない栄養」という理念がある。これには「子どもへの祈りや願い」を持った職員のふるまいが子どもにとっての成長の糧になる、という面が含まれているのでは、と私は思う。そしてそれは特別な人しかできない技ではなく、誰もが持っている、実行できることだと私は思っている。

祈りや願いは、たとえ子どもが施設を退所した後も、連絡の回数が減って、疎遠になったとしても、子どもがハッピーな時も、アンハッピーな時も、私たちにできる唯一のケアのメソッドだと感じた。

「ふるさと」

まさにこれを書いているさなかに「令和6年能登半島地震」が発生した。今回の大地震ではかつてないほどの焦燥感や、心の中で何かが崩れていくような感覚があった。なぜなら、被害のあった場所には私のルーツ、生まれ育った場所が含まれていたからだ。自分のルーツとなる場所が地震によって姿かたちを変えてしまったことに、何とも言えない悲しみがあつた。

その時に気づいた。ニュージーランドには子どもの入所施設が少ないこと、あつたとしても日本よりも入所期間が短いこと、早期予防支援で子どもが小さいうちから家庭にサポートが入ること、レスパイトサービスの充実、自分のファカパバ (whakapapa) について紹介するマオリの儀式、オランガタマリキの「ファナウ (whānau)、ハプウ (hapū)、イウィ (iwi) のもとで安全に愛され、育てられ、コミュニティによって支えられている」というビジョン、インケア当事者の方に聞いた「その子のルーツと文化を大切にされるようにしなければ」ということば。それらに正直、「どうしてここまで？」と自分は感じていた。けれど先日の大地震で分かったのだ。自分のルーツとなるものを私たちは無意識の中で大切にし、心のよりどころにしていることを。それが姿を変えてしまうことが、その場所にいられなくなることが、どれほどその人を悲しませ、無力にさせるか。施設で勤務することが当たり前になり、施設で生活することがベストの選択だ、ここが子どもたちのふるさとの景色になってほしいと、どこか驕りの感覚があつたのかもしれないと感じた。オランガタマリキにおける「情報共有」の講義の中では、「ウェルビーイングはその子それぞれで違い、ソーシャルワーカーが家族と関わる

中でその子にとってのウェルビーイングを探す」という話があった。それと同じように、入所している子どもたちにはそれぞれのふるさとがあり、心のよりどころがあるのだ。それを理解した上で、子どもたちがそのことを語る事が無くても、彼らのルーツやふるさとを尊重したかわりをしよう、と感じた。ニュージーランドの児童福祉で大事にされていること、研修で学んだことと日々子どもたちへ向かう姿勢について、私なりの解釈ではあるが、つながったように思えた。

最後に、この研修に参加させていただいたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



Queenstown and the Remarkables at dusk
pikifia

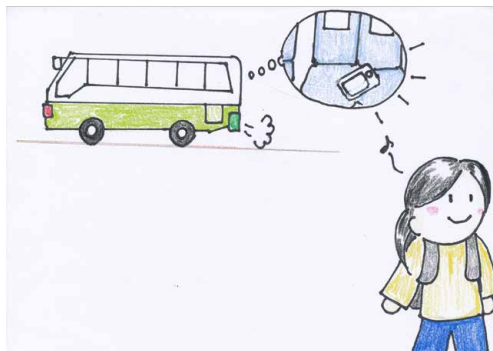
オークランド空港で買ったポストカード。ふるさとに似た景色だった。約9,000km離れた場所でも無意識にふるさとを探すのだと感じた。

反省、そして感謝

束の間の休息。オークランドの街を歩いてお土産でも…と思いながら荷物を置くためにホテルに向かっていた時に、自分のスマートフォンが無いことに気づいた。昨日、添乗員の四十栄さんから「スリがいるから荷物は前で抱えて」と全体に注意を受けたばかりだ。自分のリュックはどこだろう…まずい。いつも通り後ろに担いでいた…！よりもよって多機能なリュックでサイドにポケットもある。バスの中や視察先でサイドポケットにスマートフォンを入れていたかも…。やってしまった。そうは言ってもリュックの中にあるかも！と思い団員に電話してもらったが、サイレントモードにしていたことを思い出した。「それ思い出すよりもまずはスマホをどこに置いたか思い出してください！」と自分の記憶に投げかけるも、最後にどこに置いたかは思い出せない。旅行会社の方に伝えた方が良いということになり、そのことを伝えたところ、もしかしたら、ということで移動に使っていたバスの運転手であるアマングさんに連絡を取ってくださることになった。結局その場では連絡が繋がらず、オークランドの街中で団員に励まされ、これ以上物を失くさないように、と後ろを歩いてもらいお土産を買い、ホテルの部屋に戻った。みんなに迷惑をかけたしまった。大騒ぎしたりへこんだり自分の気持ちをコントロールできてなかった、いつもあれがないこれがない、と日本でも大騒ぎして、ここでもやってしまった…と反省しきり、集合時間に合流したところ、「あー、良かったね」と白岩事務局長が言う。何のことだろうか。すると、「スマホがバスにあったって！」と四十栄さんが言う。「え？知らなかったの」と団員たち。私のスマートフォンはバスの座席に置いたままになっていたそう。あったんだ…安心した。

翌日、運転手のアマングさんから自分のスマートフォンを渡され、「Thank you」と、心を込めて伝えた。不注意には気を付けないと、と自分に言い聞かせた。

(石田 三紀子)



職員にとってのウェルビーイング ～安心・安全の観点から～

西村 岳人

今回の研修を通して、ニュージーランドにおけるウェルビーイングの観点には学ぶべきことが多いと感じた。日本の児童福祉領域で働く中で、「子どものウェルビーイング」という観点から物事を考える機会はよくあるが、ニュージーランドでは「子どものウェルビーイング」と「働く職員にとってのウェルビーイング」という観点がいずれも尊重されるべき概念として存在しており、研修先では必ず、職員へのサポートについての説明がなされていた。そもそもウェルビーイングについて、厚生労働省は「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」とし、一般的には「幸福」といった意味でも用いられる。つまり、幸せを感じながら働いているか？という問いにつながるのではないだろうか。本稿では、今回の研修を踏まえ、「職員にとってのウェルビーイング」について、安心・安全の観点から述べていきたい。

今回視察した機関で聞かれた職員のウェルビーイングに関する取り組みとして、①専門性を担保する機会の提供（チャイルドマターズ）、②スーパーバイズ体制の構築（チャイルドマターズ、オランガタマリキ）、③待遇改善（バーナードス）、④職員自身に対する安心・安全の提供（キアプアワイ）、⑤EAP（20ページ）の活用（ほとんどの機関）等、いくつも例が示された。さらに、EAPに関しては、全てのスタッフがサポートに依頼することやサポートを受けることが推奨されている機関もあった。ニュージーランドで生活をされている通訳の方から、「あらゆる組織で構成員のウェルビーイングを保つことが価値とされており、それができるリーダーは有能と理解され、そのような組織でなければ有能な構成員は集まらない」と話があり、もはや組織としての義務といった様相を呈していた。

ある機関にて、「施設を利用する子どもたちが喧嘩を始めた場合、職員は介入するのではなく、別室に移動しヘルプが到着するのを待つ」というものがあった。その背景として、①ニュージーランドでは要支援者に対する身体拘束等の介入が原則禁止されている、②職員の安全を確保するため、というものがあった。もちろん、ディエスカレーションの介入を行うが、それでも子どもの安全を確保できる手立てが職員側にならない場合、優先すべきは職員の安全であるという視点は、子どものウェルビーイングと職員のウェルビーイングとが同等の価値であるということを感じる機会となった。

今回の研修中、特別講師の中垣先生から、「安心・安全と言われるが、安全があって初めて安心できると考えている」という話があった。私たちはこれまで幾度となく安心・安全という言葉に触れてきたが、安全な環境に身を置いて初めて安心が芽生えることができる。ニュージーランドで感じた職員のウェルビーイングの保障もこれらにあたるのではないだろうか。「子どものため」という視点に立った時に、職員自身の安全と安心が保障されているからこそ、子どもの安全と安心を保障する働きができ、それ故に専門性の向上といった質へと意識が向かっていった。その結果として、働き続けること、専門性を高めることにつながり、結果的に職員が集まり、質の高い支援を提供するというサイクルがニュージーランドではできていた。

一方で、このようなサイクルを持ってしてもなお、職員の離職や人材の不足といった話も聞こえてきた。日本においても職員の働き方改革が目が向きつつあるが、現状は、職員のウェルビーイングよりも子どものウェルビーイングが優先される傾向を強く感じるとともに、「子どものため」という言葉の背景にあるボランティアズム（自己犠牲）の精神が日本の児童福祉の根底には横たわっている。子どものウェルビーイングに終わりがないように、職員のウェルビーイングにも終わりではなく、ハード面、ソフト面双方から働く職員が安全と安心を感じることができるよう手立てを取り続ける必要がある。

子どもを支える大人が幸せを享受しながら働くことで子どもたちの日々の幸せの提供に直結するということがウェルビーイングの視点からも垣間見えた。誰にとってもウェルビーイングを感じることができるための制度設計の必要性を今回の研修を通して学ぶ機会となった。

ファナウ(大家族)のような養護 ～団長の妄想～

そこにいる子どもは、誰がホームの子どもなのか一見してわからない。地域の子どもも遊びに来ている。スタッフの子どももいる。地域の里親さんに委託した子どもが「ただいま」と言って来ていたりする。

そこにいる大人は、誰がホームのスタッフなのか一見してわからない。地域の人が野菜を持ってふらりと来ている。スタッフの家族もいる。地域の里親さんや子どもの親が特に用事もないのに来ていたりする。

自然が豊かで、季節の移ろいを肌や匂いで感じる。その中で子どもたちは遊びを見つけたり、花や動物を育てたり、虫を捕まえたり、面白いものを作ったりしながら育っている。

「する」も「される」も、子どもも大人も、みんな持ちつ持たれつお互いさま。野菜を持ってきた地域の人に子どもが叱られることもある。その子どもが近所のおばあちゃんをいたわってあげることもある。その子どもの親からスタッフが元気づけられることもある。

そんな毎日が積み重なり、つながり、紡がれていく。いつでも帰れる、そして自分の存在を確かめることができる。ファナウ(大家族)のような…。

さらに妄想を膨らませ、スタッフに団員をあてはめてみる。

- ・養育の中心は児童養護施設経験がある、阪本さん、作田さん、さとみさん、みきさん
阪本さんは、熱く、温かく、情緒的なまなざしで子どもをみて、親をみて、未来につなげてくれる。
作田さんには、子どもが何でも相談しにくる。ふしぎと子どもは聴いてもらって安心する。
さとみさんは、繊細でありながら、時には大胆なファミリーソーシャルワークを提案してくれる。
みきさんは、何でも一生懸命でときどき子どもとぶつかりながら、でも関係を築いてくれる。
- ・乳幼児と里親支援は乳児院経験がある山口さん
赤ちゃんが来てても安心。里親さんとは酒を酌み交わしながら見事にコミュニケーションを深めてくれる。
- ・母親への寄り添いは母子生活支援施設経験がある田畑さん
母親をエンパワメントしながら親子の関係を細い糸一本でもつなげてくれる。
- ・非行系の、少々つっぱっている子どもには児童自立支援施設経験がある石田さん
子どもから荒っぽいことを言われても、ほわっと包み込み、結局子どもが甘えている。
- ・心理士は心理治療施設経験がある西村さん
ムードメーカーで、仕事も遊びもいつもフットワークよく、スタッフ間の情報共有をしてくれる。
- ・研修担当は財団の田中さん(非常勤)
刺激的な研修の企画・実施をして、スタッフの視野を広げていただける。
- ・ホーム長は中垣さん
冷静かつ広い視野で全体をみて大事なところをアドバイスしていただける。だが、ときどき痛風になる。
- ・、私は・・・
給料はいらないが嫌われない程度に、子どもと一緒にご飯を食べたり、夜はスタッフらと酒を飲みながら子どもの幸せについて熱く語り合いたい。

このチームなら、できそうな気がしてきた。

(おわり)



団長のコラムから想像したイメージ
(Illustration drawn by I. Mikiko
and collaged by S. Satomi)

ひとつの大きな敷地の中で団員それぞれが自分の色のホームを持っている。それを団長と特別講師、研修担当の田中さんが見守っている。旗を持つ添乗員の四十栄さんを先頭に通訳のポール香春さん、財団の白岩さんと浅野さんが遊びに来ている。特別ではない、いつもの風景。

マオリ語・サモア語 辞典 / 索引

該当する言葉の記載がある章及び視察先を四角内に示した。視察先は頭字で表示している。

視察先の頭字

ES:アーリースタート(オランガタマリキ概要も含む)

EA:エマージ アオテアロア

IS:インフォメーションシエアリング

BN:バーナードス ニューゼーランド

VT:ヴォイシズチーム

KP:キア プアワイ

VW:ヴォイス-ファカロンゴマイ

JC:ジュリーカーターさん

MM:マナモコプナ

CM:チャイルドマターズ

THC:トウルキヘルスケア

BL:ブルーライト

OHF:オープンホーム財団

WIS:ワイラウ・インターメディアイトスクール

〈マオリ語〉

A

・ako アコ 学ぶ、教える

EA

・ahau アーハウ あなた、あなたは、あなたの

コラム whakapapa

・aho アホ 紐、横糸、糸図

OHF

・ahuru(ahuru)アーフル 暖かい、心地よい、快適な

ahuru mowai(ahuru mōwai)アーフル モーワイ

静かな場所、保護された避難所

EA

・Aotearoa アオテアロア 長く白い雲、ニューゼーランド

第 I 章/EA/概況

・arahi アーラヒ 先導する、指揮する

BN

・aroturuki アロトゥルキ 監視

第 I 章/OHF/BN

・ā-tau アータウ 年次

第 I 章

・atua アトゥア 神、超自然的な存在

コラム mana

・awatea アワテア 日中、昼間

KP

H

・hāngi ハーンギ アースオープン

WIS

・hapu ハプウ 親族の一部、サブ部族

第 I 章/ES/FGC/BN/第 III 章

・hauora ハウオラ 健康、活力、元気

EA

・hei matau ヘイ マタウ 釣り針の形をした装飾品

THC

・hongiri ホンギ 鼻や額をつけて行う挨拶

コラム mihi/コラムホンギ

・hui フィ 集まる、会議、集会

FGC/VW

hui ā-whanau フィ ア ファーナウ 家族会議

FGC

I

・iwi イウィ 部族、共通の先祖を持つ人々

第 I 章/ES/IS/FGC/EA/BN/コラム TS/第 III 章/概況

K

・ka awatea カ アワテア 夜明け

KP

・kahu カフ 芽を出す、成長する

THC

・kai カイ 食べ物、食事

コラム mihi

・kai~カイ ~する人

・Kaiwhakamana カイファカマナ 力を与える人、承認する人

VW

・Kairaranga ā-whanau カイランガアファナウ

家族のつながりを織りなす人

第 I 章

・karakia カラキア 祈り、儀式の詠唱

コラム mihi/EA

・kaumatua カウマーチュア

年を取る、成長する、大人、老人、年長者、長老

コラム whakapapa

・kaupapa カウパパ 議題、目的、政策、提案

OHF

・kia キア 目的や願望を示す助詞

Kia ora キア オラ 挨拶や感謝を表現する言葉

コラムホンギ

・koro コロ 祖父、年配の男性

コラム whakapapa

・kuia クイア 祖母、年配の女性

コラム whakapapa

・kuru pounamu クル ポウナム グリーンストーンの装飾品

MM

M

・mai マイ 発言の方向性を示す言葉

MM

・māmā マーマー 母

コラム whakapapa

・mana マナ 権威、威信、超自然的な力

第 I 章/FGC/MM/VW/KP/コラム mana

・manaaki マナアキ サポートする、世話する、保護する

EA

・manaakitanga マナアキタンガ

もてなし、敬意・寛大さ・気遣いを示すプロセス

コラム mihi/コラム マナアキタンガ

・mana atua マナ アトゥア 神からの神聖で霊的な力

コラム mana

・mana tangata マナ タンガタ

マナを通じて獲得される権力と地位

コラム mana

・manatu マナトゥ 省、権威

EA

・Manatu Hauora マナトゥ ハウオラ 保健省

EA

・mana tapuna マナ トゥープナ 先祖からの権威

コラム mana

・mana whenua マナ フェヌア 土地・領土に関する権力

コラム mana

・manuhiri マヌヒリ 訪問者、ゲスト

コラム mihi

・marae マラエ 集会所

FGC/コラム mihi/コラムホンギ/KP/概況

・mata マタ 顔、表情、目

MM

・mata Māori マタ マオリ

マオリ文化・社会における独自の視点や理解

MM

・matataki マータータキ 挑戦する、調べる、観察する

VT

・matau マタウ 釣り針

THC

・matua マートウワ 両親

コラム whakapapa

・mauri マウリ 生命力、感情の源

コラム mana

・mihi ミヒ 挨拶する、敬意を払う、認める

コラム mihi/コラム whakapapa

・mihi whakatau ミヒ ファカタウ 正式な歓迎の挨拶

第 I 章/コラム mihi

・mokopuna モコプナ 孫、子孫

MM

・mowai(mōwai)モーワイ 穏やか、孤独、滑らか

EA

O

・ōku オーク 私の

コラム whakapapa

・ora オラ 健康、元気、安全、回復した

VT/EA

・oranga オランガ 福祉、生活、健康

EA

P

・pae パエ 地域、エリア、横たわる

KP

・Pakeha パケハ ヨーロッパ系ニュージーランド人

第 I 章/FGC/コラムモアナ/KP/概況

・papa パーパー 父、おじ

コラム whakapapa

・pepeha ベペハ 言う、叫ぶ、自己紹介文

コラム whakapapa

・pepi ペーピ 赤ちゃん

THC

・pounamu ポウナム グリーンストーン

MM

・poutama ポウタマ

家系図、階段状の模様(学習や知的な達成のレベルを表す)

BN

・powhiri ポーフイリ 歓迎する、出会い・歓迎の儀式

コラム mihi/コラムホンギ

・Puao-te-Ata-tu プアオ テ アタ ツ 夜明け

FGC

・puawai プアワイ 花、咲く、結実する

・pakenga プウケンガ スキル、専門知識

VW

・Parongo プウロンゴ 報告

Parongo ā-Tau プウロンゴ ア タウ 年次報告

第 I 章

R

・rakau ラーカウ 木、棒、武器、バット

コラム whakapapa

・rangatahi ランガタヒ 若者

FGC/VT/BW

・rangatiratanga ランガティラタンガ

リーダーシップ、権限、王国

VW

・raranga ラランガ 織る、編む

第 I 章

・rongo ロンゴ 平和、認識、ニュース、評判

MM

T

・takatapui タカタープイ

同性の親しい友人、レスビアン・ゲイ・ホモセクシュアル・ゲイの
男性と女性

VT

・takitoru タキトル 3つの

OHF

・tamaiti タマイティ (1人の)子ども、少年

OHF

・tamariki タマリキ 子ども

FGC/VT/OHF/BN/CM

・tangata タンガタ 人、個人

コラム mana

・tangi タンギ 葬儀、嘆き、泣く

コラムホンギ

・tangihanga タンギハンガ 泣く、葬儀、死者のための儀式

JC

・tapu タブ 神聖な、禁止された、制限された

コラム mana

・taurima タウリマ 世話をする、育てる

THC

・tauwhiro タウフィロ ソーシャルワーカー、世話をする

コラム mihi

・tikanga ティカンガ 価値観、方法、理由、習慣、手順

コラム mihi

・tiramaka ティラマーカ 精神

コラム mihi

・tiriti テイリティ 条約、通り

概況

・tohu トフ 指示する、助言する、案内する

VT

・tuhono トーホノ 結合する、つながる、接続、絆、蜘蛛の巣

VW

・tuituia トウイトウイア 織りなす

第 I 章

・tumu トウム 信頼できるリーダー

コラム mihi

・tapuna トーブナ 祖先、祖父母

コラム mana

・tūrangawaewae トーランガワエワエ 立場、住所

VW

・turuki トウルキ 補助、強化、成長する

第 I 章/THC/コラム伝統歌/第 III 章

W

・waiata ワイアタ 歌

コラム mihi

・wairua ワイルア 霊、魂、精神

KP

・waka ワカ カヌー、乗り物

VW

・whai ファイ 持つ、取得する、所有する

VW/EA

・whakamana ファカマナ 権限を与える、承認する

VW/EA

・whakapapa ファカパパ 系譜、祖先についての概念

第 I 章/IS/VT/VW/コラム伝統歌/BL/

コラム whakapapa/第 III 章

・Whakarongo ファカロンゴ 聞く

Whakarongo Mai ファカロンゴ マイ 聞いてください

VW

・whakatairanga ファカタイランガ 高める、宣伝する

VW

・whakatau ファカタウ 正式な歓迎

第 I 章/コラム mihi/コラム whakapapa/第 III 章

・whakatupuranga ファカトゥプランガ 世代

KP

・whakawhanaunga ファカファナウンガ

良い関係を築く、集まる

EA

・whakawhanaungatanga ファカファナウンガタンガ

他者と良好な関係を築くプロセス

コラム mihi

・whanau ファナウ 家族、拡大家族

第 I 章/ES/IS/FGC/VT/コラム mihi/THC/OHF/EA/

BN/KP/JC/CM/コラム mana/第 III 章

・whare ファレ 家、建物、住居

EA

・whatu ファトゥ 核、目

EA

・whenua フェヌア 土地、領土、国

第 I 章/コラム mana

〈サモア語〉

A

・afua アファ 始まる、根源

EA

T

・taeao タエアオ 朝

EA

・toe トエ また、再び

EA

参考ホームページ

サモア語:Glosbe 辞書サモア語-日本語

<https://ja.glosbe.com/sm/ja>

マオリ語:Te aka Maori Dictionary

<https://maoridictionary.co.nz>

作成:作田 惇人

参考文献 / ホームページ

(訪問国の概況7～12ページ、訪問地の紹介31ページ)

- ・ユニセフ・インフエンティ研究所. (2021). イノフエンティレポートカード 16 子どもたちに影響する世界 先進国の子どもの幸福度を形作るものはなにか 日本語版. 港区: (公財) 日本ユニセフ協会.
- ・BBC. (2019年8月21日). New Zealand speaker cradles MP's baby during parliament debate. : <https://www.bbc.com/news/world-asia-49421455>
- ・BBC NEWS JAPAN (2018年9月26日): NZ 首相、国連総会に赤ちゃん同行 おむつ交換に日本代表団びっくり. : <https://www.bbc.com/japanese/45648565>
- ・New Zealand History Nga koreo a ipurangi o Aotearoa.: : <https://nzhistory.govt.nz/browse/topics/category>
- ・Government House, New Zealand Government. : New Zealand's Constitution: <https://gg.govt.nz/office-governor-general/roles-and-functions-governor-general/constitutional-role/constitution/constitution>
- ・Kia Piki Ake Welfare Expert Advisory Group. (2022年9月28日). History of the New Zealand Welfare System. : Kia Piki Ake Welfare Expert Advisory Group: <https://www.weag.govt.nz/background/history-welfare-system/#:~:text=History%20of%20the%20New%20Zealand%20Welfare%20System%20Today%E2%80%99s,the%20beginning%20of%20the%20modern%20Welfare%20State%201969>
- ・Local Government in New Zealand - Local Councils. . Councils' roles and functions. : Local government in New Zealand: http://www.localcouncils.govt.nz/lqip.nsf/wpg_url/About-Local-Government-Local-Government-In-New-Zealand-Councils-Roles-and-Functions#RegionalCouncils
- ・MoritaKoki. (2021年10月21日). ニューージーランドにおけるマオリの歴史と現在. : Global News view: <https://globalnewsview.org/archives/16032>
- ・New Zealand: Thousands march against new government's reversal of Indigenous policies. (2023年12月5日). : BBC: <https://www.bbc.com/news/world-asia-67621800>
- ・NZ 新政権、学校引き締め 携帯禁止や算数を毎日必修に. (2023年12月18日). : 日本経済新聞: <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM180GN0Y3A211C2000000/>
- ・Official results for the 2023 General Election. (2023年11月3日). : Electoral Commission: <https://elections.nz/media-and-news/2023/official-results-for-the-2023-general-election/>
- ・Putting Aotearoa on the map New Zealand has changed its name before why not again. (2021年10月6日). : The Conversation: <https://theconversation.com/putting-aotearoa-on-the-map-new-zealand-has-changed-its-name-before-why-not-again-168651>
- ・Radio New Zealand. (2023年11月29日). 'Challenging few years for some' - Māori weigh in on new government. : Radio New Zealand: <https://www.rnz.co.nz/news/political/503387/challenging-few-years-for-some-maori-weigh-in-on-new-government>
- ・Research and Publishing Group of the New Zealand Ministry for Culture and Heritage. . Assisted immigration, 1947-75. : New Zealand History: <https://nzhistory.govt.nz/culture/assisted-immigration-to-nz-from-the-uk>
- ・Social Security Act passed. . : NZ History: <https://nzhistory.govt.nz/social-security-act-passed>
- ・Stats NZ. (2020年9月3日). Ethnic group summaries reveal New Zealand's multicultural make-up. : Stats NZ: <https://www.stats.govt.nz/news/ethnic-group-summaries-reveal-new-zealands-multicultural-make-up>
- ・Story: Children's homes and fostering. . : The Encyclopedia of New Zealand: <https://teara.govt.nz/en/childrens-homes-and-fostering>
- ・Story: Te reo Māori - the Māori language. . : The Encyclopedia of New Zealand: <https://teara.govt.nz/en/te-reo-maori-the-maori-language>
- ・Te Tiriti o Waitangi The Treaty of Waitangi. (2024年2月29日). : Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa: <https://www.tepapa.govt.nz/discover-collections/read-watch-play/treaty-waitangi>
- ・Timeline. (2024年2月29日). : New Zealand History: <https://nzhistory.govt.nz/keyword/timeline>
- ・Treaty timeline. . : New Zealand History: <https://nzhistory.govt.nz/politics/treaty/treaty-timeline/treaty-events-1800-1849>
- ・Where are to live in New Zealand. . : This is New Zealand: <https://thisisnewzealand.com/where-to-live-in-new-zealand-different-regions>
- ・アーダーン NZ 首相、2月辞任を表明 国を率いる「十分な余力ない」. (2023年1月19日). : BBC NEWS JAPAN: <https://www.bbc.com/japanese/64327199>
- ・シドニー事務所, (一財) 自治体国際化協会. (2023). Clair Report No.536 ニューージーランドの選挙投票率について考察する. 千代田区: (一財) 自治体国際化協会. : <https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/536.pdf>
- ・ニューージーランド、ラクソン新首相が就任 経済再生急務. (2023年11月27日). : 日本経済新聞: <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB270IY0X21C23A1000000/>
- ・マオリ人. . : 世界史の窓: <https://www.y-history.net/appendix/wh1402-057.html>
- ・マオリ戦争. . : コトバンク: https://kotobank.jp/word/%E3%83%9E%E3%82%AA%E3%83%AA%E6%88%A6%E4%BA%89-135599#goog_rewarded
- ・ワイタンギ条約. . : 100% Pure New Zealand: <https://www.newzealand.com/jp/feature/treaty-of-waitangi/>
- ・外務省. . ニューージーランド. : 外務省: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/>
- ・政府. (2023). 統計でみる都道府県のすがた 2023 / 社会生活統計指標. 社会・人口統計体系. (ホームページは全て 2024年3月20日閲覧)

第48回（2023年度）資生堂児童福祉海外研修メンバー

（研修時・敬称略）

氏名		〒	勤務先住所	職掌	種別
団長	河尻 恵	336-0963	埼玉県さいたま市緑区大門 1030 国立武蔵野学院 TEL：048-878-1260	院長	児童自立 / 院長
特別講師	中垣真通	245-0062	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町 983 番地 子どもの虹情報研修センター TEL：045-871-8011	研修部長	研究・研修機関 / 研修部長
団員	阪本 博美	394-0048	長野県岡谷市川岸上 4-12-51 つつじが丘学園 TEL：0266-22-2574	自立支援担当職員	児童養護 / 自立支援担当職員
団員	作田 惇人	700-0814	岡山県岡山市北区天神町 6-34 岡山聖園子供の家 TEL：086-222-4806	児童指導員	児童養護 / 児童指導員
団員	鈴木 聡美	431-1101	静岡県浜松市中央区和光町 517 番地 わこう TEL：053-486-0141	家庭支援専門 相談員	児童養護 / 家庭支援専門 相談員
団員	鈴木 美希	125-0062	東京都葛飾区青戸 4-14-15 希望の家 TEL：03-5650-2424	児童指導員	児童養護 / 児童指導員
団員	山口 瞳	020-0831	岩手県盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 10 日赤岩手乳児院 TEL：019-614-0821	保育士、里親支援 専門相談員	乳児院 / 保育士・里親支援 専門相談員
団員	田畑 淳美	615-0092	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 - 2 野菊荘 TEL：075-803-0828	母子支援員、 心理担当	母子生活支援 / 母子支援員・ 心理担当
団員	石田 三紀子	260-0813	千葉県千葉市中央区生実町 1001 千葉県生実学校 TEL：043-263-4731	児童自立支援 専門員	児童自立 / 児童自立支援 専門員
団員	西村 岳人	861-2234	熊本県上益城郡益城町古閑 73 こども L.E.C. センター TEL：096-331-0210	統括主任、 公認心理師、 臨床心理士	児童心理 / 統括主任、 公認心理師・ 臨床心理士
事務局	白岩 哲明	104-0061	東京都中央区銀座 7-5-5 資生堂子ども財団 TEL：03-3574-7408	常務理事兼 事務局長	
事務局	浅野 悠希			担当	
事務局	田中 恵子			担当	

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第1回 (1972)	ヨーロッパ(含北欧)	養・保・児(5)	28	海外福祉事情視察
第2回 (1973)	アメリカ・カナダ	精・重・肢(29)	29	大学・病院及び付属研究所各種施設の視察
第3回 (1974)	ヨーロッパ(含北欧)	養(23)	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情視察
第4回 (1975)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教(25)	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情視察
第5回 (1976)	アメリカ・メキシコ	乳・虚(25)	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回 (1977)	アメリカ	養・母(26)	24	養護施設及び母親制度、母子福祉の視察研修
第7回 (1978)	ヨーロッパ	養・子どもの国 (25)	16	児童健全育成に関する民間施設活動
第8回 (1980)	アメリカ	養・母・乳(25)	15	児童処遇における施設と地域社会・児童の特性に応じた生活指導方法
第9回 (1981)	オーストラリア	養(18)	14	分散小舎制の運営、地域社会関係
第10回 (1982)	アメリカ・カナダ	養(18)	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び機能についての調査研究
第11回 (1984)	オーストラリア(含タスマニア)	養(15)	15	児童養護のネットワークづくり
第12回 (1985)	ヨーロッパ(3カ国)	養(15)	15	家庭の病理からくる情緒障がい児・家族への指導
第13回 (1986)	アメリカ	養(15)	15	施設養護と家庭養護
第14回 (1987)	アメリカ	養・教(17)	14	非行傾向を示す児童の処遇問題
第15回 (1988)	アメリカ	養・教(17)	15	非行傾向を示す児童の処遇問題 ～ファミリープログラムを含めて～
第16回 (1989)	オーストラリア	養・教・情・母・ 精(17)	15	児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について
第17回 (1990)	オーストラリア	養・教・情・母・ 精(17)	15	地域社会での児童福祉のあり方を探る

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第18回 (1991)	ヨーロッパ	養・教・情・母・ 精 (23)	15	児童の権利と児童養護活動
第19回 (1992)	ヨーロッパ	養・教・情・母・ 精 (25)	15	児童の権利と家庭機能支援活動を探る
第20回 (1993)	アメリカ・カナダ	養・教・情・母・ 乳・精・肢 (25)	15	家庭と子どもの権利を考える
第21回 (1994)	アメリカ	養・教・情・母・ 肢 (13)	15	子どもの権利と家庭への支援について
第22回 (1995)	ヨーロッパ (含北欧)	養・教・情・母・ 乳 (12)	14	児童の最善の利益について
第23回 (1996)	オーストラリア・ニュー ジーランド	養・教・情・母・ 乳 (17)	11	日本の児童福祉施設の将来のあり方を探る
第24回 (1997)	イギリス	養・教・情・母・ 乳 (14)	12	地域社会が求める福祉サービスのあり方
第25回 (1998)	アメリカ	養・自立・情・母・ 乳 (13)	14	アメリカの児童虐待の実態について
第26回 (1999)	カナダ	養・自立・情・母・ 乳 (15)	13	子どもの権利擁護と福祉と福祉サービス
第27回 (2000)	カナダ	養・母・児家・ 自援・情・知 (13)	14	自助、共助、公助による自立支援教育など
第28回 (2002)	アメリカ	養・母・自立・ 情 (13)	15	里親制度と被虐待児への対応
第29回 (2003)	オーストラリア・ニュー ジーランド	養・乳・自立・ 情 (15)	14	地域社会を巻き込んだ家族支援
第30回 (2004)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・自援・里親 (19)	15	家族の重要性を重視し、コミュニティをベースにしたより柔軟なサービス
第31回 (2005)	カナダ	養・乳・自立・情・ 児家セン (14)	15	カナダ東部地区における児童虐待予防策の研修と児童福祉現場の実態研修
第32回 (2006)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン (15)	15	「愛着の絆～その結び方と修復について」及び虐待予防策「ヘルシースタートプログラム」の研修
第33回 (2007)	フランス・イギリス	養・母・乳・自 立・情・児家セン・ 自援 (14)	15	「フランス・イギリスにおける児童養護の考え方と被虐待児及びその保護者への対応について」
第34回 (2008)	ニュージーランド	養・母・乳・自 立・情・児家セン・ 里親 (15)	15	「ニュージーランドが推進する地域支援型被虐待児への対応について」

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第35回 (2009)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(15)	15	「アメリカで推進されている児童虐待防止活動及び虐待を受けた子どもたちの心の傷を癒す最新知識とその実践方法を学ぶ」
第36回 (2010)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「トラウマの癒しの様々な治療形態と、それらの施設における応用」「愛着を深める家庭訪問事業を支える、ラップアラウンドプログラムの見学と研修」
第37回 (2011)	スウェーデン・ デンマーク	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「北欧の子ども虐待対応及び、社会的養護のあり方を学び、日本の実状に照らし合わせ、将来の児童福祉の姿を探る」
第38回 (2012)	ドイツ・イギリス	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「ドイツとイギリスの児童福祉と社会的養護の歴史と実情を学びながら、『今後の児童福祉施設の機能と特長』や『里親と施設とのパートナーシップ』を探り、日本のあるべき将来像について考える」
第39回 (2013)	フィンランド・オランダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	二国の子どもと家族に対する予防的支援、児童福祉施策の展開と関連機関の現状と課題、多分野協働の実情を把握し、日本の児童福祉施設のあり方と子ども家庭支援の方向性を探る
第40回 (2014)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	米国の福祉施策の展開とともに、予防的支援や介入の現場で活用される最先端の知識を学び、地域の予防的拠点としての施設の役割も含め日本の児童福祉のあり方を振り返り、今後の方向性を探る
第41回 (2015)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(11)	13	子どもの権利擁護の現状、児童福祉制度、子育て支援及び保育政策、虐待やメンタルヘルス対応、里親と養子縁組に係る制度政策を具体的施策に併せて学び、日本の施設における子どものケアや家族支援の質的向上、子どもと子育てをサポートするコミュニティづくりを進めるうえで果たすべき役割を考える
第42回 (2016)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	13	ブリティッシュコロンビア州の児童福祉の状況について、多角的、総合的に学ぶ。日本でも重視されるようになってきている周産期の予防支援に主眼をおき、「乳幼児対応」「虐待予防支援」「人材育成」を中心的テーマに据え、昨年のオンタリオ州研修と今回の研修で得られた知見とを踏まえ、日本の現状と今後のあるべき方向性について検討を深める
第43回 (2017)	ルーマニア・ドイツ	養・母・乳・自立・ 児家セン(12)	13	ルーマニア：1989年以降の児童家庭福祉制度と施策の概況、子どもたちへの支援を学び、子どもの回復を支え、さらに一步踏み込んで次の世代へ負の連鎖を断ち切るため、日本の児童福祉現場に求められるビジョンと支援のあり方を考える ドイツ：児童家庭福祉制度・政策の理念と歴史の変遷、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本の次世代育成と児童家庭福祉政策を振り返り、社会的養護に関わる立場で果たすべき役割を考える
第44回 (2018)	イギリス	養・母・乳・自立・ 児心・児家セン (12)	13	イギリス児童福祉の制度・政策の概要および日本の政策への影響、システムの運用についての現状と課題、ケアの実際、児童福祉の歴史的背景と近年の傾向、子どもをとりまくイギリス社会の実情を学び、日本の児童福祉の促進と発展のためイギリスから学ぶべきは何かを見直し、これからの児童福祉のあり方を議論する

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第45回 (2019)	ポーランド・ベルギー	養・母・乳・自立・ 児心・児家セン (12)	16	「子どもの権利」を研修テーマの中心に据え、その 起点となるポーランドと、権利擁護の推進に力を 入れてきたベルギーの二つの国を視察し、子ども の権利擁護の原点と展開、今後の展望について深く 学び、日本の子どもの権利擁護のこれからを考える 研修のポイント:権利擁護、ベルギーの予防的支援、 ベルギーとポーランドの児童保護対応と社会的養護
第46回 (2021)	フランス	養・乳・児心 (8)	12 (研修 実施日)	<オンライン研修> フランスの子どもと家族をめぐる制度・政策とその 背景、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本 の次世代育成と児童家庭福祉のあり方を考える
第47回 (2022)	オーストラリア	養・母・乳・自立・ 児心・児家セン (8)	現地 研修 8 ・ オンラ イン 研修 1	研修のポイント ①家族を中心に据えた児童福祉施策とその実践 ②子どものために、家族、支援者、関連機関が協働 することを目的に開発された情報共有システム 「ChildStory」の現状と課題 ③予防および早期介入のための子どもと家族への支 援プログラムの実際 ④若者たちの声を政策と施策に生かす取り組み ⑤<特別企画>児童保護に画期的な方法論を提示し た家族の強みを強化する「サインズ・オブ・セー フティ」開発者による講義
第48回 (2023)	ニュージーランド	養・母・乳・自立・ 児心 (8)	現地研 修8・ オンラ イン研 修1	子ども省のもとで再構築されたシステムとその実践 の現状と課題、今後の方向性を学ぶ。 ①早期、予防的支援の具体的展開 ②児童保護システムと少年司法システムとの関係 ③ファミリー・グループ・カンファレンス (FGC) の現在 ④連携パートナー間の情報共有 ⑤当事者の声を政策に反映させる権利擁護の取り組み ⑥子どもと家族への支援を行う専門家の養成と継続 的な育成、をポイントとする。



編集後記

「チャレンジ。得意なことにも苦手なことにも挑戦して、やり切ってみよう。やり切った先には結果があるはず」。私が今年度子どもたちに伝えてきたことばです。私にとってのチャレンジは、やはりこの海外研修だと思います。慣れないパソコンを使っての資料作り、視察先についての学習、報告書の作成…。たくさんのごことに挑戦しました。諦めそうになり、くじけそうになったこともありました。そのたびに支えてくれたのは団員のみんな、資生堂子ども財団の皆さま、職場の仲間と子どもたち、友人、家族、お土産のぬいぐるみを抱えていた姪っ子。支えてくれた皆さんへ、私は伝えるのが上手ではないけど、素直に伝えたいです。ありがとう。

今もまだチャレンジの途中です。子どもたちと共に成長できる感謝と喜びを胸に、その先の結果を夢見て。今日も、明日も。
(石田 三紀子)

この報告書が完成する1年前の私は、こんなにも充実した気持ちで今いることは想像だにできなかったでしょう。14年間携わったこの仕事を通して自分の課題と夢の両方を胸に留め、そんな自分を試すように挑戦した海外研修でした。広い海を渡り大きな世界で得た学びと、研修団員と語りつくし悩み励まし合ったこの時間は、どちらも私の人生を変えたと言っても過言ではない程の宝物になりました。そしてこの宝物を胸に、私はまた新たな課題と夢を抱きました。編集委員の血と汗の結晶とも言えるこの報告書は、これからの私の指針となってくれることでしょう。最後に、この度の研修に携わられた皆様には、感謝の思いと愛おしい気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。
(阪本 博美)

とてつもなくポジティブな仲間に出会えたこと、これがこの研修で私が得た最大の収穫でした。職場も住む場所も違う私たちが、「子どもとその家族の幸せのために」という思いから、縁がつながって出会い、学び合い、この報告書の完成に至りました。研修に原稿作成、編集作業。厳しくも本当に充実した毎日でした。認め合い共に頑張る仲間や、全力で伴走して下さる先生方と財団の皆様、学びたいという私たちの思いに応じて下さった視察先や送り出してくれた勤務先など、多くの方の支えがあってできた経験でした。この報告書が、またこれからの私たちの仕事が、日本の児童福祉に一石を投じ、明日を、未来を生きる子どもたちと家族の笑顔へとつながるように、仲間と共に挑戦を続けていきたいと思えます。支えて下さった全ての皆様に、心から感謝申し上げます。
(作田 惇人)

怒濤の如く海外研修から日常に戻った私は、職場では平常を装いながらも、心の中は研修で学び得た充実感と新たな目標で期待に満ちていました。渡航中毎日充実していたのは、この研修に携わっていただいた皆様のおかげでありここで感謝申し上げます。そして学び得た膨大な情報量を持ち帰り、整理が追いつかないまま待たなしに始まったのが編集会議でした。時には日付が変わるまで取り組み、一つひとつを振り返り、その時感じたことを言葉で紡いでいく作業は、この研修の本当の意味での収穫であり、こうして「報告書」という大きな成果となりました。この報告書をもとに、日本の児童福祉に新たな花を咲かせ、より実りのある未来にするために、志を共にする仲間と切磋琢磨していきたい、そう思わせてくれる経験がこの研修にあることを最後に記します。
(鈴木 聡美)

海外研修には外国語資料の解説がついて回りますが、今回は、英語だけではなく頻出するマオリ語との格闘の研修でもありました。言葉の意味を探る作業を通し、言葉とともに自らの系譜を取り戻したマオリの人々や、言葉を媒体にマオリの世界観と出会ったバケハに思いを馳せることもあったかもしれません。当初、サービス受給者にマオリが多いから、また公用語だからマオリ語が使われているのだろうと考えていました。しかし深淵で多義的なマオリ語は welfare と well-being を語るに相応しく、システムや実践上でもマオリ語が使われているところにニュージーランドの子ども家庭福祉の理念が表れているようにも思うようになりました。その思いは、団員の皆さんがそれぞれの観点から研修を総括された第Ⅲ章を拝読し、強まりました。皆さんには子どもと家族、そして支援者に力を与えるカイファカマナとなってご自身の言葉で日本の子ども家庭福祉を語られ、これからも子どもが幸せに育つ社会の実現に貢献されますよう。ますますのご活躍を心よりお祈りしています。(田中 恵子)



<表紙のことば>

表紙制作にあたっては、できればニュージーランドで体感したことをそのまま表現したい、感じた心のままに表せられたらと考えました。同期の皆さんにニュージーランドで感じたことを聞くと、今回の研修の大きなキーワードは「ウェルビーイング」。そのイメージを具現化したいと思いました。ニュージーランドに住む人々がそれぞれを認め合い、それぞれのカラーを保ちながら尊重し、ホンギを交わす、そこで家族や子どもの育つ環境が守られ調和をもたらす。それぞれの心地よい状態が保たれるようにとそんな願いも込めて制作しました。

とても大きなお話になりますがニュージーランドに行ったことで人の幸せについて考えることが多くなりました。団員8名の視野を拡げ、さらに考える機会を与えてくれたニュージーランドに感謝を込めて。 (鈴木 美希)

第48回(2023年度)資生堂児童福祉海外研修報告書

発行 2024年3月29日

公益財団法人 資生堂子ども財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7-5-5

制作 ジャパンプリント株式会社
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-46-3